

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

資料 2

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
		第1編 総則	第1編 総則													
1	1	<p>第1節 計画の目的 この計画は、(略)、秋田県の地域及び県民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格 2 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、関係機関において別途定めるものとする。 また、防災関係機関は、平時から防災に関する研究・訓練等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、県民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。</p>	<p>第1節 計画の目的 この計画は、(略)、秋田県の地域並びに県民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>第2節 計画の性格 2 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、関係機関において別途定めるものとする。 また、防災関係機関は、平時から防災に関する研究や訓練・研修等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、県民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。</p>	字句の修正及び防災基本計画(H29.4修正)の反映												
2	2	<p>第4節 計画の推進 災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、県、市町村及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図る。 (略)さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、関係機関相互の連携協力、さらには、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者(以下、「要配慮者」という。)や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。</p> <p>併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。</p>	<p>第4節 計画の推進 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 県、市町村及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者(以下、「要配慮者」という。)や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 併せて、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、県及び市町村は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。(略)</p>	防災基本計画(H29.4、H30.6、R1.5修正)等の反映												
3	5	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北財務局 (秋田財務事務所)</td> <td> 1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北財務局 (秋田財務事務所)</td> <td> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の手続きに関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北財務局 (秋田財務事務所)	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の手続きに関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。	所要の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱															
(略)	(略)															
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。															
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱															
(略)	(略)															
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の手続きに関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
4	6	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	(略)	(新規)	(新規)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方測量部</td> <td>1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	(略)	東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。	(略)	(略)	所要の修正 (指定地方行政機関の追加に伴う修正)
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	(略)																							
(新規)	(新規)																							
(略)	(略)																							
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	(略)																							
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。																							
(略)	(略)																							
5	6	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 (秋田地方気象台)</td> <td>1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 (秋田地方気象台)</td> <td>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。	所要の修正								
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、報道機関等を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。																							
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。																							
6	6	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (新設)</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (新設)	<table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。</td> </tr> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。	所要の修正								
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (新設)																							
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																							
(略)	(略)																							
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由																
7	7	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(東北支店) KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(東北支店) KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	(略)	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	(略)	所要の修正				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(東北支店) KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社(東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	(略)																			
8	8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート</td> <td>1 災害時における物資の調達及び供給確保に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関する こと	所要の修正 (指定公共機関の追加に伴う修正)				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
(新設)	(新設)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
イオン株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	1 災害時における物資の調達及び供給確保に関する こと																			
9	8	<p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 湖東瓦斯株式会社のしるエネルギーサービス株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 湖東瓦斯株式会社のしるエネルギーサービス株式会社	(略)	(略)	(略)	<p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 (削除) のしるエネルギーサービス株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 (削除) のしるエネルギーサービス株式会社	(略)	(略)	(略)	所要の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 湖東瓦斯株式会社のしるエネルギーサービス株式会社	(略)																			
(略)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 (削除) のしるエネルギーサービス株式会社	(略)																			
(略)	(略)																			
10	9	<p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。	(略)	(略)	<p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 災害福祉広域支援ネットワークに関すること。 (社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のみ)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 災害福祉広域支援ネットワークに関すること。 (社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のみ)	(略)	(略)	所要の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。																			
(略)	(略)																			
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																			
(略)	(略)																			
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 災害福祉広域支援ネットワークに関すること。 (社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のみ)																			
(略)	(略)																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
11	10	<p>第9節 活動体制計画 第1 計画の方針</p> <p>県内に台風や豪雨などによる気象災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、知事は、法令及び本計画で定める指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動及び災害応急対策を実施する。</p> <p>また、県内の市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策への支援と併せ、これら機関との総合調整を行うものとする。</p>	<p>第9節 活動体制計画 第1 計画の方針</p> <p>県内に台風や豪雨などによる気象災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、知事は、法令及び本計画で定める指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動及び災害応急対策を実施する。</p> <p>また、県内の市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策への支援と併せ、これら機関との総合調整を行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</p>	<p>防災基本計画 (H29.4修正) の反映</p>																																																																										
12	11	<p>第3 災害対策本部等の設置基準 【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="3"> [自動設置] 1～3 (略) 4 噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本部構成員</td> <td style="width: 10%;">本部長</td> <td colspan="2">知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td colspan="2">副知事、危機管理監</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4500 (代表)</td> <td>FAX 018-860-4521</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>TEL 100-580</td> <td>FAX 100-600</td> </tr> </table>	名 称	秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)			(略)	(略)			設置基準	[自動設置] 1～3 (略) 4 噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)			(略)	(略)			本部構成員	本部長	知事		副本部長	副知事、危機管理監		事務局員	(略)		(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4521	衛星	TEL 100-580	FAX 100-600	<p>第3 災害対策本部等の設置基準 【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="3"> [自動設置] 1～3 (略) 4 県内の火山で噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本部構成員</td> <td style="width: 10%;">本部長</td> <td colspan="2">知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td colspan="2">副知事、危機管理監、副危機管理監</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4500 (代表)</td> <td>FAX 018-860-4521 018-860-4530</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>TEL 100-544</td> <td>FAX 100-600、100-601</td> </tr> </table>	名 称	秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)			(略)	(略)			設置基準	[自動設置] 1～3 (略) 4 県内の火山で噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)			(略)	(略)			本部構成員	本部長	知事		副本部長	副知事、危機管理監、副危機管理監		事務局員	(略)		(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4521 018-860-4530	専用回線	TEL 100-544	FAX 100-600、100-601	<p>所要の修正</p>
名 称	秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)																																																																													
(略)	(略)																																																																													
設置基準	[自動設置] 1～3 (略) 4 噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																													
(略)	(略)																																																																													
本部構成員	本部長	知事																																																																												
	副本部長	副知事、危機管理監																																																																												
	事務局員	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																													
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4521																																																																											
	衛星	TEL 100-580	FAX 100-600																																																																											
名 称	秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第23条に基づくもの)																																																																													
(略)	(略)																																																																													
設置基準	[自動設置] 1～3 (略) 4 県内の火山で噴火警報 (居住地域) が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 (噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																													
(略)	(略)																																																																													
本部構成員	本部長	知事																																																																												
	副本部長	副知事、危機管理監、副危機管理監																																																																												
	事務局員	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																													
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500 (代表)	FAX 018-860-4521 018-860-4530																																																																											
	専用回線	TEL 100-544	FAX 100-600、100-601																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																				
13	12	<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">秋田県災害対策部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">対策部構成員</td> <td>部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>部長補佐</td> <td>総合防災課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">部員</td> <td colspan="2">次の各課長 (平成29年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>総合政策課、地域活力創造課、学術振興課、国際課</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開催時期</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>対策部会議</td> <td>構成員</td> <td>災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4563</td> <td>FAX 018-824-1190</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>TEL 100-507</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		(略)	(略)		設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)		(略)	(略)		対策部構成員	部長	危機管理監	部長補佐	総合防災課長	部員	次の各課長 (平成29年3月現在)		総務部	(略)	企画振興部	総合政策課、地域活力創造課、学術振興課、国際課	(新設)	(新設)	(略)	(略)	建設部	建設政策課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課	(略)	(略)	(略)	(略)	開催時期	(略)		対策部会議	構成員	災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる	(略)	(略)		電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190	衛星	TEL 100-507		<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">秋田県災害対策部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">対策部構成員</td> <td>部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>部長補佐</td> <td>副危機管理監、総合防災課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">部員</td> <td colspan="2">次の各課長 (令和2年4月現在)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>総合政策課、国際課</td> </tr> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td>あきた未来戦略課、高等教育支援室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設政策課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>開催時期</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>対策部会議</td> <td>出席者</td> <td>災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4500(代表) 018-860-4563</td> <td>FAX 018-860-4521</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>TEL 100-569、100-570</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		(略)	(略)		設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)		(略)	(略)		対策部構成員	部長	危機管理監	部長補佐	副危機管理監、総合防災課長	部員	次の各課長 (令和2年4月現在)		総務部	(略)	企画振興部	総合政策課、国際課	あきた未来創造部	あきた未来戦略課、高等教育支援室	(略)	(略)	建設部	建設政策課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課	(略)	(略)	(略)	(略)	開催時期	(略)		対策部会議	出席者	災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる	(略)	(略)		電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500(代表) 018-860-4563	FAX 018-860-4521	専用回線	TEL 100-569、100-570		所要の修正
名称	秋田県災害対策部																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
対策部構成員	部長	危機管理監																																																																																																						
	部長補佐	総合防災課長																																																																																																						
	部員	次の各課長 (平成29年3月現在)																																																																																																						
		総務部	(略)																																																																																																					
		企画振興部	総合政策課、地域活力創造課、学術振興課、国際課																																																																																																					
		(新設)	(新設)																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
		建設部	建設政策課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
開催時期	(略)																																																																																																							
対策部会議	構成員	災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる																																																																																																						
(略)	(略)																																																																																																							
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190																																																																																																					
	衛星	TEL 100-507																																																																																																						
名称	秋田県災害対策部																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル3となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																																																							
(略)	(略)																																																																																																							
対策部構成員	部長	危機管理監																																																																																																						
	部長補佐	副危機管理監、総合防災課長																																																																																																						
	部員	次の各課長 (令和2年4月現在)																																																																																																						
		総務部	(略)																																																																																																					
		企画振興部	総合政策課、国際課																																																																																																					
		あきた未来創造部	あきた未来戦略課、高等教育支援室																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
		建設部	建設政策課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
		(略)	(略)																																																																																																					
開催時期	(略)																																																																																																							
対策部会議	出席者	災害対策部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる																																																																																																						
(略)	(略)																																																																																																							
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4500(代表) 018-860-4563	FAX 018-860-4521																																																																																																					
	専用回線	TEL 100-569、100-570																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																		
14	13	<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">秋田県災害警戒部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="3">[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警戒部構成員</td> <td>部長</td> <td colspan="2">総合防災課長</td> </tr> <tr> <td>部長補佐</td> <td colspan="2">総合防災課防災監、政策監</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">部員</td> <td colspan="2">次の各課指定職員 (平成29年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="1">(略)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td colspan="1">総合政策課、地域活力創造課</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td colspan="1">(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒部会議</td> <td>開催時期</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td colspan="2">災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4563</td> <td>FAX 018-824-1190</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>TEL 100-507</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部			(略)	(略)			設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)			(略)	(略)			警戒部構成員	部長	総合防災課長		部長補佐	総合防災課防災監、政策監		部員	次の各課指定職員 (平成29年3月現在)		総務部	(略)	企画振興部	総合政策課、地域活力創造課	(新設)	(新設)	(略)	(略)		(略)	(略)			警戒部会議	開催時期	(略)		構成員	災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる		(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190	衛星	TEL 100-507		<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">秋田県災害警戒部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="3">[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警戒部構成員</td> <td>部長</td> <td colspan="2">総合防災課長</td> </tr> <tr> <td>部長補佐</td> <td colspan="2">総合防災課防災監、政策監</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">部員</td> <td colspan="2">次の各課指定職員 (令和2年4月現在)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="1">(略)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td colspan="1">総合政策課</td> </tr> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td colspan="1">あきた未来戦略課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒部会議</td> <td>開催時期</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td colspan="2">災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4563</td> <td>FAX 018-824-1190</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>TEL 100-569、100-570</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部			(略)	(略)			設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)			(略)	(略)			警戒部構成員	部長	総合防災課長		部長補佐	総合防災課防災監、政策監		部員	次の各課指定職員 (令和2年4月現在)		総務部	(略)	企画振興部	総合政策課	あきた未来創造部	あきた未来戦略課	(略)	(略)		(略)	(略)			警戒部会議	開催時期	(略)		出席者	災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる		(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190	専用回線	TEL 100-569、100-570		所要の修正
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
警戒部構成員	部長	総合防災課長																																																																																																																				
	部長補佐	総合防災課防災監、政策監																																																																																																																				
	部員	次の各課指定職員 (平成29年3月現在)																																																																																																																				
		総務部	(略)																																																																																																																			
		企画振興部	総合政策課、地域活力創造課																																																																																																																			
		(新設)	(新設)																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																				
	構成員	災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる																																																																																																																				
(略)	(略)																																																																																																																					
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190																																																																																																																			
	衛星	TEL 100-507																																																																																																																				
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
設置基準	[自動設置] 1～2 (略) 3 県内の火山で噴火警報(火口周辺)が発表され、噴火警戒レベル2となった場合(噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む) (略)																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
警戒部構成員	部長	総合防災課長																																																																																																																				
	部長補佐	総合防災課防災監、政策監																																																																																																																				
	部員	次の各課指定職員 (令和2年4月現在)																																																																																																																				
		総務部	(略)																																																																																																																			
		企画振興部	総合政策課																																																																																																																			
		あきた未来創造部	あきた未来戦略課																																																																																																																			
(略)	(略)																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																				
	出席者	災害警戒部員※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる																																																																																																																				
(略)	(略)																																																																																																																					
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190																																																																																																																			
	専用回線	TEL 100-569、100-570																																																																																																																				
15	14	<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">秋田県災害連絡室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4563</td> <td>FAX 018-824-1190</td> </tr> <tr> <td>衛星</td> <td>TEL 100-507</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害連絡室			(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190	衛星	TEL 100-507		<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">秋田県災害連絡室</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電話・FAX</td> <td>一般公衆</td> <td>TEL 018-860-4563</td> <td>FAX 018-824-1190</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>TEL 100-569、100-570</td> <td></td> </tr> </table>	名称	秋田県災害連絡室			(略)	(略)			電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190	専用回線	TEL 100-569、100-570		所要の修正																																																																																				
名称	秋田県災害連絡室																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190																																																																																																																			
	衛星	TEL 100-507																																																																																																																				
名称	秋田県災害連絡室																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																					
電話・FAX	一般公衆	TEL 018-860-4563	FAX 018-824-1190																																																																																																																			
	専用回線	TEL 100-569、100-570																																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																													
16	17	<p>第5 災害対策本部の構成 (平成29年3月現在)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px;">災害対策本部</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px;">本部長：知事</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px;">副本部長：副知事、危機管理監</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> オブザーバー (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 8px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="10" style="text-align: center;">本部員</th></tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">警察本部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">教育本部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">出納局長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">建設部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">産業労働部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">農林水産部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">生活環境部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">健康福祉部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">観光文化スポーツ部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">(新設)</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">企画振興部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">総務部長</td> </tr> </table> </div> </div> </div>	本部員										警察本部長	教育本部長	出納局長	建設部長	産業労働部長	農林水産部長	生活環境部長	健康福祉部長	観光文化スポーツ部長	(新設)	企画振興部長	総務部長	<p>第5 災害対策本部の構成 (令和2年4月現在)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px;">災害対策本部</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 5px;">本部長：知事</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; margin: 0 auto; padding: 5px;">副本部長：副知事、危機管理監、副危機管理監</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> オブザーバー (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 8px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="11" style="text-align: center;">本部員</th></tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">警察本部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">教育本部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">出納局長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">建設部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">産業労働部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">農林水産部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">生活環境部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">健康福祉部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">観光文化スポーツ部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">あきた未来創造部</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">企画振興部長</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">総務部長</td> </tr> </table> </div> </div> </div>	本部員											警察本部長	教育本部長	出納局長	建設部長	産業労働部長	農林水産部長	生活環境部長	健康福祉部長	観光文化スポーツ部長	あきた未来創造部	企画振興部長	総務部長	所要の修正
本部員																																																	
警察本部長	教育本部長	出納局長	建設部長	産業労働部長	農林水産部長	生活環境部長	健康福祉部長	観光文化スポーツ部長	(新設)	企画振興部長	総務部長																																						
本部員																																																	
警察本部長	教育本部長	出納局長	建設部長	産業労働部長	農林水産部長	生活環境部長	健康福祉部長	観光文化スポーツ部長	あきた未来創造部	企画振興部長	総務部長																																						
17	18	<p>第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌 (平成29年3月現在)</p> <p>(略)</p>	<p>第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌 (令和2年4月現在)</p> <p>(略)</p>	所要の修正																																													
18	19	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">企画振興部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 60%;">企画振興部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域活力創造班</td> <td>地域活力創造課長</td> <td>① 各地域振興局(秋田を除く。)庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学術振興班</td> <td>学術振興課長</td> <td>① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	地域活力創造班	地域活力創造課長	① 各地域振興局(秋田を除く。)庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	学術振興班	学術振興課長	① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">企画振興部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 60%;">企画振興部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	所要の修正 (組織再編に伴う修正)			
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																															
班名	班長	分掌事務																																															
(略)	(略)	(略)																																															
地域活力創造班	地域活力創造課長	① 各地域振興局(秋田を除く。)庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																															
(略)	(略)	(略)																																															
学術振興班	学術振興課長	① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																															
(略)	(略)	(略)																																															
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																															
班名	班長	分掌事務																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(削除)	(削除)	(削除)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
(削除)	(削除)	(削除)																																															
(略)	(略)	(略)																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																										
19	19	(新設)	<table border="1"> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td>総括責任者</td> <td>あきた未来創造部長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>あきた未来戦略班</td> <td>あきた未来戦略課長</td> <td>① 各地域振興局（秋田を除く。）庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高等教育支援班</td> <td>高等教育支援室長</td> <td>① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> </table>	あきた未来創造部	総括責任者	あきた未来創造部長	班名	班長	分掌事務	あきた未来戦略班	あきた未来戦略課長	① 各地域振興局（秋田を除く。）庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	高等教育支援班	高等教育支援室長	① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。	所要の修正（組織再編に伴う修正）																														
あきた未来創造部	総括責任者	あきた未来創造部長																																												
班名	班長	分掌事務																																												
あきた未来戦略班	あきた未来戦略課長	① 各地域振興局（秋田を除く。）庁舎等の被害状況の把握に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																												
高等教育支援班	高等教育支援室長	① 高等教育機関等との連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																												
20	20	<table border="1"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>総括責任者</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>福祉政策班</td> <td>福祉政策課長</td> <td>① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 要配慮者のり災援護に関すること。 ③ 災害ボランティアに関すること。 ④ 義援金の受入及び配分に関すること。 ⑤ 部内の連絡調整に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td>健康推進班</td> <td>健康推進課長</td> <td>① 感染症の予防に関すること。 ② 防疫業務に関すること。 (新設)</td> </tr> <tr> <td>医務薬事班</td> <td>医務薬事課長</td> <td>① り災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 (新設) ④ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長	班名	班長	分掌事務	福祉政策班	福祉政策課長	① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 要配慮者のり災援護に関すること。 ③ 災害ボランティアに関すること。 ④ 義援金の受入及び配分に関すること。 ⑤ 部内の連絡調整に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(新設)			(新設)			健康推進班	健康推進課長	① 感染症の予防に関すること。 ② 防疫業務に関すること。 (新設)	医務薬事班	医務薬事課長	① り災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 (新設) ④ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	<table border="1"> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>総括責任者</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>福祉政策班</td> <td>福祉政策課長</td> <td>① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 (削除) (削除) (削除)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉班</td> <td>地域・家庭福祉課長</td> <td>① 災害時要配慮者への支援に関すること。 ② 災害ボランティアに関すること。 ③ 義援金の募集及び配分に関すること。</td> </tr> <tr> <td>障害福祉班</td> <td>障害福祉課長</td> <td>① 被災者の心のケアに関すること。 ② 精神保健医療関係者の応援・派遣受入に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策班</td> <td>保健・疾病対策課長</td> <td>① 感染症の予防に関すること。 ② 被災者の健康管理に関すること。 ③ 保健師等の応援・派遣受入に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医務薬事班</td> <td>医務薬事課長</td> <td>① 被災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の応援・派遣受入に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 ④ 医薬品等の確保・供給に関すること。 ⑤ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長	班名	班長	分掌事務	福祉政策班	福祉政策課長	① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 (削除) (削除) (削除)	地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 災害時要配慮者への支援に関すること。 ② 災害ボランティアに関すること。 ③ 義援金の募集及び配分に関すること。	障害福祉班	障害福祉課長	① 被災者の心のケアに関すること。 ② 精神保健医療関係者の応援・派遣受入に関すること。	保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	① 感染症の予防に関すること。 ② 被災者の健康管理に関すること。 ③ 保健師等の応援・派遣受入に関すること。	医務薬事班	医務薬事課長	① 被災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の応援・派遣受入に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 ④ 医薬品等の確保・供給に関すること。 ⑤ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	所要の修正（組織再編に伴う修正）
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																												
班名	班長	分掌事務																																												
福祉政策班	福祉政策課長	① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 要配慮者のり災援護に関すること。 ③ 災害ボランティアに関すること。 ④ 義援金の受入及び配分に関すること。 ⑤ 部内の連絡調整に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																												
(新設)																																														
(新設)																																														
健康推進班	健康推進課長	① 感染症の予防に関すること。 ② 防疫業務に関すること。 (新設)																																												
医務薬事班	医務薬事課長	① り災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 (新設) ④ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																												
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																												
班名	班長	分掌事務																																												
福祉政策班	福祉政策課長	① 健康福祉部所管に係る医療・保健福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 部内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 (削除) (削除) (削除)																																												
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 災害時要配慮者への支援に関すること。 ② 災害ボランティアに関すること。 ③ 義援金の募集及び配分に関すること。																																												
障害福祉班	障害福祉課長	① 被災者の心のケアに関すること。 ② 精神保健医療関係者の応援・派遣受入に関すること。																																												
保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	① 感染症の予防に関すること。 ② 被災者の健康管理に関すること。 ③ 保健師等の応援・派遣受入に関すること。																																												
医務薬事班	医務薬事課長	① 被災者の医療救護に関すること。 ② 医療関係者の応援・派遣受入に関すること。 ③ 医療救護所の設置に関すること。 ④ 医薬品等の確保・供給に関すること。 ⑤ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑥ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前			修正後			修正理由
21	21	農林水産部	総括責任者	農林水産部長	農林水産部	総括責任者	農林水産部長	所要の修正
		班名	班長	分掌事務	班名	班長	分掌事務	
		農林政策班	農林政策課長	(略)	農林政策班	農林政策課長	(略)	
		農業経済班	農業経済課長	① 被害農林漁業者等に対する資金融資に関する事 ② 農協等共同利用施設の応急対策に関する事 ③ 主食副食物の調達に関する事 ④ 県産農畜水産物の放射能検査等に関する事。	農業経済班	農業経済課長	① 被害農林漁業者等に対する資金融資に関する事 ② 農協等共同利用施設の応急対策に関する事 ③ 主食副食物の調達に関する事 (削除)	
		農山村振興班	農山村振興課長	① 農山村振興施設の応急対策に関する事。	農山村振興班	農山村振興課長	① 農山村振興課所管に係る被害調査に関する事。	
		水田総合利用班	水田総合利用課長	① 水稲被害の応急対策に関する事 ② 主食の調達に関する事 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。	水田総合利用班	水田総合利用課長	① 水稲被害の応急対策に関する事 ② 主食の調達あつせんに関する事 ③ 災害対策本部の事務局業務に関する事。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		農地整備班	農地整備課	① 農地及び農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 (新設) (新設)	農地整備班	農地整備課	① 農地及び農業用施設の応急対策に関する事 ② 農山村振興施設の応急対策に関する事 ③ 農村生活環境施設の応急対策に関する事。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
22	21	産業労働部	総括責任者	産業労働部長	産業労働部	総括責任者	産業労働部長	所要の修正
		班名	班長	分掌事務	班名	班長	分掌事務	
		産業政策班	産業政策課長	(略)	産業政策班	産業政策課長	(略)	
		地域産業振興班	地域産業振興課長	① 工場施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ② 工業用資機材の調達あつせんに関する事。	地域産業振興班	地域産業振興課長	① 工場施設等の被害調査及び応急対策に関する事 (削除)	
		商業貿易班	商業貿易課長	① 商業施設の被害調査に関する事。	商業貿易班	商業貿易課長	① 商業施設の被害調査及び応急対策に関する事。	
		資源エネルギー産業班	資源エネルギー産業課長	(新設) ① 燃料油に係る情報の収集・提供及び関係機関との連絡調整に関する事 ② 鉱業関係施設の応急対策に関する事 ③ 高圧ガス・火薬類及び都市ガス施設等の応急対策に関する事 ④ 災害対策本部の事務局業務に関する事。	資源エネルギー産業班	資源エネルギー産業課長	① 所管県有施設(金属研修技術センター、無人施設)の被害把握に関する事 ② 燃料油に係る情報の収集・提供及び関係機関との連絡調整に関する事 ③ 鉱業関係施設の応急対策に関する事 ④ 火薬類及び都市ガス施設等の応急対策に関する事 ⑤ 災害対策本部の事務局業務に関する事。	
		雇用労働政策班	雇用労働政策課長	① 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあつせんに関する事。 (新規) (新規)	雇用労働政策班	雇用労働政策課長	(削除) ① 技術専門学校に関する事 ② 勤労身体障害者スポーツセンターに関する事 ③ 秋田労働局との連携に関する事。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																														
23	22	<table border="1"> <tr> <td>建設部</td> <td>総括責任者</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道班</td> <td>下水道課長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建設部	総括責任者	建設部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	下水道班	下水道課長	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>建設部</td> <td>総括責任者</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道マネジメント推進班</td> <td>下水道マネジメント推進課長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	建設部	総括責任者	建設部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	下水道マネジメント推進班	下水道マネジメント推進課長	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
建設部	総括責任者	建設部長																																
班名	班長	分掌事務																																
(略)	(略)	(略)																																
下水道班	下水道課長	(略)																																
(略)	(略)	(略)																																
建設部	総括責任者	建設部長																																
班名	班長	分掌事務																																
(略)	(略)	(略)																																
下水道マネジメント推進班	下水道マネジメント推進課長	(略)																																
(略)	(略)	(略)																																
24	23	<p>2 教育庁</p> <table border="1"> <tr> <td>教育庁</td> <td>総括責任者</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>① 災害対策本部の事務局業務に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	教育庁	総括責任者	教育長	班名	班長	分掌事務	総務班	総務課長	① 災害対策本部の事務局業務に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。	(略)	(略)	(略)	<p>2 教育庁</p> <table border="1"> <tr> <td>教育庁</td> <td>総括責任者</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>① 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	教育庁	総括責任者	教育長	班名	班長	分掌事務	総務班	総務課長	① 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	所要の修正						
教育庁	総括責任者	教育長																																
班名	班長	分掌事務																																
総務班	総務課長	① 災害対策本部の事務局業務に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。																																
(略)	(略)	(略)																																
教育庁	総括責任者	教育長																																
班名	班長	分掌事務																																
総務班	総務課長	① 教育庁所管に係る報道機関等への対応に関すること。 ② 庁内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																
(略)	(略)	(略)																																
25	24	<p>4 地域振興局 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域振興局</td> <td>総括責任者</td> <td>地域振興局長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>福祉環境班</td> <td>福祉環境部長</td> <td>① 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 要配慮者のり災者援護に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療・救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 地域防災監を副部長とし、対策部長(地域振興局長)を補佐する。 (略)</p>	地域振興局	総括責任者	地域振興局長	班名	班長	分掌事務	福祉環境班	福祉環境部長	① 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 要配慮者のり災者援護に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療・救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 (新設)	(略)	(略)	(略)	<p>4 地域振興局 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域振興局</td> <td>総括責任者</td> <td>地域振興局長</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>福祉環境班</td> <td>福祉環境部長</td> <td>① 医療施設・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 災害時要配慮者への支援に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 ⑦ 被災者の健康管理及び心のケアに関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 地域防災監(総務企画部長)を副部長とし、対策部長(地域振興局長)を補佐する。 (略)</p>	地域振興局	総括責任者	地域振興局長	班名	班長	分掌事務	福祉環境班	福祉環境部長	① 医療施設・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 災害時要配慮者への支援に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 ⑦ 被災者の健康管理及び心のケアに関すること。	(略)	(略)	(略)	所要の修正						
地域振興局	総括責任者	地域振興局長																																
班名	班長	分掌事務																																
福祉環境班	福祉環境部長	① 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 要配慮者のり災者援護に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療・救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 (新設)																																
(略)	(略)	(略)																																
地域振興局	総括責任者	地域振興局長																																
班名	班長	分掌事務																																
福祉環境班	福祉環境部長	① 医療施設・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 ② 災害時要配慮者への支援に関すること。 ③ 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 ④ 医療救護に関すること。 ⑤ 防疫・清掃に関すること。 ⑥ 保健衛生関係の被害調査に関すること。 ⑦ 被災者の健康管理及び心のケアに関すること。																																
(略)	(略)	(略)																																
26	26	<p>第11 国及び他都道府県との連絡体制 1 災害連絡室の設置 北海道及び東北(新潟県を含む)各道県の地域において大規模災害が発生し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を行う時、総合防災課長は「災害連絡室」を設置し、被災道県との連絡体制を確保する。 また、北海道及び東北(新潟県を含む)各県を除く都府県において大規模災害が発生した場合においても、これと同様とし、さらに、国から支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。</p>	<p>第11 国及び他都道府県との連絡体制 1 災害連絡室の設置 北海道及び東北(新潟県を含む)各道県の地域において大規模災害が発生し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を行う時、総合防災課長は「災害連絡室」を設置し、被災道県との連絡体制を確保する。 また、北海道及び東北(新潟県を含む)各県を除く都府県において大規模災害が発生した場合においても、これと同様とし、さらに、総務省の「被災市区町村応援職員派遣システム」等により、国から支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。</p>	防災基本計画(R1.5修正)の反映																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
27	27	<p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (平成29年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局組織</th> <th>人数</th> <th>分掌事務</th> <th>担任者 (○印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>(略)</td> <td>(略) (新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・記録班</td> <td>(略)</td> <td>記者発表・HP等による情報提供 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>○総合防災課1 総務課1、地域活力創造課1、 学術振興課1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 農業経済課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関調整班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>○総合防災課1 (略)、下水道課1、(略)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>(略)</td> <td>他自治体への応援要請・受入調整 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○総合防災課航空隊1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	情報班	(略)	(略) (新設)	(略)	広報・記録班	(略)	記者発表・HP等による情報提供 (略)	(略)	物資班	(略)	(略)	○総合防災課1 総務課1、地域活力創造課1、 学術振興課1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 農業経済課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)	関係機関調整班	(略)	(略)	○総合防災課1 (略)、下水道課1、(略)	総務班	(略)	他自治体への応援要請・受入調整 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)	(略)	(略)	(○総合防災課航空隊1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (令和2年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局組織</th> <th>人数</th> <th>分掌事務</th> <th>担任者 (○印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>(略)</td> <td>(略) 総合防災情報システム及び情報集約配信</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・記録班</td> <td>(略)</td> <td>記者発表・公式Web等による情報提供 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>○総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、 高等教育支援室1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 園芸振興課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関調整班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>○総合防災課1 (略)、下水道マネジメント推進課1、(略)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>(略)</td> <td>(削除) 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【受援班】</td> <td>—</td> <td>他の都道府県等から派遣される 広域応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ</td> <td>(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】</td> </tr> <tr> <td>【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○総合防災課航空隊班1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	情報班	(略)	(略) 総合防災情報システム及び情報集約配信	(略)	広報・記録班	(略)	記者発表・公式Web等による情報提供 (略)	(略)	物資班	(略)	(略)	○総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、 高等教育支援室1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 園芸振興課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)	関係機関調整班	(略)	(略)	○総合防災課1 (略)、下水道マネジメント推進課1、(略)	総務班	(略)	(削除) 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等	(略)	【受援班】	—	他の都道府県等から派遣される 広域応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】	【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)	(略)	(略)	(○総合防災課航空隊班1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>所要の修正 (受援班の設置等)</p>
事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
情報班	(略)	(略) (新設)	(略)																																																																																	
広報・記録班	(略)	記者発表・HP等による情報提供 (略)	(略)																																																																																	
物資班	(略)	(略)	○総合防災課1 総務課1、地域活力創造課1、 学術振興課1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 農業経済課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)																																																																																	
関係機関調整班	(略)	(略)	○総合防災課1 (略)、下水道課1、(略)																																																																																	
総務班	(略)	他自治体への応援要請・受入調整 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等	(略)																																																																																	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																	
【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)	(略)	(略)	(○総合防災課航空隊1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
情報班	(略)	(略) 総合防災情報システム及び情報集約配信	(略)																																																																																	
広報・記録班	(略)	記者発表・公式Web等による情報提供 (略)	(略)																																																																																	
物資班	(略)	(略)	○総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、 高等教育支援室1、観光戦略課1、 県民生活課1、水田総合利用課1、 園芸振興課1、産業政策課1、 交通政策課1 (略)																																																																																	
関係機関調整班	(略)	(略)	○総合防災課1 (略)、下水道マネジメント推進課1、(略)																																																																																	
総務班	(略)	(削除) 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 事務局の食料・寝具・機器の確保等	(略)																																																																																	
【受援班】	—	他の都道府県等から派遣される 広域応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】																																																																																	
【航空調整班】(ヘリコプター等運用調整班)	(略)	(略)	(○総合防災課航空隊班1) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																														
28	29	<p>第4 動員計画の策定 本庁各部署及び地域振興局の各課室長等は、動員区分に基づく動員計画を策定し、総合防災課長に提出するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。</p>	(削除)	所要の修正																																																																																																														
29	30	<p>第10節 職員の動員・派遣計画 別表2 動員区分一覧 【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (平成29年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>知事、副知事2</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td>危機管理監</td> <td>部長、危機管理監、次長1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員20</td> <td>課長(1) 職員20(20)</td> <td>課長(1) 職員20(20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課22名</td> <td>7課1校37名(27)</td> <td>7課1校60名(32)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		知事等			知事、副知事2	同左	総務部		危機管理監	部長、危機管理監、次長1		(略)	(略)	(略)	(略)		総合防災課	課長 職員20	課長(1) 職員20(20)	課長(1) 職員20(20)		(略)	(略)	(略)	(略)		計	2課22名	7課1校37名(27)	7課1校60名(32)		(略)					<p>第10節 職員の動員・派遣計画 別表2 動員区分一覧 【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (令和2年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>知事、副知事2</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td>危機管理監、副危機管理監</td> <td>部長、危機管理監、副危機管理監、次長1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員23</td> <td>課長(1) 職員23(23)</td> <td>課長(1) 職員23(23)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課25名</td> <td>7課1校41名(30)</td> <td>7課1校64名(35)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		知事等			知事、副知事2	同左	総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長1		(略)	(略)	(略)	(略)		総合防災課	課長 職員23	課長(1) 職員23(23)	課長(1) 職員23(23)		(略)	(略)	(略)	(略)		計	2課25名	7課1校41名(30)	7課1校64名(35)		(略)					所要の修正																				
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																															
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																															
知事等			知事、副知事2	同左																																																																																																														
総務部		危機管理監	部長、危機管理監、次長1																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
総合防災課	課長 職員20	課長(1) 職員20(20)	課長(1) 職員20(20)																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
計	2課22名	7課1校37名(27)	7課1校60名(32)																																																																																																															
(略)																																																																																																																		
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																															
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																															
知事等			知事、副知事2	同左																																																																																																														
総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長1																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
総合防災課	課長 職員23	課長(1) 職員23(23)	課長(1) 職員23(23)																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
計	2課25名	7課1校41名(30)	7課1校64名(35)																																																																																																															
(略)																																																																																																																		
30	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2、局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域活力創造課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学術振興課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2名</td> <td>4課13名(4)</td> <td>6課1室30名(7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		(略)	(略)	(略)	(略)	同左	企画振興部			部長、次長2、局長		(略)	(略)	(略)	(略)		地域活力創造課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)		(略)	(略)	(略)	(略)		学術振興課					(略)	(略)	(略)	(略)		計	2課2名	4課13名(4)	6課1室30名(7)		(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課6名(2)</td> <td>4課1室19名(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		(略)	(略)	(略)	(略)	同左	企画振興部			部長、次長		(略)	(略)	(略)	(略)		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(略)	(略)	(略)	(略)		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(略)	(略)	(略)	(略)		計	1課1名	2課6名(2)	4課1室19名(5)		(略)					所要の修正
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																															
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	同左																																																																																																														
企画振興部			部長、次長2、局長																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
地域活力創造課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
学術振興課																																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
計	2課2名	4課13名(4)	6課1室30名(7)																																																																																																															
(略)																																																																																																																		
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																															
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	同左																																																																																																														
企画振興部			部長、次長																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
計	1課1名	2課6名(2)	4課1室19名(5)																																																																																																															
(略)																																																																																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
31	30	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 同左</td> </tr> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2</td> </tr> <tr> <td>あきた未来戦略課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> </tr> <tr> <td>高等教育支援室</td> <td></td> <td>室長 職員3(1)</td> <td>室長 職員3(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>1課1室7名(2)</td> <td>1課1室12名(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略) 同左	あきた未来創造部			部長、次長2	あきた未来戦略課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)	高等教育支援室		室長 職員3(1)	室長 職員3(1)	計	1課1名	1課1室7名(2)	1課1室12名(2)	所要の修正																																																				
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																	
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略) 同左																																																																																	
あきた未来創造部			部長、次長2																																																																																	
あきた未来戦略課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)																																																																																	
高等教育支援室		室長 職員3(1)	室長 職員3(1)																																																																																	
計	1課1名	1課1室7名(2)	1課1室12名(2)																																																																																	
32	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 同左</td> </tr> <tr> <td>観光文化スポーツ部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2、局長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>10課30名(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略) 同左	観光文化スポーツ部			部長、次長2、局長	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	10課30名(4)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 同左</td> </tr> <tr> <td>観光文化スポーツ部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>2課10名(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略) 同左	観光文化スポーツ部			部長、次長2	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	2課10名(2)	所要の修正																																
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																	
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略) 同左																																																																																	
観光文化スポーツ部			部長、次長2、局長																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
計	1課1名	2課5名(2)	10課30名(4)																																																																																	
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																	
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略) 同左																																																																																	
観光文化スポーツ部			部長、次長2																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
計	1課1名	2課5名(2)	2課10名(2)																																																																																	
33	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 同左</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員5(1)</td> </tr> <tr> <td>健康推進課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>3課18名(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略) 同左	健康福祉部			部長、次長2	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員5(1)	健康推進課			課長 職員2	(新設)			(新設)	(新設)			(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	3課18名(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) 同左</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、社会福祉監、次長2</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員6(1)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>5課28名(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略) 同左	健康福祉部			部長、社会福祉監、次長2	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)	地域・家庭福祉課			課長 職員3	障害福祉課			課長 職員2	保健・疾病対策課			課長 職員3	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	5課28名(2)	所要の修正
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																	
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略) 同左																																																																																	
健康福祉部			部長、次長2																																																																																	
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員5(1)																																																																																	
健康推進課			課長 職員2																																																																																	
(新設)			(新設)																																																																																	
(新設)			(新設)																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
計	1課1名	2課5名(2)	3課18名(2)																																																																																	
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																	
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略) 同左																																																																																	
健康福祉部			部長、社会福祉監、次長2																																																																																	
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)																																																																																	
地域・家庭福祉課			課長 職員3																																																																																	
障害福祉課			課長 職員2																																																																																	
保健・疾病対策課			課長 職員3																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																	
計	1課1名	2課5名(2)	5課28名(2)																																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																		
34	31	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、森林技監、次長4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産漁港課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業木材産業課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2名</td> <td>4課11名(4)</td> <td>10課39名(4)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		農林水産部			部長、森林技監、次長4		農林政策課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)		(略)	(略)	(略)	(略)		水産漁港課			課長 職員2		林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)		森林整備課			課長 職員3		計	2課2名	4課11名(4)	10課39名(4)		(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、森林技監、次長4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産漁港課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業木材産業課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2名</td> <td>4課10名(4)</td> <td>10課40名(4)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		農林水産部			部長、森林技監、次長4		農林政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員4(1)		(略)	(略)	(略)	(略)		水産漁港課			課長 職員3		林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員4(1)		森林整備課	(略)	(略)	課長 職員2		計	2課2名	4課10名(4)	10課40名(4)		(略)					所要の修正																																								
動員区分 部局	第1動員	第2動員		第3動員	同左																																																																																																																																																	
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
農林水産部			部長、森林技監、次長4																																																																																																																																																			
農林政策課	職員1	課長 職員2(1)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
水産漁港課			課長 職員2																																																																																																																																																			
林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)																																																																																																																																																			
森林整備課			課長 職員3																																																																																																																																																			
計	2課2名	4課11名(4)	10課39名(4)																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																						
動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左																																																																																																																																																		
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
農林水産部			部長、森林技監、次長4																																																																																																																																																			
農林政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
水産漁港課			課長 職員3																																																																																																																																																			
林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																			
森林整備課	(略)	(略)	課長 職員2																																																																																																																																																			
計	2課2名	4課10名(4)	10課40名(4)																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																						
35	31	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員6(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術管理課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td></td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路課</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川砂防課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾空港課</td> <td></td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕課</td> <td></td> <td></td> <td>課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3課3名</td> <td>5課12名(5)</td> <td>9課39名(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		建設部			部長、次長3		建設政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)		技術管理課			課長 職員1		(略)	(略)	(略)	(略)		下水道課		課長 職員1(1)	課長 職員2(1)		道路課	(略)	課長 職員1(1)	(略)		河川砂防課	(略)	(略)	課長 職員4(1)		港湾空港課		課長 職員3(1)	課長 職員3(1)		建築住宅課			課長 職員2		営繕課			課長		計	3課3名	5課12名(5)	9課39名(5)		(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、建設技監、港湾技監、次長2、建設産業振興統括監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設政策課</td> <td>職員2</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td>課長 職員5(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術管理課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道マネジメント推進課</td> <td></td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路課</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川砂防課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員5(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾空港課</td> <td></td> <td>課長 職員4(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3課4名</td> <td>5課17名(5)</td> <td>9課45名(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		建設部			部長、建設技監、港湾技監、次長2、建設産業振興統括監		建設政策課	職員2	課長 職員4(1)	課長 職員5(1)		技術管理課			課長 職員2		(略)	(略)	(略)	(略)		下水道マネジメント推進課		課長 職員1(1)	課長 職員3(1)		道路課	(略)	課長 職員2(1)	(略)		河川砂防課	(略)	(略)	課長 職員5(1)		港湾空港課		課長 職員4(1)	課長 職員4(1)		建築住宅課			課長 職員3		営繕課			課長 職員2		計	3課4名	5課17名(5)	9課45名(5)		(略)					所要の修正
動員区分 部局	第1動員	第2動員		第3動員	同左																																																																																																																																																	
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
建設部			部長、次長3																																																																																																																																																			
建設政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)																																																																																																																																																			
技術管理課			課長 職員1																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
下水道課		課長 職員1(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																			
道路課	(略)	課長 職員1(1)	(略)																																																																																																																																																			
河川砂防課	(略)	(略)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																			
港湾空港課		課長 職員3(1)	課長 職員3(1)																																																																																																																																																			
建築住宅課			課長 職員2																																																																																																																																																			
営繕課			課長																																																																																																																																																			
計	3課3名	5課12名(5)	9課39名(5)																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																						
動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左																																																																																																																																																		
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
建設部			部長、建設技監、港湾技監、次長2、建設産業振興統括監																																																																																																																																																			
建設政策課	職員2	課長 職員4(1)	課長 職員5(1)																																																																																																																																																			
技術管理課			課長 職員2																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
下水道マネジメント推進課		課長 職員1(1)	課長 職員3(1)																																																																																																																																																			
道路課	(略)	課長 職員2(1)	(略)																																																																																																																																																			
河川砂防課	(略)	(略)	課長 職員5(1)																																																																																																																																																			
港湾空港課		課長 職員4(1)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																			
建築住宅課			課長 職員3																																																																																																																																																			
営繕課			課長 職員2																																																																																																																																																			
計	3課4名	5課17名(5)	9課45名(5)																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																										
36	31	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>教育長、教育次長 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員給与課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td>職員 1</td> <td>課長 職員 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>6課2室10名(1)</td> <td>9課2室44名(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		教育庁			教育長、教育次長 2		(略)	(略)	(略)	(略)		教職員給与課			課長 職員 1		(略)	(略)	(略)	(略)		生涯学習課		職員 1	課長 職員 5		(略)	(略)	(略)	(略)		計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室44名(1)		(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>教育長、教育次長 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員給与課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td></td> <td>職員 1</td> <td>課長 職員 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>6課2室10名(1)</td> <td>9課2室44名(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		教育庁			教育長、教育次長 2		(略)	(略)	(略)	(略)		教職員給与課			課長 職員 2		(略)	(略)	(略)	(略)		生涯学習課		職員 1	課長 職員 4		(略)	(略)	(略)	(略)		計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室44名(1)		(略)					所要の修正
動員区分 部局	第1動員	第2動員		第3動員	同左																																																																																																									
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
教育庁			教育長、教育次長 2																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
教職員給与課			課長 職員 1																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
生涯学習課		職員 1	課長 職員 5																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室44名(1)																																																																																																											
(略)																																																																																																														
動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左																																																																																																										
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
教育庁			教育長、教育次長 2																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
教職員給与課			課長 職員 2																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
生涯学習課		職員 1	課長 職員 4																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室44名(1)																																																																																																											
(略)																																																																																																														
37	31~32	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td></td> <td>課長 職員 1(1)</td> <td>課長 職員 3(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1課2名(1)</td> <td>1課5名(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>17課37名</td> <td>38課2室1校 116名(53名)</td> <td>61課4室1校 311名(64名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ~2 (略)</p>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		県警察本部			本部長		警備第二課		課長 職員 1(1)	課長 職員 3(2)		計		1課2名(1)	1課5名(2)		(略)					総計	17課37名	38課2室1校 116名(53名)	61課4室1校 311名(64名)		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">動員区分 部局</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> <th rowspan="2">同左</th> </tr> <tr> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td></td> <td>課長 職員 2(1)</td> <td>課長 職員 5(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1課3名(1)</td> <td>1課7名(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>17課41名</td> <td>37課3室1校 125名(56名)</td> <td>62課5室1校 334名(67名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 ~2 (略) 3 県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した時は、全職員が登庁しなければならない</p>	動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	(略)	(略)	(略)	(略)		県警察本部			本部長		警備第二課		課長 職員 2(1)	課長 職員 5(2)		計		1課3名(1)	1課7名(2)		(略)					総計	17課41名	37課3室1校 125名(56名)	62課5室1校 334名(67名)		所要の修正																														
動員区分 部局	第1動員	第2動員		第3動員	同左																																																																																																									
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
県警察本部			本部長																																																																																																											
警備第二課		課長 職員 1(1)	課長 職員 3(2)																																																																																																											
計		1課2名(1)	1課5名(2)																																																																																																											
(略)																																																																																																														
総計	17課37名	38課2室1校 116名(53名)	61課4室1校 311名(64名)																																																																																																											
動員区分 部局	第1動員	第2動員	第3動員	同左																																																																																																										
	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																											
県警察本部			本部長																																																																																																											
警備第二課		課長 職員 2(1)	課長 職員 5(2)																																																																																																											
計		1課3名(1)	1課7名(2)																																																																																																											
(略)																																																																																																														
総計	17課41名	37課3室1校 125名(56名)	62課5室1校 334名(67名)																																																																																																											
38	32~33	<p>第5 従事命令等 (略) 第6 応援要請等 (略)</p> <p>第7 職員の派遣 3 派遣要請の内容 (1) 派遣要請の理由 (2) 派遣要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする時間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>第8 応急措置の代行 (略)</p>	<p>第4 従事命令等 (略) 第5 応援要請等 (略)</p> <p>第6 職員の派遣 3 派遣要請の内容 (1) 派遣要請の理由 (2) 派遣要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>第7 応急措置の代行 (略)</p>	文言の適正化 (災害対策基本法施行令第十五条) 等																																																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																								
39	37	<p>第11節 秋田県の概況 第4 気象 2 気温(略) 【最高・最低気温の観測記録】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>本 荘</th> <th>横 手</th> <th rowspan="3">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td>36.7℃ (H16. 7. 31)</td> <td>38.2℃ (S53. 8. 3)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>-15.9℃ (S62. 12. 7)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	本 荘	横 手	(略)	日最高気温 (年月日)	36.7℃ (H16. 7. 31)	38.2℃ (S53. 8. 3)	日最低気温 (年月日)	(略)	-15.9℃ (S62. 12. 7)	<p>第11節 秋田県の概況 第4 気象 2 気温(略) 【最高・最低気温の観測記録】 (令和元年9月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>本 荘</th> <th>横 手</th> <th rowspan="3">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td>37.8℃ (H30. 8. 23)</td> <td>38.6℃ (H30. 8. 23)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>-16.4℃ (H30. 2. 2)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	本 荘	横 手	(略)	日最高気温 (年月日)	37.8℃ (H30. 8. 23)	38.6℃ (H30. 8. 23)	日最低気温 (年月日)	(略)	-16.4℃ (H30. 2. 2)	所要の修正				
地点 区分	本 荘	横 手	(略)																									
日最高気温 (年月日)	36.7℃ (H16. 7. 31)	38.2℃ (S53. 8. 3)																										
日最低気温 (年月日)	(略)	-15.9℃ (S62. 12. 7)																										
地点 区分	本 荘	横 手	(略)																									
日最高気温 (年月日)	37.8℃ (H30. 8. 23)	38.6℃ (H30. 8. 23)																										
日最低気温 (年月日)	(略)	-16.4℃ (H30. 2. 2)																										
40	37	<p>3 風(略) 【最大風速の観測記録】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>横 手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最大風速 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間 風速 (年月日)</td> <td>25.5m/s (H24. 4. 4)</td> <td>25.0m/s (H24. 4. 4)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	横 手	湯の岱	日最大風速 (年月日)	(略)	(略)	日最大瞬間 風速 (年月日)	25.5m/s (H24. 4. 4)	25.0m/s (H24. 4. 4)	<p>3 風(略) 【最大風速の観測記録】 (令和元年9月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>横 手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最大風速 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間 風速 (年月日)</td> <td>28.2m/s (H29. 9. 20)</td> <td>26.6m/s (H30. 10. 7)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	横 手	湯の岱	日最大風速 (年月日)	(略)	(略)	日最大瞬間 風速 (年月日)	28.2m/s (H29. 9. 20)	26.6m/s (H30. 10. 7)	所要の修正						
地点 区分	横 手	湯の岱																										
日最大風速 (年月日)	(略)	(略)																										
日最大瞬間 風速 (年月日)	25.5m/s (H24. 4. 4)	25.0m/s (H24. 4. 4)																										
地点 区分	横 手	湯の岱																										
日最大風速 (年月日)	(略)	(略)																										
日最大瞬間 風速 (年月日)	28.2m/s (H29. 9. 20)	26.6m/s (H30. 10. 7)																										
41	38	<p>4 雨(略) 【降水量の観測記録】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>阿仁合</th> <th>横 手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td>192mm (H19. 9. 17)</td> <td>178mm (H13. 8. 1)</td> <td>136mm (H16. 7. 17)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>59mm (H17. 7. 1)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：気象庁) 注：資料不足値</p>	地点 区分	阿仁合	横 手	湯の岱	日降水量 (年月日)	192mm (H19. 9. 17)	178mm (H13. 8. 1)	136mm (H16. 7. 17)	日最大1時間 降水量 (年月日)	(略)	59mm (H17. 7. 1)	(略)	<p>4 雨(略) 【降水量の観測記録】 (令和元年9月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>阿仁合</th> <th>横 手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td>200mm (H30. 5. 18)</td> <td>262mm (H29. 7. 22)</td> <td>182mm (H30. 8. 5)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td>(略)</td> <td>68.5mm (H29. 7. 22)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：気象庁) (削除)</p>	地点 区分	阿仁合	横 手	湯の岱	日降水量 (年月日)	200mm (H30. 5. 18)	262mm (H29. 7. 22)	182mm (H30. 8. 5)	日最大1時間 降水量 (年月日)	(略)	68.5mm (H29. 7. 22)	(略)	所要の修正
地点 区分	阿仁合	横 手	湯の岱																									
日降水量 (年月日)	192mm (H19. 9. 17)	178mm (H13. 8. 1)	136mm (H16. 7. 17)																									
日最大1時間 降水量 (年月日)	(略)	59mm (H17. 7. 1)	(略)																									
地点 区分	阿仁合	横 手	湯の岱																									
日降水量 (年月日)	200mm (H30. 5. 18)	262mm (H29. 7. 22)	182mm (H30. 8. 5)																									
日最大1時間 降水量 (年月日)	(略)	68.5mm (H29. 7. 22)	(略)																									
42	38	<p>5 雪(略) 【最深積雪深の観測記録】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月最深積雪 (年月日)</td> <td>222cm (H27. 2. 10)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	湯の岱	月最深積雪 (年月日)	222cm (H27. 2. 10)	<p>5 雪(略) 【最深積雪深の観測記録】 (令和元年9月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点 区分</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月最深積雪 (年月日)</td> <td>222cm (H26. 3. 12)</td> </tr> </tbody> </table>	地点 区分	湯の岱	月最深積雪 (年月日)	222cm (H26. 3. 12)	所要の修正																
地点 区分	湯の岱																											
月最深積雪 (年月日)	222cm (H27. 2. 10)																											
地点 区分	湯の岱																											
月最深積雪 (年月日)	222cm (H26. 3. 12)																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																						
43	40	<p>第12節 秋田県の人口推移と高齢化 本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。 また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は33.8%（平成27年10月1日現在）を占め、さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」によると、本県の2025年（平成37年）における高齢者の割合は39.5%へ上昇すると推計されることから、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。（略）</p>	<p>第12節 秋田県の人口推移と高齢化 本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。 また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は36.4%（平成30年10月1日現在）を占め、さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」によると、本県の2045年（令和27年）における高齢者の割合は50.1%へ上昇すると推計されることから、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。（略）</p>	所要の修正																																																																																																																																																																																																						
44	40	<p style="text-align: center;">【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次 (平成)</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合 (%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年 化指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>1,145,501</td> <td>142,507</td> <td>694,288</td> <td>308,193</td> <td>12.4</td> <td>60.6</td> <td>26.9</td> <td>64.9</td> <td>20.5</td> <td>44.4</td> <td>216.3</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>1,134,036</td> <td>139,040</td> <td>682,973</td> <td>311,510</td> <td>12.3</td> <td>60.2</td> <td>27.5</td> <td>66</td> <td>20.4</td> <td>45.6</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,121,300</td> <td>135,276</td> <td>669,904</td> <td>315,607</td> <td>12.1</td> <td>59.7</td> <td>28.1</td> <td>67.3</td> <td>20.2</td> <td>47.1</td> <td>233.3</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">（注）各年10月1日現在。平成17年、平成22年及び平成27年は国勢調査、その他は県算出人口による。</p>	年次 (平成)	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年 化指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	17	1,145,501	142,507	694,288	308,193	12.4	60.6	26.9	64.9	20.5	44.4	216.3	18	1,134,036	139,040	682,973	311,510	12.3	60.2	27.5	66	20.4	45.6	224	19	1,121,300	135,276	669,904	315,607	12.1	59.7	28.1	67.3	20.2	47.1	233.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)												(新設)												(新設)												<p style="text-align: center;">【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次 (平成)</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合 (%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年 化指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,009,659</td> <td>103,338</td> <td>550,243</td> <td>347,538</td> <td>10.3</td> <td>55</td> <td>34.7</td> <td>81.9</td> <td>18.8</td> <td>63.2</td> <td>336.3</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>995,374</td> <td>100,402</td> <td>535,356</td> <td>351,076</td> <td>10.2</td> <td>54.2</td> <td>35.6</td> <td>84.3</td> <td>18.8</td> <td>65.6</td> <td>349.7</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>980,684</td> <td>97,400</td> <td>520,829</td> <td>353,915</td> <td>10</td> <td>53.6</td> <td>36.4</td> <td>86.7</td> <td>18.7</td> <td>68</td> <td>363.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">（注）各年10月1日現在。平成22年及び平成27年は国勢調査、その他は県算出人口による。</p>	年次 (平成)	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年 化指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	(削除)												(削除)												(削除)												(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3	29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7	30	980,684	97,400	520,829	353,915	10	53.6	36.4	86.7	18.7	68	363.4	所要の修正
年次 (平成)	総人口	年少人口 (0～14歳)						生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)					従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年 化指数																																																																																																																																																																																								
			年少人口	生産年齢人口	老年人口																																																																																																																																																																																																					
17	1,145,501	142,507	694,288	308,193	12.4	60.6	26.9	64.9	20.5	44.4	216.3																																																																																																																																																																																															
18	1,134,036	139,040	682,973	311,510	12.3	60.2	27.5	66	20.4	45.6	224																																																																																																																																																																																															
19	1,121,300	135,276	669,904	315,607	12.1	59.7	28.1	67.3	20.2	47.1	233.3																																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																															
(新設)																																																																																																																																																																																																										
(新設)																																																																																																																																																																																																										
(新設)																																																																																																																																																																																																										
年次 (平成)	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年 化指数																																																																																																																																																																																															
					年少人口	生産年齢人口	老年人口																																																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																																																										
(削除)																																																																																																																																																																																																										
(削除)																																																																																																																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																															
28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3																																																																																																																																																																																															
29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7																																																																																																																																																																																															
30	980,684	97,400	520,829	353,915	10	53.6	36.4	86.7	18.7	68	363.4																																																																																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																							
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																							
45	41	「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、県民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時には、初期消火など自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。 (略)	「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、県民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。県及び市町村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、災害発生時には、初期消火など自らができる防災活動を始め、県、市町村及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。 (略)	防災基本計画 (R1.5修正) の反映																						
46	41	第1節 防災知識の普及計画 第2 被災者に対する知識 1 避難行動要支援者 避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。 (略)	第1節 防災知識の普及計画 第2 被災者に対する知識 1 避難行動要支援者 避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、県及び市町村は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。(略)	防災基本計画 (R1.5修正) の反映																						
47	43	第5 災害予防に関する普及・啓発運動 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災一般</td> <td>危険物安全週間</td> <td>5月第2日曜日～1週間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	名 称	実施期間	(略)	(略)	(略)	防災一般	危険物安全週間	5月第2日曜日～1週間	(略)	(略)	第5 災害予防に関する普及・啓発運動 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防災一般</td> <td>危険物安全週間</td> <td>6月第2日曜日～1週間</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	名 称	実施期間	(略)	(略)	(略)	防災一般	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間	(略)	(略)	所要の修正
項 目	名 称	実施期間																								
(略)	(略)	(略)																								
防災一般	危険物安全週間	5月第2日曜日～1週間																								
	(略)	(略)																								
	項 目	名 称	実施期間																							
(略)	(略)	(略)																								
防災一般	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間																								
	(略)	(略)																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																										
48	44	<p>第5 災害予防に関する普及・啓発運動 3 県民自ら行う防災知識の学習・心得</p> <table border="1"> <tr> <td>1 家具等の固定</td> <td>2 非常食料等の生活必需品の備蓄、非常持ち出し品の整理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td>3 自主防災組織への積極的な参加</td> <td>4 避難場所、避難所の徒歩による確認</td> </tr> <tr> <td>5 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認</td> <td>6 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い</td> </tr> <tr> <td>7 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加</td> <td>8 災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>平時からの取組</p>	1 家具等の固定	2 非常食料等の生活必需品の備蓄、非常持ち出し品の整理	(新設)		(新設)		3 自主防災組織への積極的な参加	4 避難場所、避難所の徒歩による確認	5 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認	6 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い	7 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加	8 災害教訓の伝承	(略)	(略)	<p>第5 災害予防に関する普及・啓発運動 3 県民自ら行う防災知識の学習・心得</p> <table border="1"> <tr> <td>1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</td> <td>2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</td> </tr> <tr> <td>3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</td> <td>4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</td> </tr> <tr> <td>5 自主防災組織への積極的な参加</td> <td>6 避難場所、避難所の徒歩による確認</td> </tr> <tr> <td>7 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認</td> <td>8 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い</td> </tr> <tr> <td>9 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加</td> <td>10 災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>平時からの取組</p>	1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策	2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備	3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え	5 自主防災組織への積極的な参加	6 避難場所、避難所の徒歩による確認	7 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認	8 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い	9 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加	10 災害教訓の伝承	(略)	(略)	<p>所要の修正 （現行計画に対する国からの意見反映）</p>
1 家具等の固定	2 非常食料等の生活必需品の備蓄、非常持ち出し品の整理																													
(新設)																														
(新設)																														
3 自主防災組織への積極的な参加	4 避難場所、避難所の徒歩による確認																													
5 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認	6 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い																													
7 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加	8 災害教訓の伝承																													
(略)	(略)																													
1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策	2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備																													
3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備	4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え																													
5 自主防災組織への積極的な参加	6 避難場所、避難所の徒歩による確認																													
7 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認	8 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル1771等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い																													
9 県及び市町村等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加	10 災害教訓の伝承																													
(略)	(略)																													
49	44	<p>第6 教育機関における防災教育・訓練 1 教育活動全体を通じた防災教育 学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。</p>	<p>第6 教育機関における防災教育・訓練 1 教育活動全体を通じた防災教育 学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。特に、<u>水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画（R1.5修正）の反映</p>																										
50	45	<p>第8 企業における防災教育・役割 企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。（略）</p>	<p>第8 企業における防災教育・役割 企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、<u>リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。</u></p>	<p>防災基本計画（H30.6修正）の反映</p>																										
51	45	<p>第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進 県及び市町村は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るものとする。</p>	<p>第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進 県及び市町村は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、<u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画（R1.5修正）の反映</p>																										
52	48	<p>第3節 防災訓練計画 第2 訓練種別 1 実動訓練 県、市町村及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、<u>ボランティア</u>、避難行動要支援者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。</p>	<p>第3節 防災訓練計画 第2 訓練種別 1 実動訓練 県、市町村及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア等</u>、避難行動要支援者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。</p>	<p>防災基本計画（R1.5修正）の反映</p>																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
53	52	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第1 計画の方針 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器(パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等)の操作研修を計画的に実施する。 また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、県、市町村及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図る。</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第1 計画の方針 (略) このため、県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器(パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等)の操作研修を計画的に実施する。 また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、県、市町村及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図るほか、県及び市町村は、秋田県情報集約配信システムによりLアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p>	<p>防災基本計画(H29.4、R1.5修正)の反映</p>
54	52	<p>第2 情報収集・伝達体制 2 県・市町村 (1) 県総合防災情報システム、市町村防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。</p>	<p>第2 情報収集・伝達体制 2 県・市町村 (1) <u>さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等や地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、</u>県総合防災情報システム、市町村防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。<u>また、市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画(H29.4修正)の反映</p>
55	55	<p>第5節 避難計画 第2 市町村の実施範囲 (新設)</p>	<p>第5節 避難計画 第2 市町村の実施範囲 1 避難勧告等発令のための体制の構築 市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画(H29.4修正)の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
56	55～ 56	<p>1. 指定緊急避難場所等に関する事項 市町村は、(略)。また、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として、一定の生活環境が確保され、被災者の受入可能な施設をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>2. 指定緊急避難場所等に関する事項 市町村は、(略)。また、公共施設等を対象に、地域の特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所として、一定の生活環境が確保され、被災者の受入可能な施設をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>ア 地震災害対策 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>イ 津波災害対策 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</p> <p>ウ 風水害対策 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>エ 火山災害対策 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>オ 大規模な火事災害対策 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (H29.4、H30.6修正)の反映</p>
57	56	<p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。(略)</p>	<p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。(略)</p>	<p>防災基本計画 (H29.4修正)の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
58	57	<p>(2) 指定避難所 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を福祉避難所として指定するよう努める。</p>	<p>(2) 指定避難所 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するとともに、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 また、市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。(略)</p>	防災基本計画(H30.6、R1.5修正)の反映
59	57～58	<p>(2) 指定避難所(略) (新設)</p> <p>(3) 避難路(略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所等の環境整備(略)</p> <p>(5) 避難の長期化に対応した施設整備(給水体制と資機材の整備)(略)</p> <p>(6) 指定緊急避難場所等の周知(略)</p>	<p>(2) 指定避難所(略)</p> <p>(3) 指定避難所の運営管理 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(4) 避難路(略)</p> <p>(5) 指定緊急避難場所等の環境整備(略)</p> <p>(6) 避難の長期化に対応した施設整備(給水体制と資機材の整備)(略)</p> <p>(7) 指定緊急避難場所等の周知(略)</p>	防災基本計画(H30.6、R1.5修正)の反映
60	58	<p>2. 避難情報の判断基準 市町村長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。 なお、国では、避難準備情報の意味するところが住民に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどの課題に対応するため、平成28年12月から避難情報の名称を変更し(「避難指示→避難指示(緊急)」、「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」)、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始 (略)なお、避難勧告、避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努めるものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>(4) 屋内での待避等の指示 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。 (5) (略)</p>	<p>3. 避難情報の判断基準 市町村長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。 なお、国では、避難準備情報の意味するところが住民に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどの課題に対応するため、平成28年12月から避難情報の名称を変更し(「避難指示→避難指示(緊急)」、「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」)、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。 さらに、市町村は、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始 (略)なお、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努めるものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>(4) 「屋内安全確保」等の指示 避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を指示する。 (5) (略)</p>	防災基本計画(H29.4、R1.5修正)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
61	59	<p>3 発令基準の設定 市町村は、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>4 避難情報に付する事項（略） 5 避難情報の伝達手段（略） 6 避難者の優先順位の設定（略）</p>	<p>4 発令基準の設定 市町村は、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の具体的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p> <p>5 避難情報に付する事項（略） 6 避難情報の伝達手段（略） 7 避難者の優先順位の設定（略）</p>	防災基本計画（R1.5修正）の反映
62	59～ 60	<p>7 要配慮者対策 （3）要配慮者の避難所生活を支援するため、福祉避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。 この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。（略）</p>	<p>8 要配慮者対策 （3）要配慮者の避難所生活を支援するため、福祉避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。 この場合、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。（略）</p>	所要の修正
63	60	<p>8 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 （略）</p>	<p>9 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 （略）</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
64	60	<p>9 避難者の健康管理 市町村は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による指定避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。</p>	(削除)	所要の修正 (第2編第2章に災害応急対策として同様の記載があるため削除)
65	60	<p>10 避難所の開設・運営マニュアルの作成 (略) なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、<u>おおむね次の項目を参考に作成に努める。</u></p>	<p>10 避難所の開設・運営マニュアルの作成 (略) なお、マニュアルの作成に当たっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、作成に努める。</p>	文言の適正化
66	60～61	<p>第3 県の実施範囲 1 (略) 2 避難勧告等発令基準策定のためのガイドラインを作成し市町村に示すほか、市町村に対し、発令基準の設定に必要な情報を提供する。 3～6 (略) 7 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応など避難収容施設の設備改善に努めるとともに、食事及び生活関連物資の配分等については、要配慮者の視点に沿った対応に努める。 この場合、<u>秋田県災害医療救護計画</u>、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。(略) 8 (略) (新設)</p>	<p>第3 県の実施範囲 1 (略) 2 避難勧告等発令基準策定のためのガイドラインを作成し市町村に示すほか、市町村に対し、発令基準の設定に必要な情報を提供する。また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するほか、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</u> 3～6 (略) 7 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応など避難収容施設の設備改善に努めるとともに、食事及び生活関連物資の配分等については、要配慮者の視点に沿った対応に努める。 この場合、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。(略) 8 (略) 9 <u>国や県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報の提供に当たり、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベル相当情報と併せて提供するなど、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u></p>	防災基本計画(H29.4、R1.5修正)の反映等

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																								
67	64	<p>第6節 広域防災拠点整備計画 第4 広域防災拠点の指定等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設の名称</th> <th>機能</th> <th>ヘリポートの有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大館北秋地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">秋田中央地域</td> <td>県立中央公園運動広場</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園スカイドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横手大仙地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考	大館北秋地域	(略)	(略)	(略)		秋田中央地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点			秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		(新設)	(新設)			(新設)	(新設)			横手大仙地域	(略)	(略)	(略)		<p>第6節 広域防災拠点整備計画 第4 広域防災拠点の指定等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設の名称</th> <th>機能</th> <th>ヘリポートの有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大館北秋地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">秋田中央地域</td> <td>県立中央公園運動広場</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園スカイドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園 由利本荘アリーナ</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横手大仙地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考	大館北秋地域	(略)	(略)	(略)		秋田中央地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点			秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ			由利本荘総合防災公園 由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点			横手大仙地域	(略)	(略)	(略)		所要の修正
地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考																																																																								
大館北秋地域	(略)	(略)	(略)																																																																									
秋田中央地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ																																																																										
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点																																																																										
	秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																									
	(新設)	(新設)																																																																										
	(新設)	(新設)																																																																										
横手大仙地域	(略)	(略)	(略)																																																																									
地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考																																																																								
大館北秋地域	(略)	(略)	(略)																																																																									
秋田中央地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ																																																																										
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点																																																																										
	秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																									
	由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ																																																																										
	由利本荘総合防災公園 由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点																																																																										
横手大仙地域	(略)	(略)	(略)																																																																									
68	66	<p>第7節 備蓄計画 第1 趣旨 県及び市町村は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、<u>公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体制を整備する。</u></p> <p>第2～4 (略) 第5 県と市町村の備蓄目標量 共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から次表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。 県は、当該1/2を備蓄目標量と設定し、平成30年度までにこれらを備蓄するよう努める。 また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量(資料編参照)と、地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、平成30年度までにこれらを備蓄するよう努める。</p>	<p>第7節 備蓄計画 第1 趣旨 県及び市町村は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、<u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと、初期の対応に十分量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。</u></p> <p>第2～4 (略) 第5 県と市町村の備蓄目標量 共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から次表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。 県は、当該1/2を備蓄目標量と設定し、これらを備蓄するよう努める。 また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量(資料編参照)と、地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、これらを備蓄するよう努める。</p>	防災基本計画(H30.6修正)の反映等																																																																								
69	67	<p>第7 流通備蓄等の体制整備 県及び市町村は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施等により、平時から体制整備に努める。 なお、民間事業者等からの支援物資の円滑な受入等に体制整備については、本章第6節「広域防災拠点整備計画」に定めるところによる。 (略)</p>	<p>第7 流通備蓄等の体制整備 県及び市町村は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施等により、平時から体制整備に努める。 なお、民間事業者等からの支援物資の円滑な受入等の体制整備については、本章第6節「広域防災拠点整備計画」に定めるところによる。 (略)</p>	所要の修正																																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由								
70	68	第8 備蓄倉庫の設置 1 県 県は、市町村からの備蓄品の提供要請に速やかに対応できるよう、各地域振興局管内に備蓄倉庫を設置するよう努める。 ◎ 平成29年1月現在の県の備蓄倉庫及び備蓄状況 …… 資料編参照	第8 備蓄倉庫の設置 1 県 県は、市町村からの備蓄品の提供要請に速やかに対応できるよう、各地域振興局管内に備蓄倉庫を設置するよう努める。 ◎ 令和2年3月現在の県の備蓄倉庫及び備蓄状況 …… 資料編参照	所要の修正								
71	69	第8節 通信・放送施設災害予防計画 第2 県 1 県総合防災情報システム (略) 【システム設置機関】 (平成28年4月現在)	第8節 通信・放送施設災害予防計画 第2 県 1 県総合防災情報システム (略) 【システム設置機関】 (令和2年3月現在)	所要の修正								
72	70	第4 電気通信事業者 東日本電信電話(株) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 状</td> <td>平成28年3月末現在における県内の加入電話数は約23万回線である。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現 状	平成28年3月末現在における県内の加入電話数は約23万回線である。 (略)	(略)	(略)	第4 電気通信事業者 東日本電信電話(株) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 状</td> <td>平成31年3月末現在における県内の加入電話数は約18万回線である。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現 状	平成31年3月末現在における県内の加入電話数は約18万回線である。 (略)	(略)	(略)	所要の修正
現 状	平成28年3月末現在における県内の加入電話数は約23万回線である。 (略)											
(略)	(略)											
現 状	平成31年3月末現在における県内の加入電話数は約18万回線である。 (略)											
(略)	(略)											
73	73	第5 放送事業者 日本放送協会秋田放送局 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 状</td> <td>1～3 (略) 4 各種無線機等の伝播テストの実施 5 (略) 6 仮放送局及び仮設送信所の事前選定 7～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>対 策</td> <td>1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。 4 非常用放送装置を点検整備する。</td> </tr> </table>	現 状	1～3 (略) 4 各種無線機等の伝播テストの実施 5 (略) 6 仮放送局及び仮設送信所の事前選定 7～8 (略)	対 策	1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。 4 非常用放送装置を点検整備する。	第5 放送事業者 日本放送協会秋田放送局 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 状</td> <td>1～3 (略) 4 各種無線機等の通信テストの実施 5 (略) 6 非常用送信設備の点検整備 7～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、<u>予備を含む送受信アンテナの点検を行う。</u> 4 (削除)</td> </tr> </table>	現 状	1～3 (略) 4 各種無線機等の通信テストの実施 5 (略) 6 非常用送信設備の点検整備 7～8 (略)	(略)	1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、 <u>予備を含む送受信アンテナの点検を行う。</u> 4 (削除)	所要の修正
現 状	1～3 (略) 4 各種無線機等の伝播テストの実施 5 (略) 6 仮放送局及び仮設送信所の事前選定 7～8 (略)											
対 策	1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。 4 非常用放送装置を点検整備する。											
現 状	1～3 (略) 4 各種無線機等の通信テストの実施 5 (略) 6 非常用送信設備の点検整備 7～8 (略)											
(略)	1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検を行う。 2 中継回線、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、他社回線の利用について準備する。 3 アンテナについては、 <u>予備を含む送受信アンテナの点検を行う。</u> 4 (削除)											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
74	74	<p>(株)秋田放送</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状</td> <td>(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MHz帯・160MHz帯）を保有している。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現 状	(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MHz帯・160MHz帯）を保有している。	(略)	(略)	<p>(株)秋田放送</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状</td> <td>(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは中継用無線を保有している。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現 状	(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは中継用無線を保有している。	(略)	(略)	所要の修正
現 状	(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MHz帯・160MHz帯）を保有している。											
(略)	(略)											
現 状	(略) 6 取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは中継用無線を保有している。											
(略)	(略)											
75	77	<p>第9節 水害予防計画 第1 計画の方針 (略) さらに、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。 知事が指定した河川及び海岸について水防警報の発令を始め、洪水により重大な損害を生ずるおそれのある河川を気象庁長官と協議の上指定し、共同で洪水予報を行う。また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定した河川（水位情報周知河川）について、氾濫危険水位を定め、水位情報を通知する。</p> <p>さらに、緊急の際における立ち退き指示、あるいは水防に要する資機材の融通などを通じ、市町村が行う水防活動に必要な支援措置を図るほか、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。 また、最近の大規模氾濫被害を踏まえ、県管理河川について、県は市町村と協働で減災対策協議会を設置し、減災のための目標を共有の上、ソフト・ハード対策を一体的かつ計画的に推進することにより、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。</p>	<p>第9節 水害予防計画 第1 計画の方針 (略) さらに、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。知事が指定した河川及び海岸について水防警報の発令を始め、洪水により重大な損害を生ずるおそれのある河川を気象庁長官と協議の上指定し、共同で洪水予報を行う。また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定した河川（水位情報周知河川）について、氾濫危険水位を定め、水位情報を通知するほか、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。さらに、国及び県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。県は、緊急の際における立ち退き指示、あるいは水防に要する資機材の融通などを通じ、市町村が行う水防活動に必要な支援措置を図るほか、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。 また、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。 あわせて、県及び市町村は、河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。</p>	防災基本計画（H30.6、R1.5修正）の反映								
76	77	<p>第2 浸水想定区域の指定 1 洪水浸水想定区域 国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村長に通知する。</p>	<p>第2 浸水想定区域の指定 1 洪水浸水想定区域 国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村長に通知する。 また、市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>	防災基本計画（H30.6修正）の反映								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由																										
77	78	【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (平成29年1月末現在)	【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (令和元年9月末現在)	所要の修正																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水系名</th> <th style="width: 30%;">河川名</th> <th style="width: 50%;">指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米代川水系</td> <td>米代川 (直轄管理区間)</td> <td>平成28年5月31日</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>平成28年5月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名		河川名	指定公表年月日	(略)	(略)	(略)	米代川水系	米代川 (直轄管理区間)	平成28年5月31日	藤琴川	平成28年5月31日	(新設)	(新設)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水系名</th> <th style="width: 30%;">河川名</th> <th style="width: 50%;">指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米代川水系</td> <td>米代川 (直轄管理区間)</td> <td>平成28年5月31日</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>平成28年5月31日</td> </tr> <tr> <td>小猿部川</td> <td>平成29年6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	指定公表年月日	(略)	(略)	(略)	米代川水系	米代川 (直轄管理区間)	平成28年5月31日	藤琴川	平成28年5月31日	小猿部川	平成29年6月30日
		水系名	河川名		指定公表年月日																									
		(略)	(略)		(略)																									
米代川水系	米代川 (直轄管理区間)	平成28年5月31日																												
	藤琴川	平成28年5月31日																												
	(新設)	(新設)																												
水系名	河川名	指定公表年月日																												
(略)	(略)	(略)																												
米代川水系	米代川 (直轄管理区間)	平成28年5月31日																												
	藤琴川	平成28年5月31日																												
	小猿部川	平成29年6月30日																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																							
78	78～79	1 洪水浸水想定区域 (略) 【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (平成29年1月末現在)	1 洪水浸水想定区域 (略) 【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】 (令和元年9月末現在)	所要の修正																																																																																																																																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水系名</th> <th style="width: 20%;">河川名</th> <th style="width: 60%;">指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子吉川水系</td> <td>芋川</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>太平川</td> <td>平成17年9月30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">雄物川水系</td> <td>旭川</td> <td>平成17年9月30日</td> </tr> <tr> <td>草生津川</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>横手川 (県管理区間)</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>岩見川</td> <td>平成20年10月31日</td> </tr> <tr> <td>丸子川 (県管理区間)</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>福部内川</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>斉内川</td> <td>平成20年6月6日</td> </tr> <tr> <td>窪堰川</td> <td>平成20年6月6日</td> </tr> <tr> <td>川口川</td> <td>平成20年6月6日</td> </tr> <tr> <td>矢島川</td> <td>平成20年6月6日</td> </tr> <tr> <td>玉川 (県管理区間)</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>桧木内川</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>役内川</td> <td>平成20年10月31日</td> </tr> <tr> <td>猿田川</td> <td>平成21年7月24日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">米代川水系</td> <td>長木川</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>富士川</td> <td>平成19年6月15日</td> </tr> <tr> <td>大湯川</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>下内川</td> <td>平成20年10月31日</td> </tr> <tr> <td>米代川 (県管理区間)</td> <td>平成21年3月6日</td> </tr> <tr> <td>小坂川</td> <td>平成21年3月6日</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>平成21年6月16日</td> </tr> <tr> <td>阿仁川</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td>小阿仁川</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td>小猿部川</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬場目川水系</td> <td>綴子川</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td>三種川</td> <td>平成18年10月24日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>馬場目川</td> <td>平成21年7月24日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県管理河川：洪水浸水想定区域（河川整備の計画降雨により浸水が想定される区域）</p>	水系名		河川名	指定公表年月日	子吉川水系	芋川	平成20年4月18日	太平川	平成17年9月30日	雄物川水系	旭川	平成17年9月30日	草生津川	平成18年6月30日	横手川 (県管理区間)	平成18年6月30日	新城川	平成20年4月18日	岩見川	平成20年10月31日	丸子川 (県管理区間)	平成20年4月18日	福部内川	平成20年4月18日	斉内川	平成20年6月6日	窪堰川	平成20年6月6日	川口川	平成20年6月6日	矢島川	平成20年6月6日	玉川 (県管理区間)	平成20年4月18日	桧木内川	平成20年4月18日	役内川	平成20年10月31日	猿田川	平成21年7月24日	米代川水系	長木川	平成18年6月30日	富士川	平成19年6月15日	大湯川	平成20年4月18日	下内川	平成20年10月31日	米代川 (県管理区間)	平成21年3月6日	小坂川	平成21年3月6日	藤琴川	平成21年6月16日	阿仁川	平成21年8月14日	小阿仁川	平成21年8月14日	小猿部川	平成21年8月14日	馬場目川水系	綴子川	平成21年8月14日	三種川	平成18年10月24日			馬場目川	平成21年7月24日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水系名</th> <th style="width: 20%;">河川名</th> <th style="width: 60%;">指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子吉川水系</td> <td>芋川</td> <td>令和元年9月13日</td> </tr> <tr> <td>太平川</td> <td>令和元年8月6日</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">雄物川水系</td> <td>旭川</td> <td>令和元年8月6日</td> </tr> <tr> <td>草生津川*</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>横手川 (県管理区間) *</td> <td>平成18年6月30日</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>令和元年8月6日</td> </tr> <tr> <td>岩見川*</td> <td>平成20年10月31日</td> </tr> <tr> <td>丸子川 (県管理区間)</td> <td>令和元年8月9日</td> </tr> <tr> <td>福部内川</td> <td>令和元年8月9日</td> </tr> <tr> <td>斉内川*</td> <td>平成20年6月6日</td> </tr> <tr> <td>窪堰川</td> <td>令和元年8月9日</td> </tr> <tr> <td>川口川</td> <td>令和元年8月9日</td> </tr> <tr> <td>矢島川</td> <td>令和元年8月9日</td> </tr> <tr> <td>玉川 (県管理区間) *</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>桧木内川*</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>役内川</td> <td>令和元年9月27日</td> </tr> <tr> <td>猿田川</td> <td>令和元年8月6日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">米代川水系</td> <td>長木川</td> <td>令和元年7月23日</td> </tr> <tr> <td>富士川*</td> <td>平成19年6月15日</td> </tr> <tr> <td>大湯川*</td> <td>平成20年4月18日</td> </tr> <tr> <td>下内川</td> <td>令和元年7月23日</td> </tr> <tr> <td>米代川 (県管理区間) *</td> <td>平成21年3月6日</td> </tr> <tr> <td>小坂川*</td> <td>平成21年3月6日</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>令和元年9月20日</td> </tr> <tr> <td>阿仁川*</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td>小阿仁川*</td> <td>平成21年8月14日</td> </tr> <tr> <td>小猿部川</td> <td>令和元年7月12日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬場目川水系</td> <td>綴子川</td> <td>令和元年7月12日</td> </tr> <tr> <td>三種川</td> <td>平成31年3月22日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>馬場目川*</td> <td>平成21年7月24日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※印が付されている河川は、想定最大規模の洪水浸水想定区域が未指定であり、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により氾濫が想定される区域</p>	水系名	河川名	指定公表年月日	子吉川水系	芋川	令和元年9月13日	太平川	令和元年8月6日	雄物川水系	旭川	令和元年8月6日	草生津川*	平成18年6月30日	横手川 (県管理区間) *	平成18年6月30日	新城川	令和元年8月6日	岩見川*	平成20年10月31日	丸子川 (県管理区間)	令和元年8月9日	福部内川	令和元年8月9日	斉内川*	平成20年6月6日	窪堰川	令和元年8月9日	川口川	令和元年8月9日	矢島川	令和元年8月9日	玉川 (県管理区間) *	平成20年4月18日	桧木内川*	平成20年4月18日	役内川	令和元年9月27日	猿田川	令和元年8月6日	米代川水系	長木川	令和元年7月23日	富士川*	平成19年6月15日	大湯川*	平成20年4月18日	下内川	令和元年7月23日	米代川 (県管理区間) *	平成21年3月6日	小坂川*	平成21年3月6日	藤琴川	令和元年9月20日	阿仁川*	平成21年8月14日	小阿仁川*	平成21年8月14日	小猿部川	令和元年7月12日	馬場目川水系	綴子川	令和元年7月12日	三種川	平成31年3月22日	
水系名	河川名	指定公表年月日																																																																																																																																									
子吉川水系	芋川	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	太平川	平成17年9月30日																																																																																																																																									
雄物川水系	旭川	平成17年9月30日																																																																																																																																									
	草生津川	平成18年6月30日																																																																																																																																									
	横手川 (県管理区間)	平成18年6月30日																																																																																																																																									
	新城川	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	岩見川	平成20年10月31日																																																																																																																																									
	丸子川 (県管理区間)	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	福部内川	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	斉内川	平成20年6月6日																																																																																																																																									
	窪堰川	平成20年6月6日																																																																																																																																									
	川口川	平成20年6月6日																																																																																																																																									
	矢島川	平成20年6月6日																																																																																																																																									
	玉川 (県管理区間)	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	桧木内川	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	役内川	平成20年10月31日																																																																																																																																									
	猿田川	平成21年7月24日																																																																																																																																									
	米代川水系	長木川	平成18年6月30日																																																																																																																																								
		富士川	平成19年6月15日																																																																																																																																								
大湯川		平成20年4月18日																																																																																																																																									
下内川		平成20年10月31日																																																																																																																																									
米代川 (県管理区間)		平成21年3月6日																																																																																																																																									
小坂川		平成21年3月6日																																																																																																																																									
藤琴川		平成21年6月16日																																																																																																																																									
阿仁川		平成21年8月14日																																																																																																																																									
小阿仁川		平成21年8月14日																																																																																																																																									
小猿部川		平成21年8月14日																																																																																																																																									
馬場目川水系	綴子川	平成21年8月14日																																																																																																																																									
	三種川	平成18年10月24日																																																																																																																																									
		馬場目川	平成21年7月24日																																																																																																																																								
水系名	河川名	指定公表年月日																																																																																																																																									
子吉川水系	芋川	令和元年9月13日																																																																																																																																									
	太平川	令和元年8月6日																																																																																																																																									
雄物川水系	旭川	令和元年8月6日																																																																																																																																									
	草生津川*	平成18年6月30日																																																																																																																																									
	横手川 (県管理区間) *	平成18年6月30日																																																																																																																																									
	新城川	令和元年8月6日																																																																																																																																									
	岩見川*	平成20年10月31日																																																																																																																																									
	丸子川 (県管理区間)	令和元年8月9日																																																																																																																																									
	福部内川	令和元年8月9日																																																																																																																																									
	斉内川*	平成20年6月6日																																																																																																																																									
	窪堰川	令和元年8月9日																																																																																																																																									
	川口川	令和元年8月9日																																																																																																																																									
	矢島川	令和元年8月9日																																																																																																																																									
	玉川 (県管理区間) *	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	桧木内川*	平成20年4月18日																																																																																																																																									
	役内川	令和元年9月27日																																																																																																																																									
	猿田川	令和元年8月6日																																																																																																																																									
	米代川水系	長木川	令和元年7月23日																																																																																																																																								
		富士川*	平成19年6月15日																																																																																																																																								
大湯川*		平成20年4月18日																																																																																																																																									
下内川		令和元年7月23日																																																																																																																																									
米代川 (県管理区間) *		平成21年3月6日																																																																																																																																									
小坂川*		平成21年3月6日																																																																																																																																									
藤琴川		令和元年9月20日																																																																																																																																									
阿仁川*		平成21年8月14日																																																																																																																																									
小阿仁川*		平成21年8月14日																																																																																																																																									
小猿部川		令和元年7月12日																																																																																																																																									
馬場目川水系	綴子川	令和元年7月12日																																																																																																																																									
	三種川	平成31年3月22日																																																																																																																																									
		馬場目川*	平成21年7月24日																																																																																																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
79	79	第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 市町村は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（略）	第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 市町村は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（略） また、市町村は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。	防災基本計画（H30.6修正）の反映
80	79	第4 洪水・高潮ハザードマップの作成 浸水想定区域をその区域を含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記第3①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。	第4 洪水・高潮ハザードマップの作成 浸水想定区域をその区域を含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記第3①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。	所要の修正（現行計画に対する国からの意見反映）
81	80	(新設)	第5 発令基準の設定等 1 洪水等に対する発令基準 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。 それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 2 高潮に対する発令基準 市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。	防災基本計画（H30.6、R1.5修正）の反映
82	80	第5 避難計画の策定（略）	第6 避難計画の策定（略）	所要の修正
83	-	第6 地下街等における避難計画の策定 市町村長及び地下街・地下道・地下駐車場等の不特定多数の人が利用する地下空間施設の管理者は、これら施設の浸水被害を想定した避難計画の策定に努める。 なお、避難計画への掲載項目は以下のとおりとする。 1 施設利用者に避難又は避難誘導情報を伝達するための緊急情報伝達施設の整備 2 市町村長と施設管理者間における連絡手段の整備 3 施設管理者から市町村長への避難実施に関する報告体制の整備 4 市町村長から施設管理者・利用者及び周辺区域住民への避難勧告・指示情報の伝達手段の整備 5 施設を利用している避難行動要支援者への避難情報の伝達手段の整備 6 浸水により被災を受けない避難所を市町村地域防災計画に定める。	(削除)	所要の修正（水防法改正反映の上、第26節企業防災促進計画へ記載する）

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
84	81	<p>第10 河川の概況 (略) 1 河川改修事業の推進 平成28年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は<u>47.0%</u>である。 (平成28年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分 河川別</th> <th style="width: 10%;">河川数</th> <th style="width: 10%;">流路延長 (km)</th> <th style="width: 10%;">要改修延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修済延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>301</td> <td>2,733.8</td> <td>1,866.6</td> <td><u>948.5</u></td> <td><u>50.8</u></td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td><u>107.8</u></td> <td><u>28.3</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>352</td> <td>3,185.1</td> <td>2,247.4</td> <td><u>1,056.3</u></td> <td><u>47.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)	1級河川	301	2,733.8	1,866.6	<u>948.5</u>	<u>50.8</u>	2級河川	51	451.3	380.8	<u>107.8</u>	<u>28.3</u>	計	352	3,185.1	2,247.4	<u>1,056.3</u>	<u>47.0</u>	<p>第10 河川の概況 (略) 1 河川改修事業の推進 平成31年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は<u>47.2%</u>である。 (平成31年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分 河川別</th> <th style="width: 10%;">河川数</th> <th style="width: 10%;">流路延長 (km)</th> <th style="width: 10%;">要改修延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修済延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>301</td> <td>2,733.8</td> <td>1,866.6</td> <td><u>952.0</u></td> <td><u>51.0</u></td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td><u>108.3</u></td> <td><u>28.4</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>352</td> <td>3,185.1</td> <td>2,247.4</td> <td><u>1,060.2</u></td> <td><u>47.2</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)	1級河川	301	2,733.8	1,866.6	<u>952.0</u>	<u>51.0</u>	2級河川	51	451.3	380.8	<u>108.3</u>	<u>28.4</u>	計	352	3,185.1	2,247.4	<u>1,060.2</u>	<u>47.2</u>	所要の修正
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)																																															
1級河川	301	2,733.8	1,866.6	<u>948.5</u>	<u>50.8</u>																																															
2級河川	51	451.3	380.8	<u>107.8</u>	<u>28.3</u>																																															
計	352	3,185.1	2,247.4	<u>1,056.3</u>	<u>47.0</u>																																															
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)																																															
1級河川	301	2,733.8	1,866.6	<u>952.0</u>	<u>51.0</u>																																															
2級河川	51	451.3	380.8	<u>108.3</u>	<u>28.4</u>																																															
計	352	3,185.1	2,247.4	<u>1,060.2</u>	<u>47.2</u>																																															
85	81	<p>2 改修中の河川 (略) (平成28年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>三種川 1河川</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>下内川ほか8河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>旭川ほか6河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>富士川ほか2河川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	(新規)	(新規)	床上浸水対策特別緊急事業	三種川 1河川	(新規)	(新規)	広域河川改修事業	下内川ほか8河川	流域治水対策河川事業	旭川ほか6河川	総合流域防災事業	富士川ほか2河川	<p>2 改修中の河川 (略) (平成31年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川災害復旧等関連緊急事業</td> <td>淀川ほか1河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>三種川ほか1河川</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>斉内川ほか1河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>下内川ほか7河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>旭川ほか4河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>富士川ほか1河川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	河川災害復旧等関連緊急事業	淀川ほか1河川	床上浸水対策特別緊急事業	三種川ほか1河川	大規模特定河川事業	斉内川ほか1河川	広域河川改修事業	下内川ほか7河川	流域治水対策河川事業	旭川ほか4河川	総合流域防災事業	富士川ほか1河川	所要の修正																				
事業名	河川名																																																			
(新規)	(新規)																																																			
床上浸水対策特別緊急事業	三種川 1河川																																																			
(新規)	(新規)																																																			
広域河川改修事業	下内川ほか8河川																																																			
流域治水対策河川事業	旭川ほか6河川																																																			
総合流域防災事業	富士川ほか2河川																																																			
事業名	河川名																																																			
河川災害復旧等関連緊急事業	淀川ほか1河川																																																			
床上浸水対策特別緊急事業	三種川ほか1河川																																																			
大規模特定河川事業	斉内川ほか1河川																																																			
広域河川改修事業	下内川ほか7河川																																																			
流域治水対策河川事業	旭川ほか4河川																																																			
総合流域防災事業	富士川ほか1河川																																																			
86	82	<p>第11 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】 (平成28年4月現在) (略)</p>	<p>第11 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】 (平成31年4月現在) (略)</p>	所要の修正																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																									
87	83	<p>第12 農業用ため池の概況 県内における農業用ため池(受益面積0.5ha以上等)は2,499箇所確認されており、その多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。 台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成25～26年度に実施した一斉点検結果に基づき、防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。</p> <p>1 県及び市町村は、地震や豪雨時における防災重点ため池の決壊を想定したハザードマップを作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図るほか、情報連絡体制の整備を図る。</p> <p>2 防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については、詳細な調査を順次実施し、決壊する恐れがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>【農業用ため池の整備現状】 (平成28年4月現在、単位：箇所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ため池総数</th> <th colspan="2">①のうち、防災重点ため池</th> <th colspan="3">①の整備状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①</th> <th>受益面積0.5ha以上等のため池数</th> <th rowspan="2">詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池</th> <th rowspan="2">整備済</th> <th rowspan="2">整備中</th> <th rowspan="2">整備予定</th> <th rowspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,553</td> <td>2,499</td> <td>343</td> <td>187</td> <td>180</td> <td>18</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※整備状況の箇所数は、県営ため池整備事業による整備箇所数。</p>	ため池総数		①のうち、防災重点ため池		①の整備状況			①	受益面積0.5ha以上等のため池数	詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池	整備済	整備中	整備予定		2,553	2,499	343	187	180	18	17	<p>第12 農業用ため池の概況 県内における農業用ため池は2,856箇所確認されており、その多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。 台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止や下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成30年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。</p> <p>1 県及び市町村は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。</p> <p>2 防災重点ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>【農業用ため池の整備現状】 (令和元年6月現在、単位：箇所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">ため池総数(①)</th> <th colspan="2">①のうち、防災重点ため池</th> <th colspan="3">①の整備状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①</th> <th>受益面積0.5ha以上等のため池数</th> <th rowspan="2">詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池</th> <th rowspan="2">整備済</th> <th rowspan="2">整備中</th> <th rowspan="2">整備予定</th> <th rowspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,856</td> <td>2,856</td> <td>1,193</td> <td>195</td> <td>28</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※整備状況の箇所数は、県営ため池整備事業による整備箇所数。 ※整備予定の箇所数は、令和2年度から令和6年度までの新規採択箇所数。</p>	ため池総数(①)		①のうち、防災重点ため池		①の整備状況			①	受益面積0.5ha以上等のため池数	詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池	整備済	整備中	整備予定		2,856	2,856	1,193	195	28	27	<p>防災基本計画(R1.5修正)の反映</p>
ため池総数		①のうち、防災重点ため池		①の整備状況																																									
①	受益面積0.5ha以上等のため池数	詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池	整備済	整備中	整備予定																																								
	2,553						2,499	343	187	180	18	17																																	
ため池総数(①)		①のうち、防災重点ため池		①の整備状況																																									
①	受益面積0.5ha以上等のため池数	詳細な調査の優先度が高い防災重点ため池	整備済	整備中	整備予定																																								
	2,856						2,856	1,193	195	28	27																																		
88	85	<p>第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画 第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長</th> <th colspan="2">所管省庁</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>国土交通省</th> <th>水管理・国土保全局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理総延長</td> <td>169.4km</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td>112.4km</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	延長	所管省庁		(略)	国土交通省	水管理・国土保全局所管	管理総延長	169.4km	(略)	(略)	保全区域延長	112.4km	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	<p>第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画 第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略)</p> <p style="text-align: right;">平成31年3月現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長</th> <th colspan="2">所管省庁</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>国土交通省</th> <th>水管理・国土保全局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理総延長</td> <td>169.5km</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td>112.5km</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	延長	所管省庁		(略)	国土交通省	水管理・国土保全局所管	管理総延長	169.5km	(略)	(略)	保全区域延長	112.5km	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	<p>所要の修正</p>					
延長	所管省庁			(略)																																									
	国土交通省	水管理・国土保全局所管																																											
管理総延長	169.4km	(略)	(略)																																										
保全区域延長	112.4km	(略)	(略)																																										
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																										
延長	所管省庁		(略)																																										
	国土交通省	水管理・国土保全局所管																																											
管理総延長	169.5km	(略)	(略)																																										
保全区域延長	112.5km	(略)	(略)																																										
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
89	85	<p>第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略) 2 対策事業 (略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月現在</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>八森漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>本荘海岸 岩城二古海岸</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>八森海岸 仁賀保海岸</td> <td>(略)</td> <td>象潟漁港海岸</td> </tr> </table>	事業名	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	(略)	(略)	(略)	八森漁港海岸	侵食対策事業	本荘海岸 岩城二古海岸	(略)		(略)	(略)	(略)		老朽化対策事業	八森海岸 仁賀保海岸	(略)	象潟漁港海岸	<p>第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略) 2 対策事業 (略)</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月現在</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>樺(船川港)漁港海岸 平沢漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>本荘海岸 (削除)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>(削除) 仁賀保海岸</td> <td>(略)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	事業名	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	(略)	(略)	(略)	樺(船川港)漁港海岸 平沢漁港海岸	侵食対策事業	本荘海岸 (削除)	(略)		(略)	(略)	(略)		老朽化対策事業	(削除) 仁賀保海岸	(略)	(削除)	所要の修正																																				
事業名	国土交通省			水産庁所管																																																																																
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																																																		
(略)	(略)	(略)	八森漁港海岸																																																																																	
侵食対策事業	本荘海岸 岩城二古海岸	(略)																																																																																		
(略)	(略)	(略)																																																																																		
老朽化対策事業	八森海岸 仁賀保海岸	(略)	象潟漁港海岸																																																																																	
事業名	国土交通省		水産庁所管																																																																																	
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																																																		
(略)	(略)	(略)	樺(船川港)漁港海岸 平沢漁港海岸																																																																																	
侵食対策事業	本荘海岸 (削除)	(略)																																																																																		
(略)	(略)	(略)																																																																																		
老朽化対策事業	(削除) 仁賀保海岸	(略)	(削除)																																																																																	
90	86	<p>第3 港湾施設 3 港湾施設の整備・管理 (1)～(3) (略) (新設)</p>	<p>第3 港湾施設 3 港湾施設の整備・管理 (1)～(3) (略) (4) 流出防止対策等 港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するほか、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。</p>	防災基本計画(R1.5修正)の反映																																																																																
91	89	<p>第11節 火災予防計画 第3 林野火災の予防 (略) 1 山火事予防連絡協議会 各地域振興局農林部単位で連絡協議会を開催し、山火事の予防と消火体制等を協議する。 2～8 (略)</p>	<p>第11節 火災予防計画 第3 林野火災の予防 (略) 1 関係機関との連絡調整 各地域振興局農林部単位で、山火事の予防と消火体制等について、市町村、教育委員会、警察のほか、森林・林業関係者と連携した取組を行う。 2～8 (略)</p>	所要の修正																																																																																
92	90	<p>第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 ○ 概況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">(平成28年3月現在)</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>製造所</th> <th>貯蔵所</th> <th>取扱所</th> <th>計</th> <th>事業所数</th> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>11</td> <td>4,453</td> <td>1,802</td> <td>6,266</td> <td>2,490</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">平成28年：秋田県消防防災年報</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </table>	現況	(略)						(平成28年3月現在)						区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数	施設数	11	4,453	1,802	6,266	2,490		平成28年：秋田県消防防災年報							対策	(略)						<p>第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 ○ 概況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">(平成30年3月現在)</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>製造所</th> <th>貯蔵所</th> <th>取扱所</th> <th>計</th> <th>事業所数</th> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>7</td> <td>4,240</td> <td>1,745</td> <td>5,992</td> <td>2,462</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">平成30年：秋田県消防防災年報</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </table>	現況	(略)						(平成30年3月現在)						区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数	施設数	7	4,240	1,745	5,992	2,462		平成30年：秋田県消防防災年報							対策	(略)						所要の修正
現況	(略)																																																																																			
	(平成28年3月現在)																																																																																			
	区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数																																																																														
施設数	11	4,453	1,802	6,266	2,490																																																																															
平成28年：秋田県消防防災年報																																																																																				
対策	(略)																																																																																			
現況	(略)																																																																																			
	(平成30年3月現在)																																																																																			
	区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数																																																																														
施設数	7	4,240	1,745	5,992	2,462																																																																															
平成30年：秋田県消防防災年報																																																																																				
対策	(略)																																																																																			
93	91	<p>1 火薬類</p> <table border="1"> <tr> <td>現況</td> <td>県内の火薬類製造施設 … 9か所 (平成28年3月31日現在) 火薬庫 … 87棟 (平成28年3月31日現在) (略)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 … 9か所 (平成28年3月31日現在) 火薬庫 … 87棟 (平成28年3月31日現在) (略)	対策	(略)	<p>1 火薬類</p> <table border="1"> <tr> <td>現況</td> <td>県内の火薬類製造施設 … 10か所 (平成31年3月31日現在) 火薬庫 … 93棟 (平成31年3月31日現在) (略)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (平成31年3月31日現在) 火薬庫 … 93棟 (平成31年3月31日現在) (略)	対策	(略)	所要の修正																																																																								
現況	県内の火薬類製造施設 … 9か所 (平成28年3月31日現在) 火薬庫 … 87棟 (平成28年3月31日現在) (略)																																																																																			
対策	(略)																																																																																			
現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (平成31年3月31日現在) 火薬庫 … 93棟 (平成31年3月31日現在) (略)																																																																																			
対策	(略)																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
94	91	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td>県内の高圧ガス製造所 … 129か所 (平成28年3月31日現在) 貯蔵所 … 50か所 (平成28年3月31日現在) (略)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 … 129か所 (平成28年3月31日現在) 貯蔵所 … 50か所 (平成28年3月31日現在) (略)	対策	(略)	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td>県内の高圧ガス製造所 … 116か所 (平成31年3月31日現在) 貯蔵所 … 49か所 (平成31年3月31日現在) (略)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 … 116か所 (平成31年3月31日現在) 貯蔵所 … 49か所 (平成31年3月31日現在) (略)	対策	(略)	所要の修正																																																				
現況	県内の高圧ガス製造所 … 129か所 (平成28年3月31日現在) 貯蔵所 … 50か所 (平成28年3月31日現在) (略)																																																															
対策	(略)																																																															
現況	県内の高圧ガス製造所 … 116か所 (平成31年3月31日現在) 貯蔵所 … 49か所 (平成31年3月31日現在) (略)																																																															
対策	(略)																																																															
95	92	<p>3 都市ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td>県内における都市ガスの事業者は6事業者である。 供給世帯数 … 約11万3,000世帯 (秋田市など6市町村)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内における都市ガスの事業者は6事業者である。 供給世帯数 … 約11万3,000世帯 (秋田市など6市町村)	対策	(略)	<p>3 都市ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td>県内における都市ガスの事業者は5事業者である。 供給世帯数 … 約11万1,000世帯 (秋田市など6市町村)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内における都市ガスの事業者は5事業者である。 供給世帯数 … 約11万1,000世帯 (秋田市など6市町村)	対策	(略)	所要の修正																																																				
現況	県内における都市ガスの事業者は6事業者である。 供給世帯数 … 約11万3,000世帯 (秋田市など6市町村)																																																															
対策	(略)																																																															
現況	県内における都市ガスの事業者は5事業者である。 供給世帯数 … 約11万1,000世帯 (秋田市など6市町村)																																																															
対策	(略)																																																															
96	93	<p>4 LPガス</p> <p>県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (平成28年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">事業所数</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填所 (オートガススタンド)</td> <td style="text-align: center;">27(17)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>販売事業所</td> <td style="text-align: center;">269</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用世帯数</td> <td style="text-align: center;">約263,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	名 称	事業所数	備 考	充填所 (オートガススタンド)	27(17)		消費プラント	6		オートガススタンド専用	5		容器検査所専用	1		移動式	9		計	48					販売事業所	269		利用世帯数	約263,000		<p>4 LPガス</p> <p>県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (平成31年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">事業所数</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填所 (オートガススタンド)</td> <td style="text-align: center;">28(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>販売事業所</td> <td style="text-align: center;">258</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用世帯数</td> <td style="text-align: center;">約271,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	名 称	事業所数	備 考	充填所 (オートガススタンド)	28(5)		消費プラント	15		オートガススタンド専用	6		容器検査所専用	4		移動式	17		計	70					販売事業所	258		利用世帯数	約271,000		所要の修正
名 称	事業所数	備 考																																																														
充填所 (オートガススタンド)	27(17)																																																															
消費プラント	6																																																															
オートガススタンド専用	5																																																															
容器検査所専用	1																																																															
移動式	9																																																															
計	48																																																															
販売事業所	269																																																															
利用世帯数	約263,000																																																															
名 称	事業所数	備 考																																																														
充填所 (オートガススタンド)	28(5)																																																															
消費プラント	15																																																															
オートガススタンド専用	6																																																															
容器検査所専用	4																																																															
移動式	17																																																															
計	70																																																															
販売事業所	258																																																															
利用世帯数	約271,000																																																															
97	94	<p>5 毒物・劇物</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">業種・施設等</th> <th style="width: 20%;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td style="text-align: center;">789</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	789	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	14	<p>5 毒物・劇物</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(平成31年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">業種・施設等</th> <th style="width: 20%;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td style="text-align: center;">710</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	710	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	12	所要の修正																																												
業種・施設等	箇所数																																																															
毒物、劇物製造業	11																																																															
販売業	789																																																															
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	14																																																															
業種・施設等	箇所数																																																															
毒物、劇物製造業	11																																																															
販売業	710																																																															
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	12																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
98	95～96	<p>第13節 建築物災害予防計画 第1～第3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4 その他 (略)</p>	<p>第13節 建築物災害予防計画 第1～第3 (略)</p> <p>第4 罹災証明書の発行体制の整備 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 また、県は、市町村が災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修機会の拡充など必要な支援を行うとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録及び他の都道府県や民間団体との応援協定締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 なお、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p> <p>第5 その他 (略)</p>	防災基本計画H29.4、R1.5修正)の反映
99	97	<p>第14節 土砂災害予防計画 第1 計画の方針 地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画 第1 計画の方針 地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を重点的に実施し土砂災害の防止を図り、風水害に強いまちを形成する。</p>	防災基本計画 (R1.5修正)の反映
100	97	<p>第2 地すべり (略) これらの地域を中心に597か所の危険区域があり、うち192か所が防止区域に指定され、161か所が概成し、15か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。 (略)</p>	<p>第2 地すべり (略) これらの地域を中心に598か所の危険区域があり、うち193か所が防止区域に指定され、163か所が概成し、15か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。 (略)</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																
101	97	<p>第2 地すべり 1 発生多発地域 (略)</p> <p style="text-align: center;">【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th rowspan="2">県建設部 (H28.3 現在)</th> <th rowspan="2">県農林水産部 (H28.3 現在)</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (H28.3 現在)</th> <th>県農林水産部 (H28.3 現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 況</td> <td>箇 所 数</td> <td>18</td> <td>250</td> <td>262</td> <td>67</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td></td> <td>面 積 (ha)</td> <td>264.0</td> <td>11,353.4</td> <td>13,616.8</td> <td>4,092.1</td> <td>29,326.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保全対象人家</td> <td>137</td> <td>3,012</td> <td>8,532</td> <td>266</td> <td>11,947</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">指定・未指定の区分</td> <td rowspan="3">指 定</td> <td>概 成</td> <td>—</td> <td>73</td> <td>65</td> <td>23</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未 指 定</td> <td>計</td> <td>—</td> <td>79</td> <td>82</td> <td>31</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>着 工</td> <td>17</td> <td>36</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>未着工</td> <td>1</td> <td>135</td> <td>180</td> <td>36</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>18</td> <td>171</td> <td>180</td> <td>36</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 概 成 … 調査と工事実施済みで施工効果の判定を要する指定地域 ○ 工事中 … 現在、調査実施中の指定区域 ○ 未 成 … 未施工 (一部調査済み) の指定区域 ○ 未指定 … 指定基準の該当事由となる規模や徴候の未指定地域 ○ 着 工 … 指定基準に該当しないので他事業で施工した区域</p>			林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部 (H28.3 現在)	県農林水産部 (H28.3 現在)	森林管理局 (H28.3 現在)	県農林水産部 (H28.3 現在)	現 況	箇 所 数	18	250	262	67	597		面 積 (ha)	264.0	11,353.4	13,616.8	4,092.1	29,326.3		保全対象人家	137	3,012	8,532	266	11,947	指定・未指定の区分	指 定	概 成	—	73	65	23	161	工事中	—	4	3	8	15	未 成	—	2	14	—	16	未 指 定	計	—	79	82	31	192	着 工	17	36	—	—	53	未着工	1	135	180	36	352		計	18	171	180	36	405	<p>第2 地すべり 1 発生多発地域 (略)</p> <p style="text-align: center;">【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th rowspan="2">県建設部 (H31.3 現在)</th> <th rowspan="2">県農林水産部 (H31.3 現在)</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (H31.3 現在)</th> <th>県農林水産部 (H31.3 現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 況</td> <td>箇 所 数</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>262</td> <td>67</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td></td> <td>面 積 (ha)</td> <td>269.0</td> <td>11,413.0</td> <td>13,616.8</td> <td>4,092.1</td> <td>29,390.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保全対象人家</td> <td>137</td> <td>3,054</td> <td>8,532</td> <td>266</td> <td>11,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">指定・未指定の区分</td> <td rowspan="3">指 定</td> <td>概 成</td> <td>—</td> <td>73</td> <td>65</td> <td>25</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未 指 定</td> <td>計</td> <td>—</td> <td>79</td> <td>83</td> <td>31</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>着 工</td> <td>18</td> <td>36</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>未着工</td> <td>1</td> <td>135</td> <td>179</td> <td>36</td> <td>351</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>19</td> <td>171</td> <td>179</td> <td>36</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 概 成 … 調査と工事実施済みで施工効果の判定を要する指定地域 ○ 工事中 … 現在、調査実施中の指定区域 ○ 未 成 … 未施工 (一部調査済み) の指定区域 ○ 未指定 … 指定基準の該当事由となる規模や徴候の未指定地域 ○ 着 工 … 指定基準に該当しないので他事業で施工した区域</p>			林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部 (H31.3 現在)	県農林水産部 (H31.3 現在)	森林管理局 (H31.3 現在)	県農林水産部 (H31.3 現在)	現 況	箇 所 数	19	250	262	67	598		面 積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9		保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989	指定・未指定の区分	指 定	概 成	—	73	65	25	163	工事中	—	4	5	6	15	未 成	—	2	13	—	15	未 指 定	計	—	79	83	31	193	着 工	18	36	—	—	54	未着工	1	135	179	36	351		計	19	171	179	36	405	所要の修正
		林 野 庁			国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																													
		国有林			民有林	県建設部 (H28.3 現在)		県農林水産部 (H28.3 現在)																																																																																																																																																												
		森林管理局 (H28.3 現在)	県農林水産部 (H28.3 現在)																																																																																																																																																																	
現 況	箇 所 数	18	250	262	67	597																																																																																																																																																														
	面 積 (ha)	264.0	11,353.4	13,616.8	4,092.1	29,326.3																																																																																																																																																														
	保全対象人家	137	3,012	8,532	266	11,947																																																																																																																																																														
指定・未指定の区分	指 定	概 成	—	73	65	23	161																																																																																																																																																													
		工事中	—	4	3	8	15																																																																																																																																																													
		未 成	—	2	14	—	16																																																																																																																																																													
	未 指 定	計	—	79	82	31	192																																																																																																																																																													
		着 工	17	36	—	—	53																																																																																																																																																													
		未着工	1	135	180	36	352																																																																																																																																																													
	計	18	171	180	36	405																																																																																																																																																														
		林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																														
		国有林	民有林	県建設部 (H31.3 現在)	県農林水産部 (H31.3 現在)																																																																																																																																																															
		森林管理局 (H31.3 現在)	県農林水産部 (H31.3 現在)																																																																																																																																																																	
現 況	箇 所 数	19	250	262	67	598																																																																																																																																																														
	面 積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9																																																																																																																																																														
	保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989																																																																																																																																																														
指定・未指定の区分	指 定	概 成	—	73	65	25	163																																																																																																																																																													
		工事中	—	4	5	6	15																																																																																																																																																													
		未 成	—	2	13	—	15																																																																																																																																																													
	未 指 定	計	—	79	83	31	193																																																																																																																																																													
		着 工	18	36	—	—	54																																																																																																																																																													
		未着工	1	135	179	36	351																																																																																																																																																													
	計	19	171	179	36	405																																																																																																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																						
102	98	<p>2 対策事業の推進</p> <table border="1"> <tr> <td>森林管理局関係</td> <td>着手済17か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所¹の早期着工に努める。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県農林水産部関係</td> <td>農村振興局所管 現在施工中の8か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>林野庁所管 (略)</td> </tr> <tr> <td>県建設部関係</td> <td>現在施工中の3か所については早期概成に努めるとともに、未成14か所の早期着工を図る。また、未指定の180か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係	着手済17か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所 ¹ の早期着工に努める。	県農林水産部関係	農村振興局所管 現在施工中の8か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管 (略)	県建設部関係	現在施工中の3か所については早期概成に努めるとともに、未成14か所の早期着工を図る。また、未指定の180か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)	<p>2 対策事業の推進</p> <table border="1"> <tr> <td>森林管理局関係</td> <td>着手済18か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所¹の早期着工に努める。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県農林水産部関係</td> <td>農村振興局所管 現在施工中の6か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>林野庁所管 (略)</td> </tr> <tr> <td>県建設部関係</td> <td>現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。また、未指定の179か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係	着手済18か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所 ¹ の早期着工に努める。	県農林水産部関係	農村振興局所管 現在施工中の6か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管 (略)	県建設部関係	現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。また、未指定の179か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)	所要の修正																																								
森林管理局関係	着手済17か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所 ¹ の早期着工に努める。																																																									
県農林水産部関係	農村振興局所管 現在施工中の8か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																																																									
	林野庁所管 (略)																																																									
県建設部関係	現在施工中の3か所については早期概成に努めるとともに、未成14か所の早期着工を図る。また、未指定の180か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)																																																									
森林管理局関係	着手済18か所の地すべり危険地区の早期概成を図るとともに、未着工箇所 ¹ の早期着工に努める。																																																									
県農林水産部関係	農村振興局所管 現在施工中の6か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																																																									
	林野庁所管 (略)																																																									
県建設部関係	現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。また、未指定の179か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。(略)																																																									
103	98	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 危険箇所の概況 (略) このうち、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）における平成28年3月現在の危険箇所数は1,318か所であり、うち457か所の対策工事が完了している。</p>	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 危険箇所の概況 (略) このうち、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）における平成31年3月現在の危険箇所数は1,318か所であり、うち465か所の対策工事が完了している。</p>	所要の修正																																																						
104	99	<p>第4 土石流</p> <p>1 危険箇所の概況 (略) このうち、土石流危険溪流（Ⅰ）における平成28年3月現在の危険渓流数は1,692溪流であり、うち279溪流は対策工事が完了している。(略)</p> <p>2 対策事業の推進 (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。 (新規) (2) 対策工事の促進に努めるとともに、警戒・避難体制確立のための支援、市町村・住民等への情報提供を図る。</p>	<p>第4 土石流</p> <p>1 危険箇所の概況 (略) このうち、土石流危険溪流（Ⅰ）における平成31年3月現在の危険渓流数は1,692溪流であり、うち284溪流は対策工事が完了している。</p> <p>2 対策事業の推進 (1) 現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。 (2) 土石流等により溜まった砂防堰堤堆砂数の土砂や溪流保全工内の土砂について、次の土石流に備え、撤去を進める。 (3) 対策工事の促進に努めるとともに、警戒・避難体制確立のための支援、市町村・住民等への情報提供を図る。</p>	所要の修正																																																						
105	99	<p>第5 山地</p> <p>1 山地の概況 (略) 【山地災害危険地区の現状】 (平成28年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林</td> <td>329</td> <td>57</td> <td>177</td> <td>234</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td>7,824</td> <td>1,618</td> <td>86</td> <td>1,704</td> <td>6,120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,153</td> <td>1,675</td> <td>263</td> <td>1,938</td> <td>6,215</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林	329	57	177	234	95	民 有 林	7,824	1,618	86	1,704	6,120	計	8,153	1,675	263	1,938	6,215	<p>第5 山地</p> <p>1 山地の概況 (略) 【山地災害危険地区の現状】 (平成31年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林</td> <td>346</td> <td>62</td> <td>186</td> <td>248</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td>7,591</td> <td>1,922</td> <td>137</td> <td>2,059</td> <td>5,532</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,937</td> <td>1,984</td> <td>323</td> <td>2,307</td> <td>5,630</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国有林は林野庁分のみ計上</p>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林	346	62	186	248	98	民 有 林	7,591	1,922	137	2,059	5,532	計	7,937	1,984	323	2,307	5,630	所要の修正
区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数																																																					
		概成地区	未成地区	小計																																																						
国 有 林	329	57	177	234	95																																																					
民 有 林	7,824	1,618	86	1,704	6,120																																																					
計	8,153	1,675	263	1,938	6,215																																																					
区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数																																																					
		概成地区	未成地区	小計																																																						
国 有 林	346	62	186	248	98																																																					
民 有 林	7,591	1,922	137	2,059	5,532																																																					
計	7,937	1,984	323	2,307	5,630																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
106	100	<p>第6 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立つことを目的として、秋田県と秋田地方秋田地方気象台が共同し作成・発表する情報である。</p>	<p>第6 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告（警戒レベル4）や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する情報である。</p> <p>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p>	文言の適正化								
107	101	<p>5 土砂災害警戒情報の発表対象地域</p> <p>土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象地域とする。</p> <p>ただし、秋田市と由利本荘市は、各々を二分した地域を発表単位とする。</p>	<p>5 土砂災害警戒情報の発表対象地域</p> <p>土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象地域とする。</p> <p>ただし、秋田市と由利本荘市は、同一市内で気象特性が大きく異なることから、各々を二分した地域を発表単位とする。</p>	文言の適正化								
108	101～102	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">発表基準</td> <td>発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</td> </tr> <tr> <td>解除基準</td> <td>解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所等の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。</td> </tr> </table>	発表基準	発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。	解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所等の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。	<p>6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">発表基準</td> <td>発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</td> </tr> <tr> <td>解除基準</td> <td>解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される等土砂災害の危険性が低くなったときに行う。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</td> </tr> </table>	発表基準	発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。	解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される等土砂災害の危険性が低くなったときに行う。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。	文言の適正化（土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き及び県との実施要領に合わせた修正）
発表基準	発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。											
解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所等の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。											
発表基準	発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した危険降雨量（以下、「基準」という。）に達した時とする。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。											
解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想される等土砂災害の危険性が低くなったときに行う。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
109	102	<p>8 市町村の取組等に関する事項 (2) 避難勧告等の発令基準の設定 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本としつつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報等を踏まえた具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 また、避難すべき区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するものとする。</p>	<p>8 市町村の取組等に関する事項 (2) 避難勧告等の発令基準の設定 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本としつつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や気象情報等を踏まえた具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 また、避難すべき区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>文言の適正化</p>
110	103	<p>第7 土砂災害警戒区域等 3 警戒避難体制の整備等 市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達に関する事項 (略)</p>	<p>第7 土砂災害警戒区域等 3 警戒避難体制の整備等 市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発表・伝達に関する事項 (略)</p>	<p>文言の適正化</p>
111	104	<p>第1～第9 (略) (新設)</p>	<p>第1～第9 (略) 第10 重点的な土砂災害対策 県及び市町村は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 1 総合的な土砂災害対策 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。 2 総合的な山地災害対策 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</p>	<p>防災基本計画（H30.6、R1.5修正）の反映</p>
112	105	<p>第15節 公共施設災害予防計画 第2 道路及び橋梁 2 道路の点検整備 (1)～(3) (略) (新設)</p>	<p>第15節 公共施設災害予防計画 第2 道路及び橋梁 2 道路の点検整備 (1)～(3) (略) (4) 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。</p>	<p>防災基本計画（H30.6修正）の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
113	106	<p>第3 水道</p> <p>1 施設の概況 水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道施設数は393か所で給水人口は約92.7万人である。</p> <p style="text-align: center;">【水道施設の現状】</p> <p style="text-align: right;">（平成28年3月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>23</td> <td>176</td> <td>94</td> <td>100</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>793,211</td> <td>124,560</td> <td>4,508</td> <td>4,323</td> <td>926,602</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合 計	施設数	23	176	94	100	393	給水人口	793,211	124,560	4,508	4,323	926,602	<p>第3 水道</p> <p>1 施設の概況 水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道事業等は318箇所で給水人口は約90.4万人である。</p> <p style="text-align: center;">【水道事業等の現状】</p> <p style="text-align: right;">（平成30年3月末現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>22</td> <td>109</td> <td>93</td> <td>94</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>824,985</td> <td>71,253</td> <td>3,512</td> <td>4,104</td> <td>903,854</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合 計	箇所数	22	109	93	94	318	給水人口	824,985	71,253	3,512	4,104	903,854	所要の修正																																												
区 分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合 計																																																																															
施設数	23	176	94	100	393																																																																															
給水人口	793,211	124,560	4,508	4,323	926,602																																																																															
区 分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合 計																																																																															
箇所数	22	109	93	94	318																																																																															
給水人口	824,985	71,253	3,512	4,104	903,854																																																																															
114	106	<p>第4 下水道</p> <p>1 施設の概況 流域下水道は5つの処理区において処理され、流域関連及び単独の公共下水道は24市町村で整備されている。県内の下水管渠のうち重要な幹線の総延長（流域下水道も含む）は約987kmで、終末処理場は38か所（流域下水道も含む）が稼働している。</p> <p>2 補強・改修対策の推進 (1) 管渠（略） (2) ポンプ場・終末処理場 ポンプ場又は終末処理場の老朽化対策を計画的に実施する。</p>	<p>第4 下水道</p> <p>1 施設の概況 流域下水道は5つの処理区において処理され、流域関連及び単独の公共下水道は24市町村で整備されている。県内の下水管渠のうち重要な幹線の総延長（流域下水道も含む）は約954kmで、終末処理場は38か所（流域下水道も含む）が稼働している。</p> <p>2 補強・改修対策の推進 (1) 管渠（略） (2) ポンプ場・終末処理場 ポンプ場及び終末処理場の老朽化対策を計画的に実施する。</p>	所要の修正																																																																																
115	107	<p>第5 電力</p> <p>1 現況 県内の最大発電設備容量は、3,673,263kW（うち東北電力株分は3,059,962kW）である。これらの施設から電力の安定供給を図るため、台風、洪水、雷害、塩害等の自然災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。</p> <p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right;">（平成28年3月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>47</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>99</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	17	20	18	55	火力発電所	—	2	—	2	地熱発電所	—	2	1	3	風力発電所	2	—	47	49	太陽光発電所	—	—	33	33	(新規)			(新設)	(新設)	計	19	24	99	142	<p>第5 電力</p> <p>1 現況 県内の最大発電設備容量は、3,577,104kW（うち東北電力株分は2,726,962kW）である。これらの施設から電力の安定供給を図るため、台風、洪水、雷害、塩害等の自然災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。</p> <p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right;">（平成31年3月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>53</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>123</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	17	20	20	57	火力発電所	—	2	—	2	地熱発電所	—	2	1	3	風力発電所	2	—	53	55	太陽光発電所	—	—	44	44	バイオマス発電所	—	—	5	5	計	19	24	123	166	所要の修正
区 分	県	東北電力(株)	その他	計																																																																																
水力発電所	17	20	18	55																																																																																
火力発電所	—	2	—	2																																																																																
地熱発電所	—	2	1	3																																																																																
風力発電所	2	—	47	49																																																																																
太陽光発電所	—	—	33	33																																																																																
(新規)			(新設)	(新設)																																																																																
計	19	24	99	142																																																																																
区 分	県	東北電力(株)	その他	計																																																																																
水力発電所	17	20	20	57																																																																																
火力発電所	—	2	—	2																																																																																
地熱発電所	—	2	1	3																																																																																
風力発電所	2	—	53	55																																																																																
太陽光発電所	—	—	44	44																																																																																
バイオマス発電所	—	—	5	5																																																																																
計	19	24	123	166																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
116	108	<p>第7 鉄道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の定期的な点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。</p> <p>県内における営業距離の現状は、J R 東日本秋田・盛岡支社が7路線（奥羽本線、田沢湖線、羽越本線、五能線、男鹿線、北上線、花輪線）で485.6kmのほか、秋田内陸縦貫鉄道（秋田内陸線）が94.2km、由利高原鉄道（烏海山ろく線）が23.0kmと合計602.8kmとなっている。</p>	<p>第7 鉄道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の定期的な点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。</p> <p>県内における営業距離の現状は、J R 東日本秋田・盛岡支社が7路線（奥羽本線、田沢湖線、羽越本線、五能線、男鹿線、北上線、花輪線）で485.4kmのほか、秋田内陸縦貫鉄道（秋田内陸線）が94.2km、由利高原鉄道（烏海山ろく線）が23.0kmと合計602.6kmとなっている。</p>	所要の修正
117	109	<p>第8 工業用水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>工業用水は、秋田湾地区・御所野地区工業地帯の企業28社に、日量最大15万7,018m³を供給している。</p> <p>(略)</p> <p>2 維持管理、設備の更新等</p> <p>(1) 施設の強化と保全</p> <p>ア 水管橋等の耐塩対策を強化する。</p> <p>イ 受変電設備等の耐雷対策を強化する。</p> <p>ウ 各種機器の適正更新及び耐塩対策を強化する。</p> <p>(2) 埋設管の補強整備</p> <p>老朽化の著しいものから順次更新又は補強する。</p> <p>(3) 施設の予防点検</p> <p>定期的に施設の巡視点検を実施する。</p> <p>(4) 災害復旧体制の確立</p> <p>ア 情報連絡体制を確保する。</p> <p>イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。</p> <p>ウ 復旧資材を確保する。</p>	<p>第8 工業用水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>工業用水は、秋田湾地区・御所野地区工業地帯の企業29社に、日量最大15万7,486m³を供給している。</p> <p>(略)</p> <p>2 維持管理、設備の更新等</p> <p>(1) 施設の強化と保全</p> <p>ア 油や有害物質の流入監視・防止策を強化する。</p> <p>イ 浸水が想定される電気室、ポンプ室等の耐水化対策を実施する。</p> <p>ウ 受変電設備、ポンプ設備等について、適切な点検・整備と計画的な更新で保全を図り、断水事故を防止する。</p> <p>(2) 管路の強靱化</p> <p>老朽化の著しいものから順次補強又は更新し、腐食等による漏水を防止するとともに、重要な部分はバイパス化により安定供給の向上を図る。</p> <p>(3) 施設の予防点検・調査</p> <p>定期的に施設の巡視点検を実施するとともに、経年施設については、随時劣化診断の調査を行い、修繕・更新計画へ反映させる。</p> <p>(4) 災害応急・復旧体制の整備</p> <p>ア 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制を整備する。</p> <p>イ 応急・復旧対応に係る工業用水道事業者間の協力体制及び復旧資材融通体制を構築する。</p> <p>ウ 被災状況を想定した防災訓練を定期的実施して対応能力を養成するとともに、問題点を抽出し、その対策を災害対応マニュアルへ反映させる。</p>	所要の修正
118	110	<p>第9 社会公共施設等</p> <p>2 医療施設</p> <p>(1) 概況</p> <p>県内の医療施設（診療所を除く）は、国、県、市町村、厚生連、医療法人など69施設（平成28年4月1日現在）あり、これら医療施設における病床数は合計15,175床である。</p> <p>(2) 防災対策上の管理・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難救助体制の確立</p> <p>(略) 特に、休日・夜間における避難救助体制について確立を図るとともに消防署等への早期に通報体制の確立を図る。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ ライフラインの確保</p> <p>施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>① ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>第9 社会公共施設等</p> <p>2 医療施設</p> <p>(1) 概況</p> <p>県内の医療施設のうち、病院は69施設（平成31年4月1日現在）あり、全病院の病床数の合計は14,778床である。</p> <p>(2) 防災対策上の管理・運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難救助体制の確立</p> <p>(略) 特に、休日・夜間における避難救助体制や、消防署等へ直ちに通報する体制の確立を図る。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ ライフラインの確保</p> <p>施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>① 貯水タンク、自家発電装置等の整備</p> <p>②～③ (略)</p>	所要の修正
119	111	<p>第16節 風害予防計画</p> <p>県内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季における北西からの強い季節風による飛砂を防止するため、砂防林（クロマツなど）が植樹されている。しかし、この砂防林は、松食い虫の被害による立ち枯れが発生し、一部の沿岸地域では砂防林の全滅が確認されており、国、県及び市町村等は、砂防林の植樹・再生に関する事業の早期実施を図ることが重要である。</p>	<p>第16節 風害予防計画</p> <p>県内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季における北西からの強い季節風などによる風害や飛砂を防止するため、砂防林が造成されている。しかし、この砂防林は、松食い虫の被害により一部の沿岸地域では全滅が確認されている。そのため、国、県及び市町村等は、砂防林の植樹事業などを展開して徐々に回復しつつあり、引き続き、砂防林の保全を図っていくことが重要である。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
120	111	<p>第2 風害の分類</p> <table border="1"> <tr> <td>台風</td> <td>本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	台風	本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)	(略)	(略)	<p>第2 風害の分類</p> <table border="1"> <tr> <td>台風</td> <td>本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、<u>東北部</u>や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	台風	本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、 <u>東北部</u> や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)	(略)	(略)	文言の適正化
台風	本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)											
(略)	(略)											
台風	本県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、 <u>東北部</u> や北海道に接近又は上陸する台風である。(略)											
(略)	(略)											
121	113	<p>第17節 雪害予防計画 第1 計画の方針(略) <u>(新設)</u></p>	<p>第17節 雪害予防計画 第1 計画の方針(略) 第2 集中的な大雪への備え 国、県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市町村は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。</p>	防災基本計画(H30.6修正)の反映								
122	113～114	<p>第2 冬期交通の確保 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の除排雪(略) 2 地域ぐるみの除排雪への支援(略) 3 交通指導取締り(略) 4 県民等への情報提供等(略) 5 鉄道輸送の運行確保(略) 6 バス運行の確保(略) 	<p>第3 冬期交通の確保</p> <p>豪雪等に対し、道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、国、県、市町村、高速道路事業者及び鉄道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に対しては、国、県、市町村及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</p> <p>1 通行規制等 (1) 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。 (2) 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な措置を地域の状況に応じて講じるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 道路の除排雪 3 地域ぐるみの除排雪への支援(略) 4 交通指導取締り(略) 5 県民等への情報提供等(略) 6 鉄道輸送の運行確保(略) 7 バス運行の確保(略) 	防災基本計画(H30.6修正)の反映等								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
123	114～ 116	<p>第3 雪崩防止対策 (略) 第4 孤立地区 (集落等) 対策 (略) 第5 民生対策 1～3 (略) 4 住民への情報提供 (1) 降雪前の広報活動 ア～エ (略) (新設)</p> <p>(2) 降雪期における広報活動 ア 人命及び建物被害の防止 ①～⑤ (略) (新設)</p>	<p>第4 雪崩防止対策 (略) 第5 孤立地区 (集落等) 対策 (略) 第6 民生対策 1～3 (略) 4 住民への情報提供 (1) 降雪前の広報活動 ア～エ (略) オ 集中的な大雪が予測される場合の備え <u>県民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u> <u>また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておく必要がある。</u> <u>県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。</u> (2) 降雪期における広報活動 ア 人命及び建物被害の防止 ①～⑤ (略) ⑥市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画 (H30.6修正) の反映</p>
124	117～ 118	<p>第6 農林漁業対策 (略) 第7 文教対策 (略)</p>	<p>第7 農林漁業対策 (略) 第8 文教対策 (略)</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
125	119	<p>第8 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の概要 次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。 (1) 交通及び通信の確保 冬期においても安全で円滑な道路交通が確保されるよう、雪害の防止や冬期の除排雪を考慮した道路の整備、防雪施設等の維持保全、道路の管理区分にとらわれない除雪効率化モデル事業の推進など、歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努める。 (2) 農林水産業、商工業その他の産業の振興 農業用ハウス等の施設周りや果樹の樹体の除排雪、間伐等の森林整備を促進する。</p> <p>(3) 生活環境施設の総合的な整備 雪下ろしの注意を喚起する情報の提供や、広報紙、講習会等による安全対策の普及啓発を図る。</p> <p>(4) 国土保全施設の総合的な整備 雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防止するため、危険箇所調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進する。</p> <p>(5) その他の豪雪地帯振興施策の推進 雪を活用した交流の促進やボランティアによる除排雪活動など地域住民の協力を得ながら、市町村との緊密な連携関係を築き、県民等と一体となって、本計画の推進に努める。</p> <p>3 計画の期間 計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間である。</p>	<p>第9 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の概要 次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。 (1) 交通及び通信の確保 歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図るほか、道路状況に関する情報提供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努める。 (2) 農林水産業、商工業その他の産業の振興等 本県の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的に間伐等の森林整備を促進するほか、産学官が一体となり、除排雪への対応も担う建設産業人材の確保・育成を推進する。 (3) 生活環境施設の総合的な整備 建物の配置や構造検討に当たって地域の降雪量等に十分配慮する等の安全な教育環境の形成や、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るほか、地域コミュニティ機能の向上を促し、地域支え合い体制を強化するとともに、多様な主体と連携を図ることにより、除排雪体制の維持・向上に努める。 (4) 国土保全施設の総合的な整備 雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防ぐため、危険箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進するほか、雪崩や融雪出水等による被害を最小限に抑えるため、これらの災害の監視体制や避難体制の充実に努めるとともに、災害発生に際しては、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」等を活用し迅速な対応に努める。 (5) その他の雪対策向上施策の推進 県民に対し、気象情報や、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力削減や安全確保等に資する用具などの情報を提供する。</p> <p>3 計画の期間 計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間である。</p>	所要の修正												
126	121	<p>第18節 農林漁業災害予防計画 第4 農林漁業災害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">水害対策</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">予防対策</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事後対策</td> <td> 1～2 (略) 3 畜産 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 4 (略) </td> </tr> </table>	水害対策		予防対策	(略)	事後対策	1～2 (略) 3 畜産 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 4 (略)	<p>第18節 農林漁業災害予防計画 第4 農林漁業災害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">水害対策</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">予防対策</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">発表基準</td> <td> 1～2 (略) 3 畜産 (1)施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 (2) 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の確保に努める。 4 (略) </td> </tr> </table>	水害対策		予防対策	(略)	発表基準	1～2 (略) 3 畜産 (1)施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 (2) 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の確保に努める。 4 (略)	所要の修正
水害対策																
予防対策	(略)															
事後対策	1～2 (略) 3 畜産 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 4 (略)															
水害対策																
予防対策	(略)															
発表基準	1～2 (略) 3 畜産 (1)施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 (2) 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の確保に努める。 4 (略)															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																								
127	126	<p>第20節 文化財災害予防計画 第2 文化財の指定状況 県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は527件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略) 【文化財指定等の状況】(平成28年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重 文 24</td> <td>23</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重 文 4</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重 文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 芸 品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">64</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重 文 2</td> </tr> <tr> <td>書 籍 ・ 典 籍</td> <td>重 文 1</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>古 文 書</td> <td></td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>考 古 資 料</td> <td>重 文 3</td> <td>57</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>歴 史 資 料</td> <td>重 文 1</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>無 形 文 化 財</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有 形 民 俗 文 化 財</td> <td>重 有 民 6</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>無 形 民 俗 文 化 財</td> <td>重 無 民 17</td> <td>46</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特 別 史 跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>名 勝 及 び 天 然 記 念 物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天 然 記 念 物</td> <td>特 別 天 然 記 念 物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天 然 記 念 物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区</td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>108</td> <td>419</td> <td>527</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重 文 24	23	47	絵 画	重 文 4	30	34	彫 刻	重 文 1	54	55	工 芸 品	国 宝	1	64	67	重 要	重 文 2	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	15	16	古 文 書		0	14	14	考 古 資 料	重 文 3	57	60	歴 史 資 料	重 文 1	21	22	無 形 文 化 財		0	0	0	民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重 有 民 6	12	18	無 形 民 俗 文 化 財	重 無 民 17	46	63	記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物	1	0	3	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	0	2	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67	天 然 記 念 物	25	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		2	0	2	合 計		108	419	527	<p>第20節 文化財災害予防計画 第2 文化財の指定状況 県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は538件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略) 【文化財指定等の状況】(平成31年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重 文 27</td> <td>25</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重 文 4</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重 文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工 芸 品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">65</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重 文 1</td> </tr> <tr> <td>書 籍 ・ 典 籍</td> <td>重 文 1</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>古 文 書</td> <td></td> <td>0</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>考 古 資 料</td> <td>重 文 3</td> <td>58</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>歴 史 資 料</td> <td>重 文 1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>無 形 文 化 財</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有 形 民 俗 文 化 財</td> <td>重 有 民 6</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>無 形 民 俗 文 化 財</td> <td>重 無 民 17</td> <td>47</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特 別 史 跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>名 勝 及 び 天 然 記 念 物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天 然 記 念 物</td> <td>特 別 天 然 記 念 物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天 然 記 念 物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区</td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>110</td> <td>428</td> <td>538</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52	絵 画	重 文 4	30	34	彫 刻	重 文 1	54	55	工 芸 品	国 宝	1	65	67	重 要	重 文 1	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	16	17	古 文 書		0	14	14	考 古 資 料	重 文 3	58	61	歴 史 資 料	重 文 1	22	23	無 形 文 化 財		0	0	0	民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重 有 民 6	14	20	無 形 民 俗 文 化 財	重 無 民 17	47	64	記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物	1	0	3	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	0	2	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67	天 然 記 念 物	25	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		2	0	2	合 計		110	428	538	所要の修正
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																								
有形文化財	建 造 物	重 文 24	23	47																																																																																																																																																																																								
	絵 画	重 文 4	30	34																																																																																																																																																																																								
	彫 刻	重 文 1	54	55																																																																																																																																																																																								
	工 芸 品	国 宝	1	64	67																																																																																																																																																																																							
		重 要	重 文 2																																																																																																																																																																																									
	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	15	16																																																																																																																																																																																								
	古 文 書		0	14	14																																																																																																																																																																																							
	考 古 資 料	重 文 3	57	60																																																																																																																																																																																								
	歴 史 資 料	重 文 1	21	22																																																																																																																																																																																								
無 形 文 化 財		0	0	0																																																																																																																																																																																								
民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重 有 民 6	12	18																																																																																																																																																																																								
	無 形 民 俗 文 化 財	重 無 民 17	46	63																																																																																																																																																																																								
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	40	53																																																																																																																																																																																							
		史 跡	12																																																																																																																																																																																									
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																								
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物	1	0	3																																																																																																																																																																																								
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	0	2																																																																																																																																																																																									
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67																																																																																																																																																																																							
		天 然 記 念 物	25																																																																																																																																																																																									
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		2	0	2																																																																																																																																																																																								
合 計		108	419	527																																																																																																																																																																																								
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																								
有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52																																																																																																																																																																																								
	絵 画	重 文 4	30	34																																																																																																																																																																																								
	彫 刻	重 文 1	54	55																																																																																																																																																																																								
	工 芸 品	国 宝	1	65	67																																																																																																																																																																																							
		重 要	重 文 1																																																																																																																																																																																									
	書 籍 ・ 典 籍	重 文 1	16	17																																																																																																																																																																																								
	古 文 書		0	14	14																																																																																																																																																																																							
	考 古 資 料	重 文 3	58	61																																																																																																																																																																																								
	歴 史 資 料	重 文 1	22	23																																																																																																																																																																																								
無 形 文 化 財		0	0	0																																																																																																																																																																																								
民 俗	有 形 民 俗 文 化 財	重 有 民 6	14	20																																																																																																																																																																																								
	無 形 民 俗 文 化 財	重 無 民 17	47	64																																																																																																																																																																																								
記 念 物	史 跡	特 別 史 跡	1	40	53																																																																																																																																																																																							
		史 跡	12																																																																																																																																																																																									
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																								
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物	1	0	3																																																																																																																																																																																								
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	0	2																																																																																																																																																																																									
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	40	67																																																																																																																																																																																							
		天 然 記 念 物	25																																																																																																																																																																																									
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		2	0	2																																																																																																																																																																																								
合 計		110	428	538																																																																																																																																																																																								
128	127	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国選択</th> <th>県選択</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録選択無形民俗文化財</td> <td>22</td> <td>12</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国登録</th> <th></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録有形文化財(建造物)</td> <td>182件(80か所)</td> <td></td> <td>182件(80か所)</td> </tr> <tr> <td>登録記念物(動物)</td> <td>1件(2か所)</td> <td></td> <td>1件(2か所)</td> </tr> <tr> <td>登録有形民俗文化財</td> <td>1件(1か所)</td> <td></td> <td>1件(1か所)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	国選択	県選択	計	記録選択無形民俗文化財	22	12	34	種 別	国登録		計	登録有形文化財(建造物)	182件(80か所)		182件(80か所)	登録記念物(動物)	1件(2か所)		1件(2か所)	登録有形民俗文化財	1件(1か所)		1件(1か所)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国選択</th> <th>県選択</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録選択無形文化財</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>記録選択無形民俗文化財</td> <td>22</td> <td>12</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国登録</th> <th></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録有形文化財(建造物)</td> <td>194件(88か所)</td> <td></td> <td>194件(88か所)</td> </tr> <tr> <td>登録記念物(動物)</td> <td>1件(2か所)</td> <td></td> <td>1件(2か所)</td> </tr> <tr> <td>登録有形民俗文化財</td> <td>1件(1か所)</td> <td></td> <td>1件(1か所)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	国選択	県選択	計	記録選択無形文化財	3	0	3	記録選択無形民俗文化財	22	12	34	種 別	国登録		計	登録有形文化財(建造物)	194件(88か所)		194件(88か所)	登録記念物(動物)	1件(2か所)		1件(2か所)	登録有形民俗文化財	1件(1か所)		1件(1か所)	所要の修正																																																																																																																																				
種 別	国選択	県選択	計																																																																																																																																																																																									
記録選択無形民俗文化財	22	12	34																																																																																																																																																																																									
種 別	国登録		計																																																																																																																																																																																									
登録有形文化財(建造物)	182件(80か所)		182件(80か所)																																																																																																																																																																																									
登録記念物(動物)	1件(2か所)		1件(2か所)																																																																																																																																																																																									
登録有形民俗文化財	1件(1か所)		1件(1か所)																																																																																																																																																																																									
種 別	国選択	県選択	計																																																																																																																																																																																									
記録選択無形文化財	3	0	3																																																																																																																																																																																									
記録選択無形民俗文化財	22	12	34																																																																																																																																																																																									
種 別	国登録		計																																																																																																																																																																																									
登録有形文化財(建造物)	194件(88か所)		194件(88か所)																																																																																																																																																																																									
登録記念物(動物)	1件(2か所)		1件(2か所)																																																																																																																																																																																									
登録有形民俗文化財	1件(1か所)		1件(1か所)																																																																																																																																																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
129	135	<p>第22節 廃棄物処理計画 第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 2 県の役割 (1) (略) (2) 都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な技術的助言その他の支援を行うとともに、災害発生時の迅速かつ円滑な対応を確保するため、近隣道県や関係団体等との連絡体制の整備及び情報共有を図る。 (3) 秋田県災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22節 廃棄物処理計画 第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 2 県の役割 (1) (略) (2) 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を確保するため、近隣道県や市町村間の広域的な処理体制や関係団体等との連携体制を整備する。 (3) 秋田県災害廃棄物処理計画は、国の災害廃棄物対策の見直しや県及び市町村の現状及び災害廃棄物処理に関する知見に基づき、必要に応じて見直しを行う。 (4) 災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p>	<p>防災基本計画 (H29.4) 修正及び秋田県災害廃棄物処理計画策定の反映</p>
130	136～137	<p>第23節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制の整備 1 県の役割 (略) なお、災害派遣医療チーム (DMAT) に関しては県とDMAT指定病院の協定に基づき活動を行う。 (略) (2) 県災害医療対策本部の整備 県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体に協力要請し、災害医療を統率する本部機能を整備する。急性期には県災害医療対策本部にDMAT調整本部を設置し共同して災害医療を統率する体制を整備する。</p>	<p>第23節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制の整備 1 県の役割 (略) なお、災害派遣医療チーム (DMAT) 及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) に関しては県とDMAT及びDPAT指定病院の協定に基づき活動を行う。また、県は災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) を構成し、保健所の指揮調整機能等を支援する。 (略) (2) 県災害医療対策本部の整備 県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体に協力要請し、災害医療を統率する本部機能を整備する。急性期には県災害医療対策本部にDMAT調整本部、DPAT調整本部を設置し共同して災害医療を統率する体制を整備する。 また、災害対策に係る保健医療活動の総合調整として、医療救護班・DMAT・DPAT・保健師等 (以下「保健医療活動チーム」という。) の派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等を行う体制を整備する。</p>	<p>所要の修正 (保健活動医療活動の総合調整等について追加)</p>
131	138	<p>第3 災害時の医療提供体制 1 県災害医療対策本部の設置 (1) 県災害医療対策本部 県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。 (2) 災害医療コーディネーター等 ①～⑤ (略) (新設)</p>	<p>第3 災害時の医療提供体制 1 県災害医療対策本部の設置 (1) 県災害医療対策本部 県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県災害医療対策本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。 (2) 災害医療コーディネーター等 ①～⑤ (略) ⑥ コーディネーターを補佐し、小児・周産期医療に関する調整等を行う「災害時小児周産期リエゾン」については、県災害医療対策本部への配置に向けて体制整備を進める。</p>	<p>所要の修正 (災害時小児周産期リエゾンの体制整備について追加)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
132	139	<p>3 災害拠点病院の指定 (略) (1) 災害拠点病院の体制整備 (略) ①～③ (略) ④ 自家発電機の発電容量については、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能を維持するために必要な発電容量を確保する。 ⑤ 適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、診療時に必要な水を確保する。 ⑥～⑦ (略) (新設)</p>	<p>3 災害拠点病院の指定 (略) (1) 災害拠点病院の体制整備 (略) ①～③ (略) ④ 通常時の6割程度の発電容量がある自家発電機を保有の上、3日分程度の備蓄燃料を確保し、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能を維持するために必要な発電容量を確保する。 ⑤ 適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保する。 ⑥～⑦ (略) ⑧ 被災後、早期に診療機能を回復できるように、業務継続計画を整備するとともに、整備した業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する。 ⑨ 地域の第二次救急医療機関及び郡市医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施する。また災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整える。</p>	所要の修正																
133	139	<p>(2) 災害医療センターの配置 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>二 次 医 療 圏</td> <td>地域災害医療センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田周辺</td> <td>秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立脳血管研究センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	二 次 医 療 圏	地域災害医療センター	(略)	(略)	秋田周辺	秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立脳血管研究センター	(略)	(略)	<p>(2) 災害医療センターの配置 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>二 次 医 療 圏</td> <td>地域災害医療センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田周辺</td> <td>秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立循環器・脳脊髄センター、市立秋田総合病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	二 次 医 療 圏	地域災害医療センター	(略)	(略)	秋田周辺	秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立循環器・脳脊髄センター、市立秋田総合病院	(略)	(略)	所要の修正
二 次 医 療 圏	地域災害医療センター																			
(略)	(略)																			
秋田周辺	秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立脳血管研究センター																			
(略)	(略)																			
二 次 医 療 圏	地域災害医療センター																			
(略)	(略)																			
秋田周辺	秋田厚生医療センター、秋田赤十字病院、秋田県立循環器・脳脊髄センター、市立秋田総合病院																			
(略)	(略)																			
134	140	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>5 災害派遣精神医療チーム (DPAT) (1) DPATの活動 DPATについては、日本DPAT活動要領の規定を基本とし、県とDPAT指定病院との協定に基づき活動する。 (2) DPAT県調整本部の設置 ① 県災害医療対策本部は、県内で活動する全てのDPATを指揮・調整するDPAT県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。 ② 秋田DPATの統括は、DPAT県調整本部の責任者を指名する。</p> <p>6 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) (1) DHEATの活動 DHEATについては、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地の保健所等を支援するため、DHEAT活動要領を基本として活動する。 (2) DHEAT構成員の人材育成等 県は、DHEAT構成員の人材育成や資質維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。</p>	所要の修正 (DPAT、DHEATの活動を追加)																
135	141	<p>第4 医薬品等の備蓄体制の整備 1 (略) 2 流通備蓄 災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、薬剤師会又は医薬品卸業者等 (以下「流通備蓄主体」という。) の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄 (以下「流通備蓄」という。) する。 3～4 (略) 5 希用医薬品等の確保 化学薬品工場等で災害に伴って発生するおそれのある疾病の治療に必要な希用医薬品については、流通備蓄その他の方法により備蓄する。 6 (略) 7 (略)</p>	<p>第4 医薬品等の備蓄体制の整備 1 (略) 2 流通備蓄 災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、薬剤師会又は医薬品卸業者等 (以下「流通備蓄主体」という。) の協力を得て、平常時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄 (以下「流通備蓄」という。) する。 なお、化学物質の中毒症状に用いる医薬品についても、流通備蓄により確保する。 3～4 (略) (削除)</p> <p>5 (略) 6 (略)</p>	所要の修正 (希用医薬品について表現を変更の上修正)																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
136	142	第5 搬送体制等の整備 1～2 (略) (新設)	第5 搬送体制等の整備 1～2 (略) 3 広域医療搬送 県は、災害時において、空港等の広域搬送拠点に、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置できるよう整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する。	所要の修正
137	-	第8 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備 県は、国が定めた災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領の規定に基づき、DPAT設置に向けての体制整備を図る。	(削除)	所要の修正 (整備済のDPATについては別に記載)
138	145	第24節 要配慮者支援計画 第2 要配慮者避難支援計画の作成 2 避難行動要支援者名簿の作成と活用 (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。 (2) (略) (3) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。 (4)～(5) (略)	第24節 要配慮者支援計画 第2 要配慮者避難支援計画の作成 2 避難行動要支援者名簿の作成と活用 (1) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものであるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用と支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (2) (略) (3) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、または、当該市町村の条例の定めにより、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 (4)～(5) (略)	防災基本計画（H29.4修正）の反映
139	145～146	第3 外国人、旅行者等の安全確保対策 県、市町村及び関係機関は、県内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。 (新設) 1 防災教育・広報 (略) 2 地域における救援体制 (略) 3 県の指導 県は、外国人及び旅行者等に係る安全確保対策について、市町村並びに関係機関を指導するとともに、その実態を常に把握しその対策の推進を支援する。	第3 外国人、旅行者等の安全確保対策 国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。県、市町村及び関係機関は、県内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。 1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。県及び市町村は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。また、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。 2 防災教育・広報 (略) 3 地域における救援体制 (略) (削除)	防災基本計画（H29.4、R1・5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
140	146	第1～第3 (略) (新設)	第1～第3 (略) 第4 災害福祉支援ネットワーク 1 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 大規模災害時における要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって平時から秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設置する。 所掌事項は以下のとおりとする。 (1) 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク構築に関すること。 (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。 (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び秋田県災害派遣福祉チームの編成・派遣に関すること。 (4) その他必要と認められること。 2 秋田県災害派遣福祉チーム 福祉・介護等の専門職員等によって構成し、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設において要配慮者の支援をする。 活動内容は以下のとおりとする。 (1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援 (3) その他必要と認められること。	所要の修正 (H30.4.1協議会設立を反映)
141	149	第25節 災害ボランティア活動支援計画 第1～3 (略) (新設)	第25節 災害ボランティア活動支援計画 第1～3 (略) 第4 災害ボランティアとの連携 県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、県及び市町村は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図るものとする。 さらに、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	防災基本計画(R1.5修正)の反映
142	150	第26節 企業防災促進計画 第1 計画の方針 災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。(略)	第26節 企業防災促進計画 第1 計画の方針 災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。(略)	防災基本計画(H30.6修正)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
143	150	<p>第2 企業の役割 企業は、<u>直接の防災関係機関ではないが</u>、災害時に果たす役割を十分に認識し、<u>防災活動、教育・訓練の推進に努める必要がある。</u></p> <p>1 生命の安全確保と安否確認 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。</p> <p>2 二次被害の防止 (略) 3 事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画 (BCP) を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。</p> <p>4 地域貢献・地域との共生 (略)</p>	<p>第2 企業の役割 企業は、災害時に果たす役割 (生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生) を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスク自体を減らすリスクコントロールと、リスクの移転等により経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u></p> <p>1 生命の安全確保と安否確認 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 二次被害の防止 (略) 3 事業の継続 被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画 (BCP) を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくとともに、<u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>4 地域貢献・地域との共生 (略)</p>	<p>防災基本計画 (H30.6修正) の反映</p>
144	151	<p>第3 企業防災促進のための取組 県、市町村及び関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等や、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を図る。</p> <p>1 (略) 2 事業継続計画 (BCP) の策定促進 (1) 普及啓発活動 事業継続計画 (BCP) に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援する。 (2) 情報の提供 被害想定やハザードマップなど、事業継続計画 (BCP) 策定のための基礎データを積極的に提供する。 3～4 (略)</p>	<p>第3 企業防災促進のための取組 県、市町村及び関係機関は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等や、<u>優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を図る。</u></p> <p>1 (略) 2 事業継続計画 (BCP) の策定促進 事業継続計画 (BCP) に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、<u>被害想定やハザードマップなど、事業継続計画 (BCP) 策定のための基礎データを積極的に提供する。また、県、市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>防災基本計画 (H30.6、R1.5修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
145	151～152	<p>第1～第3 (略) (新設)</p>	<p>第1～第3 (略) 第4 地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難計画等の作成</p> <p>1 地下街等の避難確保計画等 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するほか、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。 また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。</p> <p>2 要配慮者利用施設の避難確保計画等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市町村長に報告する。 市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>3 大規模工場等の浸水防水計画等 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、浸水防止計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画（H29.4、H30.6修正）の反映</p>
146	153	<p>第27節 大規模停電対策計画 2 防災拠点 県、市町村及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。</p>	<p>第27節 大規模停電対策計画 2 防災拠点 県、市町村及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源等の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等しておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
147	157～158	<p>第1節 自衛隊への災害派遣要請計画</p> <p>第7 災害派遣部隊の受入れ(略)</p> <p>7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官又は海上保安官がその場にはいない時に限り、次の措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとった時は直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令</p> <p>(2) 他人の土地等の一時使用等</p> <p>(3) 現場の被災工作場等の除去等</p> <p>(4) 住民等を応急措置業務への従事(総合防災課) (新設)</p>	<p>第1節 自衛隊への災害派遣要請計画</p> <p>第7 災害派遣部隊の受入れ(略)</p> <p>7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官又は海上保安官がその場にはいない時に限り、<u>自衛隊法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき次の措置をとることができる。</u></p> <p>この場合において、当該措置をとった時は直ちに、その旨を市町村長又は当該地域を管轄する警察署長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令</p> <p>(2) 他人の土地等の一時使用等</p> <p>(3) 現場の被災工作場等の除去等</p> <p>(4) 住民等の応急措置業務への従事命令(総合防災課)</p> <p>(5) 車両の移動命令等並びに車両の破損等</p>	<p>所要の修正 (災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に基づき追加)</p>
148	159	<p>第2節 広域応援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略) 県及び市町村は、このような場合、被災を受けていない市町村、隣接県への協力依頼を始め、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する。(略)</p>	<p>第2節 広域応援計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略) 県及び市町村は、このような場合、被災を受けていない市町村、隣接県への協力依頼を始め、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があることから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。(略)</p>	<p>防災基本計画(H30.6修正)の反映</p>
149	164	<p>第6 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援</p> <p>◎ 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ …… 資料編参照</p> <p>「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ」により、県建設部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。</p>	<p>第2節 広域応援計画</p> <p>第6 東北地方における災害等の相互応援</p> <p>◎ 東北地方における災害等の相互応援に関する協定 …… 資料編参照</p> <p>「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」により、県総務部は、災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																														
150	165	<p>第7 緊急消防援助隊 (略) 1 各部隊等の構成・任務</p> <table border="1"> <tr> <td>指揮支援部隊</td> <td>ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>統合機動部隊</td> <td>都道府県大隊長の指示を受けて、概ね1時間以内に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行う。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー・産業基盤災害即応部隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>都道府県大隊を統括し、その活動管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>救助中隊</td> <td>高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>救急中隊</td> <td>高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>消火中隊</td> <td>大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>後方支援中隊</td> <td>各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>通信支援中隊</td> <td>通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>航空中隊</td> <td>消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>水上中隊</td> <td>消防艇を用いて消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊災害中隊</td> <td>毒劇物等災害、大規模危険物火災等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊装備中隊</td> <td>水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う。</td> </tr> </table>	指揮支援部隊	ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。	統合機動部隊	都道府県大隊長の指示を受けて、概ね1時間以内に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行う。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊を統括し、その活動管理を行う。	救助中隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。	救急中隊	高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。	消火中隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。	後方支援中隊	各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う。	通信支援中隊	通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う。	航空中隊	消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。	水上中隊	消防艇を用いて消防活動を行う。	特殊災害中隊	毒劇物等災害、大規模危険物火災等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。	特殊装備中隊	水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う。	<p>第7 緊急消防援助隊 (略) 1 各部隊等の構成・任務</p> <table border="1"> <tr> <td>指揮支援部隊</td> <td>大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>統合機動部隊</td> <td>消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー・産業基盤災害即応部隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NBC災害即応部隊</td> <td>NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。</td> </tr> <tr> <td>土砂・風水害機動支援部隊</td> <td>土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。</td> </tr> <tr> <td>航空部隊</td> <td>被災地において、航空に係る消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。</td> </tr> <tr> <td>消火中隊</td> <td>主として被災地における消火活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>救助中隊</td> <td>主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>救急中隊</td> <td>主として被災地における救急活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>後方支援中隊</td> <td>主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。</td> </tr> <tr> <td>通信支援中隊</td> <td>主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>水上中隊</td> <td>主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊災害中隊</td> <td>主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>特殊装備中隊</td> <td>主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行う。</td> </tr> </table>	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。	統合機動部隊	消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	(略)	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。	航空部隊	被災地において、航空に係る消防活動を行う。	都道府県大隊指揮隊	主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。	消火中隊	主として被災地における消火活動を行う。	救助中隊	主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。	救急中隊	主として被災地における救急活動を行う。	後方支援中隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。	通信支援中隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行う。	水上中隊	主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。	特殊災害中隊	主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行う。	特殊装備中隊	主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行う。	<p>所要の修正 (部隊創設の反映等)</p>
指揮支援部隊	ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。																																																																	
統合機動部隊	都道府県大隊長の指示を受けて、概ね1時間以内に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行う。																																																																	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	(略)																																																																	
(新設)	(新設)																																																																	
(新設)	(新設)																																																																	
(新設)	(新設)																																																																	
都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊を統括し、その活動管理を行う。																																																																	
救助中隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。																																																																	
救急中隊	高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。																																																																	
消火中隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。																																																																	
後方支援中隊	各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う。																																																																	
通信支援中隊	通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う。																																																																	
航空中隊	消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。																																																																	
水上中隊	消防艇を用いて消防活動を行う。																																																																	
特殊災害中隊	毒劇物等災害、大規模危険物火災等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。																																																																	
特殊装備中隊	水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う。																																																																	
指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。																																																																	
統合機動部隊	消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行う。																																																																	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	(略)																																																																	
NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。																																																																	
土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行う。																																																																	
航空部隊	被災地において、航空に係る消防活動を行う。																																																																	
都道府県大隊指揮隊	主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。																																																																	
消火中隊	主として被災地における消火活動を行う。																																																																	
救助中隊	主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。																																																																	
救急中隊	主として被災地における救急活動を行う。																																																																	
後方支援中隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。																																																																	
通信支援中隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行う。																																																																	
水上中隊	主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。																																																																	
特殊災害中隊	主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行う。																																																																	
特殊装備中隊	主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行う。																																																																	
151	166	<p>2 指揮支援隊及び指揮支援部隊長</p> <table border="1"> <tr> <td>部隊長の所属する消防本部</td> <td>指揮支援隊の所属する消防本部</td> </tr> <tr> <td>仙台市消防局</td> <td>仙台市消防局 札幌市消防局(代行) 東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局 新潟市消防局 相模原市消防局</td> </tr> </table>	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部	仙台市消防局	仙台市消防局 札幌市消防局(代行) 東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局 新潟市消防局 相模原市消防局	<p>2 指揮支援隊及び指揮支援部隊長</p> <table border="1"> <tr> <td>部隊長の所属する消防本部</td> <td>指揮支援隊の所属する消防本部</td> </tr> <tr> <td>仙台市消防局</td> <td>札幌市消防局(代行) 仙台市消防局 東京消防庁 さいたま市消防局 新潟市消防局</td> </tr> </table>	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部	仙台市消防局	札幌市消防局(代行) 仙台市消防局 東京消防庁 さいたま市消防局 新潟市消防局	<p>所要の修正</p>																																																						
部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部																																																																	
仙台市消防局	仙台市消防局 札幌市消防局(代行) 東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局 新潟市消防局 相模原市消防局																																																																	
部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部																																																																	
仙台市消防局	札幌市消防局(代行) 仙台市消防局 東京消防庁 さいたま市消防局 新潟市消防局																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																								
152	170	<p>第9 人的支援 県は、被災都道府県又は被災市町村に対する県職員の派遣の必要性が生じた場合、<u>その災害規模・内容に応じて人的支援要員の人数・職種等を調整の上、決定する。</u></p>	<p>第9 人的支援 県は、被災市区町村<u>応援職員派遣システムに基づく応援職員の派遣など</u>、被災都道府県又は被災市町村に対する県職員の派遣の必要性が生じた場合、<u>地域や災害の特性等を考慮した人的支援要員の人数・職種等を調整の上、決定する。</u></p>	<p>防災基本計画 (H29. 4、H30. 6修正)の反映</p>																																																																																								
153	171～172	<p>第11 災害時応援協定一覧 1 行政機関との協定 (平成28年7月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2件 9団体</td> <td>東北地方における<u>国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ</u></td> <td>東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社</td> <td>H8. 11. 15 (H21. 3. 26)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都道府県 5件 78団体</td> <td>通信施設の優先利用に関する協定</td> <td>秋田県警察本部</td> <td>S38. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定</td> <td>北海道・東北7道県</td> <td>H12. 3. 1</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</td> <td>全国知事会、各地方知事会</td> <td>H8. 9. 1 (H24. 5. 18)</td> </tr> <tr> <td>大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</td> <td>北海道・東北7道県</td> <td>H7. 10. 31 (H19. 12. 27)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定</td> <td>東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長</td> <td>H25. 3. 27</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計 12件 133団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。</p>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	国	(略)	(略)	(略)	2件 9団体	東北地方における <u>国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ</u>	東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社	H8. 11. 15 (H21. 3. 26)	都道府県 5件 78団体	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S38. 7. 1	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	北海道・東北7道県	H12. 3. 1	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H8. 9. 1 (H24. 5. 18)	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北7道県	H7. 10. 31 (H19. 12. 27)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長	H25. 3. 27	(略)	(略)	(略)	(略)	小 計 12件 133団体				<p>第11 災害時応援協定一覧 1 行政機関との協定 (令和元年10月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2件 9団体</td> <td>東北地方における<u>災害時等の相互応援に関する協定</u></td> <td>東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社</td> <td>H31. 3. 25</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都道府県 7件 80団体</td> <td>通信施設の優先利用に関する協定</td> <td>秋田県警察本部</td> <td>S38. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</td> <td>北海道・東北・新潟 7道県</td> <td>H7. 10. 31 (H26. 10. 21)</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</td> <td>全国知事会、各地方知事会</td> <td>H8. 9. 1 (H24. 5. 18)</td> </tr> <tr> <td>消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定</td> <td>北海道・東北・新潟 7道県</td> <td>H12. 3. 1</td> </tr> <tr> <td>防災上の連携・協力に関する協定</td> <td>山形県</td> <td>H19. 5. 29</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災上の連携・協力に関する協定</td> <td>岩手県</td> <td>H22. 3. 24</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定</td> <td>東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長</td> <td>H25. 3. 27</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計 14件 135団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。</p>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	国	(略)	(略)	(略)	2件 9団体	東北地方における <u>災害時等の相互応援に関する協定</u>	東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社	H31. 3. 25	都道府県 7件 80団体	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S38. 7. 1	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北・新潟 7道県	H7. 10. 31 (H26. 10. 21)	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H8. 9. 1 (H24. 5. 18)	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	北海道・東北・新潟 7道県	H12. 3. 1	防災上の連携・協力に関する協定	山形県	H19. 5. 29		防災上の連携・協力に関する協定	岩手県	H22. 3. 24		東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長	H25. 3. 27	(略)	(略)	(略)	(略)	小 計 14件 135団体				<p>所要の修正 (時点修正及び並び替え)</p>
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																																									
国	(略)	(略)	(略)																																																																																									
2件 9団体	東北地方における <u>国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ</u>	東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社	H8. 11. 15 (H21. 3. 26)																																																																																									
都道府県 5件 78団体	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S38. 7. 1																																																																																									
	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	北海道・東北7道県	H12. 3. 1																																																																																									
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H8. 9. 1 (H24. 5. 18)																																																																																									
	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北7道県	H7. 10. 31 (H19. 12. 27)																																																																																									
	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																									
	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長	H25. 3. 27																																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																									
小 計 12件 133団体																																																																																												
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																																									
国	(略)	(略)	(略)																																																																																									
2件 9団体	東北地方における <u>災害時等の相互応援に関する協定</u>	東北地方整備局、東北5県土木部、仙台市、東日本高速道路(株)東北支社	H31. 3. 25																																																																																									
都道府県 7件 80団体	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S38. 7. 1																																																																																									
	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・東北・新潟 7道県	H7. 10. 31 (H26. 10. 21)																																																																																									
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H8. 9. 1 (H24. 5. 18)																																																																																									
	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	北海道・東北・新潟 7道県	H12. 3. 1																																																																																									
	防災上の連携・協力に関する協定	山形県	H19. 5. 29																																																																																									
	防災上の連携・協力に関する協定	岩手県	H22. 3. 24																																																																																									
	東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定	東北5県及び各県内の工業用水道事業者である10市町村長	H25. 3. 27																																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																									
小 計 14件 135団体																																																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由		
154	172～173	2 民間機関等との協定 (平成28年7月末現在)		所要の修正		
		区分	協定等の名称		協定の相手方	締結年月日
		(略)	(略)		(略)	(略)
		救急救護 19件 19団体	災害医療救護活動に関する協定		(一社)秋田県医師会	H8. 5. 31
					(一社)秋田県歯科医師会	H28. 3. 4
					(公社)秋田県看護協会	H28. 3. 4
					(一社)秋田県薬剤師会	H28. 3. 30
					(略)	(略)
		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
		秋田DMATの派遣に関する協定書	(略)		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
		輸送 1件 2団体	災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定		(公社)秋田県トラック協会、秋田県倉庫協会	H11. 3. 2 (H25. 12. 6)
		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
2 民間機関等との協定 (令和元年10月末現在)		2 民間機関等との協定 (令和元年10月末現在)				
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日			
(略)	(略)	(略)	(略)			
救急救護 21件 21団体	災害医療救護活動に関する協定	(一社)秋田県医師会	H8. 5. 31			
		災害時の歯科医療救護に関する協定書	(一社)秋田県歯科医師会	H28. 3. 4		
		災害医療救護活動に関する協定	(公社)秋田県看護協会	H28. 3. 4		
		災害時の医療救護に関する協定	(一社)秋田県薬剤師会	H28. 3. 30		
		(略)	(略)	(略)		
		災害時における医療ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部	H25. 10. 9		
		秋田DMATの派遣に関する協定書	(略)	(略)		
		中通総合病院	H31. 2. 1			
		精神保健 7件 7団体	秋田DPATの派遣に関する協定書	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	H30. 3. 27	
				秋田緑ヶ丘病院	〃	
秋田大学医学部附属病院	〃					
大館市立総合病院	R1. 10. 8					
能代厚生医療センター	〃					
菅原病院	〃					
横手興生病院	〃					
輸送 4件 5団体	災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定	(公社)秋田県トラック協会、秋田県倉庫協会	H11. 3. 2 (H25. 12. 6)			
		災害時における救援活動に関する協定	東北港運協会	H30. 3. 29		
		災害時における緊急輸送に関する協定	公益社団法人秋田県バス協会	H30. 12. 12		
		災害時等における輸送車両提供に関する協定	一般社団法人秋田県レンタカー協会	H31. 3. 12		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前				修正後				修正理由
155	173～174	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	所要の修正
			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		災害復旧 14件 22団体	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	(独法)住宅金融支援機構	H17.9.15	災害復旧 17件 26団体	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	(独法)住宅金融支援機構	H17.9.15 (H27.10.15)	
	(略)		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	(新設)		(新設)	(新設)			災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H29.3.16	
	(新設)		(新設)	(新設)			災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定	公益社団法人地盤工学会東北支部	H29.11.9	
		物資 12件 16団体	(略)	(略)	(略)	物資 13件 17団体	(略)	(略)	(略)	
	災害時における物資の供給に関する協定		(株)サークルKサンクス	H23.9.22			(削除)	(削除)	(削除)	
	(略)		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	(新設)		(新設)	(新設)			災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H28.12.20	
			(新設)	(新設)		災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社 アクティオ	H30.5.18		
156	174～175	その他	(略)	(略)	(略)	その他	(略)	(略)	(略)	所要の修正
			(新設)	(新設)	(新設)		秋田県とNTTタウンページとの防災啓発情報等に関する協定	NTTタウンページ株式会社	H30.1.26	
		その他 12件 12団体	(新設)	(新設)	(新設)	その他 16件 16団体	秋田県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	H30.7.12	
	(新設)		(新設)	(新設)			秋田県と三井住友海上火災保険株式会社との包括協定	三井住友海上火災保険株式会社	H30.10.11	
	(新設)		(新設)	(新設)			災害時における消防用水等の確保に関する協定	秋田県生コンクリート工業組合	R1.5.28	
	(新設)		(新設)	(新設)			小計 93件 107団体			
		※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。				※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。				
157	175	第12 広域受援計画の策定 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制や人的・物的支援の受入等について定めた総合的な広域受援計画を策定するものとする。				第12 広域受援計画の策定 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制や人的・物的支援の受入等について定めた総合的な広域受援計画を策定するものとする。 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。				防災基本計画 (H30.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
158	176	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画 第1 計画の方針(略) (新設)</p>	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画 第1 計画の方針(略) 第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>所要の修正 (令和元年度出水期から運用された警戒レベルに関する記述を追加)</p>
159	176～177	<p>第2 気象に関する特別警報・警報・注意報 1 種類・発表基準 気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。なお、特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。 次表に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。 (略)</p>	<p>第3 気象に関する特別警報・警報・注意報 1 種類・発表基準 気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。 次表に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものである。 (略)</p>	<p>文言の適正化</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																
160	178	<p>【気象業務法に基づき秋田地方気象台が発表する防災気象情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	(略)	(略)	<p>【気象業務法に基づき秋田地方気象台が発表する防災気象情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	(略)	(略)	<p>文言の適正化</p>
種類	概要																																			
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																			
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																			
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
(略)	(略)																																			
種類	概要																																			
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。																																			
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																			
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。																																			
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。																																			
(略)	(略)																																			
161	178	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	(略)	(略)	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	(略)	(略)	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	(略)	(略)	<p>文言の適正化</p>								
種類	概要																																			
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																			
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																			
(略)	(略)																																			
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。																																			
(略)	(略)																																			
種類	概要																																			
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。																																			
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。																																			
(略)	(略)																																			
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。																																			
(略)	(略)																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																												
162	178～179	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	(略)	(略)	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	(略)	(略)	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	(略)	(略)	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童拳等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)	(略)	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	(略)	(略)	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	(略)	(略)	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童拳等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	(略)	(略)	(略)	(略)	文言の適正化
種類	概要																																															
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。																																															
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。																																															
(略)	(略)																																															
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。																																															
(略)	(略)																																															
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。																																															
(略)	(略)																																															
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															
種類	概要																																															
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																															
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																															
(略)	(略)																																															
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																															
(略)	(略)																																															
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。																																															
(略)	(略)																																															
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い童拳等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															
163	179	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	注意報	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	注意報	(略)	(略)	(略)	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	(略)	(略)	文言の適正化																								
種類	概要																																															
注意報	(略)																																															
(略)	(略)																																															
(新設)	(新設)																																															
(略)	(略)																																															
種類	概要																																															
注意報	(略)																																															
(略)	(略)																																															
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																																															
(略)	(略)																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
164	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	土砂災害警戒情報	県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	(略)	(略)	文言の適正化
種類	概要																			
(略)	(略)																			
土砂災害警戒情報	県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。																			
(略)	(略)																			
種類	概要																			
(略)	(略)																			
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。																			
(略)	(略)																			
165	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、沿岸と内陸の単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、沿岸と内陸の単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	(略)	(略)	文言の適正化
種類	概要																			
(略)	(略)																			
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。																			
(略)	(略)																			
種類	概要																			
(略)	(略)																			
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、沿岸と内陸の単位で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が沿岸と内陸の単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。																			
(略)	(略)																			
166	180	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。	文言の適正化				
種類	概要																			
(略)	(略)																			
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。																			
種類	概要																			
(略)	(略)																			
記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由										
167	181	(新設)	<p style="text-align: center;"><u>【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	所要の修正
種類	概要													
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。													
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。													
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。													
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。													

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																														
168	182～183	<p>【大雨特別警報発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）】（平成28年3月8日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> <th>警報基準</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>310</td> <td>111</td> <td>200</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>212</td> <td>100</td> <td>158</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>273</td> <td>108</td> <td>181</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>311</td> <td>119</td> <td>198</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>256</td> <td>105</td> <td>173</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>285</td> <td>114</td> <td>186</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>232</td> <td>105</td> <td>166</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>266</td> <td>125</td> <td>186</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>346</td> <td>151</td> <td>222</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>252</td> <td>119</td> <td>177</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>290</td> <td>122</td> <td>198</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>284</td> <td>118</td> <td>192</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>321</td> <td>121</td> <td>215</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>289</td> <td>118</td> <td>191</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>256</td> <td>100</td> <td>177</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>305</td> <td>113</td> <td>196</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>240</td> <td>92</td> <td>166</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>322</td> <td>115</td> <td>204</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>247</td> <td>106</td> <td>172</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>300</td> <td>121</td> <td>202</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>352</td> <td>118</td> <td>219</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>268</td> <td>113</td> <td>186</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>260</td> <td>106</td> <td>187</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>224</td> <td>97</td> <td>166</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>303</td> <td>127</td> <td>207</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。 (注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 (注3) SWIの警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。「-」となっているのは、基準が設定されていない。 (注4) 降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。 各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index.html) (注5) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 (注6) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	地域		50年に一度の値			警報基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI	SWI	秋田中央地域	秋田市	310	111	200	83	男鹿市	212	100	158	100	潟上市	273	108	181	102	五城目町	311	119	198	108	八郎潟町	256	105	173	116	井川町	285	114	186	102	大潟村	232	105	166	—	能代山本地域	能代市	266	125	186	97	藤里町	346	151	222	92	三種町	252	119	177	94	八峰町	290	122	198	100	本荘由利地域	由利本荘市	284	118	192	93	にかほ市	321	121	215	102	北秋鹿角地域	大館市	289	118	191	106	鹿角市	256	100	177	101	北秋田市	305	113	196	101	小坂町	240	92	166	102	上小阿仁村	322	115	204	108	仙北平鹿地域	横手市	247	106	172	94	大仙市	300	121	202	99	仙北市	352	118	219	102	美郷町	268	113	186	102	湯沢雄勝地域	湯沢市	260	106	187	97	羽後町	224	97	166	102	東成瀬村	303	127	207	117	<p>【大雨特別警報発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）】（令和元年5月8日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> <th>警報基準</th> </tr> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>334</td> <td>118</td> <td>210</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>219</td> <td>103</td> <td>163</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>287</td> <td>117</td> <td>187</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>319</td> <td>126</td> <td>201</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>260</td> <td>109</td> <td>174</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>300</td> <td>126</td> <td>191</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>235</td> <td>107</td> <td>169</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>260</td> <td>124</td> <td>182</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>342</td> <td>149</td> <td>217</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>250</td> <td>119</td> <td>177</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>285</td> <td>121</td> <td>195</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>294</td> <td>117</td> <td>194</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>321</td> <td>118</td> <td>213</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>289</td> <td>122</td> <td>188</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>266</td> <td>107</td> <td>178</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>311</td> <td>116</td> <td>198</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>243</td> <td>101</td> <td>165</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>331</td> <td>119</td> <td>208</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>261</td> <td>109</td> <td>175</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>331</td> <td>125</td> <td>212</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>363</td> <td>120</td> <td>224</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>287</td> <td>116</td> <td>191</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>270</td> <td>107</td> <td>188</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>232</td> <td>96</td> <td>165</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>297</td> <td>123</td> <td>202</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。 (注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 (注3) SWIの警報基準の欄の値は、令和元年5月時点の値である。「-」となっているのは、基準が設定されていない。各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/akita.html) (注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 (注5) 大雨特別警報は、一定以上の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	地域		50年に一度の値			警報基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI	SWI	秋田中央地域	秋田市	334	118	210	83	男鹿市	219	103	163	100	潟上市	287	117	187	102	五城目町	319	126	201	108	八郎潟町	260	109	174	116	井川町	300	126	191	102	大潟村	235	107	169	—	能代山本地域	能代市	260	124	182	97	藤里町	342	149	217	92	三種町	250	119	177	94	八峰町	285	121	195	100	本荘由利地域	由利本荘市	294	117	194	93	にかほ市	321	118	213	102	北秋鹿角地域	大館市	289	122	188	106	鹿角市	266	107	178	101	北秋田市	311	116	198	105	小坂町	243	101	165	102	上小阿仁村	331	119	208	108	仙北平鹿地域	横手市	261	109	175	94	大仙市	331	125	212	99	仙北市	363	120	224	102	美郷町	287	116	191	102	湯沢雄勝地域	湯沢市	270	107	188	97	羽後町	232	96	165	102	東成瀬村	297	123	202	117	所要の修正
地域		50年に一度の値			警報基準																																																																																																																																																																																																																																																																																													
市町村等をまとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI	SWI																																																																																																																																																																																																																																																																																													
秋田中央地域	秋田市	310	111	200	83																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	男鹿市	212	100	158	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	潟上市	273	108	181	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	五城目町	311	119	198	108																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	八郎潟町	256	105	173	116																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	井川町	285	114	186	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	大潟村	232	105	166	—																																																																																																																																																																																																																																																																																													
能代山本地域	能代市	266	125	186	97																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	藤里町	346	151	222	92																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	三種町	252	119	177	94																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	八峰町	290	122	198	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
本荘由利地域	由利本荘市	284	118	192	93																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	にかほ市	321	121	215	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北秋鹿角地域	大館市	289	118	191	106																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	鹿角市	256	100	177	101																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	北秋田市	305	113	196	101																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	小坂町	240	92	166	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	上小阿仁村	322	115	204	108																																																																																																																																																																																																																																																																																													
仙北平鹿地域	横手市	247	106	172	94																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	大仙市	300	121	202	99																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	仙北市	352	118	219	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	美郷町	268	113	186	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
湯沢雄勝地域	湯沢市	260	106	187	97																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	羽後町	224	97	166	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	東成瀬村	303	127	207	117																																																																																																																																																																																																																																																																																													
地域		50年に一度の値			警報基準																																																																																																																																																																																																																																																																																													
市町村等をまとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI	SWI																																																																																																																																																																																																																																																																																													
秋田中央地域	秋田市	334	118	210	83																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	男鹿市	219	103	163	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	潟上市	287	117	187	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	五城目町	319	126	201	108																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	八郎潟町	260	109	174	116																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	井川町	300	126	191	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	大潟村	235	107	169	—																																																																																																																																																																																																																																																																																													
能代山本地域	能代市	260	124	182	97																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	藤里町	342	149	217	92																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	三種町	250	119	177	94																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	八峰町	285	121	195	100																																																																																																																																																																																																																																																																																													
本荘由利地域	由利本荘市	294	117	194	93																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	にかほ市	321	118	213	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
北秋鹿角地域	大館市	289	122	188	106																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	鹿角市	266	107	178	101																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	北秋田市	311	116	198	105																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	小坂町	243	101	165	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	上小阿仁村	331	119	208	108																																																																																																																																																																																																																																																																																													
仙北平鹿地域	横手市	261	109	175	94																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	大仙市	331	125	212	99																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	仙北市	363	120	224	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	美郷町	287	116	191	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
湯沢雄勝地域	湯沢市	270	107	188	97																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	羽後町	232	96	165	102																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	東成瀬村	297	123	202	117																																																																																																																																																																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																	
169	183	<p>【大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）】（平成27年12月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>(略)</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田</td> <td>90</td> <td>(略)</td> <td>大正寺</td> <td>166</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代</td> <td>103</td> <td>(略)</td> <td>本荘</td> <td>98</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鷹巣</td> <td>153</td> <td>(略)</td> <td>横手</td> <td>224</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角</td> <td>123</td> <td>(略)</td> <td>矢島</td> <td>206</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目</td> <td>130</td> <td>(略)</td> <td>湯沢</td> <td>197</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿仁合</td> <td>224</td> <td>(略)</td> <td>湯の岱</td> <td>236</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>角館</td> <td>193</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (注2) 特別警報は、府県程度の広がりです50年に一度の値となる現象を対象。 (略)</p>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	秋田	90	(略)	大正寺	166	(略)	能代	103	(略)	本荘	98	(略)	鷹巣	153	(略)	横手	224	(略)	鹿角	123	(略)	矢島	206	(略)	五城目	130	(略)	湯沢	197	(略)	阿仁合	224	(略)	湯の岱	236	(略)	角館	193	(略)				<p>【大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）】（平成30年10月18日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>(略)</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田</td> <td>89</td> <td>(略)</td> <td>大正寺</td> <td>163</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代</td> <td>102</td> <td>(略)</td> <td>本荘</td> <td>96</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鷹巣</td> <td>150</td> <td>(略)</td> <td>横手</td> <td>225</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角</td> <td>122</td> <td>(略)</td> <td>矢島</td> <td>202</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目</td> <td>129</td> <td>(略)</td> <td>湯沢</td> <td>198</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>阿仁合</td> <td>222</td> <td>(略)</td> <td>湯の岱</td> <td>233</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>角館</td> <td>193</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (注2) 大雪特別警報は、府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合に発表される。 (略)</p>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	秋田	89	(略)	大正寺	163	(略)	能代	102	(略)	本荘	96	(略)	鷹巣	150	(略)	横手	225	(略)	鹿角	122	(略)	矢島	202	(略)	五城目	129	(略)	湯沢	198	(略)	阿仁合	222	(略)	湯の岱	233	(略)	角館	193	(略)				所要の修正
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)																																																																																															
秋田	90	(略)	大正寺	166	(略)																																																																																															
能代	103	(略)	本荘	98	(略)																																																																																															
鷹巣	153	(略)	横手	224	(略)																																																																																															
鹿角	123	(略)	矢島	206	(略)																																																																																															
五城目	130	(略)	湯沢	197	(略)																																																																																															
阿仁合	224	(略)	湯の岱	236	(略)																																																																																															
角館	193	(略)																																																																																																		
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	(略)																																																																																															
秋田	89	(略)	大正寺	163	(略)																																																																																															
能代	102	(略)	本荘	96	(略)																																																																																															
鷹巣	150	(略)	横手	225	(略)																																																																																															
鹿角	122	(略)	矢島	202	(略)																																																																																															
五城目	129	(略)	湯沢	198	(略)																																																																																															
阿仁合	222	(略)	湯の岱	233	(略)																																																																																															
角館	193	(略)																																																																																																		
170	184	<p>【警報・注意発表基準】（平成22年5月27日現在） (略)</p>	<p>【警報・注意発表基準】（令和元年5月29日現在） (略)</p>	所要の修正																																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																												
171	185	<p>別表1 大雨警報基準</p> <table border="1" data-bbox="309 244 929 887"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>平地地：R3=80、平地地以外：R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>平地地：R3=70、平地地以外：R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>平地地：R1=40、平地地以外：R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">能代山本地域</td> <td>藤里町</td> <td>R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R3=80</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>平地地：R3=70、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=70</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>R3=80</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>平地地：R3=80、平地地以外：R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>平地地：R3=70、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=70</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>平地地：R1=50、平地地以外：R1=60</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>平地地：R3=70、平地地以外：R1=50</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>R3=100</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平地地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（全て－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域</p> <p>※ 平地地以外：上記以外の地域</p> <p>※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を表す。</p> <p>※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数</p>	市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	平地地：R3=80、平地地以外：R1=50	(略)	男鹿市	R1=50	(略)	潟上市	R1=50	(略)	五城目町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)	八郎潟町	平地地：R3=70、平地地以外：R1=50	(略)	井川町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)	大潟村	R1=50	(略)	能代山本地域	能代市	平地地：R1=40、平地地以外：R1=50	(略)	能代山本地域	藤里町	R1=60	(略)	三種町	平地地：R1=50、平地地以外：R3=80	(略)	八峰町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)	にかほ市	R1=60	(略)	北秋鹿角地域	大館市	平地地：R3=70、平地地以外：R1=70	(略)	鹿角市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)	北秋田市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	101	小坂町	R3=80	(略)	上小阿仁村	R1=50	(略)	仙北平鹿地域	横手市	平地地：R3=80、平地地以外：R1=60	(略)	大仙市	R1=60	(略)	仙北市	平地地：R3=70、平地地以外：R1=70	(略)	美郷町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)	羽後町	平地地：R3=70、平地地以外：R1=50	(略)	東成瀬村	R3=100	(略)	<p>別表1 大雨警報基準 令和元年5月29日現在</p> <table border="1" data-bbox="1113 244 1637 850"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>14</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>14</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">能代山本地域</td> <td>藤里町</td> <td>13</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>13</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>15</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>10</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>11</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数</p>	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	15	(略)	男鹿市	15	(略)	潟上市	15	(略)	五城目町	15	(略)	八郎潟町	15	(略)	井川町	12	(略)	大潟村	14	(略)	能代山本地域	能代市	14	(略)	能代山本地域	藤里町	13	(略)	三種町	12	(略)	八峰町	12	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	13	(略)	にかほ市	15	(略)	北秋鹿角地域	大館市	12	(略)	鹿角市	10	(略)	北秋田市	10	105	小坂町	10	(略)	上小阿仁村	10	(略)	仙北平鹿地域	横手市	11	(略)	大仙市	12	(略)	仙北市	11	(略)	美郷町	10	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市	10	(略)	羽後町	9	(略)	東成瀬村	10	(略)	<p>所要の修正</p>
市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																													
秋田中央地域	秋田市	平地地：R3=80、平地地以外：R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	男鹿市	R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	潟上市	R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	五城目町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
	八郎潟町	平地地：R3=70、平地地以外：R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	井川町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
	大潟村	R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	能代山本地域	能代市	平地地：R1=40、平地地以外：R1=50	(略)																																																																																																																																																																												
能代山本地域	藤里町	R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
	三種町	平地地：R1=50、平地地以外：R3=80	(略)																																																																																																																																																																													
	八峰町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
本荘由利地域	由利本荘市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
	にかほ市	R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
北秋鹿角地域	大館市	平地地：R3=70、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
	鹿角市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
	北秋田市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	101																																																																																																																																																																													
	小坂町	R3=80	(略)																																																																																																																																																																													
	上小阿仁村	R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
仙北平鹿地域	横手市	平地地：R3=80、平地地以外：R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
	大仙市	R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
	仙北市	平地地：R3=70、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
	美郷町	平地地：R1=50、平地地以外：R1=70	(略)																																																																																																																																																																													
湯沢雄勝地域	湯沢市	平地地：R1=50、平地地以外：R1=60	(略)																																																																																																																																																																													
	羽後町	平地地：R3=70、平地地以外：R1=50	(略)																																																																																																																																																																													
	東成瀬村	R3=100	(略)																																																																																																																																																																													
市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																													
秋田中央地域	秋田市	15	(略)																																																																																																																																																																													
	男鹿市	15	(略)																																																																																																																																																																													
	潟上市	15	(略)																																																																																																																																																																													
	五城目町	15	(略)																																																																																																																																																																													
	八郎潟町	15	(略)																																																																																																																																																																													
	井川町	12	(略)																																																																																																																																																																													
	大潟村	14	(略)																																																																																																																																																																													
	能代山本地域	能代市	14	(略)																																																																																																																																																																												
能代山本地域	藤里町	13	(略)																																																																																																																																																																													
	三種町	12	(略)																																																																																																																																																																													
	八峰町	12	(略)																																																																																																																																																																													
本荘由利地域	由利本荘市	13	(略)																																																																																																																																																																													
	にかほ市	15	(略)																																																																																																																																																																													
北秋鹿角地域	大館市	12	(略)																																																																																																																																																																													
	鹿角市	10	(略)																																																																																																																																																																													
	北秋田市	10	105																																																																																																																																																																													
	小坂町	10	(略)																																																																																																																																																																													
	上小阿仁村	10	(略)																																																																																																																																																																													
仙北平鹿地域	横手市	11	(略)																																																																																																																																																																													
	大仙市	12	(略)																																																																																																																																																																													
	仙北市	11	(略)																																																																																																																																																																													
	美郷町	10	(略)																																																																																																																																																																													
湯沢雄勝地域	湯沢市	10	(略)																																																																																																																																																																													
	羽後町	9	(略)																																																																																																																																																																													
	東成瀬村	10	(略)																																																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由	
172	186	別表2 洪水警報基準					別表2 洪水警報基準 令和元年5月29日現在					所要の修正	
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
		秋田中央地域	秋田市	(略)	岩見川流域=25、旭川流域=18、 新城川流域=10、馬踏川流域=8	＝	(略)	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=25.8、旭川流域=18、 岩見川流域=34、新波川流域=5.9、 草生津川流域=5.9、下浜鮎川流域=5.7、 猿田川流域=8.5、八田川流域=9.8、 梵字川流域=6.5、神内川流域=6.2、 三内川流域=22.4、平尾島川流域=7.6、 新城川流域=14、馬踏川流域=5.4、 仁別川流域=6、古川流域=3.5、 宝川流域=5.3、白山川流域=9.4、 湯ノ里川流域=6.6、安養寺川流域=5.2、 大戸川流域=4.5	雄物川流域= (9、48.2)、 太平川流域= (7、15.5)、 旭川流域= (13、13.6)、 岩見川流域= (7、31)、 新波川流域= (7、5.3)、 草生津川流域= (13、3.9)、 猿田川流域= (13、5.3)、 八田川流域= (7、7.5)、 梵字川流域= (9、4.9)、 新城川流域= (7、10.8)、 馬踏川流域= (7、4.8)、 古川流域= (7、2.2)		(略)
			男鹿市	(略)	八郎湖・船越水道流域=31、 滝川流域=16	＝	(略)	男鹿市		西部承水路・東部承水路流域=32.4、 滝川流域=6、相川流域=4.3、 賀茂川流域=5.7、比詰川流域=6.2	滝川流域= (7、5.9)、 比詰川流域= (7、5.5)		(略)
			潟上市	(略)	豊川流域=17、 八郎湖・船越水道流域=31、 馬踏川流域=8	＝	(略)	潟上市		馬踏川流域=9.4、 西部承水路・東部承水路流域=30.7、 豊川流域=7、妹川流域=3.3	豊川流域= (7、6.3)		(略)
			五城目町	(略)	馬場目川流域=18	＝	(略)	五城目町		馬場目川流域=17.8、内川川流域=8.7、 富津内川流域=11	馬場目川流域= (9、16)、 内川川流域= (7、7.8)、 富津内川流域= (7、10.8)		(略)
			八郎潟町	(略)	馬場目川流域=18、 八郎湖・船越水道流域=24	＝	(略)	八郎潟町		西部承水路・東部承水路流域=29.3、 馬場目川流域=21.3	馬場目川流域= (9、19.1)		(略)
			井川町	(略)	井川流域=12、 八郎湖・船越水道流域=31	＝	(略)	井川町		西部承水路・東部承水路流域=32.3、 井川流域=7.4、赤沢川流域=3.4	井川流域= (7、6.6)		(略)
			大潟村	(略)	八郎湖・船越水道流域=15	＝	(略)	大潟村		西部承水路・東部承水路流域=3.7	－		(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由	
173	186	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	所要の修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		能代山本地区	能代市	(略)	藤琴川流域=20、常盤川流域=9、種梅川流域=13	二	(略)	能代山本地区	能代市	檜山川流域=8.8、久喜沢川流域=7.6、常盤川流域=8、天内川流域=5.3、種梅川流域=12、内川流域=12.7、比井野川流域=6.6、阿仁川流域=56.3、濁川流域=10.4、竹生川流域=10.2、悪土川流域=3.1、田代川流域=5.8	米代川流域=(6、36.2)、檜山川流域=(6、7.9)、比井野川流域=(6、4)、悪土川流域=(6、2.7)	(略)	
			藤里町	(略)	藤琴川流域=22、粕毛川流域=15	一	(略)	藤里町	藤琴川流域=27.8、大沢川流域=10.6、粕毛川流域=28.7、寺沢川流域=6.7、小比内川流域=12.3、長場内川流域=7.1	一	(略)		
			三種町	(略)	小又川・三種川流域=14、八郎湖・船越水道流域=23、鶴川川流域=8	二	(略)	三種町	西部承水路・東部承水路流域=18.2、鯉川川流域=7.2、小又川・三種川流域=11.3、鶴川川流域=4.9、金光寺川流域=7.5、添畑川流域=4.6、西又川流域=5.4	小又川・三種川流域=(5、8.8)	(略)		
			八峰町	(略)	塙川流域=11、水沢川流域=11、真瀬川流域=12、竹生川流域=9	一	(略)	八峰町	竹生川流域=6.7、真瀬川流域=15.6、水沢川流域=12.3、塙川流域=10.3	一	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由		
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	
174	187	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正		
		本荘由利地域	由利本荘市	(略)	芋川流域=19、石沢川流域=16、 箆子川流域=14、衣川流域=15、 西目川流域=9	二	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	(削除)	芋川流域=24.9、小友川流域=12.2、 石沢川流域=23.6、鮎川流域=10.2、 久保田川流域=7.2、大砂川流域=6、 田沢川流域=4.4、鶯川流域=9、 箆子川流域=19.9、直根川流域=11.6、 百宅川流域=7.1、下玉田川流域=11.4、 赤田川流域=9.8、小関川流域=14.4、 中俣川流域=6.6、北ノ股川流域=5.8、 黒森川流域=4.1、須郷川流域=7.7、 坂部川流域=6、杉森川流域=4.8、 大吹川流域=8.5、丁川流域=11、 法内川流域=6.5、祝沢川流域=6.5、 新沢川流域=6、松沢川流域=4.7、 勝手川流域=6.6、君ヶ野川流域=8.8、 二古川流域=8.9、衣川流域=15.9、 芦川流域=4.7、蛇川流域=8.5、 福俣川流域=5.5、黒川流域=6.9、 西目川流域=10.1、羽広川流域=4.8		芋川流域=(6、22.4)、 鮎川流域=(6、9.1)	(略)
			にかほ市	(略)	白雪川流域=17、奈曽川流域=11、 鳥越川流域=10	二	(略)		にかほ市	(削除)	鳥越川流域=10.5、天拝川流域=10.7、 大湯川流域=8.6、大沢川流域=6.3、 白雪川流域=17.5、赤石川流域=3.6、 奈曽川流域=8.8、川袋小川流域=5.3、 清水川流域=6.2		赤石川流域=(8、3.2)、 川袋小川流域=(10、4.7)、 清水川流域=(8、5.5)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由			
175	187～188	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	所要の修正	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		北秋鹿角地域	大館市	(略)	長木川流域=14、早口川流域=14、 犀川流域=9、下内川流域=10、 岩瀬川流域=11	二	(略)	北秋鹿角地域	大館市	(略)	米代川流域=37.5、早口川流域=21.8、 岩瀬川流域=23.2、山田川流域=11、 引欠川流域=18.9、長木川流域=30.1、 犀川流域=17.5、小森川流域=4.7、 下内川流域=15、乱川流域=6.9、 大森川流域=8.2、花岡川流域=6.1、 大茂内川流域=7、板戸川流域=3.4、 炭谷川流域=4.5	米代川流域=(5、32.9)、 早口川流域=(5、19.6)、 長木川流域=(5、28.6)、 犀川流域=(5、15.7)、 下内川流域=(5、13.5)、 乱川流域=(5、5.1)、 花岡川流域=(5、5.9)	(略)		(略)
			鹿角市	(略)	米代川流域=26、大湯川流域=17	二	(略)		鹿角市	(略)	米代川流域=35.2、大湯川流域=22.1、 根市川流域=11.7、間瀬川流域=8.4、 黒沢川流域=4.5、夜明島川流域=10.8、 熊沢川流域=20.2、小坂川流域=21.2、 汁毛川流域=7.5、福士川流域=5.8、 夏井川流域=4.5、櫻内川流域=7、 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5、31.6)、 夏井川流域=(5、4.1)	(略)		(略)
			北秋田市	(略)	阿仁川流域=27、 小阿仁川流域=24、 小猿部川流域=13	二	(略)		北秋田市	(略)	阿仁川流域=48.1、今泉川流域=5.5、 前山川流域=7.4、小猿部川流域=22.3、 綴子川流域=11.2、摩当川流域=9.1、 糠沢川流域=11.4、羽根山沢川流域=6.7、 小阿仁川流域=23.8、小又川流域=20.4、 小様川流域=9.7、小森川流域=9.3、 品類川流域=7.1、谷地川流域=4.6	米代川流域=(5、63.8)、 阿仁川流域=(5、43.2)、 小猿部川流域=(7、15.3)、 小阿仁川流域=(5、21.4)、 小又川流域=(5、18.3)、 谷地川流域=(5、4.1)	(略)		(略)
			小坂町	(略)	小坂川流域=12	R3=70かつ 小坂川流域=6	(略)		小坂町	(略)	小坂川流域=14.2、荒川流域=7.7、 砂子沢川流域=7、古達部川流域=9.5	二	(略)		(略)
			上小阿仁村	(略)	小阿仁川流域=23、 長滝沢・五反沢川流域=11	二	(略)		上小阿仁村	(略)	小阿仁川流域=22.8、仏社川流域=6.5、 長滝沢・五反沢川流域=8.9	小阿仁川流域=(5、20.5)	(略)		(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由	
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
176	189	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		仙北平鹿地域	横手市	(略)	横手川流域=20、成瀬川流域=21、 檜岡川流域=10	平坦地：R3=50 かづ 雄物川流域=24	(略)	仙北平鹿地域	横手市		横手川流域=19.6、檜岡川流域=7.6、 上澗川流域=12、上法寺川流域=4.8、 地竹川流域=6.8、麴川流域=5.2、 杉沢川流域=5.3、横手大戸川流域=3.9、 頭無川流域=3.9、大納川流域=6.7、 松川流域=15、黒沢川流域=10.6、 武道川流域=9.5、皿川流域=18、 成瀬川流域=30.6、狙半内川流域=9.5、 七滝川流域=7.8、坂部川流域=4.2	横手川流域= (9、17.6)、 上澗川流域= (5、11.7)	(略)
			大仙市	(略)	檜岡川流域=10、丸子川流域=18、 淀川流域=12、宮田又沢川流域=8	平坦地：R1=40 かづ 雄物川流域=48	(略)		大仙市		玉川流域=59.8、横手川流域=31、 宮田又沢川流域=9.5、淀川流域=26.1、 大沢川流域=4.8、土買川流域=8.5、 羽平川流域=9.3、檜岡川流域=18、 小友川流域=8.8、上総川流域=4.7、 心像川流域=7.4、小出川流域=7.4、 西ノ又川流域=8.9、齊内川流域=9.6、 小澗川流域=17.7、窪堰川流域=4.2、 福部内川流域=5.1、川口川流域=12.7、 矢島川流域=5.7	玉川流域= (6、50.4)、 丸子川流域= (6、12)、 土買川流域= (6、8.5)、 檜岡川流域= (6、16.2)、 小澗川流域= (6、15.9)	(略)
			仙北市	(略)	玉川流域=28、桧木内川流域=19、 入見内川流域=12、 生保内川流域=8	—	(略)		仙北市		玉川流域=42.2、生保内川流域=13.6、 入見内川流域=9.2、桧木内川流域=31.7、 山谷川流域=9.9、堀内沢川流域=7.3、 才津川流域=19.6、院内川流域=8.2、 小先達川流域=6、刺市川流域=5.4	玉川流域= (6、37.9)、 桧木内川流域= (6、28.5)、 山谷川流域= (6、8.8)、 才津川流域= (8、16.5)、 院内川流域= (6、7.6)、 刺市川流域= (6、4.4)	(略)
			美郷町	(略)	丸子川流域=11	—	(略)		美郷町		丸子川流域=9.7、横手川流域=24.7、 上総川流域=4.5、矢島川流域=3.6、 赤倉川流域=6.1、出川流域=5.8	—	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前						修正後						修正理由																																																
177	189	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>(略)</td> <td>役内川流域=20</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>(略)</td> <td>石沢川流域=12、西馬音内川流域=9</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td>(略)</td> <td>成瀬川流域=18</td> <td>R3=60かつ成瀬川流域=11</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	役内川流域=20	—	(略)	羽後町	(略)	石沢川流域=12、西馬音内川流域=9	—	(略)		東成瀬村	(略)	成瀬川流域=18	R3=60かつ成瀬川流域=11	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>(削除)</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td></td> <td>白子川流域=6.2、戸沢川流域=4.6、高松川流域=18.2、役内川流域=14.4、駒形黒沢川流域=5.8、宇留院内川流域=4.1、姉倉沢川流域=5.2、羽後大戸川流域=5.1</td> <td>雄物川流域= (5、32.9)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td></td> <td>新町川流域=4.4、西馬音内川流域=8.1、羽後大戸川流域=10.8、田沢川流域=3.6、石沢川流域=8.9</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td></td> <td>成瀬川流域=19.6、大沢川流域=14.5</td> <td>成瀬川流域= (6、17.6)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</p> <p>※ 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。</p>	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市		白子川流域=6.2、戸沢川流域=4.6、高松川流域=18.2、役内川流域=14.4、駒形黒沢川流域=5.8、宇留院内川流域=4.1、姉倉沢川流域=5.2、羽後大戸川流域=5.1	雄物川流域= (5、32.9)	(略)	羽後町		新町川流域=4.4、西馬音内川流域=8.1、羽後大戸川流域=10.8、田沢川流域=3.6、石沢川流域=8.9	—	(略)		東成瀬村		成瀬川流域=19.6、大沢川流域=14.5	成瀬川流域= (6、17.6)	(略)	所要の修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	役内川流域=20	—	(略)																																																									
	羽後町	(略)	石沢川流域=12、西馬音内川流域=9	—	(略)																																																									
	東成瀬村	(略)	成瀬川流域=18	R3=60かつ成瀬川流域=11	(略)																																																									
市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																									
湯沢雄勝地域	湯沢市		白子川流域=6.2、戸沢川流域=4.6、高松川流域=18.2、役内川流域=14.4、駒形黒沢川流域=5.8、宇留院内川流域=4.1、姉倉沢川流域=5.2、羽後大戸川流域=5.1	雄物川流域= (5、32.9)	(略)																																																									
	羽後町		新町川流域=4.4、西馬音内川流域=8.1、羽後大戸川流域=10.8、田沢川流域=3.6、石沢川流域=8.9	—	(略)																																																									
	東成瀬村		成瀬川流域=19.6、大沢川流域=14.5	成瀬川流域= (6、17.6)	(略)																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																														
178	190	<p>別表3 大雨注意報基準</p> <table border="1" data-bbox="344 245 869 1098"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>(略)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (全て-河川・湖沼・海浜・海水)として算出) が25パーセント以上の地域</p> <p>※ 平地以外：上記以外の地域</p> <p>※ R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を表す。</p> <p>※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数</p>	市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)	男鹿市	(略)	(略)	潟上市	(略)	(略)	五城目町	(略)	(略)	八郎潟町	(略)	(略)	井川町	(略)	(略)	大潟村	(略)	(略)	能代山本地域	能代市	(略)	(略)	藤里町	(略)	(略)	三種町	(略)	(略)	八峰町	(略)	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)	にかほ市	(略)	(略)	北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)	鹿角市	(略)	(略)	北秋田市	(略)	70	小坂町	(略)	(略)	上小阿仁村	(略)	(略)	仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)	大仙市	(略)	(略)	仙北市	(略)	(略)	美郷町	(略)	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)	羽後町	(略)	(略)	東成瀬村	(略)	(略)	<p>別表3 大雨注意報基準 令和元年5月29日現在</p> <table border="1" data-bbox="1182 245 1693 1098"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>藤里町</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>にかほ市</td> <td>10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>鹿角市</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>7</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仙北平鹿地域</td> <td>大仙市</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。</p> <p>※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数</p>	市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	9	(略)	男鹿市	8	(略)	潟上市	9	(略)	五城目町	9	(略)	八郎潟町	9	(略)	井川町	8	(略)	大潟村	9	(略)	能代山本地域	能代市	7	(略)	能代山本地域	藤里町	6	(略)	三種町	6	(略)	八峰町	7	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	8	(略)	本荘由利地域	にかほ市	10	(略)	北秋鹿角地域	大館市	7	(略)	北秋鹿角地域	鹿角市	6	(略)	北秋田市	7	73	小坂町	7	(略)	上小阿仁村	7	(略)	仙北平鹿地域	横手市	8	(略)	仙北平鹿地域	大仙市	8	(略)	仙北市	8	(略)	美郷町	6	(略)	湯沢雄勝地域	湯沢市	6	(略)	羽後町	6	(略)	東成瀬村	7	(略)	所要の修正
市町村等をまとめた地域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																															
秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	男鹿市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	潟上市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	五城目町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	八郎潟町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	井川町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	大潟村	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
能代山本地域	能代市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	藤里町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	三種町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	八峰町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	にかほ市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	鹿角市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	北秋田市	(略)	70																																																																																																																																																																															
	小坂町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	上小阿仁村	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	大仙市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	仙北市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	美郷町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	羽後町	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
	東成瀬村	(略)	(略)																																																																																																																																																																															
市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																															
秋田中央地域	秋田市	9	(略)																																																																																																																																																																															
	男鹿市	8	(略)																																																																																																																																																																															
	潟上市	9	(略)																																																																																																																																																																															
	五城目町	9	(略)																																																																																																																																																																															
	八郎潟町	9	(略)																																																																																																																																																																															
	井川町	8	(略)																																																																																																																																																																															
	大潟村	9	(略)																																																																																																																																																																															
	能代山本地域	能代市	7	(略)																																																																																																																																																																														
能代山本地域	藤里町	6	(略)																																																																																																																																																																															
	三種町	6	(略)																																																																																																																																																																															
	八峰町	7	(略)																																																																																																																																																																															
	本荘由利地域	由利本荘市	8	(略)																																																																																																																																																																														
本荘由利地域	にかほ市	10	(略)																																																																																																																																																																															
	北秋鹿角地域	大館市	7	(略)																																																																																																																																																																														
北秋鹿角地域	鹿角市	6	(略)																																																																																																																																																																															
	北秋田市	7	73																																																																																																																																																																															
	小坂町	7	(略)																																																																																																																																																																															
	上小阿仁村	7	(略)																																																																																																																																																																															
	仙北平鹿地域	横手市	8	(略)																																																																																																																																																																														
仙北平鹿地域	大仙市	8	(略)																																																																																																																																																																															
	仙北市	8	(略)																																																																																																																																																																															
	美郷町	6	(略)																																																																																																																																																																															
湯沢雄勝地域	湯沢市	6	(略)																																																																																																																																																																															
	羽後町	6	(略)																																																																																																																																																																															
	東成瀬村	7	(略)																																																																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由	
179	191	別表4 洪水注意報基準					別表4 洪水注意報基準 令和元年5月29日現在					所要の修正	
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準
		秋田中央地域	秋田市	(略)	岩見川流域=20、旭川流域=10、新城川流域=8、馬踏川流域=4	二	(略)	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=20.6、旭川流域=14.4、岩見川流域=27.2、新波川流域=4.7、草生津川流域=3.9、下浜鮎川流域=4.5、猿田川流域=6.8、八田川流域=6.1、梵字川流域=5.2、神内川流域=4.9、三内川流域=17.9、平尾島川流域=6、新城川流域=8.4、馬踏川流域=4.3、仁別川流域=4.4、古川流域=2.8、宝川流域=4.2、白山川流域=7.5、湯ノ里川流域=5.2、安養寺川流域=4.1、大戸川流域=3.6	雄物川流域=(7、39.7)、太平川流域=(5、11.5)、旭川流域=(7、7.8)、岩見川流域=(5、26.8)、新波川流域=(7、3.8)、草生津川流域=(5、2.8)、猿田川流域=(5、4.8)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(5、4.4)、三内川流域=(7、14.3)、平尾島川流域=(7、4.7)、新城川流域=(5、8.4)、馬踏川流域=(7、3.4)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、2)、宝川流域=(5、2.2)、白山川流域=(5、6.7)、湯ノ里川流域=(7、4.2)		(略)
			男鹿市	(略)	八郎湖・船越水道流域=17、滝川流域=11	二	(略)	男鹿市		西部承水路・東部承水路流域=25.9、滝川流域=4.8、相川流域=3.4、賀茂川流域=4.5、比詰川流域=4.9	滝川流域=(7、3.8)、賀茂川流域=(7、4.5)、比詰川流域=(7、3.9)		(略)
			潟上市	(略)	豊川流域=14、八郎湖・船越水道流域=25、馬踏川流域=6	二	(略)	潟上市		馬踏川流域=7.5、西部承水路・東部承水路流域=24.5、豊川流域=5、妹川流域=2.6	豊川流域=(5、5)		(略)
			五城目町	(略)	馬場目川流域=8	二	(略)	五城目町		馬場目川流域=14.2、内川川流域=6.9、富津内川流域=8.8	馬場目川流域=(7、14.2)、内川川流域=(7、5.5)、富津内川流域=(5、7.6)		(略)
			八郎潟町	(略)	馬場目川流域=14、八郎湖・船越水道流域=14	二	(略)	八郎潟町		西部承水路・東部承水路流域=23.4、馬場目川流域=16.9	馬場目川流域=(7、16.9)		(略)
			井川町	(略)	井川流域=10、八郎湖・船越水道流域=16	二	(略)	井川町		西部承水路・東部承水路流域=22.6、井川流域=5.4、赤沢川流域=2.7	井川流域=(5、4.2)、赤沢川流域=(7、2.7)		(略)
			大潟村	(略)	八郎湖・船越水道流域=12	一	(略)	大潟村		西部承水路・東部承水路流域=3	—		(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由			
180	192	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	所要の修正	
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
		能代山本地域	能代市	(略)	藤琴川流域=16、 常盤川流域=7、 種梅川流域=7	二	(略)	(略)	能代山本地域	能代市		檜山川流域=5.9、久喜沢川流域=5.6、 常盤川流域=6.4、天内川流域=4.2、 種梅川流域=6.9、内川流域=10.1、 比井野川流域=4.4、阿仁川流域=28.2、 濁川流域=8.3、竹生川流域=8.1、 悪土川流域=2.4、田代川流域=4.6	米代川流域=(6、24.2)、 檜山川流域=(5、4.2)、 久喜沢川流域=(5、5.6)、 常盤川流域=(7、6.4)、 天内川流域=(5、2.8)、 種梅川流域=(5、6.9)、 比井野川流域=(5、3.6)、 悪土川流域=(6、1.9)		(略)
			藤里町	(略)	藤琴川流域=13、 粕毛川流域=12	二	(略)	(略)	藤里町		藤琴川流域=22.2、大沢川流域=8.4、 粕毛川流域=23、寺沢川流域=5.3、 小比内川流域=8、長場内川流域=5.6	藤琴川流域=(6、19.3)、 大沢川流域=(5、7.1)、 小比内川流域=(5、8)	(略)		
			三種町	(略)	小又川・三種川流域=7、 八郎湖・船越水道流域=18、 鶴川川流域=6	二	(略)	(略)	三種町		西部承水路・東部承水路流域=14.4、 鯉川川流域=5.7、小又川・三種川流域=7、 鶴川川流域=3.9、金光寺川流域=6、 添畑川流域=3.6、西又川流域=4.3	鯉川川流域=(5、4.6)、 小又川・三種川流域=(5、7)、 鶴川川流域=(5、3.7)	(略)		
			八峰町	(略)	瑠川流域=7、水沢川流域=7、 真瀬川流域=10、 竹生川流域=7	二	(略)	(略)	八峰町		竹生川流域=5.3、真瀬川流域=12.4、 水沢川流域=9.8、瑠川流域=8.2	瑠川流域=(7、8.2)	(略)		
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由		
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準		指定河川洪水予報による基準	
181	192	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正		
		本荘由利地域	由利本荘市	(略)	芋川流域=12、石沢川流域=12、 笹子川流域=12、衣川流域=12、 西目川流域=7	二	(略)	本荘由利地域	由利本荘市	(削除)	芋川流域=19.9、小友川流域=9.7、 石沢川流域=17.8、鮎川流域=8.1、 久保田川流域=5.8、大砂川流域=4.8、 田沢川流域=3.5、鶯川流域=7.2、 笹子川流域=15.9、直根川流域=9.2、 百宅川流域=5.6、下玉田川流域=9.1、 赤田川流域=7.8、小関川流域=10.1、 中俣川流域=5.2、北ノ股川流域=4.6、 黒森川流域=3.3、須郷川流域=6.1、 坂部川流域=4.6、杉森川流域=3.8、 大吹川流域=6.8、丁川流域=8.8、 法内川流域=5.2、祝沢川流域=5、 新沢川流域=4.8、松沢川流域=2.8、 勝手川流域=5.2、君ヶ野川流域=7、 二古川流域=7.1、衣川流域=12.7、 芦川流域=3.7、蛇川流域=6.8、 福俣川流域=4.4、黒川流域=5.5、 西目川流域=8.1、羽広川流域=3.8		子吉川流域=(5、22.3)、 芋川流域=(6、15.9)、 小友川流域=(5、9.6)、 鮎川流域=(6、6.5)、 田沢川流域=(5、2.8)、 笹子川流域=(5、14.9)、 百宅川流域=(7、5)、 中俣川流域=(5、4.6)、 坂部川流域=(5、4.6)、 杉森川流域=(6、3)、 法内川流域=(5、5.2)、 祝沢川流域=(5、5)、 勝手川流域=(7、5.2)、 君ヶ野川流域=(6、5.6)、 衣川流域=(5、12.7)、 芦川流域=(6、3)、 羽広川流域=(8、3)	(略)
			にかほ市	(略)	白雪川流域=14、奈曾川流域=6、 鳥越川流域=8	二	(略)	にかほ市	(削除)	鳥越川流域=8.4、天拝川流域=8.5、 大湯川流域=6.8、大沢川流域=5、 白雪川流域=14、赤石川流域=2.8、 奈曾川流域=7、川袋小川流域=4.2、 清水川流域=4.9	天拝川流域=(9、8.5)、 大湯川流域=(5、6.4)、 赤石川流域=(8、2.8)、 奈曾川流域=(8、5.6)、 川袋小川流域=(5、4.2)、 清水川流域=(8、3.9)		(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前					修正後					修正理由			
182	193	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	所要の修正	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		北秋鹿角地域	大館市	(略)	長木川流域=11、早口川流域=11、犀川流域=7、下内川流域=8、岩瀬川流域=9	二	(略)	北秋鹿角地域	大館市	(略)	米代川流域=30、早口川流域=17.4、岩瀬川流域=18.6、山田川流域=7.1、引欠川流域=14.1、長木川流域=24.1、犀川流域=11.9、小森川流域=3.7、下内川流域=12、乱川流域=5.5、大森川流域=6.5、花岡川流域=4.9、大茂内川流域=5.6、板戸川流域=2.7、炭谷川流域=3.6	米代川流域=(5、27)、早口川流域=(5、13.9)、岩瀬川流域=(5、18.6)、引欠川流域=(5、13.5)、長木川流域=(5、20.2)、犀川流域=(5、9.5)、下内川流域=(5、9.6)、乱川流域=(5、4.6)、花岡川流域=(5、4.2)、板戸川流域=(5、2)	(略)		(略)
			鹿角市	(略)	米代川流域=14、大湯川流域=14	二	(略)		鹿角市	(略)	米代川流域=28.1、大湯川流域=17.6、根川流域=9.4、間瀬川流域=6.7、黒沢川流域=3.6、夜明島川流域=8.6、熊沢川流域=16.1、小坂川流域=16.9、汁毛川流域=6、福土川流域=4.6、夏井川流域=3.6、樫内川流域=5.6、冷水川流域=4.6	米代川流域=(5、28.1)、間瀬川流域=(5、6.7)、黒沢川流域=(5、2.2)、夜明島川流域=(5、8.6)、熊沢川流域=(5、16.1)、福土川流域=(5、4.6)、夏井川流域=(5、3.6)、樫内川流域=(5、5.6)	(略)		(略)
			北秋田市	(略)	阿仁川流域=22、小阿仁川流域=14、小猿部川流域=10	二	(略)		北秋田市	(略)	阿仁川流域=38.4、今泉川流域=4.4、前山川流域=5.9、小猿部川流域=16.5、綴子川流域=9、摩当川流域=7.2、糠沢川流域=9.1、羽根山沢川流域=5.3、小阿仁川流域=19、小又川流域=16.3、小椋川流域=7.7、小森川流域=7.4、品類川流域=5.6、谷地川流域=3.6	米代川流域=(5、39.9)、阿仁川流域=(5、30.7)、小猿部川流域=(6、13.2)、綴子川流域=(5、7.5)、小阿仁川流域=(5、15.2)、小又川流域=(5、13)、小森川流域=(5、5.4)、品類川流域=(5、5.5)、谷地川流域=(5、2.9)	(略)		(略)
			小坂町	(略)	小坂川流域=7	R3=40かつ小坂川流域=6	(略)		小坂町	(略)	小坂川流域=11.3、荒川流域=6.1、砂子沢川流域=5.6、古達部川流域=7.6	小坂川流域=(5、11.3)	(略)		(略)
			上小阿仁村	(略)	小阿仁川流域=14、長滝沢・五反沢川流域=9	二	(略)		上小阿仁村	(略)	小阿仁川流域=18.2、仏社川流域=5.2、長滝沢・五反沢川流域=7.1	小阿仁川流域=(5、14.5)、仏社川流域=(5、3.7)	(略)		(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前						修正後						修正理由
		市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	所要の修正
183	194	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		仙北平鹿地域	横手市	(略)	横手川流域=13、成瀬川流域=13、 檜岡川流域=8	平坦地：R3=30 かつ 雄物川流域=24	(略)	仙北平鹿地域	横手市		横手川流域=15.6、檜岡川流域=6、 上溝川流域=9.6、上法寺川流域=3.8、 地竹川流域=5.2、厨川流域=3.6、 杉沢川流域=4.2、横手大戸川流域=3.1、 頭無川流域=3.1、大納川流域=5.3、 松川流域=12、黒沢川流域=8.4、 武道川流域=7.6、皿川流域=14.4、 成瀬川流域=24.4、狙半内川流域=7.6、 七瀧川流域=6.2、坂部川流域=3.3	横手川流域=(5、8.2)、 檜岡川流域=(5、6)、 上溝川流域=(5、8.3)、 地竹川流域=(5、5.2)、 横手大戸川流域=(5、3.1)、 大納川流域=(5、5.3)、 武道川流域=(5、6.9)、 七瀧川流域=(5、6.2)、 坂部川流域=(5、3.3)	(略)	
			大仙市	(略)	檜岡川流域=8、丸子川流域=11、 淀川流域=7、 宮田又沢川流域=6	平坦地：R1=25 かつ 雄物川流域=48	(略)	大仙市			玉川流域=41.9、横手川流域=21.7、 宮田又沢川流域=7.6、淀川流域=14.9、 大沢川流域=3.8、土貫川流域=6.8、 栩平川流域=7.4、檜岡川流域=14.4、 小友川流域=7、上総川流域=3.8、 心像川流域=5.9、小出川流域=5.9、 西ノ又川流域=7.1、斉内川流域=7.6、 小瀧川流域=14.1、窪堰川流域=3.3、 福部内川流域=4.1、川口川流域=10.1、矢島川流域=4.5	玉川流域=(6、41.9)、 丸子川流域=(5、10.8)、 大沢川流域=(5、3.8)、 土貫川流域=(5、4.9)、 栩平川流域=(5、7.4)、 檜岡川流域=(5、14.4)、 小友川流域=(5、7)、 西ノ又川流域=(5、7.1)、 斉内川流域=(5、7.6)、 小瀧川流域=(6、11.3)、 窪堰川流域=(6、2.6)、 矢島川流域=(5、4.5)	(略)	
			仙北市	(略)	玉川流域=20、桧木内川流域=15、 入見内川流域=7、 生保内川流域=6	=	(略)	仙北市			玉川流域=33.7、生保内川流域=10.8、 入見内川流域=7.4、桧木内川流域=20.2、 山谷川流域=7.9、堀内沢川流域=5.8、 才津川流域=15.6、院内川流域=6.5、 小先達川流域=4.8、刺市川流域=4.3	玉川流域=(6、33.7)、 入見内川流域=(6、6.1)、 桧木内川流域=(6、16.2)、 山谷川流域=(5、7.9)、 才津川流域=(6、12.5)、 院内川流域=(6、5.2)、 小先達川流域=(6、3.8)	(略)	
			美郷町	(略)	丸子川流域=7	=	(略)	美郷町			丸子川流域=7.7、横手川流域=19.7、 上総川流域=3.6、矢島川流域=2.9、 赤倉川流域=4.8、出川流域=4.6	横手川流域=(6、15.8)、 上総川流域=(5、3.6)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
184	194	<table border="1"> <tr> <td>市町村等 を まと めた 地域</td> <td>市町村 等</td> <td>雨量基 準</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>複合基準</td> <td>指定河 川洪水 予報に よる基 準</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢雄 勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>(略)</td> <td>役内川流域=12</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>羽後町</td> <td>(略)</td> <td>石沢川流域=10、西馬音内川流 域=6</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬 村</td> <td>(略)</td> <td>成瀬川流域=14</td> <td>R3=30かつ 成瀬川流域=11</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。</p>	市町村等 を まと めた 地域	市町村 等	雨量基 準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河 川洪水 予報に よる基 準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湯沢雄 勝地域	湯沢市	(略)	役内川流域=12		(略)		羽後町	(略)	石沢川流域=10、西馬音内川流 域=6		(略)		東成瀬 村	(略)	成瀬川流域=14	R3=30かつ 成瀬川流域=11	(略)	<table border="1"> <tr> <td>市町村等 を まと めた 地域</td> <td>市町村 等</td> <td>(削除)</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>複合基準</td> <td>指定河 川洪水 予報に よる基 準</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢雄 勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td></td> <td>白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、役内川流域 =11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、宇留院内川流 域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、羽後大戸川流域 =4</td> <td>雄物川流域= (5、27.4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>羽後町</td> <td></td> <td>新町川流域=3.5、西馬音内川流域 =6.4、 羽後大戸川流域=8.6、田沢川流域 =2.8、 石沢川流域=7.1</td> <td>雄物川流域= (5、29.5)、 石沢川流域= (5、7.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬 村</td> <td></td> <td>成瀬川流域=15.6、大沢川流域=11.6</td> <td>成瀬川流域= (5、15.6)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 ※ 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。</p>	市町村等 を まと めた 地域	市町村 等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河 川洪水 予報に よる基 準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	湯沢雄 勝地域	湯沢市		白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、役内川流域 =11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、宇留院内川流 域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、羽後大戸川流域 =4	雄物川流域= (5、27.4)	(略)		羽後町		新町川流域=3.5、西馬音内川流域 =6.4、 羽後大戸川流域=8.6、田沢川流域 =2.8、 石沢川流域=7.1	雄物川流域= (5、29.5)、 石沢川流域= (5、7.1)	(略)		東成瀬 村		成瀬川流域=15.6、大沢川流域=11.6	成瀬川流域= (5、15.6)	(略)	所要の修正
市町村等 を まと めた 地域	市町村 等	雨量基 準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河 川洪水 予報に よる基 準																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
湯沢雄 勝地域	湯沢市	(略)	役内川流域=12		(略)																																																											
	羽後町	(略)	石沢川流域=10、西馬音内川流 域=6		(略)																																																											
	東成瀬 村	(略)	成瀬川流域=14	R3=30かつ 成瀬川流域=11	(略)																																																											
市町村等 を まと めた 地域	市町村 等	(削除)	流域雨量指数基準	複合基準	指定河 川洪水 予報に よる基 準																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
湯沢雄 勝地域	湯沢市		白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、役内川流域 =11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、宇留院内川流 域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、羽後大戸川流域 =4	雄物川流域= (5、27.4)	(略)																																																											
	羽後町		新町川流域=3.5、西馬音内川流域 =6.4、 羽後大戸川流域=8.6、田沢川流域 =2.8、 石沢川流域=7.1	雄物川流域= (5、29.5)、 石沢川流域= (5、7.1)	(略)																																																											
	東成瀬 村		成瀬川流域=15.6、大沢川流域=11.6	成瀬川流域= (5、15.6)	(略)																																																											
185	197	<p>第3 指定河川洪水予報</p> <p>1 実施機関 気象業務法及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所、県が共同し指定河川洪水予報を発表する。</p> <p>2 洪水予報の種類・発表基準</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第4 指定河川洪水予報</p> <p>1 実施機関 気象業務法及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田・能代・湯沢の各河川国道事務所、県が共同し指定河川洪水予報を発表する。警戒レベル2～5に相当する。</p> <p>2 洪水予報の種類・発表基準</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正																																										
種類	情報名	発表基準																																																														
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 (氾濫水の予報)」	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
種類	情報名	発表基準																																																														
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
186	198	<p>3 洪水予報の実施区間及び基準地点 (略) (平成28年度 秋田県水防計画)</p>	<p>3 洪水予報の実施区間及び基準地点 (略) (令和元年度 秋田県水防計画)</p>	所要の修正																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
187	199	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図 (大臣・気象庁長官共同発表)】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関</p> <p style="text-align: center;">※1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。</p> <p style="text-align: center;">伝達すべき市町村 雄物川下流：秋田市 子吉川：由利本荘市</p>	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図 (大臣・気象庁長官共同発表)】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関</p> <p style="text-align: center;">※1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。</p> <p style="text-align: center;">伝達すべき市町村 雄物川下流：秋田市 子吉川：由利本荘市</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
188	200	<p>【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、皆瀬川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: right;">（注）二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関</p> <p>※1 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水予報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	<p>【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、皆瀬川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: right;">（注）二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関</p> <p>※1 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水予報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	<p>所要の修正（美郷町の追加等）</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
189	201	<p>【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関 ※1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	<p>【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関 ※1 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
190	202	<p style="text-align: center;">【太平洋川の指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関 ※1 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。</p> <p style="text-align: center;">住民</p>	<p style="text-align: center;">【太平洋川の指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)】</p> <p style="text-align: center;">(注) 二重枠の機関は気象業務法第15条に基づく伝達機関 ※1 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。</p> <p style="text-align: center;">住民</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
191	203	第4 火災気象通報 (略) 第5 電力気象通報 (略) 第6 火災警報 (略) 第7 警報等の受領 1 気象に関する特別警報・警報・注意報等 (略) 2 火災気象通報 (略) 3 水防警報 (略)	第5 火災気象通報 (略) 第6 電力気象通報 (略) 第7 火災警報 (略) 第8 警報等の受領等 1 気象に関する特別警報・警報・注意報等の受領・伝達 (略) 2 火災気象通報の受領 (略) 3 水防警報の受領 (略)	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
192	204	<p>【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
193	205	<p>【県における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】 (略)</p> <pre> graph TD A[気象庁] --> B[秋田地方気象台] B --> C[総合防災課] C --> D[秋田県総合防災情報システム] D --> E[市町村] D -- FAX --> F[消防本部] D --> G[地域振興局総務企画部] C --> H[東日本電信電話(株)秋田支店] H --> I["(警報のみ)"] I --> J[災害時職員参集システム] J --> K[動員職員] </pre>	<p>【県における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】 (略)</p> <pre> graph TD A[秋田地方気象台] --> B[総合防災課] B --> C[秋田県総合防災情報システム] C --> D[市町村] C --> E[消防本部] C --> F[地域振興局総務企画部] B --> G[東日本電信電話(株)秋田支店] G --> H["(警報のみ)"] H --> I[災害時職員参集システム] I --> J[動員職員] </pre>	<p>所要の修正 (県のシステムによる伝達系統図として整理)</p>
194	206	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第1 計画の方針 災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、県、市町村及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ県民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、県、市町村及び防災関係機関は災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。</p> <p>第2 情報の優先度及び伝達系統 1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。 特に、人的被害(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 (略)</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第1 計画の方針 災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずる上で災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、県、市町村及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ県民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、県、市町村及び防災関係機関は災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、県及び市町村は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>第2 情報の優先度及び伝達系統 1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。 特に、人的被害(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画(H29.4修正)の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
195	207	<p>第3 洪水情報の収集・伝達 (略) 【洪水情報の伝達系統図 (水防本部)】</p> <p>凡例 知事発令の水防警報 国土交通大臣発令の水防警報</p>	<p>第3 洪水情報の収集・伝達 (略) 【洪水情報の伝達系統図 (水防本部)】</p> <p>凡例 知事発令の水防警報 国土交通大臣発令の水防警報</p>	<p>所要の修正 (伝達情報図へ危機管理監を追加)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
196	208	<p>第5 水位情報 1 国が発表する水位情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定河川</td> <td>2河川 … 成瀬川、石沢川</td> </tr> <tr> <td>通知内容 通知先等</td> <td>国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記2河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）</td> </tr> </table>	指定河川	2河川 … 成瀬川、石沢川	通知内容 通知先等	国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記2河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）	<p>第5 水位情報 1 国が発表する水位情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定河川</td> <td>3河川 … 成瀬川、石沢川、小猿部川</td> </tr> <tr> <td>通知内容 通知先等</td> <td>国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記3河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）</td> </tr> </table>	指定河川	3河川 … 成瀬川、石沢川、小猿部川	通知内容 通知先等	国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記3河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）	所要の修正
指定河川	2河川 … 成瀬川、石沢川											
通知内容 通知先等	国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記2河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）											
指定河川	3河川 … 成瀬川、石沢川、小猿部川											
通知内容 通知先等	国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、直轄河川で国民経済に重大な被害を生ずるおそれがあるとして指定した上記3河川について、氾濫危険水位（注）を定め、その水位に達した時は、知事に当該河川の水位又は流量を示して通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。（略）											
197	209	<p>第6 土砂災害警戒情報 秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。（略）</p>	<p>第6 土砂災害警戒情報 秋田県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まった時に、市町村長の避難勧告（警戒レベル4）や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報である。（略）</p>	文言の適正化								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
198	210	<p>【特殊災害発生時の連絡系統図】</p>	<p>【特殊災害発生時の連絡系統図】</p>	<p>所要の修正 (組織再編による修正)</p>								
199	212	<p>第9 被害報告 1 市町村 (消防機関) (略) ◎ 災害概況報告 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、1号様式を用いて報告する。(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 15%;">風水害</td> <td>降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>◎ 応急対策の状況 (略)</p> <p>◎ 災害即報 被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。(略)</p> <p>◎ 災害確定報告 災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式(確定)により報告する。</p> <p>◎ 災害年報 毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により、翌年の4月30日までに総務省消防庁へ報告する。 ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとす。</p>	風水害	降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など	(略)	(略)	<p>第9 被害報告 1 市町村 (消防機関) (略) ◎ 災害概況即報 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、第1号様式を用いて報告する。(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 15%;">風水害</td> <td>降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>応急対策の状況 (略)</p> <p>◎ 被害状況即報 被害状況が判明次第、その状況を第2号様式により報告する。(略)</p> <p>◎ 災害確定報告 災害の応急対策が終了してから20日以内に第3号様式により確定報告をする。 (削除)</p>	風水害	降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など	(略)	(略)	<p>文言の適正化</p>
風水害	降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など											
(略)	(略)											
風水害	降雨状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など											
(略)	(略)											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
200	214	<p>(報告の様式) (1) 災害概況報告</p> <p style="text-align: right;">1号様式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県 市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>() 受信者氏名</p> <p>災害名 (第 報)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発生場所</td> <td>発生日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> </table> <p>災害の概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>死者</td> <td>人</td> <td>不明</td> <td>人</td> <td>住家</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>一部壊壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>死傷者</td> <td>人</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>住家</td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> </table> <p>災害の被害</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>災害対策本部等の設置状況</td> <td>(都道府県)</td> <td>(市町村)</td> </tr> </table> <p>災害の連絡体制</p> <p>(注) 第1報については原則として、発報後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載し報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県 市町村 (消防本部名)		報告者名		発生場所	発生日時	年 月 日 時 分	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部壊壊	棟	床上浸水	棟	死傷者	人	計	人	住家	半壊	棟			床下浸水	棟	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)	<p>第1号様式 (災害概況即報)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村 (消防本部名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>受信者氏名</p> <p>災害名 (第 報)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発生場所</td> <td>発生日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> </table> <p>災害の概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">被害の被害</td> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td>重傷</td> <td>人</td> <td rowspan="2">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>うち 災害関連死者</td> <td>人</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>不明</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td>未分類</td> <td>棟</td> </tr> </table> <p>119番通報の件数</p> <p>災害対策本部等の設置状況</p> <p>(地元消防本部、消防団、消防員ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</p> <p>消防機関等の活動状況</p> <p>その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</p> <p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発報後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p> <p>(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。</p>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村 (消防本部名)		報告者名		発生場所	発生日時	年 月 日 時 分	被害の被害	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	うち 災害関連死者	人	軽傷	人	半壊	棟	床下浸水	棟			不明	人			一部破損	棟	未分類	棟	所要の修正
報告日時	年 月 日 時 分																																																																													
都道府県 市町村 (消防本部名)																																																																														
報告者名																																																																														
発生場所	発生日時	年 月 日 時 分																																																																												
死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部壊壊	棟	床上浸水	棟																																																																				
死傷者	人	計	人	住家	半壊	棟			床下浸水	棟																																																																				
災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)																																																																												
報告日時	年 月 日 時 分																																																																													
都道府県																																																																														
市町村 (消防本部名)																																																																														
報告者名																																																																														
発生場所	発生日時	年 月 日 時 分																																																																												
被害の被害	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟																																																																				
		うち 災害関連死者	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟																																																																				
		不明	人			一部破損	棟	未分類	棟																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
201	215	(新設)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> 第1号様式 別紙 市町村 () </div> <table border="1"> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>旧年度</td><td>新年度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> ※市町村編入に伴う変更あり </div> </div>	旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				旧年度	新年度																				所要の修正
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
旧年度	新年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																										
202	216	<p>(2) 被害状況即報・災害確定報告</p> <p style="text-align: right;">2号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">市町村</th> <th style="width: 20%;">災害名</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">被 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告番号</td> <td>災害名 第 報 (月 日 時現在)</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区 分</td> <td>流失・埋没 ha</td> </tr> <tr> <td>報告者氏名</td> <td></td> <td>冠 水 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人的被害</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区分 被害</td> <td>流失・埋没 ha</td> </tr> <tr> <td>冠 水 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>文教施設 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>病院 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>道路 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>橋りょう 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>河 川 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港 湾 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>砂 防 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">住家被害</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全 壊</td> <td>の</td> <td>清掃施設 箇所</td> </tr> <tr> <td>棟 世帯</td> <td>崖くずれ 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">半 壊</td> <td>人</td> <td>鉄道不通 箇所</td> </tr> <tr> <td>棟 世帯</td> <td>被害船舶 隻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>水 道 戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>棟</td> <td>電 話 回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一部損壊</td> <td>人</td> <td>電 気 戸</td> </tr> <tr> <td>棟 世帯</td> <td>ガ ス 戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>他</td> <td>ブロック塀等 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>棟</td> <td>農地・農業用施設 箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">床上浸水</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟 世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">床下浸水</td> <td>人</td> <td>り災世帯数</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>棟 世帯</td> <td>り災者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非住家</td> <td>公共建物 棟</td> <td>建 物 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 棟</td> <td>危 険 物 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火災発生</td> <td>そ の 他 件</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	災害名	区分	被 害	報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	区 分	流失・埋没 ha	報告者氏名		冠 水 ha	人的被害	区分 被害	流失・埋没 ha	冠 水 ha			文教施設 箇所			病院 箇所			道路 箇所			橋りょう 箇所			河 川 箇所			港 湾 箇所			砂 防 箇所	住家被害	全 壊	の	清掃施設 箇所	棟 世帯	崖くずれ 箇所	半 壊	人	鉄道不通 箇所	棟 世帯	被害船舶 隻		人	水 道 戸		棟	電 話 回線	一部損壊	人	電 気 戸	棟 世帯	ガ ス 戸		人	他	ブロック塀等 箇所		棟	農地・農業用施設 箇所	床上浸水	人			棟 世帯			床下浸水	人	り災世帯数	世帯	棟 世帯	り災者数	人	非住家	公共建物 棟	建 物 件		その他 棟	危 険 物 件				火災発生	そ の 他 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">災害名</th> <th rowspan="2">報告番号</th> <th rowspan="2">報告者氏名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">被 害</th> </tr> <tr> <th>人的被害</th> <th>住家被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7"> <small>※1 被災者は重複することによる。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。</small> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村	災害名	報告番号	報告者氏名	区分		被 害	人的被害	住家被害	<small>※1 被災者は重複することによる。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。</small>							<p>所要の修正</p>
市町村	災害名	区分	被 害																																																																																																											
報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	区 分	流失・埋没 ha																																																																																																											
報告者氏名			冠 水 ha																																																																																																											
人的被害	区分 被害		流失・埋没 ha																																																																																																											
			冠 水 ha																																																																																																											
			文教施設 箇所																																																																																																											
			病院 箇所																																																																																																											
			道路 箇所																																																																																																											
			橋りょう 箇所																																																																																																											
			河 川 箇所																																																																																																											
			港 湾 箇所																																																																																																											
		砂 防 箇所																																																																																																												
住家被害	全 壊	の	清掃施設 箇所																																																																																																											
		棟 世帯	崖くずれ 箇所																																																																																																											
	半 壊	人	鉄道不通 箇所																																																																																																											
		棟 世帯	被害船舶 隻																																																																																																											
		人	水 道 戸																																																																																																											
		棟	電 話 回線																																																																																																											
	一部損壊	人	電 気 戸																																																																																																											
		棟 世帯	ガ ス 戸																																																																																																											
		人	他	ブロック塀等 箇所																																																																																																										
		棟	農地・農業用施設 箇所																																																																																																											
床上浸水	人																																																																																																													
	棟 世帯																																																																																																													
床下浸水	人	り災世帯数	世帯																																																																																																											
	棟 世帯	り災者数	人																																																																																																											
非住家	公共建物 棟	建 物 件																																																																																																												
	その他 棟	危 険 物 件																																																																																																												
		火災発生	そ の 他 件																																																																																																											
市町村	災害名	報告番号	報告者氏名	区分		被 害																																																																																																								
				人的被害	住家被害																																																																																																									
<small>※1 被災者は重複することによる。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。</small>																																																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
203	217	<p>(3) 災害年報 3号様式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害名</th> <th colspan="4">市町村名</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">発生年月日</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人的被害 備前</td> <td>死者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽傷</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">住家の被害</td> <td rowspan="3">全壊</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部破損</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床上浸水</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床下浸水</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>公共建物</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">その他</td> <td rowspan="4">田</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水運</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>清掃施設</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害名		市町村名				計	発生年月日						人的被害 備前	死者	人					行方不明者	人					負傷者	重傷	人					軽傷	人				住家の被害	全壊	世帯					棟					人					半壊	世帯					棟					一部破損	世帯					棟					床上浸水	世帯					棟					床下浸水	世帯					棟					非住家	公共建物	棟				その他	棟				その他	田	流失・埋没	ha				冠水	ha				畑	流失・埋没	ha				冠水	ha				学校	箇所				病院	箇所				道路	箇所				橋りょう	箇所				河川	箇所				港湾	箇所				砂防	箇所				水運	箇所				清掃施設	箇所				<p>第3号様式 災害確定報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th colspan="2">災害名</th> <th colspan="2">確定年月日</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>時</th> <th>確定</th> <th>区分</th> <th>被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>田</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>冠水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>畑</td> <td>流失・埋没</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>冠水</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学校</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>病院</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>道路</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>橋りょう</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>河川</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>港湾</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>砂防</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>清掃施設</td> <td></td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一部破損</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床上浸水</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公共建物</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>棟</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	災害名		確定年月日		月	日	時	確定	区分	被害										田	流失・埋没	ha											冠水	ha										畑	流失・埋没	ha											冠水	ha										学校		箇所										病院		箇所										道路		箇所										橋りょう		箇所										河川		箇所										港湾		箇所										砂防		箇所										清掃施設		箇所										全壊	棟												世帯												人											半壊	棟												世帯												人											一部破損	棟												世帯												人											床上浸水	棟												世帯												人											床下浸水	棟												世帯												人											公共建物	棟											その他	棟		<p>所要の修正</p>
災害名		市町村名				計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
発生年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
人的被害 備前	死者	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	行方不明者	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	負傷者	重傷	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		軽傷	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
住家の被害	全壊	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	半壊	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	一部破損	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	床上浸水	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	床下浸水	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
非住家	公共建物	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	その他	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		畑	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	学校	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	病院	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	橋りょう	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	河川	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	港湾	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	砂防	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	水運	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
清掃施設	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
市町村	災害名		確定年月日		月	日	時	確定	区分	被害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
										冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									畑	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
										冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									学校		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									病院		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									道路		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									橋りょう		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									河川		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									港湾		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									砂防		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									清掃施設		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									全壊	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									半壊	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									一部破損	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									床上浸水	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									床下浸水	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									公共建物	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
									その他	棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																												
204	218	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">名</td> <td rowspan="2">災害</td> <td rowspan="2">発生年月</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">計</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">大</td> <td rowspan="10">の</td> <td rowspan="10">他</td> <td>崖くずれ</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹道不通</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶被害</td> <td>隻</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道被害</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信被害</td> <td>回線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気被害</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス被害</td> <td>戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>り災世帯数</td> <td>世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>り災者数</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立文教施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他公共施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害</td> <td>団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">大</td> <td rowspan="8">の</td> <td rowspan="8">他</td> <td>農産被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林産被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非住家被害</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村災害対策本部</td> <td>設置</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> </tr> <tr> <td>解散</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> </tr> <tr> <td>消防職員出動延人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団員出動延人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名	災害	発生年月				計	日					大	の	他	崖くずれ	箇所				幹道不通	箇所				船舶被害	隻				水道被害	戸				通信被害	回線				電気被害	戸				ガス被害	戸				ブロック塀等	箇所				り災世帯数	世帯				り災者数	人				公立文教施設	千円				農林水産業施設	千円				公共土木施設	千円				その他公共施設	千円				小計	千円				公共施設被害	団体				大	の	他	農産被害	千円				林産被害	千円				畜産被害	千円				水産被害	千円				商工被害	千円				住家被害	千円				非住家被害	千円				その他	千円				被害総額	千円				市町村災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	解散	月日	月日	月日	月日	月日	消防職員出動延人数						消防団員出動延人数						<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>被害</td> <td>市</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公立文教施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td>対</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td>策</td> <td>設置</td> <td>月日時</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td>本</td> <td>解散</td> <td>月日時</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>千円</td> <td></td> <td>部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設被害市町村数</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">そ</td> <td rowspan="5">の</td> <td rowspan="5">他</td> <td rowspan="5">被害の詳細</td> <td>農産被害</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>林産被害</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>商工被害</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> <td></td> <td>消防職員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害総額</td> <td>千円</td> <td></td> <td>消防団員出動延人数</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">備</td> <td colspan="6">災害発生場所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">災害発生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">災害の概況</td> </tr> <tr> <td colspan="6">消防機関の活動状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">考</td> <td colspan="6">その他（避難の勧告・指示の状況）</td> </tr> </table>	区	分	被害	市	名称		公立文教施設	千円		対			農林水産業施設	千円		策	設置	月日時	公共土木施設	千円		本	解散	月日時	その他の公共施設	千円		部			小計	千円					公共施設被害市町村数	千円					そ	の	他	被害の詳細	農産被害	千円	林産被害	千円	畜産被害	千円	水産被害	千円	商工被害	千円	その他	千円		消防職員出動延人数	人		被害総額	千円		消防団員出動延人数	人		備	災害発生場所						災害発生年月日						災害の概況						消防機関の活動状況						考	その他（避難の勧告・指示の状況）						所要の修正
名	災害	発生年月											計																																																																																																																																																																																																																																																																			
			日																																																																																																																																																																																																																																																																													
大	の	他	崖くずれ	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																												
			幹道不通	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																												
			船舶被害	隻																																																																																																																																																																																																																																																																												
			水道被害	戸																																																																																																																																																																																																																																																																												
			通信被害	回線																																																																																																																																																																																																																																																																												
			電気被害	戸																																																																																																																																																																																																																																																																												
			ガス被害	戸																																																																																																																																																																																																																																																																												
			ブロック塀等	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																												
			り災世帯数	世帯																																																																																																																																																																																																																																																																												
			り災者数	人																																																																																																																																																																																																																																																																												
公立文教施設	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
農林水産業施設	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
公共土木施設	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
その他公共施設	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
公共施設被害	団体																																																																																																																																																																																																																																																																															
大	の	他	農産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			林産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			畜産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			水産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			商工被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			住家被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			非住家被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
			その他	千円																																																																																																																																																																																																																																																																												
被害総額	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
市町村災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																																																																																																																																																																										
	解散	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																																																																																																																																																																										
消防職員出動延人数																																																																																																																																																																																																																																																																																
消防団員出動延人数																																																																																																																																																																																																																																																																																
区	分	被害	市	名称																																																																																																																																																																																																																																																																												
公立文教施設	千円		対																																																																																																																																																																																																																																																																													
農林水産業施設	千円		策	設置	月日時																																																																																																																																																																																																																																																																											
公共土木施設	千円		本	解散	月日時																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の公共施設	千円		部																																																																																																																																																																																																																																																																													
小計	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
公共施設被害市町村数	千円																																																																																																																																																																																																																																																																															
そ	の	他	被害の詳細	農産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																											
				林産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																											
				畜産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																											
				水産被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																											
				商工被害	千円																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	千円		消防職員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																												
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人																																																																																																																																																																																																																																																																												
備	災害発生場所																																																																																																																																																																																																																																																																															
	災害発生年月日																																																																																																																																																																																																																																																																															
	災害の概況																																																																																																																																																																																																																																																																															
	消防機関の活動状況																																																																																																																																																																																																																																																																															
考	その他（避難の勧告・指示の状況）																																																																																																																																																																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
205	221	<p>第10 被害の認定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">人的被害用語</td> <td>被害程度の認定基準</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table>	人的被害用語	被害程度の認定基準	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	(新設)	(新設)	<p>第10 被害の認定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">人的被害用語</td> <td>被害程度の認定基準</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者</td> </tr> <tr> <td>災害関連死者</td> <td>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）</td> </tr> </table>	人的被害用語	被害程度の認定基準	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）	所要の修正
人的被害用語	被害程度の認定基準															
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者															
(新設)	(新設)															
人的被害用語	被害程度の認定基準															
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者															
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）															
206	225	<p>第5節 孤立地区対策計画 第3 通信手段の確保 電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。 県及び市町村は、一般公衆電話施設が被災した通信の途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。</p>	<p>第5節 孤立地区対策計画 第3 通信手段の確保 電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。 県及び市町村は、公衆回線施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。</p>	防災基本計画（R1.5修正）の反映等												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策													
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画													
207	229	第6節 通信運用計画 第6 通信及び放送施設の応急復旧対策 1 通信施設 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">東日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> <td>1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株)		(略)	(略)	応急対策	1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)	第6節 通信運用計画 第6 通信及び放送施設の応急復旧対策 1 通信施設 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">東日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> <td>1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株)		(略)	(略)	応急対策	1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)	所要の修正
東日本電信電話(株)																
(略)	(略)															
応急対策	1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)															
東日本電信電話(株)																
(略)	(略)															
応急対策	1～3 (略) 4 災害状況等に関する広報 災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知する。 (略)															
208	230	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧対策</td> <td>(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ③ 非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱う。 ④ 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。 (略)</td> </tr> </table>	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		(略)	(略)	応急復旧対策	(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ③ 非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱う。 ④ 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。 (略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧対策</td> <td>(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 (削除) (削除) (略)</td> </tr> </table>	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		(略)	(略)	応急復旧対策	(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 (削除) (削除) (略)	所要の修正
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)																
(略)	(略)															
応急復旧対策	(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ③ 非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱う。 ④ 地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。 (略)															
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)																
(略)	(略)															
応急復旧対策	(略) 2 重要通信のそ通確保 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。 ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 (削除) (削除) (略)															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
209	231	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 242 1019 274">KDDI (株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 274 436 354">基本方針</td> <td data-bbox="436 274 1019 354">各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 354 436 635">応急復旧対策</td> <td data-bbox="436 354 1019 635"> 1 重要通信のそ通確保 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略) </td> </tr> </table>	KDDI (株)		基本方針	各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。	応急復旧対策	1 重要通信のそ通確保 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1102 242 1921 274">KDDI (株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 274 1243 354">基本方針</td> <td data-bbox="1243 274 1921 354">各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 354 1243 635">応急復旧対策</td> <td data-bbox="1243 354 1921 635"> 1 重要通信のそ通確保 ① 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ② 災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否情報等を円滑に伝達できる災害用伝言版、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、<u>公的機関等の団体、現地災害対策本部機関等からの要請に基づき</u>携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略) </td> </tr> </table>	KDDI (株)		基本方針	各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。	応急復旧対策	1 重要通信のそ通確保 ① 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ② 災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否情報等を円滑に伝達できる災害用伝言版、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、 <u>公的機関等の団体、現地災害対策本部機関等からの要請に基づき</u> 携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略)	所要の修正				
KDDI (株)																				
基本方針	各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。																			
応急復旧対策	1 重要通信のそ通確保 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略)																			
KDDI (株)																				
基本方針	各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。																			
応急復旧対策	1 重要通信のそ通確保 ① 災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ② 災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否情報等を円滑に伝達できる災害用伝言版、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。 2 携帯電話等の貸出し 災害救助法が適用された場合等には、 <u>公的機関等の団体、現地災害対策本部機関等からの要請に基づき</u> 携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。 3 災害時における広報 (略)																			
210	232	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="295 673 1019 705">日本放送協会秋田放送局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 705 436 730">(略)</td> <td data-bbox="436 705 1019 730">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 730 436 938">施設被害の把握</td> <td data-bbox="436 730 1019 938"> 県内放送施設（テレビ62、FM13、ラジオ8）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 一般視聴者からの通報連絡 2 県内各地域の委託管理者（62名）からの連絡通報 3 自営の通報装置（テレビ、FM26局所、ラジオ9局所）による監視情報情報を受けた場合、状況を確認し委託管理者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて上部（技術局、管轄局）と連絡をし、業者を派遣する等、適切な措置を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 938 436 1295">応急復旧</td> <td data-bbox="436 938 1019 1295"> 1 災害時の応急措置 ① 放送局及び送信所が被災した場合には、あらかじめ選定してある避難場所に速やかに移転し、放送を継続する。 (新規) ② 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、<u>運転を休止し、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。</u> ③ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、<u>仮施設等の補強工事を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u> </td> </tr> </table>	日本放送協会秋田放送局		(略)	(略)	施設被害の把握	県内放送施設（テレビ62、FM13、ラジオ8）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 一般視聴者からの通報連絡 2 県内各地域の委託管理者（62名）からの連絡通報 3 自営の通報装置（テレビ、FM26局所、ラジオ9局所）による監視情報情報を受けた場合、状況を確認し委託管理者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて上部（技術局、管轄局）と連絡をし、業者を派遣する等、適切な措置を行う。	応急復旧	1 災害時の応急措置 ① 放送局及び送信所が被災した場合には、あらかじめ選定してある避難場所に速やかに移転し、放送を継続する。 (新規) ② 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、 <u>運転を休止し、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。</u> ③ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、 <u>仮施設等の補強工事を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1102 673 1921 705">日本放送協会秋田放送局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 705 1243 730">(略)</td> <td data-bbox="1243 705 1921 730">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 730 1243 938">施設被害の把握</td> <td data-bbox="1243 730 1921 938"> 県内放送施設（テレビ53、FM13、ラジオ12）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 自営の通報装置による監視情報 2 一般視聴者からの通報連絡 情報を受けた場合、状況を確認し委託業者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて本部、拠点放送局と連絡をし、専門業者を派遣する等、適切な措置を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 938 1243 1295">応急復旧</td> <td data-bbox="1243 938 1921 1295"> 1 災害時の応急措置 ① 放送会館が被災した場合には、親局送信所において他県等の放送を受信し再送信して放送を継続する。 ② 親局送信所が被災した場合には、放送会館に設置している非常用放送設備から送信して放送を継続する。 ③ 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。 ④ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、<u>仮施設設備の増強等を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u> </td> </tr> </table>	日本放送協会秋田放送局		(略)	(略)	施設被害の把握	県内放送施設（テレビ53、FM13、ラジオ12）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 自営の通報装置による監視情報 2 一般視聴者からの通報連絡 情報を受けた場合、状況を確認し委託業者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて本部、拠点放送局と連絡をし、専門業者を派遣する等、適切な措置を行う。	応急復旧	1 災害時の応急措置 ① 放送会館が被災した場合には、親局送信所において他県等の放送を受信し再送信して放送を継続する。 ② 親局送信所が被災した場合には、放送会館に設置している非常用放送設備から送信して放送を継続する。 ③ 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。 ④ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、 <u>仮施設設備の増強等を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u>	所要の修正
日本放送協会秋田放送局																				
(略)	(略)																			
施設被害の把握	県内放送施設（テレビ62、FM13、ラジオ8）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 一般視聴者からの通報連絡 2 県内各地域の委託管理者（62名）からの連絡通報 3 自営の通報装置（テレビ、FM26局所、ラジオ9局所）による監視情報情報を受けた場合、状況を確認し委託管理者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて上部（技術局、管轄局）と連絡をし、業者を派遣する等、適切な措置を行う。																			
応急復旧	1 災害時の応急措置 ① 放送局及び送信所が被災した場合には、あらかじめ選定してある避難場所に速やかに移転し、放送を継続する。 (新規) ② 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、 <u>運転を休止し、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。</u> ③ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、 <u>仮施設等の補強工事を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u>																			
日本放送協会秋田放送局																				
(略)	(略)																			
施設被害の把握	県内放送施設（テレビ53、FM13、ラジオ12）の被害情報は、次の手段ルートにより収集し対応する。（主として停波、画・音質等の不良） 1 自営の通報装置による監視情報 2 一般視聴者からの通報連絡 情報を受けた場合、状況を確認し委託業者や職員による点検復旧を行い、必要に応じて本部、拠点放送局と連絡をし、専門業者を派遣する等、適切な措置を行う。																			
応急復旧	1 災害時の応急措置 ① 放送会館が被災した場合には、親局送信所において他県等の放送を受信し再送信して放送を継続する。 ② 親局送信所が被災した場合には、放送会館に設置している非常用放送設備から送信して放送を継続する。 ③ 建物火災等により大事故を誘発するおそれのある場合、又は運用不能が予測される場合は、関係機関へ通報するとともに、必要な措置を講じ退避する。 ④ 通信連絡が不能となった場合は、あらかじめ定めた優先順位に基づいて復旧して通信を確保する。 2 応急復旧 ① 施設及び設備等が被災した場合は、応急復旧、仮施設設備の設置、設備変更等により仮運用を行う。 ② 仮運用開始後は、 <u>仮施設設備の増強等を行いながら速やかに原状復旧のための工事を実施する。</u>																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
211	233	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(株)秋田放送</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置及び委託監視者から通報を受ける。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについてはFPU (可搬型マイクロ波送受信装置) を、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は160MHz無線を代替として使用する。 (略)</td> </tr> </table>	(株)秋田放送		(略)	(略)	施設被害の把握	本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置及び委託監視者から通報を受ける。	応急復旧	(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについてはFPU (可搬型マイクロ波送受信装置) を、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は160MHz無線を代替として使用する。 (略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(株)秋田放送</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置から通報を受ける。から通報を受ける。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについては予備伝送ラインを、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は中継用無線を代替として使用する。 (略)</td> </tr> </table>	(株)秋田放送		(略)	(略)	施設被害の把握	本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置から通報を受ける。から通報を受ける。	応急復旧	(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについては予備伝送ラインを、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は中継用無線を代替として使用する。 (略)	所要の修正																																
(株)秋田放送																																																				
(略)	(略)																																																			
施設被害の把握	本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置及び委託監視者から通報を受ける。																																																			
応急復旧	(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについてはFPU (可搬型マイクロ波送受信装置) を、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は160MHz無線を代替として使用する。 (略)																																																			
(株)秋田放送																																																				
(略)	(略)																																																			
施設被害の把握	本社、ラジオ、テレビの送信所の放送施設の災害による被害状況は、常時監視体制にあり把握できる。ラジオ、テレビの各中継局については、放送状態に異常のある場合は遠方監視装置から通報を受ける。から通報を受ける。																																																			
応急復旧	(略) 2 STL (スタジオ送信所間番組伝送装置) 障害 (現用、予備とも) の場合、テレビについては予備伝送ラインを、ラジオについては予備番組伝送ライン、又は中継用無線を代替として使用する。 (略)																																																			
212	237	<p>第7節 広報計画 第3 広報手段 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>広報手段</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、消防防災ヘリコプター、その他</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ホームページ、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>広報車、ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>放送機関</td> <td>テレビ・ラジオ放送、ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>新聞等</td> <td>新聞紙上、ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>他の防災関係機関</td> <td>ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>ホームページ、その他</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>インターネット通信、アマチュア無線、その他</td> </tr> </table>	区分	広報手段	(略)	(略)	国	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、その他	県	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、消防防災ヘリコプター、その他	市町村	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他	警察	放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ホームページ、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他	消防機関	広報車、ホームページ、その他	放送機関	テレビ・ラジオ放送、ホームページ、その他	新聞等	新聞紙上、ホームページ、その他	他の防災関係機関	ホームページ、その他	事業所	ホームページ、その他	個人	インターネット通信、アマチュア無線、その他	<p>第7節 広報計画 第3 広報手段 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>広報手段</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、その他</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、SNS、消防防災ヘリコプター、その他</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ウェブサイト、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>広報車、ウェブサイト、その他</td> </tr> <tr> <td>放送機関</td> <td>テレビ・ラジオ放送、ウェブサイト、その他</td> </tr> <tr> <td>新聞等</td> <td>新聞紙上、ウェブサイト、その他</td> </tr> <tr> <td>他の防災関係機関</td> <td>ウェブサイト、その他</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	区分	広報手段	(略)	(略)	国	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、その他	県	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、SNS、消防防災ヘリコプター、その他	市町村	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他	警察	放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ウェブサイト、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他	消防機関	広報車、ウェブサイト、その他	放送機関	テレビ・ラジオ放送、ウェブサイト、その他	新聞等	新聞紙上、ウェブサイト、その他	他の防災関係機関	ウェブサイト、その他	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	所要の修正
区分	広報手段																																																			
(略)	(略)																																																			
国	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、その他																																																			
県	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、消防防災ヘリコプター、その他																																																			
市町村	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ホームページ、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他																																																			
警察	放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ホームページ、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他																																																			
消防機関	広報車、ホームページ、その他																																																			
放送機関	テレビ・ラジオ放送、ホームページ、その他																																																			
新聞等	新聞紙上、ホームページ、その他																																																			
他の防災関係機関	ホームページ、その他																																																			
事業所	ホームページ、その他																																																			
個人	インターネット通信、アマチュア無線、その他																																																			
区分	広報手段																																																			
(略)	(略)																																																			
国	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、その他																																																			
県	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、SNS、消防防災ヘリコプター、その他																																																			
市町村	放送要請 (テレビ・ラジオ)、掲示板、ウェブサイト、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、その他																																																			
警察	放送要請 (テレビ・ラジオ)、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ウェブサイト、ミニ広報紙、県警察ヘリコプター、パトカー、自主防犯組織等を通じた伝達、その他																																																			
消防機関	広報車、ウェブサイト、その他																																																			
放送機関	テレビ・ラジオ放送、ウェブサイト、その他																																																			
新聞等	新聞紙上、ウェブサイト、その他																																																			
他の防災関係機関	ウェブサイト、その他																																																			
(削除)	(削除)																																																			
(削除)	(削除)																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
213	238	<p>第8節 避難計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を決定し、これらを通知する。</p>	<p>第8節 避難計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）を決定し、これらを通知するとともに、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画修正（H30.6）修正の反映</p>																																																
214	238	<p>第2 避難情報の発表に関する実施責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害区分</th> <th>内容・要件等</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）</td> <td>洪水・高潮</td> <td>洪水又は高潮のはん濫についての避難の指示</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法	(略)	(略)	(略)	(略)	警察官	災害全般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	(略)	(略)	(略)	(略)	知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）	洪水・高潮	洪水又は高潮のはん濫についての避難の指示	水防法第29条	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2 避難のための立ち退き指示等に関する実施責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施責任者</th> <th>災害区分</th> <th>内容・要件等</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般</td> <td>ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。（災害対策基本法）</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）</td> <td>洪水・津波・高潮</td> <td>洪水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法	(略)	(略)	(略)	(略)	警察官	災害全般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。（災害対策基本法）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	(略)	(略)	(略)	(略)	知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）	洪水・津波・高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>所要の修正</p>
実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
警察官	災害全般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）	洪水・高潮	洪水又は高潮のはん濫についての避難の指示	水防法第29条																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
警察官	災害全般	ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市町村長から要求があった時。（災害対策基本法）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市町村長）	洪水・津波・高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																	
215	238	<p>第3 避難情報の実施範囲</p> <p>市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準を災害種別ごとに地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>また、避難のため立退きを勧告又は指示した時は速やかに知事に報告する。</p> <p>なお、市町村長は、警察官又は海上保安官から避難のための立退き指示をした旨の通知を受けた時、また、避難の必要がなくなった時も同様に知事に報告するものとする。</p>	<p>第3 避難勧告等発令の実施範囲</p> <p>市町村長は、避難勧告等の判断基準を災害種別ごとに地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>また、避難のため立退きを勧告又は指示した時は速やかに知事に報告する。</p> <p>なお、市町村長は、警察官又は海上保安官から避難のための立退き指示をした旨の通知を受けた時、また、避難の必要がなくなった時も同様に知事に報告するものとする。</p> <p>火山災害に伴う避難については、第5編第3章第2節避難計画による。</p>	<p>所要の修正</p>																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																		
216	239	<p>1 市町村長</p> <table border="1" data-bbox="286 240 1032 676"> <tr> <td data-bbox="286 240 443 288"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="443 240 1032 288"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 288 443 421">避難勧告</td> <td data-bbox="443 288 1032 421">対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。例えば、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想されるときなど。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 421 443 544">避難指示（緊急）</td> <td data-bbox="443 421 1032 544">被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 544 443 676">屋内での待機等の指示</td> <td data-bbox="443 544 1032 676">避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められるときなど。</td> </tr> </table>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。例えば、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想されるときなど。	避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。	屋内での待機等の指示	避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められるときなど。	<p>1 市町村長</p> <table border="1" data-bbox="1090 240 1836 767"> <tr> <td data-bbox="1090 240 1256 368">行動を居住者等に促す情報</td> <td data-bbox="1256 240 1836 368">居住者等がとるべき行動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 368 1256 501">【警戒レベル3】（注1）避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1256 368 1836 501">避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 501 1256 639">【警戒レベル4】避難勧告避難指示（緊急）（注2）</td> <td data-bbox="1256 501 1836 639">指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 639 1256 740">【警戒レベル5】災害発生情報（注3）</td> <td data-bbox="1256 639 1836 740">既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 740 1256 767"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1256 740 1836 767"><u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1106 783 1895 895"><u>(注1) 「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されている。</u></p> <p data-bbox="1106 919 1883 991"><u>(注2) 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令。津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、基本的には避難指示(緊急)のみを発令することとなり、レベル区分になじまないため、伝達の際に「警戒レベル」を用いない。</u></p> <p data-bbox="1106 1015 1832 1038"><u>(注3) 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p>	行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動	【警戒レベル3】（注1）避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	【警戒レベル4】避難勧告避難指示（緊急）（注2）	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。	【警戒レベル5】災害発生情報（注3）	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>所要の修正 (警戒レベルによる防災気象情報と避難情報の連携)</p>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																					
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。例えば、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想されるときなど。																					
避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫し、「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立退かせる行為である。例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときなど。																					
屋内での待機等の指示	避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとる行為である。例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められるときなど。																					
行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動																					
【警戒レベル3】（注1）避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。																					
【警戒レベル4】避難勧告避難指示（緊急）（注2）	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。																					
【警戒レベル5】災害発生情報（注3）	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。																					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由															
217	239	<p>6 知事又はその命を受けた職員</p> <table border="1"> <tr> <td>洪水</td> <td>水</td> <td>水防管理者の指示と同様</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td></td> <td>地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td></td> <td>避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。</td> </tr> </table>	洪水	水	水防管理者の指示と同様	地すべり		地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。	通知		避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。	<p>6 知事又はその命を受けた職員</p> <table border="1"> <tr> <td>指 示</td> <td></td> <td>(洪水・津波・高潮) 水防管理者の指示と同様である。 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。</td> </tr> <tr> <td>通 知</td> <td></td> <td>避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。</td> </tr> </table>	指 示		(洪水・津波・高潮) 水防管理者の指示と同様である。 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。	通 知		避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。	所要の修正 (水防法第29条)
洪水	水	水防管理者の指示と同様																	
地すべり		地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。																	
通知		避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。																	
指 示		(洪水・津波・高潮) 水防管理者の指示と同様である。 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認められた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。																	
通 知		避難のための立退きを指示した時は、当該区域を管轄する警察署長に通知する。																	
218	240	<p>第4 避難情報の伝達</p> <p>1 伝達手段 市町村長は、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、テレビ、ラジオなど、あらゆる伝達手段を活用し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。 また、テレビ等は、ほとんどの世帯に普及し、より確実に多くの住民に周知できることから、情報集約配信システム等の活用による放送事業者への迅速な情報提供に努める。 なお、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し当該市町村長に報告する。</p>	<p>第4 避難情報の伝達</p> <p>1 伝達手段 市町村長は、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、テレビ、ラジオなど、あらゆる伝達手段を活用し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。 また、テレビ等は、ほとんどの世帯に普及し、より確実に多くの住民に周知できることから、情報集約配信システム等のアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。 なお、消防職員や消防団などが避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し当該市町村長に報告する。</p>	所要の修正															
219	240	<p>2 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市町村長は、避難勧告又は避難指示(緊急)の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。 避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合、要配慮者避難支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段(移動用具、自家用車、福祉車両等)により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所(指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等)へ誘導・搬送する。</p>	<p>2 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市町村長は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、要配慮者避難支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段(移動用具、自家用車、福祉車両等)により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所(指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等)へ誘導・搬送する。</p>	文言の適正化															
220	240	<p>3 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>市町村長は、避難勧告、避難指示(緊急)の発表を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難勧告、避難指示(緊急)の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。 (新設) (略)</p>	<p>3 避難勧告・避難指示(緊急)・災害発生情報</p> <p>市町村長は、避難勧告、避難指示(緊急)の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難勧告、避難指示(緊急)の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。 また、災害発生情報については、災害が実施に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、居住者等に命を守るための最善の行動を促す。 (略)</p>	所要の修正 (災害対策基本法第60条に基づく指示(災害発生情報)を追加)															
221	240	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 市町村長は、地域防災計画に指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては避難支援者等と協力し、優先的な避難を行う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第5 避難誘導</p> <p>1 市町村長は、地域防災計画に指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては避難支援者等と協力し、優先的な避難を行う。また、市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	防災基本計画修正 (H30.6、R1.5)の反映															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
222	241～ 242	<p>第6 避難所の開設・運営</p> <p>市町村は、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。また、あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努めるとともに、避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>一般の避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市町村がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、対象者をスクリーニングして受け入れる。</p>	<p>第6 指定避難所の開設・運営管理等</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。</p> <p>なお、市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 女性等の視点を取り入れた指定避難所対策」によるものとする。</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <p>避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(2) 福祉避難所の開設等</p> <p>指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市町村がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チームの活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。</p> <p>(3) 適切な運営管理</p> <p>市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>防災基本計画修正 (H30.6、 R1.5)の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
223	243	<p>第8 避難生活の長期化への対応 市町村は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。 物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。</p>	<p>第8 避難生活の長期化への対応 市町村は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。 物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。 また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正 (H30.6)の 反映</p>
224	243	<p>第9 広域一時滞在 (略) (1)～(3) (略) (4) (略) なお、市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>第9 広域一時滞在 (略) (1)～(3) (略) (4) (略) なお、市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>防災基本計画修正 (R1.5)の 反映</p>
225	244	<p>第9 広域一時滞在 (略) <u>(新規)</u> 第10 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 第11 帰宅困難者支援 第12 避難所等の飼養動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 第13 警戒区域の設定</p>	<p>第9 広域一時滞在 (略) 第10 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。 第11 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 第12 帰宅困難者支援 第13 避難所等の家庭動物対策 1 避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣など、市町村への支援を行う。 第14 警戒区域の設定</p>	<p>防災基本計画修正 (H30.6)の 反映等</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																
226	247	<p>第9節 消防・救助活動計画</p> <p>第4 林野火災対策</p> <p>1 市町村長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。知事は、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターで対応が困難と認められる場合は、協定等に基づき他道県に消防防災ヘリコプター空中消火の応援を要請する。</p> <p>2 市町村長は、火災が広域に拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、派遣要請依頼を認めた時は、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p>3 市町村長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けた時は、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。</p> <p>4 県は、空中消火用資機材の輸送や空中消火剤の補給作業隊等を編成し、消火体制を整えるものとする。</p>	<p>第9節 消防・救助活動計画</p> <p>第4 林野火災対策</p> <p>1 市町村長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターで対応が困難と認められる場合は、協定等に基づき県を通じて他の消防防災ヘリコプターの応援を要請する。</p> <p>2 市町村長は、火災が広域に拡大し、消防防災ヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、派遣要請依頼を認めたときは、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p>3 市町村長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けたときは、離着陸場や燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。</p> <p>4 県は、空中消火用資機材を整備するなど、消火体制を整えるものとする。</p>	文言の適正化																																
227	248	<p style="text-align: center;">【林野火災空中消火資機材の備蓄状況】 (H28.4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">備蓄機関</td> <td style="width: 50%;">総合防災課 018-860-4565</td> </tr> <tr> <td>備蓄場所</td> <td>消防防災航空隊 018-886-8103</td> </tr> <tr> <td>資機材名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火薬剤</td> <td>6.0t (フォレックス)</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>3基 (700ℓ未満)</td> </tr> <tr> <td>機体装着式消化タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>攪拌機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>軽可搬式ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> </table>	備蓄機関	総合防災課 018-860-4565	備蓄場所	消防防災航空隊 018-886-8103	資機材名		消火薬剤	6.0t (フォレックス)	バケツ	3基 (700ℓ未満)	機体装着式消化タンク	1基	攪拌機	1台	軽可搬式ポンプ	1台	<p style="text-align: center;">【林野火災空中消火用資機材の整備状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">整備機関</td> <td style="width: 50%;">総合防災課</td> </tr> <tr> <td>整備場所</td> <td>消防防災航空隊</td> </tr> <tr> <td>資機材名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火薬剤</td> <td>6.0t (フォレックス)</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>機体装着式消火タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>かくはん機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>軽可搬式ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> </table>	整備機関	総合防災課	整備場所	消防防災航空隊	資機材名		消火薬剤	6.0t (フォレックス)	バケツ	2基	機体装着式消火タンク	1基	かくはん機	1台	軽可搬式ポンプ	1台	所要の修正
備蓄機関	総合防災課 018-860-4565																																			
備蓄場所	消防防災航空隊 018-886-8103																																			
資機材名																																				
消火薬剤	6.0t (フォレックス)																																			
バケツ	3基 (700ℓ未満)																																			
機体装着式消化タンク	1基																																			
攪拌機	1台																																			
軽可搬式ポンプ	1台																																			
整備機関	総合防災課																																			
整備場所	消防防災航空隊																																			
資機材名																																				
消火薬剤	6.0t (フォレックス)																																			
バケツ	2基																																			
機体装着式消火タンク	1基																																			
かくはん機	1台																																			
軽可搬式ポンプ	1台																																			
228	248	<p>3 県警察本部 (略)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送病院一覧の作成 ・ 救護班の編制、救急薬品の備蓄 ・ 惨事ストレス対策実施要領の策定 等 	<p>3 県警察本部 (略)</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送病院一覧の作成 ・ 救護班の編成、救急薬品の備蓄 ・ 惨事ストレス対策実施要領の策定 等 	所要の修正																																
229	249	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害時において道路の遮断や通信の途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防ぎ活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。</p>	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害時において道路の遮断や通信サービスの途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防ぎ活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。</p>	文言の適正化																																
230	249	<p>第2 運航体制</p> <p>消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。</p> <p>◎ 秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱 … 資料編参照</p> <p>◎ 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 … 資料編参照</p> <p>1 体制 … 365日常駐体制とする。</p> <p>2 運航時間 … (略)</p> <p>3 夜間搬送 … 昼間運航時間内 (原則として午前8時30分から午後5時15分) に出動要請があった時に実施する</p>	<p>第2 運航体制</p> <p>消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところによる。</p> <p>◎ 秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱 … 資料編参照</p> <p>◎ 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 … 資料編参照</p> <p>1 体制 … 365日活動体制とする。</p> <p>2 運航時間 … (略)</p> <p>3 夜間搬送 … 昼間運航時間内 (原則として午前8時30分から午後5時15分まで) に出動要請があったときに実施する</p>	文言の適正化																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
231	249	第3 臨時離着陸場 ◎ 臨時離着陸場一覧 …………… 資料編参照	第3 飛行場外離着陸場 ◎ 飛行場外離着陸場一覧 …………… 資料編参照	文言の適正化																
232	249	第4 緊急運航 1 緊急運航の要件 緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共性</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	公共性	(略)	緊急性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。	非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。	第4 緊急運航 1 緊急運航の要件 緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共性</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	公共性	(略)	緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。	非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。	文言の適正化
区 分	内 容																			
公共性	(略)																			
緊急性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。																			
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。																			
区 分	内 容																			
公共性	(略)																			
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。																			
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。																			
233	250	2 緊急運航の要請基準 緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。	2 緊急運航の要請基準 緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。	文言の適正化																
234	251	2 緊急運航の要請基準 (略) (4) 災害応急対策活動 (略) イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集 ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合 (略)	2 緊急運航の要請基準 (略) (4) 災害応急対策活動 (略) イ 大規模事故等の状況把握及び情報収集 大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合 (略)	文言の適正化																
235	251	第5 緊急運航要請手続等 1 緊急運航の要請 (略) 出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市町村長等に回答する。 2 受入体制の整備 市町村長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。 (1) 離着陸場所の確保及び安全対策 (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 (3) 空中消火用資材、水利の確保 (4) (略)	第5 緊急運航要請手続等 1 緊急運航の要請 (略) 出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市町村長等に出動の可否について回答する。 2 受入体制の整備 市町村長等は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。 (1) 離着陸場所の確保及び安全対策 (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所から病院等への搬送手配 (3) 空中消火用資材及び水利の確保 (4) (略)	文言の適正化																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
236	252	<p>3 報告 市町村長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">報告先</th> <th style="width: 30%;">電話・FAX番号</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822</td> <td style="text-align: center;">秋田市雄和椿川字山籠40-1</td> </tr> </tbody> </table>	報告先	電話・FAX番号	所在地	(略)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠40-1	<p>3 報告 市町村長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">報告先</th> <th style="width: 30%;">電話・FAX番号</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822</td> <td style="text-align: center;">秋田市雄和椿川字山籠40番地1</td> </tr> </tbody> </table>	報告先	電話・FAX番号	所在地	(略)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠40番地1	<p>文言の適正化</p>
報告先	電話・FAX番号	所在地														
(略)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠40-1														
報告先	電話・FAX番号	所在地														
(略)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※ 県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠40番地1														
237	252	<p>第6 夜間救急搬送 夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づく次の基準、その他に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夜間救急搬送の要件（略） 2 要請時間 昼間運航時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分）に出動要請があった時に実施する。 3 指定臨時離着陸場 あらかじめ指定した次の臨時離着陸場を使用するものとする。 (略) 	<p>第6 夜間救急搬送 夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夜間救急搬送の要件（略） 2 要請時間 昼間運航時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があったときに実施する。 3 指定離着陸場 次の離着陸場を使用するものとする。 (略) 	<p>文言の適正化</p>												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																						
238	253	<p>様式第1号 秋田県消防防災航空隊出動要請書</p> <table border="1"> <tr> <td>航空隊受信時間</td> <td>時 分現在</td> <td>緊急直通電話 FAX</td> </tr> <tr> <td>1 要請機関名</td> <td colspan="2">電話 発信者</td> </tr> <tr> <td>2 災害種別</td> <td colspan="2">(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他</td> </tr> <tr> <td>3 要請内容</td> <td colspan="2">救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)</td> <td>市・町・村</td> <td>番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日、午前・午後 時 分頃</td> </tr> <tr> <td>5 気象条件 (現場)</td> <td>視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 現地指揮者</td> <td colspan="2">所属・職名・氏名</td> </tr> <tr> <td>7 通信手段 (現場)</td> <td colspan="2">無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)</td> </tr> <tr> <td>8 傷病者等</td> <td>氏名</td> <td>年齢 歳 性別 男・女</td> </tr> <tr> <td>9 傷病名・症状</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 傷病者搬送 (着陸場所等)</td> <td>出動先 所在地 及び目標 (病院名)</td> <td>搬送先 所在地 及び目標 (病院名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成 年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>11 要請日時</td> <td colspan="2">年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>12 他の航空機の 活動要請</td> <td>(有・無) 機関名</td> <td>機数 機</td> </tr> </table>	航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX	1 要請機関名	電話 発信者		2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他		3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()		4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村	番地	平成 年 月 日、午前・午後 時 分頃		5 気象条件 (現場)	視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)		6 現地指揮者	所属・職名・氏名		7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)		8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女	9 傷病名・症状			10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)	平成 年 月 日 (曜日) 時 分		11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分		12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数 機	<p>様式第1号 秋田県消防防災航空隊出動要請書</p> <table border="1"> <tr> <td>航空隊受信時間</td> <td>時 分現在</td> <td>緊急直通電話 FAX</td> </tr> <tr> <td>1 要請機関名</td> <td colspan="2">電話 発信者</td> </tr> <tr> <td>2 災害種別</td> <td colspan="2">(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他</td> </tr> <tr> <td>3 要請内容</td> <td colspan="2">救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)</td> <td>市・町・村</td> <td>番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日、午前・午後 時 分頃</td> </tr> <tr> <td>5 気象条件 (現場)</td> <td>視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 現地指揮者</td> <td colspan="2">所属・職名・氏名</td> </tr> <tr> <td>7 通信手段 (現場)</td> <td colspan="2">無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)</td> </tr> <tr> <td>8 傷病者等</td> <td>氏名</td> <td>年齢 歳 性別 男・女</td> </tr> <tr> <td>9 傷病名・症状</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 傷病者搬送 (着陸場所等)</td> <td>出動先 所在地 及び目標 (病院名)</td> <td>搬送先 所在地 及び目標 (病院名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>11 要請日時</td> <td colspan="2">年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>12 他の航空機の 活動要請</td> <td>(有・無) 機関名</td> <td>機数 機</td> </tr> </table>	航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX	1 要請機関名	電話 発信者		2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他		3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()		4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村	番地	年 月 日、午前・午後 時 分頃		5 気象条件 (現場)	視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)		6 現地指揮者	所属・職名・氏名		7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)		8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女	9 傷病名・症状			10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)	年 月 日 (曜日) 時 分		11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分		12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数 機	所要の修正
航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX																																																																																								
1 要請機関名	電話 発信者																																																																																									
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他																																																																																									
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()																																																																																									
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村	番地																																																																																								
	平成 年 月 日、午前・午後 時 分頃																																																																																									
5 気象条件 (現場)	視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)																																																																																									
6 現地指揮者	所属・職名・氏名																																																																																									
7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)																																																																																									
8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女																																																																																								
9 傷病名・症状																																																																																										
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)																																																																																								
	平成 年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数 機																																																																																								
航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX																																																																																								
1 要請機関名	電話 発信者																																																																																									
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他																																																																																									
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ()																																																																																									
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村	番地																																																																																								
	年 月 日、午前・午後 時 分頃																																																																																									
5 気象条件 (現場)	視程 m、 天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)																																																																																									
6 現地指揮者	所属・職名・氏名																																																																																									
7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)																																																																																									
8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女																																																																																								
9 傷病名・症状																																																																																										
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)																																																																																								
	年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数 機																																																																																								
239	253	<p>※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 航空隊指揮者 コールサイン</td> <td>指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン</td> </tr> <tr> <td>2 到着予定時間</td> <td>平成 年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>3 活動予定時間</td> <td>時間 分</td> </tr> <tr> <td>4 必要資機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ その他の特記事項</td> </tr> <tr> <td>航空隊担当者</td> <td></td> </tr> </table>	1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン	2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分	3 活動予定時間	時間 分	4 必要資機材		※ その他の特記事項		航空隊担当者		<p>※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 航空隊指揮者 コールサイン</td> <td>指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン</td> </tr> <tr> <td>2 到着予定時間</td> <td>年 月 日 (曜日) 時 分</td> </tr> <tr> <td>3 活動予定時間</td> <td>時間 分</td> </tr> <tr> <td>4 必要資機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ その他の特記事項</td> </tr> <tr> <td>航空隊担当者</td> <td></td> </tr> </table>	1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン	2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分	3 活動予定時間	時間 分	4 必要資機材		※ その他の特記事項		航空隊担当者		所要の修正																																																														
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン																																																																																									
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
3 活動予定時間	時間 分																																																																																									
4 必要資機材																																																																																										
※ その他の特記事項																																																																																										
航空隊担当者																																																																																										
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン																																																																																									
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分																																																																																									
3 活動予定時間	時間 分																																																																																									
4 必要資機材																																																																																										
※ その他の特記事項																																																																																										
航空隊担当者																																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																										
240	254	<p>様式第2号 緊急活動速報</p> <p>平成 年 月 日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>要請活動種別</td> <td>(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他</td> </tr> <tr> <td>要 請 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 生 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 生 日 時 [要請日時]</td> <td>平成 年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]</td> </tr> <tr> <td>事 故 概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死 傷 者 等</td> <td>死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名</td> </tr> <tr> <td>負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名</td> </tr> <tr> <td>要救護者数 (見込み)</td> <td>名 (名) 救助人員 名 (名)</td> </tr> <tr> <td>活動の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者氏名</td> <td>活動従事者名</td> </tr> </table>	要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他	要 請 者		発 生 場 所		発 生 日 時 [要請日時]	平成 年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]	事 故 概 要		死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名	負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名	要救護者数 (見込み)	名 (名) 救助人員 名 (名)	活動の状況		その他参考事項		報告者氏名	活動従事者名	<p>様式第2号 緊急活動速報</p> <p>年 月 日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>要請活動種別</td> <td>(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他</td> </tr> <tr> <td>要 請 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 生 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 生 日 時 [要請日時]</td> <td>年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]</td> </tr> <tr> <td>事 故 概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死 傷 者 等</td> <td>死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名</td> </tr> <tr> <td>負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名</td> </tr> <tr> <td>要救護者数 (見込み)</td> <td>名 (名) 救助人員 名 (名)</td> </tr> <tr> <td>活動の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者氏名</td> <td>活動従事者名</td> </tr> </table>	要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他	要 請 者		発 生 場 所		発 生 日 時 [要請日時]	年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]	事 故 概 要		死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名	負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名	要救護者数 (見込み)	名 (名) 救助人員 名 (名)	活動の状況		その他参考事項		報告者氏名	活動従事者名	所要の修正
要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他																																													
要 請 者																																														
発 生 場 所																																														
発 生 日 時 [要請日時]	平成 年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]																																													
事 故 概 要																																														
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名																																													
	負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名																																													
要救護者数 (見込み)	名 (名) 救助人員 名 (名)																																													
活動の状況																																														
その他参考事項																																														
報告者氏名	活動従事者名																																													
要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他																																													
要 請 者																																														
発 生 場 所																																														
発 生 日 時 [要請日時]	年 月 日 () : 天候 () [年 月 日 () : 天候 ()]																																													
事 故 概 要																																														
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名 うち重 症 名 中等症 名 行方不明 名																																													
	負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名																																													
要救護者数 (見込み)	名 (名) 救助人員 名 (名)																																													
活動の状況																																														
その他参考事項																																														
報告者氏名	活動従事者名																																													
241	255	<p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 1 ヘリ運用調整会議の所掌事項 (1) 平時における所掌事項 (略) エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場についての情報共有に関すること。 (略)</p>	<p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 1 ヘリ運用調整会議の所掌事項 (1) 平時における所掌事項 (略) エ 災害時に活動拠点となる飛行場外離着陸場についての情報共有に関すること。 (略)</p>	文言の適正化																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																								
242	256	4 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項 (略) (4) 使用場外離着陸場 (略)	4 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項 (略) (4) 使用離着陸場 (略)	文言の適正化																								
243	256	第8 ヘリコプター等離着陸場の確保 ヘリ運用調整会議において、各参画機関が保有するヘリコプター等の臨時離着陸場情報を共有する。 大規模災害時にはこれを活用し離着陸場を確保する。	第8 ヘリコプター等離着陸場の確保 ヘリ運用調整会議において、各参画機関が保有するヘリコプター等の飛行場外離着陸場情報を共有する。 大規模災害時にはこれを活用し離着陸場を確保する。	文言の適正化																								
244	257	第11節 水防活動計画 第1 計画の方針 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水予報</td> <td>気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川、雄物川、子吉川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</td> <td>法第10条、第11条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	洪水予報	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川、雄物川、子吉川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。	法第10条、第11条	(略)	(略)	(略)	第11節 水防活動計画 第1 計画の方針 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水予報</td> <td>気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</td> <td>法第10条、第11条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	洪水予報	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。	法第10条、第11条	(略)	(略)	(略)	所要の修正
用語	定義等	根拠法令																										
(略)	(略)	(略)																										
洪水予報	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川、雄物川、子吉川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。	法第10条、第11条																										
(略)	(略)	(略)																										
用語	定義等	根拠法令																										
(略)	(略)	(略)																										
洪水予報	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。	法第10条、第11条																										
(略)	(略)	(略)																										
245	258	2 水防に関する責任の範囲 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>責任の範囲等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)</td> <td>米代川、雄物川、子吉川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。</td> <td>法第16条第1項、第2項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	責任の範囲等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川、雄物川、子吉川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第16条第1項、第2項	(略)	(略)	(略)	2 水防に関する責任の範囲 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>責任の範囲等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)</td> <td>米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。</td> <td>法第16条第1項、第2項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	責任の範囲等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第16条第1項、第2項	(略)	(略)	(略)	所要の修正
団体名	責任の範囲等	根拠法令																										
(略)	(略)	(略)																										
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川、雄物川、子吉川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第16条第1項、第2項																										
(略)	(略)	(略)																										
団体名	責任の範囲等	根拠法令																										
(略)	(略)	(略)																										
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発し、県知事に通知しなければならない。	法第16条第1項、第2項																										
(略)	(略)	(略)																										
246	262	第4 水防管理団体 (略) (平成28年度 秋田県水防計画)	第4 水防管理団体 (略) (令和元年度 秋田県水防計画)	所要の修正																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																													
247	263	<p>第5 水防警報</p> <p>1 国土交通大臣が発表する水防警報 (法第16条) (略)</p> <p>【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>実施区域</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雄物川</td> <td>丸子川</td> <td>大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道下流端から雄物川合流点まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで</td> <td rowspan="2">右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	実施区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	丸子川	大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道下流端から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第5 水防警報</p> <p>1 国土交通大臣が発表する水防警報 (法第16条) (略)</p> <p>【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>実施区域</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雄物川</td> <td>丸子川</td> <td>大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道橋下流端から雄物川合流点まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで</td> <td rowspan="2">右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	実施区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	丸子川	大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道橋下流端から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	字句の修正																											
水系名	河川名	実施区域	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
雄物川	丸子川	大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道下流端から雄物川合流点まで	(略)																																																																														
	(略)	(略)	(略)																																																																														
成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	(略)																																																																														
	(略)		(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
水系名	河川名	実施区域	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
雄物川	丸子川	大仙市大曲浜町8番の18番地先の国道橋下流端から雄物川合流点まで	(略)																																																																														
	(略)	(略)	(略)																																																																														
成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	(略)																																																																														
	(略)		(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
248	264	<p>2 知事が発表する水防警報 (法第16条) (略)</p> <p>【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <p>(略)</p> <p>(平成28年度 秋田県水防計画)</p>	<p>2 知事が発表する水防警報 (法第16条) (略)</p> <p>【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <p>(略)</p> <p>(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	所要の修正																																																																													
249	265	<p>【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <p>(略)</p> <p>(平成28年度 秋田県水防計画)</p>	<p>【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <p>(略)</p> <p>(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	所要の修正																																																																													
250	265	<p>第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位 (法第13条による洪水特別警戒水位) (略)</p> <p>1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">雄物川</td> <td rowspan="2">成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td rowspan="2">石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者	雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位 (法第13条による洪水特別警戒水位) (略)</p> <p>1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">雄物川</td> <td rowspan="2">成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td rowspan="2">石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米代川</td> <td rowspan="2">小猿部川</td> <td>左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで</td> <td rowspan="2">堂ヶ袋</td> <td rowspan="2">1.7</td> <td rowspan="2">2.7</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">4.9</td> <td rowspan="2">国土交通省</td> </tr> <tr> <td>右岸 北秋田市脇神堂ヶ袋屋敷60番地先から米代川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者	雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで	堂ヶ袋	1.7	2.7	4	4.9	国土交通省	右岸 北秋田市脇神堂ヶ袋屋敷60番地先から米代川合流点まで	所要の修正
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者																																																																									
雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
		(略)																																																																															
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
		(略)																																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																									
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者																																																																									
雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字菰袋字真人24から皆瀬川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
		(略)																																																																															
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖間田233番の1地先から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
		(略)																																																																															
米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで	堂ヶ袋	1.7	2.7	4	4.9	国土交通省																																																																									
		右岸 北秋田市脇神堂ヶ袋屋敷60番地先から米代川合流点まで																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
251	267	2 知事が定める氾濫危険水位 (略) (平成28年度 秋田県水防計画)	2 知事が定める氾濫危険水位 (略) (令和元年度 秋田県水防計画)	文言の適正化
252	268	第8 巡視及び警戒 1 巡視 水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条）	第8 巡視及び警戒 1 巡視 水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条） また、水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。	防災基本計画（H30.6修正）の反映
253	269	第12節 災害警備計画 第2 県警察本部 (略) (11) ボランティア団体等の活動支援 (略)	第12節 災害警備計画 第2 県警察本部 (略) (11) <u>NPO</u> ・ボランティア等の活動支援 (略)	防災基本計画（R1.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
254	270	<p>第13節 緊急輸送計画 第2 輸送網の確保 1 道路・橋梁等 道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事に当たっては、緊急輸送路を優先する。 なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊を始めとする防災関係機関と連携を図るものとする。</p>	<p>第13節 緊急輸送計画 第2 輸送網の確保 1 道路・橋梁等 道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事に当たっては、緊急輸送路を優先する。</p>	<p>所要の修正（「第4 道路啓開等」の項を設け記載する）</p>
255	270	<p>3 港湾 船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、対策本部に連絡するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。（略）</p> <p>4 空港（略） （新設）</p>	<p>3 港湾 船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省〕に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。なお、国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。（略）</p> <p>4 空港（略） 5 漁港 漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔農林水産省〕に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画（H30.6修正）の反映</p>
256	272	<p>5 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動 （1）道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 （2）～（3）（略） （4）公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。 （5）（略）</p>	<p>5 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動 （1）道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 （2）～（3）（略） （4）公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。 （5）（略）</p>	<p>防災基本計画（H29.4修正）の反映</p>
257	272～273	<p>（新設）</p> <p>第4 海上航行規制</p>	<p>第4 道路啓開等 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村又は港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、県知事は、道路管理者である市町村に対し、広域的な見地から指示を行う。 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。 また、国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p> <p>第5 海上航行規制</p>	<p>防災基本計画（H29.4、H30.6修正）の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																								
258	273～275	<p>第5 輸送</p> <p>1 輸送の確保</p> <p>(1) 東北運輸局長は、災害のための輸送を行う必要があると認められる時は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対して、輸送の確保について優先的措置をとるよう指導するほか次の措置をとる。</p> <p>ア 関係事業者と協議し、輸送の分担連絡、輸送等の調整を行う。</p> <p>イ 関係事業者に対し、法令の定めるところにより輸送命令、不急輸送の停止及び制限を命ずる。</p> <p>第6 緊急輸送 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td>避難期</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>輸送機能確保期</td> <td>1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>応急復旧期</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第7 災害派遣等従事車両に係る手続き (略)</p>	第1段階	避難期	(略)	第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	第3段階	応急復旧期	(略)	<p>第6 輸送</p> <p>1 輸送の確保</p> <p>(1) 東北運輸局長は、災害時において必要があると認められる時は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対し、輸送の確保について協力要請するとともに、関係事業者等と調整を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第7 緊急輸送 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第1段階</td> <td>避難期</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>輸送機能確保期</td> <td>1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>応急復旧期</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第8 災害派遣等従事車両に係る手続き (略)</p>	第1段階	避難期	(略)	第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	第3段階	応急復旧期	(略)	<p>文言の適正化等</p>						
第1段階	避難期	(略)																										
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資																										
第3段階	応急復旧期	(略)																										
第1段階	避難期	(略)																										
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資																										
第3段階	応急復旧期	(略)																										
259	276	<p>第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画</p> <p>第1 趣旨</p> <p>災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。</p> <p>救援物資の調達・輸送のため、県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する二次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市町村が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。(略)</p>	<p>防災基本計画（H29.4修正）の反映</p>																								
260	277	<p>第3 救援物資の確保 (略)</p> <p>1 備蓄物資</p> <p>県は、県内8か所に設置している備蓄倉庫に、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄しており、特に災害発生当初においては、県は、これらの備蓄物資を市町村に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>6 協定締結事業者への要請</p> <p>県は、次のとおり民間事業者との間で災害時の物資供給に関する協定を締結しており、県は、これに基づき救援物資の提供を要請する。</p> <p>(平成28年7月末現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>協定の相手方</td> <td>調達物資</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(株)サークルKサンクス</td> <td>食料、飲料、日用品、その他</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </table>	協定の相手方	調達物資	(略)	(略)	(株)サークルKサンクス	食料、飲料、日用品、その他	(略)	(略)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	<p>第3 救援物資の確保 (略)</p> <p>1 備蓄物資</p> <p>県は、県内9か所に設置している備蓄倉庫に、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄しており、特に災害発生当初においては、県は、これらの備蓄物資を市町村に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>6 協定締結事業者への要請</p> <p>県は、次のとおり民間事業者との間で災害時の物資供給に関する協定を締結しており、県は、これに基づき救援物資の提供を要請する。</p> <p>(令和元年9月末現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>協定の相手方</td> <td>調達物資</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NPO法人コメリ災害対策センター</td> <td>作業関係用品、日用品、冷暖房機器等</td> </tr> <tr> <td>株式会社 アクティオ</td> <td>仮設トイレ、発電機、照明機器、輸送用機材等</td> </tr> </table>	協定の相手方	調達物資	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係用品、日用品、冷暖房機器等	株式会社 アクティオ	仮設トイレ、発電機、照明機器、輸送用機材等	<p>所要の修正</p>
協定の相手方	調達物資																											
(略)	(略)																											
(株)サークルKサンクス	食料、飲料、日用品、その他																											
(略)	(略)																											
(新規)	(新規)																											
(新規)	(新規)																											
協定の相手方	調達物資																											
(略)	(略)																											
(削除)	(削除)																											
(略)	(略)																											
NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係用品、日用品、冷暖房機器等																											
株式会社 アクティオ	仮設トイレ、発電機、照明機器、輸送用機材等																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
261	281	<p>第15節 給食・給水計画 第2 炊き出しによる食品の給与 2 災害救助法に定める炊き出しの基準 災害救助法における、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与の基準は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>給与の対象者</td> <td> 1 避難所に避難している者 ① 住家に被害を受けて炊事のできない者 ② 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者 なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。 2 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。 </td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,100円以内とする。</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	給与の対象者	1 避難所に避難している者 ① 住家に被害を受けて炊事のできない者 ② 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者 なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。 2 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。	費用	主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,100円以内とする。	実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。	市町村	(略)	<p>第15節 給食・給水計画 第2 炊き出しによる食品の給与 2 災害救助法に定める炊き出しの基準 災害救助法における、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与の基準は災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めている。</p> <table border="1"> <tr> <td>給与の対象者</td> <td> 1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。 </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	給与の対象者	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。	(削除)	(削除)	実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。	市町村	(略)	所要の修正
給与の対象者	1 避難所に避難している者 ① 住家に被害を受けて炊事のできない者 ② 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者 なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。 2 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。																			
費用	主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,100円以内とする。																			
実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。																			
市町村	(略)																			
給与の対象者	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。																			
(削除)	(削除)																			
実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。																			
市町村	(略)																			
262	282	<p>3 食材等の調達</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害救助用米穀の取扱い</td> <td>知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	災害救助用米穀の取扱い	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。	(略)	(略)	<p>3 食材等の調達</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害救助用米穀の取扱い</td> <td>知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	災害救助用米穀の取扱い	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。	(略)	(略)	所要の修正				
(略)	(略)																			
災害救助用米穀の取扱い	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
災害救助用米穀の取扱い	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省（政策統括官）と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。																			
(略)	(略)																			
263	285	<p>第17節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制 1 県災害医療対策本部の役割 (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）所属病院長へDMATの待機要請、出動要請を行う。</p>	<p>第17節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制 1 県災害医療対策本部の役割 (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の所属病院長へDMAT・DPATの待機要請、出動要請を行う。</p>	所要の修正																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
264	287	<p>6 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>(1) DMATの活動 DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。</p> <p>(2) DMAT県調整本部の設置 ① 県災害医療対策本部は、県内で活動する全てのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を県災害医療対策本部の指揮下に設置する。 ② 秋田DMATの統括は、DMAT県調整本部の責任者を指名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>6 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>◎ 第1章第23節「医療救護計画」第3「災害時の医療提供体制」4による。</p> <p>7 災害派遣精神医療チーム (DPAT)</p> <p>◎ 第1章第23節「医療救護計画」第3「災害時の医療提供体制」5による。</p> <p>8 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</p> <p>◎ 第1章第23節「医療救護計画」第3「災害時の医療提供体制」6(1)による。</p>	<p>所要の修正 (災害予防計画に記載のDMAT等について表現整理又は追加)</p>
265	—	<p>第7 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の整備 県は、国が定めた災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領の規定に基づき、DPAT設置に向けての体制整備を図る。</p>	<p>(削除)</p>	<p>所要の修正 (DPATは整備済であるため削除)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
266	291	<p>医療救護活動の体制(秋田県)</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p>	<p>医療救護活動の体制(秋田県)</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p> <p>【役割】 被災地、消防本部、救護活動、市町村災害対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)、市町村災害対策本部、市町村災害医療対策本部、地域災害医療対策本部、県災害医療対策本部、県災害対策本部(本部長知事)。</p>	<p>所要の修正(DPATに係る記載を追加)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
267	292～293	<p>第18節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第2 災害発生時の体制 (略) なお、支援業務を適切に進めるため、市町村の受入窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市町村庁舎内に設置し、市町村及び市町村社会福祉協議会とNPO等の関係ボランティア団体等が相互に緊密な連携をとれるように努める。</p> <p>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ 3 災害ボランティアの確保と調整 県及び市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO等の各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。</p> <p>4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>第18節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第2 災害発生時の体制 (略) なお、支援業務を適切に進めるため、市町村の受入窓口となる現地災害ボランティアセンターを設置する場合は、できるだけ市町村庁舎内に設置し、市町村及び市町村社会福祉協議会とNPO・ボランティア等が相互に緊密な連携をとれるように努める。</p> <p>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ 3 災害ボランティアの確保と調整 県及び市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。</p> <p>4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	防災基本計画(R1.5修正)の反映
268	294	<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p>	<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) また、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</p>	防災基本計画(R1.5修正)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
269	296	<p>第6 鉄道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>1 (略) 2 (略) 3 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>1 (略) 2 (略) 3 あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。</td> </tr> </table>	施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。	広報活動	1 (略) 2 (略) 3 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。	応急復旧	1 (略) 2 (略) 3 あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。	<p>第6 鉄道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、必要に応じて地域住民から直接情報を聴取する。</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>1 (略) 2 (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>1 (略) 2 (略) (削除)</td> </tr> </table>	施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、必要に応じて地域住民から直接情報を聴取する。	広報活動	1 (略) 2 (略) (削除)	応急復旧	1 (略) 2 (略) (削除)	所要の修正
施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。															
広報活動	1 (略) 2 (略) 3 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。															
応急復旧	1 (略) 2 (略) 3 あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。															
施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、必要に応じて地域住民から直接情報を聴取する。															
広報活動	1 (略) 2 (略) (削除)															
応急復旧	1 (略) 2 (略) (削除)															
270	296	<p>第7 工業用水道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 施設が被災した時は、被災箇所から有害物質等が混入しない措置をとる。有害物質が混入した場合は、用水の一時使用中止を受水企業に周知する。 3 管路の漏水などによる二次災害についても速やかに対処する。 (新規)</td> </tr> </table>	施設被害の把握	(略)	広報活動	被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。	応急復旧	1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 施設が被災した時は、被災箇所から有害物質等が混入しない措置をとる。有害物質が混入した場合は、用水の一時使用中止を受水企業に周知する。 3 管路の漏水などによる二次災害についても速やかに対処する。 (新規)	<p>第7 工業用水道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>施設被害の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通報・広報活動</td> <td>被害及び措置状況を速やかに関係機関及び受水企業へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>1 災害発生又はその恐れがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 河川等から油や有害物質が流入又はその恐れがある場合は、流入防止の措置をとる。 3 管路の漏水が発生した場合は、速やかに二次災害へ対処する。 4 被災状況に応じ、給水制限又は停止の措置をとるとともに、受水企業へ通知する。</td> </tr> </table>	施設被害の把握	(略)	通報・広報活動	被害及び措置状況を速やかに関係機関及び受水企業へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。	応急復旧	1 災害発生又はその恐れがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 河川等から油や有害物質が流入又はその恐れがある場合は、流入防止の措置をとる。 3 管路の漏水が発生した場合は、速やかに二次災害へ対処する。 4 被災状況に応じ、給水制限又は停止の措置をとるとともに、受水企業へ通知する。	所要の修正
施設被害の把握	(略)															
広報活動	被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。															
応急復旧	1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 施設が被災した時は、被災箇所から有害物質等が混入しない措置をとる。有害物質が混入した場合は、用水の一時使用中止を受水企業に周知する。 3 管路の漏水などによる二次災害についても速やかに対処する。 (新規)															
施設被害の把握	(略)															
通報・広報活動	被害及び措置状況を速やかに関係機関及び受水企業へ通報するとともに、復旧見通しなどを広報する。															
応急復旧	1 災害発生又はその恐れがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 河川等から油や有害物質が流入又はその恐れがある場合は、流入防止の措置をとる。 3 管路の漏水が発生した場合は、速やかに二次災害へ対処する。 4 被災状況に応じ、給水制限又は停止の措置をとるとともに、受水企業へ通知する。															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
271	302～ 303	<p>第22節 防疫、保健衛生計画</p> <p>第1 計画の方針 風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、県及び市町村は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 被災者の健康保持 県、市町村は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>1 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等 2 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応 3 精神科医・保健師等による<u>こころのケア</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>第22節 防疫、保健衛生計画</p> <p>第1 計画の方針 風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、県及び市町村は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。 また、県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるとともに、被災都道府県への支援が必要となった場合は、総合調整等の支援に努めるものとする。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 被災者の保健衛生 県及び市町村は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>1 被災者の健康管理 県及び市町村は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。 (1)保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等 (2)要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応 (3)精神科医・保健師等による心のケア</p> <p>2 指定避難所の生活環境等 市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>防災基本計画 (H30.6修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
272	304	<p>第23節 動物管理計画</p> <p>第1 特定動物・飼養動物の管理</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼養動物</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 避難所等の飼養動物対策</p> <p>1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。</p> <p>2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。</p>	<p>第23節 動物管理計画</p> <p>第1 特定動物・家庭動物の管理</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家庭動物</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。なお、特定動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2 避難所等の家庭動物対策</p> <p>1 指定避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。</p> <p>2 指定避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。</p>	所要の修正
273	305	<p>第24節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 災害発生時における災害応急対策</p> <p>1 市町村の役割</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 災害発生時における災害応急対策</p> <p>1 市町村の役割</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	防災基本計画修正(R1.5)の反映等
274	308	<p>第25節 遺体処理・埋火葬計画</p> <p>第2 遺体発見時の措置、搬送等</p> <p>2 県</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体搬送車について、市町村等の要請に応じて、(公社)秋田県トラック協会に応援を要請する。</p>	<p>第25節 遺体処理・埋火葬計画</p> <p>第2 遺体発見時の措置、搬送等</p> <p>2 県</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体搬送車について、市町村等の要請に応じて、秋田県葬祭業協同組合に応援を要請する。</p>	所要の修正
275	314～315	<p>第27節 住宅応急対策計画</p> <p>第4 応急仮設住宅の建設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災者の入居及び管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県が当該市町村の協力により管理を行うが、状況によっては市町村に委任する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第27節 住宅応急対策計画</p> <p>第4 応急仮設住宅の建設・管理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被災者の入居及び管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理</p> <p>県が当該市町村の協力により適切な管理を行うが、状況によっては市町村に委任する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	所要の修正(現行計画に対する環境省意見等反映)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																
276	315～316	<p>第5 危険度判定 (新設)</p> <p>1 活動要請 県は、「被災建築物応急危険度判定技術者の被災後の判定活動に関する協定書」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。</p> <p>2 報告(略)</p>	<p>第5 危険度判定 市町村は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。</p> <p>1 被災者への説明 市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。</p> <p>2 活動要請 県は、「被災建築物応急危険度判定活動の協力に関する協定」及び「秋田県被災住宅危険度判定実施要項」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行う。</p> <p>3 報告(略)</p>	<p>防災基本計画修正 (H29.4)の反映等</p>																																
277	316	<p>第6 罹災証明書の交付 市町村は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。また、県は、市町村が災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修会の開催など、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第6 罹災証明書の交付 市町村は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。</p>	<p>所要の修正 (下線部は、災害予防計画「第13節建築物災害予防計画」の「第4 罹災証明書の発行体制の整備」に追加)</p>																																
278	319	<p>第28節 海上災害応急対策計画 第8 海難救助 1 秋田海上保安部(略) (2) 船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は起動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。(略) (4) 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、ガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害の防止を図る。</p>	<p>第28節 海上災害応急対策計画 第8 海難救助 1 秋田海上保安部(略) (2) 船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。(略) (4) 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、ガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害の防止を図る。</p>	<p>文言の適正化</p>																																
279	320	<p>第13 広報(略) 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等(略)</p>	<p>第13 広報(略) 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発表状況等(略)</p>	<p>文言の適正化</p>																																
280	323	<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画 第2 海上排出油等防除措置 1 各機関の役割 【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員名</th> <th style="width: 25%;">機関名等</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 45%;">構成員・担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 員</td> <td>秋田地方気象台</td> <td>防災業務課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者	(略)	(略)	(略)	(略)	会 員	秋田地方気象台	防災業務課	課長		(略)	(略)	(略)	<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画 第2 海上排出油等防除措置 1 各機関の役割 【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員名</th> <th style="width: 25%;">機関名等</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 45%;">構成員・担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 員</td> <td>秋田地方気象台</td> <td>(削除)</td> <td>防災管理官</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者	(略)	(略)	(略)	(略)	会 員	秋田地方気象台	(削除)	防災管理官		(略)	(略)	(略)	<p>文言の適正化</p>
協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
会 員	秋田地方気象台	防災業務課	課長																																	
	(略)	(略)	(略)																																	
協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
会 員	秋田地方気象台	(削除)	防災管理官																																	
	(略)	(略)	(略)																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																					
281	331	<p>第32節 災害救助法適用計画 第3 被害認定基準 住家の滅失等の認定については、本章第4節「災害情報の収集・伝達計画」、第11「被害の認定基準」による。</p> <p>第4 適用手続 3 知事は、法を適用した時は、速やかに次により告示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">秋田県告示第〇号</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市町村の区域において災害救助法による救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 〇〇〇〇</p> </div>	<p>第32節 災害救助法適用計画 第3 被害認定基準 住家の滅失等の認定については、本章第4節「災害情報の収集・伝達計画」、第10「被害の認定基準」による。</p> <p>第4 適用手続 3 知事は、法を適用した時は、速やかに次により告示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">秋田県告示第〇号</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日発生の〇〇災害に関し、〇〇月〇〇日から〇〇市町村の区域において災害救助法による救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 〇〇〇〇</p> </div>	所要の修正																					
282	333	<p>第9 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準 法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めており、次表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">避難所の設置</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">費用の限度額</td> <td>1 基本額 1人 1日当たり320円</td> </tr> <tr> <td>2 加算額 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> </tr> <tr> <th>期間</th> <td>(略)</td> </tr> <tr> <th>備考</th> <td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	避難所の設置		対象	(略)	費用の限度額	1 基本額 1人 1日当たり320円	2 加算額 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	期間	(略)	備考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	<p>第9 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準 法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">避難所の設置</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <th>期間</th> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	避難所の設置		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正 （詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除）
避難所の設置																									
対象	(略)																								
費用の限度額	1 基本額 1人 1日当たり320円																								
	2 加算額 冬季…別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。																								
期間	(略)																								
備考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																								
避難所の設置																									
対象	(略)																								
(削除)	(削除)																								
期間	(略)																								
(削除)	(削除)																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
283	333	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">応急仮設住宅の供与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1 規格…1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準 2 限度額…1戸当たり2,660千円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 平均1戸当たり29.7㎡(9坪)、2,660千円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与		対象	(略)	費用の限度額	1 規格…1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準 2 限度額…1戸当たり2,660千円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	期間	(略)	備考	1 平均1戸当たり29.7㎡(9坪)、2,660千円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">応急仮設住宅の供与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(削除) 1 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	備考	(削除) 1 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	所要の修正(詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
応急仮設住宅の供与																								
対象	(略)																							
費用の限度額	1 規格…1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準 2 限度額…1戸当たり2,660千円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)																							
期間	(略)																							
備考	1 平均1戸当たり29.7㎡(9坪)、2,660千円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																							
応急仮設住宅の供与																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
備考	(削除) 1 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																							
284	333	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">炊き出し、その他による食品の供与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1人1日当たり1,110円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)</td> </tr> </table>	炊き出し、その他による食品の供与		対象	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	費用の限度額	1人1日当たり1,110円以内	期間	(略)	備考	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">炊き出し、その他による食品の供与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	炊き出し、その他による食品の供与		対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正(詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
炊き出し、その他による食品の供与																								
対象	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者																							
費用の限度額	1人1日当たり1,110円以内																							
期間	(略)																							
備考	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																							
炊き出し、その他による食品の供与																								
対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							
285	333	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">飲料水の供給</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>輸送費、人件費は別途計上</td> </tr> </table>	飲料水の供給		対象	(略)	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	(略)	備考	輸送費、人件費は別途計上	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">飲料水の供給</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	飲料水の供給		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正(詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
飲料水の供給																								
対象	(略)																							
費用の限度額	当該地域における通常の実費																							
期間	(略)																							
備考	輸送費、人件費は別途計上																							
飲料水の供給																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																					
286	333	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>対象 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <p>費用の限度額</p> <p>1 夏季… 4月から9月まで 冬季… 10月から3月まで の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼又は流失</td> <td>夏</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,100</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼又は床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(適用日：平成28年4月1日)</p> <p>期間 (略)</p> <p>備考 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る</p>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額	全壊・全焼又は流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800	冬	30,400	39,500	55,100	64,300	80,900	11,100	半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>対象 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <p>(削除)</p> <p>期間 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)</p>
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額																																			
全壊・全焼又は流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800																																		
	冬	30,400	39,500	55,100	64,300	80,900	11,100																																		
半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																		
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																		
287	333	<p>医療</p> <p>対象 (略)</p> <p>費用の限度額</p> <p>1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内</p> <p>期間 (略)</p> <p>備考 患者等の移送費は、別途計上</p>	<p>医療</p> <p>対象 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>期間 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)</p>																																					
288	334	<p>助産</p> <p>対象 (略)</p> <p>費用の限度額</p> <p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</p> <p>期間 (略)</p> <p>備考 妊婦等の移送費は、別途計上</p>	<p>助産</p> <p>対象 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>期間 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)</p>																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
289	334	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災者の救出</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上</td> </tr> </table>	被災者の救出		対象	(略)	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	(略)	備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災者の救出</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 (削除)</td> </tr> </table>	被災者の救出		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	備考	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 (削除)	所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
被災者の救出																								
対象	(略)																							
費用の限度額	当該地域における通常の実費																							
期間	(略)																							
備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																							
被災者の救出																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
備考	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 (削除)																							
290	334	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災した住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり、57万6千円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(適用日：平成28年4月1日)</td> </tr> </table>	被災した住宅の応急修理		対象	(略)	費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり、57万6千円以内	期間	(略)	備考	(適用日：平成28年4月1日)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災した住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	被災した住宅の応急修理		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除等)
被災した住宅の応急修理																								
対象	(略)																							
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり、57万6千円以内																							
期間	(略)																							
備考	(適用日：平成28年4月1日)																							
被災した住宅の応急修理																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							
291	334	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">学用品の給与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 … 1人当たり4,300円 ・中学校生徒 … 1人当たり4,600円 ・高等学校等生徒 … 1人当たり5,000円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する。</td> </tr> </table>	学用品の給与		対象	(略)	費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 … 1人当たり4,300円 ・中学校生徒 … 1人当たり4,600円 ・高等学校等生徒 … 1人当たり5,000円	期間	(略)	備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">学用品の給与</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	学用品の給与		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
学用品の給与																								
対象	(略)																							
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 … 1人当たり4,300円 ・中学校生徒 … 1人当たり4,600円 ・高等学校等生徒 … 1人当たり5,000円																							
期間	(略)																							
備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する。																							
学用品の給与																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
292	334	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">埋葬</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1体当たり ・大人(12歳以上)… 210,400円以内 ・小人(12歳未満)… 168,300円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (適用日:平成28年4月1日)</td> </tr> </table>	埋葬		対象	(略)	費用の限度額	1体当たり ・大人(12歳以上)… 210,400円以内 ・小人(12歳未満)… 168,300円以内	期間	(略)	備考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (適用日:平成28年4月1日)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">埋葬</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (削除)</td> </tr> </table>	埋葬		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	備考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (削除)	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)</p>
埋葬																								
対象	(略)																							
費用の限度額	1体当たり ・大人(12歳以上)… 210,400円以内 ・小人(12歳未満)… 168,300円以内																							
期間	(略)																							
備考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (適用日:平成28年4月1日)																							
埋葬																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
備考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 (削除)																							
293	334	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1世帯当たり、134,800円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	障害物の除去		対象	(略)	費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1世帯当たり、134,800円以内	期間	(略)	備考		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	障害物の除去		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除等)</p>
障害物の除去																								
対象	(略)																							
費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1世帯当たり、134,800円以内																							
期間	(略)																							
備考																								
障害物の除去																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							
294	335	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">死体の捜索及び処理</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>死体の捜索 当該地域における通常の実費 死体の処理 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体当たり、3,400円以内 2 死体の一時保存 (1) (略) (2) 既存の建物を利用できない場合 …… 1体当たり 5,300円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	死体の捜索及び処理		対象	(略)	費用の限度額	死体の捜索 当該地域における通常の実費 死体の処理 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体当たり、3,400円以内 2 死体の一時保存 (1) (略) (2) 既存の建物を利用できない場合 …… 1体当たり 5,300円以内	期間	(略)	備考		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">死体の捜索及び処理</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	死体の捜索及び処理		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	<p>所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)</p>
死体の捜索及び処理																								
対象	(略)																							
費用の限度額	死体の捜索 当該地域における通常の実費 死体の処理 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体当たり、3,400円以内 2 死体の一時保存 (1) (略) (2) 既存の建物を利用できない場合 …… 1体当たり 5,300円以内																							
期間	(略)																							
備考																								
死体の捜索及び処理																								
対象	(略)																							
(削除)	(削除)																							
期間	(略)																							
(削除)	(削除)																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																
295	335	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">輸送費及び賃金職員等雇上費</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	輸送費及び賃金職員等雇上費		対象	(略)	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	(略)	備考		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">輸送費及び賃金職員等雇上費</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	輸送費及び賃金職員等雇上費		対象	(略)	(削除)	(削除)	期間	(略)	(削除)	(削除)	所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除等)																																												
輸送費及び賃金職員等雇上費																																																																				
対象	(略)																																																																			
費用の限度額	当該地域における通常の実費																																																																			
期間	(略)																																																																			
備考																																																																				
輸送費及び賃金職員等雇上費																																																																				
対象	(略)																																																																			
(削除)	(削除)																																																																			
期間	(略)																																																																			
(削除)	(削除)																																																																			
296	335	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">実費弁償費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1人1日当たり</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">対象</td> <td>1 医師及び歯科医師</td> <td>21,700円以内</td> </tr> <tr> <td>2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</td> <td>16,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3 保健師、助産師、看護師及び准看護師</td> <td>17,300円以内</td> </tr> <tr> <td>4 救急救命士</td> <td>13,600円以内</td> </tr> <tr> <td>5 土木技術及び建築技術者</td> <td>16,700円以内</td> </tr> <tr> <td>6 大工</td> <td>24,400円以内</td> </tr> <tr> <td>7 左官</td> <td>22,600円以内</td> </tr> <tr> <td>8 とび職</td> <td>20,400円以内</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td colspan="2">表のとおり</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">時間外勤務手当及び旅費は別に定める額</td> </tr> </table>	実費弁償費			災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1人1日当たり			対象	1 医師及び歯科医師	21,700円以内	2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内	3 保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300円以内	4 救急救命士	13,600円以内	5 土木技術及び建築技術者	16,700円以内	6 大工	24,400円以内	7 左官	22,600円以内	8 とび職	20,400円以内	費用の限度額	表のとおり		期間	(略)		備考	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">実費弁償費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 (削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">対象</td> <td>1 医師及び歯科医師</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>3 保健師、助産師、看護師及び准看護師</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>4 救急救命士</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>5 土木技術及び建築技術者</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>6 大工</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>7 左官</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>8 とび職</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td colspan="2">(削除)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td colspan="2">(削除)</td> </tr> </table>	実費弁償費			災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 (削除)			対象	1 医師及び歯科医師	(削除)	2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	(削除)	3 保健師、助産師、看護師及び准看護師	(削除)	4 救急救命士	(削除)	5 土木技術及び建築技術者	(削除)	6 大工	(削除)	7 左官	(削除)	8 とび職	(削除)	(削除)	(削除)		期間	(略)		(削除)	(削除)		所要の修正 (詳細を記載している費用の限度額及びその関連項目は災害救助法施行規則における記載内容であることから削除)
実費弁償費																																																																				
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1人1日当たり																																																																				
対象	1 医師及び歯科医師	21,700円以内																																																																		
	2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内																																																																		
	3 保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300円以内																																																																		
	4 救急救命士	13,600円以内																																																																		
	5 土木技術及び建築技術者	16,700円以内																																																																		
	6 大工	24,400円以内																																																																		
	7 左官	22,600円以内																																																																		
	8 とび職	20,400円以内																																																																		
費用の限度額	表のとおり																																																																			
期間	(略)																																																																			
備考	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額																																																																			
実費弁償費																																																																				
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 (削除)																																																																				
対象	1 医師及び歯科医師	(削除)																																																																		
	2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	(削除)																																																																		
	3 保健師、助産師、看護師及び准看護師	(削除)																																																																		
	4 救急救命士	(削除)																																																																		
	5 土木技術及び建築技術者	(削除)																																																																		
	6 大工	(削除)																																																																		
	7 左官	(削除)																																																																		
	8 とび職	(削除)																																																																		
(削除)	(削除)																																																																			
期間	(略)																																																																			
(削除)	(削除)																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策									
		第1章 地震被害想定等	第1章 地震被害想定等									
		第1節 地震に関する知識	第1節 地震に関する知識	所要の修正								
		第4 地震の種類	第4 地震の種類									
		(2) プレート内部の地震 (略)	(2) プレート内部の地震 (略)									
		【日本付近で発生する地震】	【日本付近で発生する地震】									
297	338	<p>③陸域の浅い地震 <i>Shallow Crustal Earthquakes</i></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年(1995年)兵庫県南部地震 <i>The Southern Hyogo Prefecture Earthquake of 1995</i> 平成16年(2004年)新潟県中越地震 <i>The Mid-Niigata Prefecture Earthquake of 2004</i> 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 <i>The Iwate-Miyagi Nairiku Earthquake of 2008</i> 長野県・新潟県県境付近の地震(2011.03.12) <i>The earthquake around the border of Nagano and Niigata prefectures on March 12 2011</i> など <p>①プレート境界の地震 <i>Interplate Earthquakes</i></p> <ul style="list-style-type: none"> 南海地震 <i>The Nankai Earthquake</i> 東南海地震 <i>The Tonankai Earthquake</i> 平成15年(2003年)十勝沖地震 <i>The Tokachi-oki Earthquake of 2003</i> 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 <i>The 2011 off the Pacific Coast of Tohoku Earthquake</i> など <p>②沈み込むプレート内の地震 <i>Intraplate Earthquakes</i></p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和三陸地震 <i>The Syowa Sairiku Earthquake</i> 平成5年(1993年)釧路沖地震 <i>The Southwest Off-Kushiro Earthquake of 1993</i> 平成6年(1994年)北海道東方沖地震 <i>The East Off-Hokkaido Earthquake of 1994</i> など <p>陸のプレート <i>Continental plate</i></p> <p>海のプレート <i>Oceanic plate</i></p> <p>プレートの進行方向 <i>Direction of movement</i></p>	<p>陸域の浅い地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年(1995年)兵庫県南部地震 平成16年(2004年)新潟県中越地震 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 平成28年(2016年)熊本地震 など <p>プレート境界の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海地震 東南海地震 平成15年(2003年)十勝沖地震 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 など <p>陸のプレート</p> <p>海のプレート</p> <p>プレートの進行方向</p> <p>沈み込むプレート内の地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和三陸地震 平成5年(1993年)釧路沖地震 平成6年(1994年)北海道東方沖地震 など 									
298	339	<p>第1節 地震に関する知識</p> <p>第5 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月)</p> <p>【使用に当たっての留意事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	用語	意味	(略)	(略)	<p>第1節 地震に関する知識</p> <p>第5 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月)</p> <p>【使用に当たっての留意事項】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。</p>	用語	意味	(略)	(略)	所要の修正
用語	意味											
(略)	(略)											
用語	意味											
(略)	(略)											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																			
299	340	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人間</th> <th>屋内の状況</th> <th>屋外の状況</th> <th>木造建物</th> <th>鉄筋コンクリート建物</th> <th>地盤・斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td colspan="6" rowspan="8">(略)</td> </tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>2</td></tr> <tr><td>3</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5弱</td></tr> <tr><td>5強</td></tr> <tr><td>6弱</td></tr> <tr><td>6強</td></tr> <tr><td>7</td></tr> </tbody> </table>	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面	0	(略)						1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	<p>人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人の体感・行動</th> <th>屋内の状況</th> <th>屋外の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>人は揺れを感じないが、地震計には記録される。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。</td> <td>電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。</td> <td>棚にある食器類が音を立てることがある。</td> <td>電線が少し揺れる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。</td> <td>電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。</td> <td>電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</td> <td>電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。</td> <td>まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</td> <td>棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。</td> <td>窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>立っていることが困難になる。</td> <td>固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。</td> <td>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</td> <td>固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。</td> <td>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。</td> <td>壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。</td> </tr> </tbody> </table>	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	<p>所要の修正 (各項目 (人の体感・行動、 屋内、屋外の 状況)について詳細 に記載)</p>
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	地盤・斜面																																																																	
0	(略)																																																																						
1																																																																							
2																																																																							
3																																																																							
4																																																																							
5弱																																																																							
5強																																																																							
6弱																																																																							
6強																																																																							
7																																																																							
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況																																																																				
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—																																																																				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—																																																																				
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—																																																																				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。																																																																				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。																																																																				
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。																																																																				
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。																																																																				
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。																																																																				
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。																																																																				
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前						修正後			修正理由																																																																																																		
300	341	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人間</th> <th>屋内の状況</th> <th>屋外の状況</th> <th>木造建物</th> <th>鉄筋コンクリート造建物</th> <th>地盤・斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5弱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6弱</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面	0							1							2							3							4							5弱							5強							6弱							6強							7							(略)						<p>木造建築（住宅）の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">木造建物（住宅）</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い</th> <th>耐震性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱</td> <td>—</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>—</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> <td>壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> <td>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。</td> <td>傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。</p> <p>(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。</p> <p>(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。</p>			震度階級	木造建物（住宅）		耐震性が高い	耐震性が低い	5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。	6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。	7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	<p>所要の修正（木造建築の状況について詳細に記載）</p>
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面																																																																																																							
0																																																																																																													
1																																																																																																													
2																																																																																																													
3																																																																																																													
4																																																																																																													
5弱																																																																																																													
5強																																																																																																													
6弱																																																																																																													
6強																																																																																																													
7																																																																																																													
震度階級	木造建物（住宅）																																																																																																												
	耐震性が高い	耐震性が低い																																																																																																											
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。																																																																																																											
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。																																																																																																											
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。																																																																																																											
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。																																																																																																											
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。																																																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																								
301	342	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人間</th> <th>屋内の状況</th> <th>屋外の状況</th> <th>木造建物</th> <th>鉄筋コンクリート造建物</th> <th>地盤・斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td colspan="6" rowspan="10">(略)</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>2</td></tr> <tr><td>3</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5弱</td></tr> <tr><td>5強</td></tr> <tr><td>6弱</td></tr> <tr><td>6強</td></tr> <tr><td>7</td></tr> </tbody> </table>	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面	0	(略)						1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	<p>鉄筋コンクリート造建物の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">鉄筋コンクリート造建物</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い</th> <th>耐震性が低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5強</td> <td>—</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。</td> <td>壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。</p> <p>(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。</p>	震度階級	鉄筋コンクリート造建物		耐震性が高い	耐震性が低い	5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	所要の修正 (鉄筋コンクリート造建物の状況について詳細に記載)
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面																																						
0	(略)																																											
1																																												
2																																												
3																																												
4																																												
5弱																																												
5強																																												
6弱																																												
6強																																												
7																																												
震度階級	鉄筋コンクリート造建物																																											
	耐震性が高い	耐震性が低い																																										
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。																																										
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。																																										
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。																																										
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。																																										
302	342	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>人間</th> <th>屋内の状況</th> <th>屋外の状況</th> <th>木造建物</th> <th>鉄筋コンクリート造建物</th> <th>地盤・斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td colspan="6" rowspan="10">(略)</td></tr> <tr><td>1</td></tr> <tr><td>2</td></tr> <tr><td>3</td></tr> <tr><td>4</td></tr> <tr><td>5弱</td></tr> <tr><td>5強</td></tr> <tr><td>6弱</td></tr> <tr><td>6強</td></tr> <tr><td>7</td></tr> </tbody> </table>	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面	0	(略)						1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	<p>地盤・斜面等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>地盤の状況</th> <th>斜面等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱</td> <td rowspan="2">亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。</td> <td rowspan="2">落石やがけ崩れが発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>地割れが生じることがある。</td> <td>がけ崩れや地すべりが発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td rowspan="2">大きな地割れが生じることがある。</td> <td rowspan="2">がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。</td> </tr> <tr> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。</p> <p>※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。</p> <p>※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。</p>	震度階級	地盤の状況	斜面等の状況	5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	5強	6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。	7	所要の修正 (地盤、斜面等の状況について詳細に記載)			
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面																																						
0	(略)																																											
1																																												
2																																												
3																																												
4																																												
5弱																																												
5強																																												
6弱																																												
6強																																												
7																																												
震度階級	地盤の状況	斜面等の状況																																										
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。																																										
5強																																												
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。																																										
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。																																										
7																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																						
303	343	<p style="text-align: center;">ライフライン・インフラ等への影響</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">ガス供給の停止</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">断水、停電の発生</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">鉄道の停止、高速道路の規制等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話等通信の障害</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">エレベーターの停止</td> </tr> </table> <p>※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p>	ガス供給の停止	(略)	断水、停電の発生	鉄道の停止、高速道路の規制等	電話等通信の障害	エレベーターの停止	<p>ライフライン・インフラ等への影響</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">ガス供給の停止</td> <td style="padding: 5px;">安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">断水、停電の発生</td> <td style="padding: 5px;">震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">鉄道の停止、高速道路の規制等</td> <td style="padding: 5px;">震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話等通信の障害</td> <td style="padding: 5px;">地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">エレベーターの停止</td> <td style="padding: 5px;">地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。</td> </tr> </table> <p>※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p> <p>大規模構造物への影響</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</td> <td style="padding: 5px;">超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">石油タンクのスロッシング</td> <td style="padding: 5px;">長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</td> <td style="padding: 5px;">体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</td> </tr> </table> <p>※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方で到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。</p>	ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。	断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。	鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)	電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。	石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。	大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。	<p>所要の修正（ライフライン・インフラ等への影響について詳細に記載したほか、大規模構造物への影響を追加）</p>
ガス供給の停止	(略)																									
断水、停電の発生																										
鉄道の停止、高速道路の規制等																										
電話等通信の障害																										
エレベーターの停止																										
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。																									
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。																									
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)																									
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。																									
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。																									
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。																									
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。																									
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画面ページ	修正前	修正後	修正理由																
304	348	<p>第4節 地震・震度観測体制 第1 地震・震度観測 (略) 【秋田県内の震度観測点位置及び名称】</p> <p style="text-align: center;">秋田県内の震度観測点</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>気象庁</th> <th>秋田県</th> <th>防災科研</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁	秋田県	防災科研	計	13	55	17	85	<p>第4節 地震・震度観測体制 第1 地震・震度観測 (略) 【秋田県内の震度観測点位置及び名称】</p> <p style="text-align: center;">秋田県内の震度観測点</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>気象庁</th> <th>秋田県</th> <th>防災科研</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table>	気象庁	秋田県	防災科研	計	13	55	17	85	<p>所要の修正</p>
気象庁	秋田県	防災科研	計																	
13	55	17	85																	
気象庁	秋田県	防災科研	計																	
13	55	17	85																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
305	349	<p>第4節 地震・震度観測体制</p> <p>第2 観測体制</p> <p>1 秋田地方気象台</p> <p>（略）また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内62か所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設16地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。（略）</p>	<p>第4節 地震・震度観測体制</p> <p>第2 観測体制</p> <p>1 秋田地方気象台</p> <p>（略）また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内55か所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。（略）</p>	<p>所要の修正 （震度計： 県55、気象 庁13、防災 科研17）</p>
306	352	<p>第6節 地震被害想定調査</p> <p>第2 活用に当たっての留意点</p> <p>本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>（略）</p> <p>○「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること</p> <p>歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。（略）</p>	<p>第6節 地震被害想定調査</p> <p>第2 活用に当たっての留意点</p> <p>本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>（略）</p> <p>○「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること</p> <p>昭和以降、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。（略）</p>	<p>文言の適正 化</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
307	367～368	<p>第1節 計画的な地震防災対策の推進</p> <p>第2 防災・減災行動計画の策定及び推進 県は、地震をはじめとする各種災害が発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、次の事項等に関する「秋田県防災・減災行動計画」を策定し、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図るものとする。(略)</p> <p>第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度～32年度 1 対象地区 (略) 2 第4次五箇年計画の対象施設 (略) <p>※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。本県計画において計上されている事業項目について記載。 ※ 第5次五箇年計画については、平成28年度内に作成予定</p>	<p>第1節 計画的な地震防災対策の推進</p> <p>第2 防災・減災行動計画の推進 県は、地震をはじめとする各種災害が発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指し、次の事項等に関する「秋田県防災・減災行動計画」を策定し、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な防災対策を推進している。(略)</p> <p>第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度～令和2年度 1 対象地区 (略) 2 第5次五箇年計画の対象施設 (略) <p>※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。本県計画において計上されている事業項目について記載。 (削除)</p>	所要の修正
308	369～370	<p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) 秋田地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>第2 緊急地震速報の種類と発表基準 1～4 (略) (新設)</p>	<p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 計画の方針 (略) 秋田地方気象台は、<u>県、市町村</u>その他防災関係機関と連携し、<u>緊急地震速報</u>についての普及・啓発に努める。</p> <p>第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等 1～4 (略) 5 緊急地震速報の伝達 <u>気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</u></p>	所要の修正 (国、県、市町村全体での緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動を含めた普及啓発への表現へ修正)

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由										
309	370	(新設)	<p>6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入手場所</th> <th>とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅等屋内</td> <td>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>駅やデパート等の集客施設</td> <td>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</td> </tr> <tr> <td>街等屋外の集客施設</td> <td>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</td> </tr> <tr> <td>車の運転中</td> <td>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</td> </tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。	駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。	街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。	車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。	所要の修正 (国、県、市町村全体での緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動を含めた普及啓発への表現へ修正)
入手場所	とるべき行動の具体例													
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。													
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。													
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。													
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。													
310	370	(新設)	<p>7 普及啓発の推進 秋田地方気象台は、県、市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</p>	所要の修正 (国、県、市町村全体での緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動を含めた普及啓発への表現へ修正)										
311	371	第3節 火災予防計画 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>東北森林管理局、県（総務部）、市町村、消防機関</td> </tr> </table>	実施機関	東北森林管理局、県（総務部）、市町村、消防機関	第3節 火災予防計画 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>県（総務部）市町村、消防機関</td> </tr> </table>	実施機関	県（総務部）市町村、消防機関	火災予防計画における東北森林管理局の対応は記載されていないことから削除						
実施機関	東北森林管理局、県（総務部）、市町村、消防機関													
実施機関	県（総務部）市町村、消防機関													

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
312	373～375	<p>第4節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 公共建築物等</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3～7 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 建築物災害予防計画</p> <p>第2 公共建築物等</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>第3～7 (略)</p> <p>第8 液状化対策等</p> <p>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p>	防災基本計画 (H29.4、R1.5修正)の反映
313	376	<p>第5節 公共施設災害予防計画</p> <p>第2 道路及び橋梁</p> <p>(略) また、平成18年度には、同年度から同22年度までの第3次地震防災緊急事業五箇年計画を策定した。同計画の事業内容は道路改良、橋梁整備等の道路改築事業及び既設橋梁の補修・補強を行う橋梁補修事業、また落石等の対策をする災害防除事業等である。さらに、情報収集・提供や緊急物資の備蓄集積拠点として、雪情報システム、電線共同溝、道の駅等の整備である。</p> <p>同計画は平成23年度から第4次に移行しており、引き続き事業を推進している。</p>	<p>第5節 公共施設災害予防計画</p> <p>第2 道路及び橋梁</p> <p>(略)</p> <p>現在、同計画は平成28年度から第5次に移行しており、引き続き事業を推進している。</p>	所要の修正
314	379	<p>第8 鉄道</p> <p>1 施設、設備の点検</p> <p>耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。</p>	<p>第8 鉄道</p> <p>1 施設、設備の点検</p> <p>耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、必要により点検を実施する。</p>	所要の修正
315	381	<p>第12 工業用水道</p> <p>1 施設の耐震性の強化</p> <p>(1) 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。</p> <p>(2) 地震により不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある施設の補強を行う。</p> <p>(3) 新たに送・配水管を敷設する場合には、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。</p> <p>2 埋設管の補強整備</p> <p>老朽化の著しいものから順次補強又は更新する。</p> <p>3 施設の予防点検</p> <p>定期的に施設の巡視点検を実施する。</p> <p>4 災害復旧体制の確立</p> <p>(1) 情報連絡体制を確保する。</p> <p>(2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。</p> <p>(3) 復旧資材を確保する。</p>	<p>第12 工業用水道</p> <p>1 施設の耐震化</p> <p>(1) 地震発生時においても受水企業への供給継続が求められることから、構造面での耐震化のほか、バイパス管路や代替施設整備によるシステムとしての耐震化を図る。</p> <p>(2) 新たに送・配水管を布設する場合には、良好な地盤や地形変化が少ないことを優先するとともに、沿岸部では津波による影響も検討して計画する。</p> <p>(3) 耐震化を進めるにあたっては、受水企業の理解を得ることが不可欠であり、説明会を通じて情報提供及び意見交換を行う。</p> <p>2 管路の耐震化・強靱化</p> <p>管路(水管橋を含む)は最重要施設に区分されており、レベル2地震動でも給水に支障がない軽微な損傷に抑える。</p> <p>老朽化の著しいものから順次補強又は更新し、重要な部分はバイパス化により安定供給の向上を図る。</p> <p>3 施設の予防点検・調査</p> <p>定期的に施設の巡視点検を実施するとともに、経年施設については、随時劣化診断の調査を行い、修繕・更新計画へ反映させる。</p> <p>4 災害応急・復旧体制の整備</p> <p>(1) 発災時の初動体制、被害情報の収集・連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 応急・復旧対応に係る工業用水道事業者間の協力体制及び復旧資材融通体制を構築する。</p> <p>(3) 被災状況を想定した防災訓練を定期的実施して対応能力を養成するとともに、問題点を抽出し、その対策を災害対応マニュアルへ反映させる。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
316	383	<p>第7節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画</p> <p>第1 指定拠点 緊急輸送道路ネットワーク計画における「指定拠点」は、次のとおりとする。(略)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>第2 緊急輸送道路 指定拠点間及び隣接県間の連絡路線としての緊急輸送路線は、法令の基準に基づき次の区分により「緊急輸送道路ネットワーク計画」において定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1次緊急輸送路線</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道 2 県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線 </td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送路線</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線 </td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送路線</td> <td>県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路</td> </tr> </table>	第1次緊急輸送路線	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道 2 県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線 	第2次緊急輸送路線	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線 	第3次緊急輸送路線	県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路	<p>第7節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画</p> <p>第1 指定拠点 緊急輸送道路ネットワーク計画における「指定拠点」は、「資料編」に記載のとおりとする。 (削除)</p> <p>第2 緊急輸送道路 指定拠点間及び隣接県間の連絡路線としての緊急輸送路線は、法令の基準に基づき次の区分により「緊急輸送道路ネットワーク計画」において定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td>県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td>第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路ネットワーク</td> <td>その他の道路</td> </tr> </table>	第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路	第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路	第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路	<p>所要の修正 (緊急輸送道路ネットワーク見直しの反映)</p>
第1次緊急輸送路線	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道 2 県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線 															
第2次緊急輸送路線	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線 															
第3次緊急輸送路線	県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路															
第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路															
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路															
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路															
317	386	<p>第8節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第7 スキー場対策</p> <p>1 スキー場施設の管理者が行う対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村及び関係機関との連絡体制の整備</p>	<p>第8節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第7 スキー場対策</p> <p>1 スキー場施設の管理者が行う対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県、市町村及び関係機関との連絡体制の整備</p>	<p>所要の修正</p>												

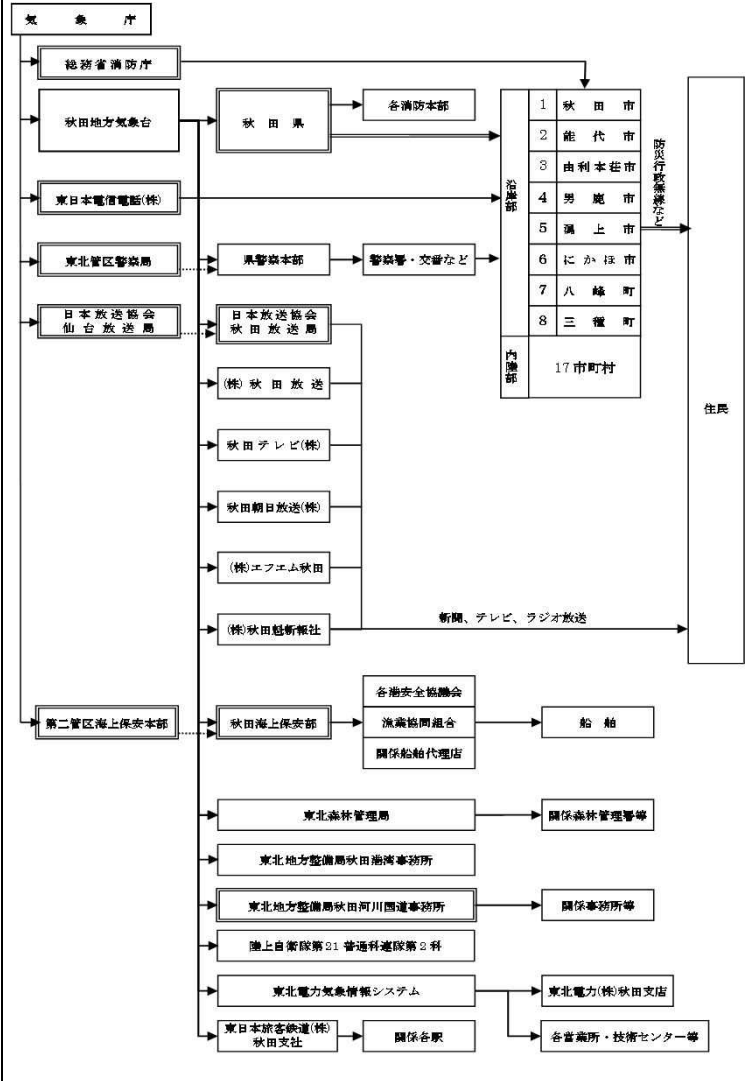
秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
		第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																					
318	388	第1節 地震・津波情報の伝達計画 第1 計画の方針 秋田地方気象台は、大津波警報、津波警報及び注意報（以下、これらを「津波警報等」という。） <u>、津波予報、地震情報、津波情報の迅速・的確な伝達に努めるとともに、各機関においては、これら情報の適切な受領に努めなければならない。</u> （略）	第1節 地震・津波情報の伝達計画 第1 計画の方針 秋田地方気象台は、地震や津波に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県、市町村その他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 （略）	所要の修正																																				
319	388	第2 地震情報等 1 地震情報 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地震情報の種類</th> <th style="width:20%;">発表基準</th> <th style="width:70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	(略)	(略)	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	(略)	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	(略)	(略)	(略)	第2 地震情報等 1 地震情報 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地震情報の種類</th> <th style="width:20%;">発表基準</th> <th style="width:70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	(略)	(略)	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	(略)	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	(略)	(略)	(略)	文言の適正化
地震情報の種類	発表基準	内容																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																																						
(略)	(略)	(略)																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	(略)																																						
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																						
(略)	(略)	(略)																																						
地震情報の種類	発表基準	内容																																						
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																						
(略)	(略)	(略)																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	(略)																																						
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>																																						
(略)	(略)	(略)																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由															
320	389	<p>2 地震解説資料 秋田地方気象台は、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、関係機関に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県」の沿岸に対し、津波警報等が発表された場合 ・県内で震度4以上の地震が観測された場合 ・災害応急対策等に係る活動を支援するため特に必要がある場合 	<p>2 地震解説資料 地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料であり、解説資料等の種類、発表基準及び内容については次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料(速報版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料(詳細版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・(秋田県に)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(秋田県内で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>月間地震概況</td> <td>・定期(毎月初旬)</td> <td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期(毎週金曜)</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。</p>	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・(秋田県に)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(秋田県内で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	月間地震概況	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。	<p>所要の修正(地震解説資料の発表基準及び内容について記載する)</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容																	
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。																	
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる統報を適宜発表 ・(秋田県に)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(秋田県内で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。																	
月間地震概況	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																	
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。																	
321	389	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の伝達 ◎ 第4編第3章第1節第3参照</p>	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の受領・伝達 ◎ 第4編第3章第1節第3参照</p>	<p>文言の適正化</p>															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
322	-	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> 	(削除)	<p>所要の修正 (「第4 県が伝達する 機関」の 参照先に、 同様の伝達 図が記載さ れているこ とから削 除)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
323	389	<p>第4 県が伝達する機関</p> <p>1 総合防災課は受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに沿岸市町、消防本部、庁内関係各課、地域振興局及び関係出先機関に伝達する。</p> <p>2 各地域振興局総務企画部は、受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。</p> <p>【県が行う地震・津波情報の伝達系統図】</p>	<p>第4 県が伝達する機関</p> <p>◎ 第4編第3章第1節第4参照</p> <p>(削除)</p>	<p>所要の修正 (「第4 県が伝達する機関」の参照先に、同様の伝達図が記載されていることから伝達図を削除)</p>																
324	394	<p>第2節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第5 電信電話施設</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">東日本電信電話(株)</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) (新設) 4 住民に対して協力を要請する事項 5 その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>復旧資材等の確保</td> <td>応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、NTT東日本本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株)		(略)	(略)	広報活動	地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) (新設) 4 住民に対して協力を要請する事項 5 その他必要な事項	復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、NTT東日本本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)	<p>第2節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第5 電信電話施設</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">東日本電信電話(株)</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) 4 利用制限をした場合の代替となる通信手段 5 住民に対して協力を要請する事項 6 その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>復旧資材等の確保</td> <td>応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話(株)本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)</td> </tr> </table>	東日本電信電話(株)		(略)	(略)	広報活動	地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) 4 利用制限をした場合の代替となる通信手段 5 住民に対して協力を要請する事項 6 その他必要な事項	復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話(株)本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)	<p>所要の修正</p>
東日本電信電話(株)																				
(略)	(略)																			
広報活動	地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) (新設) 4 住民に対して協力を要請する事項 5 その他必要な事項																			
復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、NTT東日本本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)																			
東日本電信電話(株)																				
(略)	(略)																			
広報活動	地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1～3 (略) 4 利用制限をした場合の代替となる通信手段 5 住民に対して協力を要請する事項 6 その他必要な事項																			
復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話(株)本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 (略)																			
325	395	<p>【東日本電信電話(株)秋田支店災害対策本部組織図】</p>	<p>【東日本電信電話(株)秋田支店災害対策本部組織図】</p>	<p>表記の統一</p>																

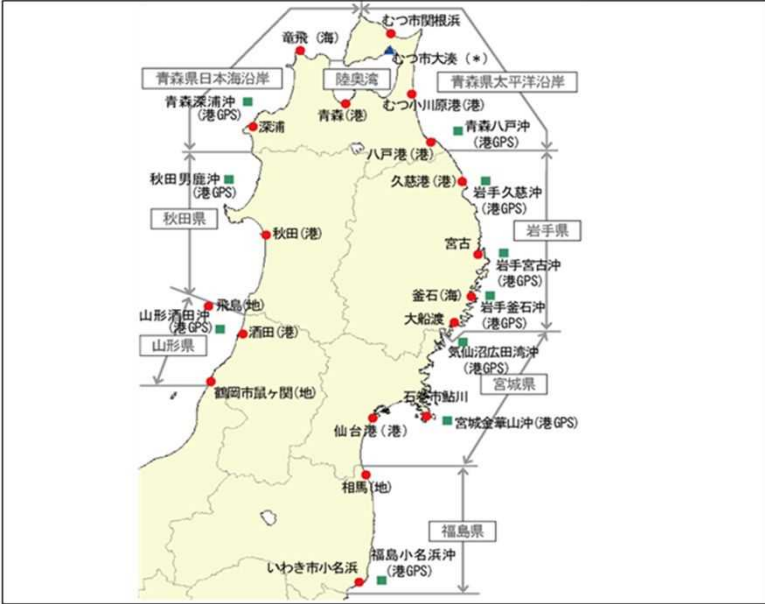
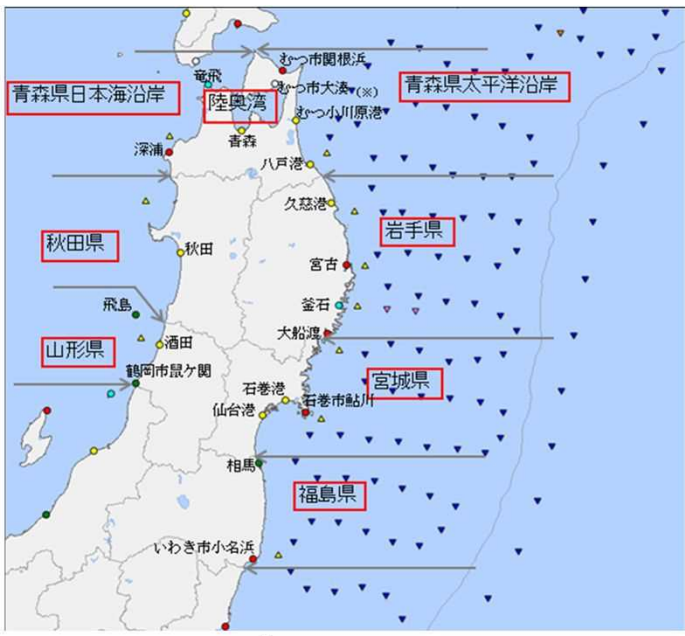
秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
326	395	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 229 1070 252">(株)NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 252 434 411">災害時の組織体制</td> <td data-bbox="434 252 1070 411"> 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 4 支店災害対策本部 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 411 434 427">(略)</td> <td data-bbox="434 411 1070 427">(略)</td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ		災害時の組織体制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 4 支店災害対策本部	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1097 229 1881 252">(株)NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 252 1238 411">災害時の組織体制</td> <td data-bbox="1238 252 1881 411"> 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 (削除) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 411 1238 427">(略)</td> <td data-bbox="1238 411 1881 427">(略)</td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ		災害時の組織体制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 (削除)	(略)	(略)	所要の修正
(株)NTTドコモ																
災害時の組織体制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 4 支店災害対策本部															
(略)	(略)															
(株)NTTドコモ																
災害時の組織体制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部 (削除)															
(略)	(略)															
327	397	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 512 1070 534">KDDI(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 534 434 762">被害状況の把握と情報連絡体制</td> <td data-bbox="434 534 1070 762"> (略) 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。 </td> </tr> </table>	KDDI(株)		被害状況の把握と情報連絡体制	(略) 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1097 512 1881 534">KDDI(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1097 534 1238 762">被害状況の把握と情報連絡体制</td> <td data-bbox="1238 534 1881 762"> (略) 1 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。 2 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。 </td> </tr> </table>	KDDI(株)		被害状況の把握と情報連絡体制	(略) 1 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。 2 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。	所要の修正				
KDDI(株)																
被害状況の把握と情報連絡体制	(略) 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。															
KDDI(株)																
被害状況の把握と情報連絡体制	(略) 1 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。 2 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策	
		第1章 津波被害認定	第1章 津波被害認定	
328	400	第2節 津波観測体制 第1 津波観測 (略) 東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域に沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。 なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。	第2節 津波観測体制 第1 津波観測 (略) 東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。 なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。	文言の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
329	401	<p>【津波予報区】 東北地方の津波予報区及び津波情報に用いる地点 (平成28年9月1日現在)</p>  <p>●津波の到達予想時刻・満潮時刻・津波の観測値(津波の高さ) ▲津波の到達予想時刻・満潮時刻 ■津波の観測値・沿岸で推定した津波の高さと到達時刻</p> <p>注) 1. 各観測点のうち、(海)は海上保安庁、(港)は港湾局、(港 GPS)は港湾局のGPS波浪計、(地)は国土地理院の所屬を示している。また、(*)の観測点は検潮所が無く、津波の到達予想時刻・満潮時刻のみ発表する地点である。これら以外は、気象庁の所屬である。 2. 東北地方太平洋沖合の海底津波計(東京大学地震研究所所屬2地点、防災科学技術研究所所屬125地点)は図への記載を省略する。</p>	<p>【津波予報区】 東北地方の津波予報区及び津波情報に用いる地点 (平成31年4月1日現在)</p>  <p>東北地方沿岸の津波観測点 (13地点) ●気象庁 ●海上保安庁 ●港湾局 ●国土地理院</p> <p>東北地方沖合の津波観測点 (注2) ▼防災科学技術研究所 (S-net) ▲港湾局 (GPS波浪計) (10地点) ●東京大学地震研究所 (ケーブル式海底津波計) (2地点)</p> <p>上図は東北地方沿岸に発表する津波警報等の津波予報区と津波観測点を示しています。また、津波観測点で発表する津波情報の内容は次の通りです。 ●●●●●：津波の到達予想時刻・満潮時刻・津波の観測値(津波の高さ) ○：津波の到達予想時刻・満潮時刻 (注1) ▼▲：津波の観測値・沿岸で推定した津波の高さと到達時刻 (注1) むつ市大湊の観測点は検潮所が無く、津波の到達予想時刻・満潮時刻のみ発表する地点です。 (注2) 地図上の観測点には東北地方以外の観測点も含まれています。</p> <p>※S-net：日本海海海底地震津波観測網 防災科学技術研究所が東北地方太平洋沖合を中心に構築した海底地震津波観測網。津波の観測値の発表等において、平成28年7月28日から当該海底津波計データの活用を開始した。沖合での津波の検知が最大20分程度早くなることから、津波警報等の更新及び沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られます。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																	
330	417～418	<p>第1節 防災知識等普及計画 第2 津波に関する知識の普及・啓発 (略) 【津波防災に関する主な普及啓発内容</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動に関する知識</td> <td>1～4 (略) (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1～2 (略) (新設)</td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	1～4 (略) (新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	その他	1～2 (略) (新設)	<p>第1節 防災知識等普及計画 第2 津波に関する知識の普及・啓発 (略) 【津波防災に関する主な普及啓発内容</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動に関する知識</td> <td>1～4 (略) 5 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波の特性や津波に関する知識</td> <td>1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1～2 (略) 3 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 4 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること</td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	1～4 (略) 5 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。	(略)	(略)	津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)	その他	1～2 (略) 3 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 4 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること	<p>所要の修正 (津波の特性等に関する知識等を追加)</p>
避難行動に関する知識	1～4 (略) (新設)																			
(略)	(略)																			
(新設)	(新設)																			
その他	1～2 (略) (新設)																			
避難行動に関する知識	1～4 (略) 5 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。																			
(略)	(略)																			
津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)																			
その他	1～2 (略) 3 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 4 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること																			
331	418	<p>第4 津波防災訓練の実施 県及び市町村は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。 この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第1章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させるものとする。</p>	<p>第4 津波防災訓練の実施 県及び市町村は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的な実践的な訓練を行うよう努める。 この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第1章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させるものとする。</p>	<p>防災基本計画 (H30.6修正) の反映</p>																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																								
		第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																																									
332	423	<p>第2 津波警報等</p> <p>1 津波警報等</p> <p>気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 津波警報等</p> <p>1 津波警報等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>所要の修正 (より詳細な記載とする)</p>																																																								
333	423～424	<p>1 津波警報等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>表記なし</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	(略)	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	(略)	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>1 津波警報等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td>(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> <td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> <td>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったりに海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	5m (3m<予想高さ≤5m)	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	(略)	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い		津波注意報	(略)	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったりに海岸に近付いたりしない。	<p>文言の適正化</p>
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分				発表される津波の高さ			津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																			
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																																								
大津波警報	(略)	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																							
		5m<高さ≤10m	10m																																																									
		3m<高さ≤5m	5m																																																									
津波警報	(略)	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																								
津波注意報	(略)	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																							
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																								
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																									
大津波警報	(略)	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																								
		10m (5m<予想高さ≤10m)		(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																																																								
		5m (3m<予想高さ≤5m)		沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																								
津波警報	(略)	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い																																																									
津波注意報	(略)	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったりに海岸に近付いたりしない。																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
334	424	<p>2 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。 (略)</p>	<p>2 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。 (略)</p>	文言の適正化																				
335	424	<p>3 津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を公表 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>		情報の種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を公表 (略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<p>3 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表(発表内容は津波警報等の種類の表に記載) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を公表</td> </tr> </tbody> </table>		情報の種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表(発表内容は津波警報等の種類の表に記載) (略)	(略)	(略)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を公表	所要の修正
	情報の種類	内容																						
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を公表 (略)																						
	(略)	(略)																						
	(新設)	(新設)																						
	情報の種類	内容																						
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表(発表内容は津波警報等の種類の表に記載) (略)																						
	(略)	(略)																						
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を公表																						
336	425	<p>3 津波情報 (略) *1 津波観測に関する情報の発表内容について(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容) (新設) (新設) (略)</p>	<p>3 津波情報 (略) *1 津波観測に関する情報の発表内容について(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容) ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (略)</p>	所要の修正 (詳細な記載とする)																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
337	425	<p>3 津波情報 (略) *1 (略) *2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容 (略)</p> <p>※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。</p>	<p>3 津波情報 (略) *1 (略) *2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容 ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (略) (削除)</p>	<p>所要の修正 (詳細な記載とする)</p>
338	425～ 426	<p>3 津波情報 (略) (新設)</p>	<p>3 津波情報 (略) 津波情報の留意事項等 ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 ③ 津波観測に関する情報 ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 ④ 沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかならない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p>	<p>所要の修正 (津波情報留意事項等を追加)</p>
339	426	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の伝達 2 県における津波警報等の受領確認 防災情報提供システム(県は総合防災課に設置)により津波警報等を受信した機関は、直ちに受領証送信画面に確認者は氏名を入力し秋田地方気象台に送信する。 秋田地方気象台はこれを受けて受領を確認する。 なお、受領確認は、津波警報等の切替え、解除についても同様とする。</p>	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の受領・伝達 2 県における津波警報等の受領 気象業務法に基づく津波警報等は総務部総合防災課が受領する。総合防災課の受信者は、防災情報提供システムの受信証送信画面に氏名を入力し、秋田地方気象台に送信する。気象台はこれを受信し、県が受領したものとす。</p>	<p>所要の修正 (警報等の受領に係る表現を統一)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画面ページ	修正前	修正後	修正理由
340	427	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p>(注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関 (注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先__ (注) 二重線の経路は、<u>気象業務法第15条の2</u>によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路__</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
341	428	<p>第4 県が伝達する機関 (略)</p> <p>【県が行う地震・津波情報の伝達系統図】</p>	<p>第4 県が伝達する機関 (略)</p> <p>【県が行う地震・津波情報の伝達系統図】</p>	<p>所要の修正 (県のシステムによる伝達系統図として整理)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
		第1章 火山防災と秋田県の活火山	第1章 火山防災と秋田県の活火山	
342	429	<p>第1節 火山防災の基本理念</p> <p>第1 関係機関との連携</p> <p>火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者においては、連携体制を構築して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等で整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。</p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。(略)</p>	<p>第1節 火山防災の基本理念</p> <p>第1 関係機関との連携</p> <p>火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えるとともに、関係する行政機関等で整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。</p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとする。(略)</p>	<p>文言の適正化(火山防災協議会意見反映)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
343	430	<p style="text-align: center;">【秋田県の活火山】</p>	<p style="text-align: center;">【秋田県の活火山】</p>	<p>所要の修正 (十和田火山▲印修正 (火山防災協議会意見 反映))</p>
344	433	<p>第2節 秋田県の活火山 3 秋田県の活火山及び周辺の概況 十和田 ◎ 最近1万年間の活動 (略) 最新の噴火は、約1,000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、大規模な火砕流(毛馬内火砕流)が発生した (略)</p>	<p>第2節 秋田県の活火山 3 秋田県の活火山及び周辺の概況 十和田 ◎ 最近1万年間の活動 (略) 最新の噴火は、約1,000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内火砕流)が発生した (略) (日本活火山総覧(第4版) 気象庁編より)</p>	<p>文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
345	434	<p>十和田 ◎ 観測体制</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>観測機器・観測項目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、空振計、傾斜計、遠望カメラ</td> </tr> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	(略)	(略)	気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、遠望カメラ	<p>十和田 ◎ 観測体制</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>観測機器・観測項目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、空振計、傾斜計、監視カメラ</td> </tr> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	(略)	(略)	気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、監視カメラ	文言の適正化
実施機関	観測機器・観測項目															
(略)	(略)															
気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、遠望カメラ															
実施機関	観測機器・観測項目															
(略)	(略)															
気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、監視カメラ															
346	434	<p>十和田 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>十和田湖畔温泉…約3万7,000人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	十和田湖畔温泉…約3万7,000人	<p>十和田 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>十和田湖畔温泉…約3万6千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	十和田湖畔温泉…約3万6千人	所要の修正				
耕地・水源となる河川	(略)															
観光客	十和田湖畔温泉…約3万7,000人															
耕地・水源となる河川	(略)															
観光客	十和田湖畔温泉…約3万6千人															
347	-	<p>十和田 ◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)</p>	<p>十和田 (削除)</p>	所要の修正 (必要に応じ避難計画等へ記載すべき項目である)												
348	435	<p>八幡平 ◎ 概要 主に安山岩(SiO₂ 53~69%)の成層火山群で、山頂部は高原状であり、火口湖・八幡沼などの小湖沼に富み、硫気孔・温泉・泥火山が特に多く、硫黄の採掘(松尾鉱山)が行われたことがある。</p>	<p>八幡平 ◎ 概要 主に安山岩の成層火山群で、頂部は高原状。火口湖・八幡沼などの小湖沼に富み、山麓には噴気孔・温泉・泥火山が多く、硫黄の採掘(松尾鉱山)が行われたことがある。</p>	文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)・火山防災協議会意見反映)												
349	435	<p>八幡平 ◎ 最近1万年間の活動 (略)</p>	<p>八幡平 ◎ 最近1万年間の活動 (略) (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	所要の修正												
350	435	<p>八幡平 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>秋田八幡平スキー場…約7万人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	秋田八幡平スキー場…約7万人	<p>八幡平 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>八幡平ビジターセンター…約4万2千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	八幡平ビジターセンター…約4万2千人	所要の修正				
耕地・水源となる河川	(略)															
観光客	秋田八幡平スキー場…約7万人															
耕地・水源となる河川	(略)															
観光客	八幡平ビジターセンター…約4万2千人															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																		
351	-	八幡平 ◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)	八幡平 (削除)	所要の修正 (必要に応じ避難計画か市町村地域防災計画へ記載すべき項目である)																		
352	436	秋田駒ヶ岳 ◎概要 二重成層火山で、山頂部北東側の北部カルデラ(1.2km×1.0km)と南西側の南部カルデラ(3km×2km)が相接しており、カルデラ形成期の火砕流堆積物・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。(略)	秋田駒ヶ岳 ◎概要 玄武岩～安山岩の成層火山で、山頂部北東側の北部カルデラ(1.2km×1.0km)と南西側の南部カルデラ(3km×2km)が相接しており、カルデラ形成期の火砕流堆積物・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。(略)	文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)																		
353	436	3 秋田県の活火山及び周辺の概況 秋田駒ヶ岳 ◎ 最近1万年間の活動 (略)	3 秋田県の活火山及び周辺の概況 秋田駒ヶ岳 ◎ 最近1万年間の活動 (略) (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)	所要の修正																		
354	437	秋田駒ヶ岳 ◎火山活動の記録 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">西 暦</th> <th style="width: 15%;">和 暦</th> <th style="width: 70%;">活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	秋田駒ヶ岳 ◎火山活動の記録 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">西 暦</th> <th style="width: 15%;">和 暦</th> <th style="width: 70%;">活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>平成23年</td> <td>地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	(略)	(略)	(略)	2011年	平成23年	地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。	所要の修正
西 暦	和 暦	活動記録																				
(略)	(略)	(略)																				
(新設)	(新設)	(新設)																				
西 暦	和 暦	活動記録																				
(略)	(略)	(略)																				
2011年	平成23年	地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。																				
355	437	秋田駒ヶ岳 ◎ 観測体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、空振計、傾斜計、火口カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、火口カメラ	(略)	(略)	東北大学	地震計、GNSS、傾斜計	秋田駒ヶ岳 ◎ 観測体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、空振計、傾斜計</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計、ひずみ計</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計	(略)	(略)	東北大学	地震計、GNSS、傾斜計、ひずみ計	所要の修正 (火山防災協議会意見反映)		
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計、火口カメラ																					
(略)	(略)																					
東北大学	地震計、GNSS、傾斜計																					
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	地震計、GNSS、空振計、傾斜計																					
(略)	(略)																					
東北大学	地震計、GNSS、傾斜計、ひずみ計																					
356	437	秋田駒ヶ岳 ◎ 火山付近の状況・観光客 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">耕地・水源となる河川</th> <th style="width: 60%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>アルパこまくさ…約5万4,000人 たざわ湖スキー場…約9万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	アルパこまくさ…約5万4,000人 たざわ湖スキー場…約9万人	秋田駒ヶ岳 ◎ 火山付近の状況・観光客 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">耕地・水源となる河川</th> <th style="width: 60%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>アルパこまくさ…約6万人 たざわ湖スキー場…約8万8千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	アルパこまくさ…約6万人 たざわ湖スキー場…約8万8千人	所要の修正										
耕地・水源となる河川	(略)																					
観光客	アルパこまくさ…約5万4,000人 たざわ湖スキー場…約9万人																					
耕地・水源となる河川	(略)																					
観光客	アルパこまくさ…約6万人 たざわ湖スキー場…約8万8千人																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																		
357	-	秋田駒ヶ岳 ◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)	秋田駒ヶ岳 (削除)	所要の修正 (必要に応じ避難計画か市町村地域防災計画へ記載すべき項目である)																		
358	438	秋田焼山 ◎ 最近1万年間の活動 山頂部で約2,500年前に榑森西溶岩ドームが形成された(大場, 1991)。その後山頂部を中心として水蒸気噴火が、少なくとも3回(14~15、15~17、17世紀以降)発生している。(略)	秋田焼山 ◎ 最近1万年間の活動 山頂部で約2,500年前に榑森西溶岩ドームが形成された(大場, 1991)。その後山頂部を中心として水蒸気噴火が、少なくとも3回(14~15、15~17、17世紀以降)発生している(伊藤, 1998)。 (略) (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)	文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)																		
359	439	秋田焼山 ◎ 火山活動の記録 <table border="1" data-bbox="297 646 992 786"> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	秋田焼山 ◎ 火山活動の記録 <table border="1" data-bbox="1126 646 1839 786"> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>平成23年</td> <td>地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。</td> </tr> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	(略)	(略)	(略)	2011年	平成23年	地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。	所要の修正 (火山防災協議会意見反映)
西 暦	和 暦	活動記録																				
(略)	(略)	(略)																				
(新設)	(新設)	(新設)																				
西 暦	和 暦	活動記録																				
(略)	(略)	(略)																				
2011年	平成23年	地震多発：東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂の南南西約10kmで地震活動が活発化。																				
360	439	秋田焼山 ◎ 観測体制 <table border="1" data-bbox="297 887 1023 1005"> <tr> <th>実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計、空振計、火口カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、火口カメラ	(略)	(略)	秋田焼山 ◎ 観測体制 <table border="1" data-bbox="1106 887 1818 1005"> <tr> <th>実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ	(略)	(略)	所要の修正						
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、火口カメラ																					
(略)	(略)																					
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ																					
(略)	(略)																					
361	439	秋田焼山 ◎ 火山付近の状況・観光客 <table border="1" data-bbox="297 1090 1028 1197"> <tr> <th>耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <th>観光客</th> <td>秋田八幡平スキー場…約7万人</td> </tr> </table> ※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	秋田八幡平スキー場…約7万人	秋田焼山 ◎ 火山付近の状況・観光客 <table border="1" data-bbox="1095 1090 1807 1197"> <tr> <th>耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <th>観光客</th> <td>八幡平ビジターセンター…約4万2千人</td> </tr> </table> ※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	八幡平ビジターセンター…約4万2千人	所要の修正										
耕地・水源となる河川	(略)																					
観光客	秋田八幡平スキー場…約7万人																					
耕地・水源となる河川	(略)																					
観光客	八幡平ビジターセンター…約4万2千人																					
362	-	秋田焼山 ◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)	秋田焼山 (削除)	所要の修正 (必要に応じ避難計画か市町村地域防災計画へ記載すべき項目である)																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																				
363	440	<p>栗駒山</p> <p>◎ 概要 成層火山で、外輪山は南側だけが残存し、その東端が最高峰の大日岳である。剣岳は平坦な溶岩ドームで、噴気活動が盛んである。火山体を形成している噴出物から得られた最新の年代分析値は、約11万年前である。これより新しい溶岩ドームは、数万年以内に噴出した可能性がある。(略)</p> <p>◎ 最近1万年間の活動 (略)</p>	<p>栗駒山</p> <p>◎ 概要 安山岩の成層火山で、外輪山は南側だけが残存し、その東端が最高峰の大日岳である。剣岳は平坦な溶岩ドームで、噴気活動が盛んである。火山体を形成している噴出物から得られた最新の年代分析値は、約11万年前である。これより新しい溶岩ドームは、数万年以内に噴出した可能性がある(藤縄・他, 2001)。(略)</p> <p>◎ 最近1万年間の活動 (略) (日本活火山総覧(第4版) 気象庁編より)</p>	<p>文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)</p>																				
364	441	<p>栗駒山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、傾斜計、空振計、遠望カメラ、火口カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、傾斜計、空振計、遠望カメラ、火口カメラ	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>栗駒山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、傾斜計、空振計、監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>GNSS</td> </tr> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>地震計</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、傾斜計、空振計、監視カメラ	(略)	(略)	東北大学	GNSS	防災科学技術研究所	地震計	<p>所要の修正 (火山防災協議会意見反映)</p>
実施機関	観測機器・観測項目																							
気象庁	地震計、傾斜計、空振計、遠望カメラ、火口カメラ																							
(略)	(略)																							
(新設)	(新設)																							
(新設)	(新設)																							
実施機関	観測機器・観測項目																							
気象庁	地震計、傾斜計、空振計、監視カメラ																							
(略)	(略)																							
東北大学	GNSS																							
防災科学技術研究所	地震計																							
365	-	<p>栗駒山</p> <p>◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)</p>	<p>栗駒山 (削除)</p>	<p>所要の修正 (必要に応じ避難計画か市町村地域防災計画へ記載すべき項目である)</p>																				
366	441	<p>栗駒山</p> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)…約5万6,000人 ジュネス栗駒スキー場…約2万1,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	須川温泉(栗駒山荘)…約5万6,000人 ジュネス栗駒スキー場…約2万1,000人	<p>栗駒山</p> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)…約4万8千人 ジュネス栗駒スキー場…約2万4千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	須川温泉(栗駒山荘)…約4万8千人 ジュネス栗駒スキー場…約2万4千人	<p>所要の修正</p>												
耕地・水源となる河川	(略)																							
観光客	須川温泉(栗駒山荘)…約5万6,000人 ジュネス栗駒スキー場…約2万1,000人																							
耕地・水源となる河川	(略)																							
観光客	須川温泉(栗駒山荘)…約4万8千人 ジュネス栗駒スキー場…約2万4千人																							
367	442	<p>鳥海山</p> <p>◎ 概要 玄武岩～安山岩(SiO₂ 51～62%)の二重式成層火山で、基底の直径は東西26km、南北14kmで、地形的にはなだらかで侵食が進んだ西鳥海山と、やや急峻で新しい溶岩地形をもつ東鳥海山に二分され、それぞれの山頂部に山体崩壊によって生じた馬蹄形カルデラがある。(略)また、鳥海山は、別名を出羽富士、秋田富士、又は羽山とも呼ばれている。</p>	<p>鳥海山</p> <p>◎ 概要 玄武岩～安山岩の成層火山である。基底の直径は東西26km、南北14kmで、地形的にはなだらかで侵食が進んだ西鳥海山と、やや急峻で新しい溶岩地形をもつ東鳥海山に二分され、それぞれの山頂部に山体崩壊によって生じた馬蹄形カルデラがある。(略)また、鳥海山は、別名を出羽富士、秋田富士とも呼ばれている。</p>	<p>文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)</p>																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
368	442	<p>鳥海山 ◎ 最近1万年間の活動 (略) その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気爆発が主体である。歴史に残る1801年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された(林:1984、中野:1993)。1974年には小規模な水蒸気爆発があった。(宇井:1975)</p>	<p>鳥海山 ◎ 最近1万年間の活動 (略) その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気爆発が主体である。歴史に残る1801年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された(林:1984、中野:1993)。1974年には小規模な水蒸気爆発があった。(宇井・柴橋,1975) (日本活火山総覧(第4版) 気象庁編より)</p>	<p>文言の適正化 (日本活火山総覧(第4版)の記述に準ずる)</p>																																																												
369	443	<p>鳥海山 ◎ 火山活動の記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>708～715年</td> <td>和銅元～8年</td> <td>噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>830年</td> <td>天長7年</td> <td>噴火？：泥流。噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1804年</td> <td>文化元年</td> <td>7月10日象潟地震： 由利・飽海・田川郡で死者333名、倒壊家屋5,500余棟、土地隆起、津波。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1834年</td> <td>天保5年</td> <td>7月9日噴火：噴火場所は新山付近。川魚等に被害。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>昭和62年</td> <td>地震群発： ・7月11日南東約5kmで地震(M3.2)。 ・11月25日～12月1日北西15kmの象潟で地震群発。</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	708～715年	和銅元～8年	噴火：噴火場所は新山付近。	(略)	(略)	(略)	830年	天長7年	噴火？：泥流。噴火場所は新山付近。	(略)	(略)	(略)	1804年	文化元年	7月10日象潟地震： 由利・飽海・田川郡で死者333名、倒壊家屋5,500余棟、土地隆起、津波。	(略)	(略)	(略)	1834年	天保5年	7月9日噴火：噴火場所は新山付近。川魚等に被害。	(略)	(略)	(略)	1987年	昭和62年	地震群発： ・7月11日南東約5kmで地震(M3.2)。 ・11月25日～12月1日北西15kmの象潟で地震群発。	<p>鳥海山 ◎ 火山活動の記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	<p>所要の修正 (鳥海山避難計画の記述に準ずる)</p>
西 暦	和 暦	活動記録																																																														
708～715年	和銅元～8年	噴火：噴火場所は新山付近。																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
830年	天長7年	噴火？：泥流。噴火場所は新山付近。																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
1804年	文化元年	7月10日象潟地震： 由利・飽海・田川郡で死者333名、倒壊家屋5,500余棟、土地隆起、津波。																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
1834年	天保5年	7月9日噴火：噴火場所は新山付近。川魚等に被害。																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
1987年	昭和62年	地震群発： ・7月11日南東約5kmで地震(M3.2)。 ・11月25日～12月1日北西15kmの象潟で地震群発。																																																														
西 暦	和 暦	活動記録																																																														
(削除)	(削除)	(削除)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
(削除)	(削除)	(削除)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
(削除)	(削除)	(削除)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
(削除)	(削除)	(削除)																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
(削除)	(削除)	(削除)																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																
370	444	<p>鳥海山 ◎ 観測体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計、空振計、遠望カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、遠望カメラ	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<p>鳥海山 ◎ 観測体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>地震計</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ	(略)	(略)	防災科学技術研究所	地震計	<p>所要の修正 (火山防災協議会意見反映)</p>
実施機関	観測機器・観測項目																			
気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、遠望カメラ																			
(略)	(略)																			
(新設)	(新設)																			
実施機関	観測機器・観測項目																			
気象庁	地震計、GNSS、傾斜計、空振計、監視カメラ																			
(略)	(略)																			
防災科学技術研究所	地震計																			
371	444	<p>鳥海山 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>鳥海山・鉾立…約24万6,000人 鳥海高原矢島スキー場…約4万7,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成27年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	鳥海山・鉾立…約24万6,000人 鳥海高原矢島スキー場…約4万7,000人	<p>鳥海山 ◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耕地・水源となる河川</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客</td> <td>鳥海山・鉾立…約25万人 鳥海高原矢島スキー場…約4万2千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光客数については、「平成30年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観光客	鳥海山・鉾立…約25万人 鳥海高原矢島スキー場…約4万2千人	<p>所要の修正</p>								
耕地・水源となる河川	(略)																			
観光客	鳥海山・鉾立…約24万6,000人 鳥海高原矢島スキー場…約4万7,000人																			
耕地・水源となる河川	(略)																			
観光客	鳥海山・鉾立…約25万人 鳥海高原矢島スキー場…約4万2千人																			
372	-	<p>鳥海山 ◎ 火山付近の居住地区、人口・世帯 (略)</p>	<p>鳥海山 (削除)</p>	<p>所要の修正 (必要に応じ避難計画か市町村地域防災計画へ記載すべき項目である)</p>																

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																																					
373	445	<p>第2節 火山防災協議会活動計画 第1 火山防災協議会の設置 内閣府は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定する。（略）</p> <p>【火山災害警戒地域の指定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十和田</td> <td>秋田県(青森県)</td> <td>鹿角市、小坂町（十和田市）</td> </tr> <tr> <td>秋田焼山</td> <td>秋田県</td> <td>鹿角市、仙北市</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳</td> <td>秋田県(岩手県)</td> <td>仙北市（雫石町）</td> </tr> <tr> <td>鳥海山</td> <td>秋田県(山形県)</td> <td>由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>秋田県(岩手県・宮城県)</td> <td>湯沢市、東成瀬村（一関市・栗原市）</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	十和田	秋田県(青森県)	鹿角市、小坂町（十和田市）	秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市	秋田駒ヶ岳	秋田県(岩手県)	仙北市（雫石町）	鳥海山	秋田県(山形県)	由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）	栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	湯沢市、東成瀬村（一関市・栗原市）	<p>第2節 火山防災協議会活動計画 第1 火山防災協議会の設置 内閣総理大臣は、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定する。（略）</p> <p>【火山災害警戒地域の指定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十和田</td> <td>秋田県(青森県・岩手県)</td> <td>能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村・二戸市、八幡平市）</td> </tr> <tr> <td>秋田焼山</td> <td>秋田県</td> <td>鹿角市、仙北市</td> </tr> <tr> <td>秋田駒ヶ岳</td> <td>秋田県(岩手県)</td> <td>仙北市（雫石町）</td> </tr> <tr> <td>鳥海山</td> <td>秋田県(山形県)</td> <td>由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>秋田県(岩手県・宮城県)</td> <td>横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村（一関市・栗原市）</td> </tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	十和田	秋田県(青森県・岩手県)	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村・二戸市、八幡平市）	秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市	秋田駒ヶ岳	秋田県(岩手県)	仙北市（雫石町）	鳥海山	秋田県(山形県)	由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）	栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村（一関市・栗原市）	<p>所要の修正（火山災害警戒地域の追加による修正及び火山防災協議会意見反映）</p>
火山名	県名	市町村名																																						
十和田	秋田県(青森県)	鹿角市、小坂町（十和田市）																																						
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市																																						
秋田駒ヶ岳	秋田県(岩手県)	仙北市（雫石町）																																						
鳥海山	秋田県(山形県)	由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）																																						
栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	湯沢市、東成瀬村（一関市・栗原市）																																						
火山名	県名	市町村名																																						
十和田	秋田県(青森県・岩手県)	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村・二戸市、八幡平市）																																						
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市																																						
秋田駒ヶ岳	秋田県(岩手県)	仙北市（雫石町）																																						
鳥海山	秋田県(山形県)	由利本荘市、にかほ市（酒田市、遊佐町）																																						
栗駒山	秋田県(岩手県・宮城県)	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村（一関市・栗原市）																																						
374	449	<p>第4節 防災情報の収集・伝達計画 第1 観測体制の整備 （略） 4 気象庁（仙台管区気象台及び秋田地方気象台）は、十和田、秋田焼山、八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山、鳥海山の6火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。 5 気象庁は、火山機動観測（調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。 6 気象庁は、緊急観測の成果を高めるため、緊急観測時に使用する機器の更新、近代化を図るよう努める。 （略）</p>	<p>第4節 防災情報の収集・伝達計画 第1 観測体制の整備 （略） 4 気象庁（仙台管区気象台及び秋田地方気象台）は、十和田、秋田焼山、八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山、鳥海山の6火山を対象に、計画的に機動観測を実施する。 5 気象庁は、機動観測を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、現地状況や現象を把握するため、機動観測を臨時に実施する。 6 気象庁は、機動観測の成果を高めるため、機動観測に使用する機器の更新、維持に努める。 （略）</p>	<p>文言の適正化</p>																																				
375	449	<p>第2 火山防災情報の伝達 気象庁は、県、市町村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。 （略） ○ 仙台管区気象台（秋田地方気象台）は、秋田駒ヶ岳及び秋田焼山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルの運用を行う。 （略）</p>	<p>第2 火山防災情報の伝達 気象庁は、県、市町村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災気象情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。 （略） ○ 仙台管区気象台（秋田地方気象台）は、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山及び栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。 （略）</p>	<p>所要の修正（噴火警戒レベルの運用対象火山の追加及び火山防災協議会意見反映）</p>																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修正前	修正後	修正理由
376	449～ 450	<p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>1 噴火警報・噴火予報 気象庁は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・噴火予報を発表している。 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)を明示して発表され、報道機関、都道府県等の関係機関に通知される。 また、噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」又は「火口周辺警報」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」又は「噴火警報」、海底火山の場合は「噴火警報(周辺海域)」に分類される。「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。 なお、噴火警報が解除される場合等には「噴火予報」が発表される。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>1 噴火警報・噴火予報 仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。 なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>文言の適正化</p>
377	450	<p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して気象庁が発表する指標である。 噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに国、県、市町村、火山専門家等が合意した基準に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」を明示の上、噴火警戒レベルを付して噴火警報・噴火予報を発表する。 市町村等の防災機関では、あらかじめ定めた範囲に対して、迅速に上山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながることを期待される。</p>	<p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 噴火警戒レベル 仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の県は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</p>	<p>文言の適正化</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																		
378	451	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：秋田駒ヶ岳、秋田燧山)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより 火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態と予想される。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：十和田、八幡平、栗駒山、鳥海山) (略)</p>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態と予想される。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：秋田燧山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及び それより 火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきてい る)。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 各火山の噴火警戒レベル・・・資料編参照</p> <p>イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：十和田、八幡平) (略)</p>	種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきてい る)。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>所要の修正 (噴火警戒 レベルの運 用対象火山 の追加によ る)</p>
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																		
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態と予想される。																																		
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される。																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																		
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。																																		
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきてい る)。																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由												
379	452	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" data-bbox="293 308 1025 1066"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する。</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する。	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" data-bbox="1097 308 1904 1066"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td> 仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※ ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 </td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td> 火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 火山の状況に関する解説情報 仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火速報	仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※ ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。	火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 火山の状況に関する解説情報 仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	<p>所要の修正 (運用の見直し等による修正(火山防災協議会意見反映))</p>
種類	内容															
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表する。															
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。															
種類	内容															
噴火速報	仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※ ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。															
火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 火山の状況に関する解説情報 仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。															

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由								
380	452	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" data-bbox="293 320 1021 975"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	降灰予報	噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" data-bbox="1097 320 1895 975"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報</td> <td> 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。 ① 降灰予報(定時) ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ② 降灰予報(速報) ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ③ 降灰予報(詳細) ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	降灰予報	気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。 ① 降灰予報(定時) ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ② 降灰予報(速報) ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ③ 降灰予報(詳細) ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。	<p>所要の修正</p>
種 類	内 容											
降灰予報	噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。											
種 類	内 容											
降灰予報	気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。 ① 降灰予報(定時) ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ② 降灰予報(速報) ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ③ 降灰予報(詳細) ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。											

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																								
381	453	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</td> </tr> <tr> <td>週間火山概況</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。	週間火山概況	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。	<p>第2 火山防災情報の伝達 2 噴火警戒レベル (略) ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせるために発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	火山ガス予報	仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。	(削除)	(削除)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせるために発表する。	所要の修正
種類	内容																											
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。																											
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。																											
週間火山概況	(略)																											
(略)	(略)																											
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。																											
種類	内容																											
火山ガス予報	仙台管区气象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。																											
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。																											
(削除)	(削除)																											
(略)	(略)																											
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせるために発表する。																											
382	455	<p>第6節 農林漁業災害予防計画 第2 火山噴出物対策 6 内水面漁業</p>	<p>第6節 農林漁業災害予防計画 第2 火山噴出物対策 6 内水面養殖業</p>	文言の適正化																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																									
383	457	<p>第3章 災害応急対策計画等</p> <p>第1節 噴火警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td>気象警報・注意報等の市町村に対する伝達</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	(略)	(略)	市町村	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	東日本電信電話(株)	気象警報・注意報等の市町村に対する伝達	<p>第3章 災害応急対策計画等</p> <p>第1節 噴火警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td>噴火警報の市町村に対する伝達</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td rowspan="2">噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	(略)	(略)	市町村	(略)	県警察本部	噴火警報の市町村に対する伝達	(略)	(略)	東日本電信電話(株)	噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達	西日本電信電話(株)	所要の修正
実施機関	活動の内容																												
(略)	(略)																												
市町村	(略)																												
(新設)	(新設)																												
(略)	(略)																												
東日本電信電話(株)	気象警報・注意報等の市町村に対する伝達																												
実施機関	活動の内容																												
(略)	(略)																												
市町村	(略)																												
県警察本部	噴火警報の市町村に対する伝達																												
(略)	(略)																												
東日本電信電話(株)	噴火警報及び気象警報の市町村に対する伝達																												
西日本電信電話(株)																													
384	457	<p>第3 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報等の発表</p> <p>火山に異常な徴候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは観測データに基づき噴火警報等を発表する。県及び市町村は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民・登山者等に周知するよう努める。</p> <p>2 対象火山</p> <p>(略)</p> <p>3 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>◎ 第2章第3節「防災情報の収集・伝達計画」参照</p> <p>第4 噴火警報等の受領</p> <p>噴火警報、噴火予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報(臨時)は総務部総合防災課が受領する。</p> <p>総合防災課の受信者は、防災情報提供システムの受信証送信画面に氏名を入力し、秋田地方気象台に送信する。気象台はこの返送をもって県が受領したものとする。</p> <p>噴火警報は気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、噴火警報を受領した県は市町村及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。</p>	<p>第3 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報等の発表</p> <p>火山に異常な兆候又は現象が生じた場合、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは観測データに基づき噴火警報等の火山に関する情報を発表する。県及び市町村は、この噴火警報等を防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民・登山者等に周知するよう努める。</p> <p>2 対象火山</p> <p>(略)</p> <p>3 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>◎ 第2章第4節「防災情報の収集・伝達計画」参照</p> <p>第4 噴火警報等の受領・伝達</p> <p>気象業務法に基づく噴火警報等は総務部総合防災課が受領する。</p> <p>総合防災課の受信者は、防災情報提供システムの受信証送信画面に氏名を入力し、秋田地方気象台に送信する。気象台はこれを受信し、県が受領したものとする。</p> <p>噴火警報等は気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、噴火警報を受領した県は市町村及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。</p>	文言の適正化(火山防災協議会意見反映)																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
385	458	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規程に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、噴火警報（住居地域）が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路（新規）</p>	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表（案）

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
386	459	第2節 避難計画 第1 避難の実施及び解除 (3) 避難の解除 市町村長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。 （略）	第2節 避難計画 第1 避難の実施及び解除 (3) 避難の解除 市町村長は、噴火警報等（噴火警戒レベルの引き下げ等）により危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。 （略）	所要の修正 （火山防災協議会意見反映）
387	463	第4節 都道府県相互間地域防災計画 第2 今後の進め方 1 我が国の活火山110のうち、複数の県にまたがる火山が16あり、関係都道府県も15にわたっている。	第4節 都道府県相互間地域防災計画 第2 今後の進め方 1 我が国の活火山111のうち、複数の県にまたがる当時観測火山が17あり、関係都道府県も16にわたっている。	所要の修正 （火山防災協議会意見反映）

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業	
388	465	第1節 公共施設災害復旧計画 第1 災害復旧計画の策定 施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定し、早期に復旧を図る。	第1節 公共施設災害復旧計画 第1 災害復旧計画の策定 施設の管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定し、早期に復旧を図る。また、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。	防災基本計画（H30.6、R1.5修正）の反映
389	466	11 下水道施設の災害復旧計画 下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。 （略）	11 上下水道施設の災害復旧計画 上下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。 （略）	所要の修正
390	467	第3 農林水産施設災害復旧事業計画 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、（略）	第3 農林水産施設災害復旧事業計画 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、（略）	文言の適正化
391	468～ 469	（新設） 第7 災害復興計画の策定（略）	第7 国、県による復旧工事の代行 1 特定大規模災害等における権限代行制度 国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。 2 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度 国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 3 重要物流道路等における権限代行制度 国は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市町村から要請があり、かつ当該県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 4 県管理河川災害復旧工事等における権限代行制度 国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 第8 災害復興計画の策定（略）	防災基本計画（H30.6修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																								
392	470	<p>第2節 農林漁業経営安定計画 第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>農業関係</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>1 漁業基盤整備資金 2 漁船資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）</td> </tr> </table>	農業関係	(略)	林業関係	1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）	漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 漁船資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）	<p>第2節 農林漁業経営安定計画 第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>農業関係</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業関係</td> <td>1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）</td> </tr> <tr> <td>漁業関係</td> <td>1 漁業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）</td> </tr> </table>	農業関係	(略)	林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）	漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）	所要の修正																																																												
農業関係	(略)																																																																											
林業関係	1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）																																																																											
漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 漁船資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）																																																																											
農業関係	(略)																																																																											
林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）																																																																											
漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）																																																																											
393	470～471	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>天災融資制度</p> <p>支援の内容</p> <p>◎ 天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th>①損失額の%</th> <th>②万円</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>55</td> <td>500 2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>45</td> <td>200 2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>45</td> <td>200 2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000 5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>500 2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>50</td> <td>500 2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>50</td> <td>200 2,000</td> </tr> </table> <p>◎ 災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。</p>	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	55	500 2,500	一般農業者	45	200 2,000	林業者		45	200 2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000 5,000	漁船建造・取得資金	80	500 2,500	水産動植物養殖資金	50	500 2,500	一般漁業者	50	200 2,000	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>天災融資制度</p> <p>支援の内容</p> <p>◎ 天災融資法 天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="2">経営資金（万円）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> </table> <p>※事業資金は単協2,500万円、連合会5,000万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内</p> <p>貸付利率、償還期限</p> <table border="1"> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </table> <p>※貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。</p>	項目	貸付限度額	経営資金（万円）		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	500	2,500	一般農業者	200	2,000	林業者		200	2,000	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	500	2,500	水産動植物養殖資金	500	2,500	一般漁業者	200	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内	所要の修正
区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																										
		①損失額の%	②万円																																																																									
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	55	500 2,500																																																																									
	一般農業者	45	200 2,000																																																																									
林業者		45	200 2,000																																																																									
漁業者	漁具購入資金	80	5,000 5,000																																																																									
	漁船建造・取得資金	80	500 2,500																																																																									
	水産動植物養殖資金	50	500 2,500																																																																									
	一般漁業者	50	200 2,000																																																																									
項目	貸付限度額	経営資金（万円）																																																																										
		個人	法人																																																																									
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	500	2,500																																																																									
	一般農業者	200	2,000																																																																									
林業者		200	2,000																																																																									
漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000																																																																									
	漁船建造・取得資金	500	2,500																																																																									
	水産動植物養殖資金	500	2,500																																																																									
	一般漁業者	200	2,000																																																																									
資格者	貸付利率	償還期限																																																																										
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																										
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																										
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																
394	471	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>支援の内容</p> <p>【激甚災害法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">①損失額の%</th> <th colspan="2">②万円</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 貸付利率、償還期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>支援の内容</p> <p>◎ 激甚災害法 災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定され</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th rowspan="3">貸付限度額</th> <th colspan="2">経営資金(万円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">経営資金(万円)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業資金は単協5,000万円、連合会7,500万円、利率6.5%以内、償還期限3年以内</p> <p>貸付利率、償還期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>6年、7年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>7年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付利率、償還期限及び貸付限度額は、天災の指定の都度、国の政令等で定められる。</p>	項目	貸付限度額	経営資金(万円)		経営資金(万円)		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	600	2,500	一般農業者	250	2,000	林業者		250	2,000	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	600	2,500	水産動植物養殖資金	600	2,500	一般漁業者	250	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内	所要の修正
区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																																																																																		
		①損失額の%			②万円																																																																																															
			個人	法人																																																																																																
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500																																																																																																
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																																
林業者		60	250	2,000																																																																																																
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																																
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																																
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																																
	一般漁業者	60	250	2,000																																																																																																
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																																		
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																		
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																																																																																		
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																																																																																		
項目	貸付限度額	経営資金(万円)																																																																																																		
		経営資金(万円)																																																																																																		
		個人	法人																																																																																																	
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	600	2,500																																																																																																	
	一般農業者	250	2,000																																																																																																	
林業者		250	2,000																																																																																																	
漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000																																																																																																	
	漁船建造・取得資金	600	2,500																																																																																																	
	水産動植物養殖資金	600	2,500																																																																																																	
	一般漁業者	250	2,000																																																																																																	
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																																		
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																																		
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内																																																																																																		
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内																																																																																																		
395	471	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>(ア) 被害農林漁業者</th> <th>(イ) 特別被害農林漁業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 樹体の損失額が30%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 林業施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が70%以上</td> </tr> <tr> <td>1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 水産施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が70%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p>	(略)		(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 樹体の損失額が30%以上		1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	<p>第2 天災融資法による災害経営資金</p> <p>対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(略)</th> </tr> <tr> <th>(ア) 被害農林漁業者</th> <th>(イ) 特別被害農林漁業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農作物の減収量が平年の収穫量の30%以上かつ損失額が平均の農業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 樹体の損失額が30%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 林産物の流失等による損失額が、平年の林業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 林業施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が70%以上</td> </tr> <tr> <td>1 水産物の流失等による損失額が、平年の漁業収入の10%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> <tr> <td>2 水産施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が70%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p>	(略)		(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	1 農作物の減収量が平年の収穫量の30%以上かつ損失額が平均の農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 樹体の損失額が30%以上		1 林産物の流失等による損失額が、平年の林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	1 水産物の流失等による損失額が、平年の漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	所要の修正																																																																
(略)																																																																																																				
(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者																																																																																																			
1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 樹体の損失額が30%以上																																																																																																				
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上																																																																																																			
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上																																																																																																			
(略)																																																																																																				
(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者																																																																																																			
1 農作物の減収量が平年の収穫量の30%以上かつ損失額が平均の農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 樹体の損失額が30%以上																																																																																																				
1 林産物の流失等による損失額が、平年の林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上																																																																																																			
1 水産物の流失等による損失額が、平年の漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上																																																																																																			
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由
396	472	(新設)	第3 農業経営相談所による営農再開に向けた支援 農業経営相談所（農業公社及び各地域振興局農林部のサテライト窓口）は、被災農業者が速やかな営農再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施する。	所要の修正 (国の農業経営法人化支援総合事業（農業経営者総合サポート事業）実施要綱により、農業経営相談所の活動に災害対応が位置付けられたため追加)
397	473	第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画 第1 計画の方針 被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。	第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画 第1 計画の方針 被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。	防災基本計画（R1.5修正）の反映
398	474	第4節 被災者の生活支援計画 第2 被災者支援の総合的・効率的な実施 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	第4節 被災者の生活支援計画 第2 被災者支援の総合的・効率的な実施 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	防災基本計画（H29.4、H30.6、R1.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																														
399	480	<p>第4節 被災者の生活支援計画 第8 住宅資金の貸付等</p> <p>生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：250万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内（目安）</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）（略）</td> </tr> <tr> <td>問合せ</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：250万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内（目安）	対象者	◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）（略）	問合せ	（略）	<p>第4節 被災者の生活支援計画 第8 住宅資金の貸付等</p> <p>生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>◎ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：150万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（略）</td> </tr> <tr> <td>問合せ</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：150万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内	対象者	◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（略）	問合せ	（略）	所要の修正																		
支援の内容	◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：250万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内（目安）																																	
対象者	◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）（略）																																	
問合せ	（略）																																	
支援の内容	◎ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：150万円（目安） ② 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③ 据置期間：6か月以内 ④ 償還期間：7年以内																																	
対象者	◎ 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（略）																																	
問合せ	（略）																																	
400	485	<p>第10 生活資金等の貸付</p> <p>生活福祉資金貸付制度による各種貸付</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">支援の内容</td> <td colspan="2">◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得者、障害者又は高齢者に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉費</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内（目安）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">緊急小口資</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得者、障害者又は高齢者に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）			福祉費	（略）	（略）	償還期間	7年以内（目安）	（略）	緊急小口資		（略）	（略）		<p>第10 生活資金等の貸付</p> <p>生活福祉資金貸付制度による各種貸付</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">支援の内容</td> <td colspan="2">◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉費</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">緊急小口資</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）			福祉費	（略）	（略）	償還期間	7年以内	（略）	緊急小口資		（略）	（略）		所要の修正
支援の内容	◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得者、障害者又は高齢者に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）																																	
		福祉費																																
	（略）	（略）																																
	償還期間	7年以内（目安）																																
（略）	緊急小口資																																	
（略）	（略）																																	
支援の内容	◎ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 （略）																																	
		福祉費																																
	（略）	（略）																																
	償還期間	7年以内																																
（略）	緊急小口資																																	
（略）	（略）																																	
401	488	<p>第13 その他の生活支援 3 放送受信料の免除</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）	（略）	（略）	<p>第13 その他の生活支援 3 放送受信料の免除</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）</td> </tr> <tr> <td>問合せ</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	支援の内容	◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）	問合せ	（略）	文言の適正化																						
支援の内容	◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）																																	
（略）	（略）																																	
支援の内容	◎災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 （略）																																	
問合せ	（略）																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
		災害記録																																																																												
402	502	<table border="1"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (7/8)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成25年 8.9~8.10</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (7/8)							年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成25年 8.9~8.10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (7/9)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成25年 8.9~8.10</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>田沢湖田沢 供養佛地区 土砂災害 ○災害救助 法 仙北市 大館市 鹿角市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (7/9)							年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備 考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成25年 8.9~8.10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	田沢湖田沢 供養佛地区 土砂災害 ○災害救助 法 仙北市 大館市 鹿角市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
大雨・洪水 (7/8)																																																																														
年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																								
		被害の名称	被害の大きさ																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
平成25年 8.9~8.10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
大雨・洪水 (7/9)																																																																														
年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備 考																																																																								
		被害の名称	被害の大きさ																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
平成25年 8.9~8.10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	田沢湖田沢 供養佛地区 土砂災害 ○災害救助 法 仙北市 大館市 鹿角市																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																														
403	503	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (9/9)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成28年 8.26</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の床下浸水 2 農業被害</td> <td>1棟(1世帯) 18箇所</td> <td>76,678</td> <td>天災融資 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年 7.16～ 7.17</td> <td>県北部 県中央部</td> <td>1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 農業被害(畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害</td> <td>2棟(2世帯) 21棟(21世帯) 81.1ha 18箇所、81.3ha 1箇所 34箇所</td> <td>391,959</td> <td>激甚災害 報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年 7.22～ 7.25</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の全壊 2 " 半壊 3 " 一部破損 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 田畑の流失・冠水 8 農業被害(水産・ 畜産含) 9 林業被害 10 公共土木被害 (公園・下水道含) 11 文教被害</td> <td>3棟(3世帯) 44棟(45世帯) 1棟(1世帯) 612棟(626世帯) 1,481棟(1,538世 帯) 23棟 4430.67ha 583箇所 (4,569.7ha) 277箇所 538箇所 2箇所</td> <td>31,137,969</td> <td>災害救助 法 激甚災害 法</td> <td>○災害救 助法 —大仙市</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8.24～ 8.26</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流出・冠水 4 農業被害(水産・ 畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害</td> <td>12棟(14世帯) 85棟(89世帯) 869.8ha 41箇所、904.9ha 18箇所 100箇所</td> <td>2,889,522</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	大雨・洪水 (9/9)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成28年 8.26	全 県	1 住家の床下浸水 2 農業被害	1棟(1世帯) 18箇所	76,678	天災融資 法		平成29年 7.16～ 7.17	県北部 県中央部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 農業被害(畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害	2棟(2世帯) 21棟(21世帯) 81.1ha 18箇所、81.3ha 1箇所 34箇所	391,959	激甚災害 報		平成29年 7.22～ 7.25	全 県	1 住家の全壊 2 " 半壊 3 " 一部破損 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 田畑の流失・冠水 8 農業被害(水産・ 畜産含) 9 林業被害 10 公共土木被害 (公園・下水道含) 11 文教被害	3棟(3世帯) 44棟(45世帯) 1棟(1世帯) 612棟(626世帯) 1,481棟(1,538世 帯) 23棟 4430.67ha 583箇所 (4,569.7ha) 277箇所 538箇所 2箇所	31,137,969	災害救助 法 激甚災害 法	○災害救 助法 —大仙市	平成29年 8.24～ 8.26	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流出・冠水 4 農業被害(水産・ 畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害	12棟(14世帯) 85棟(89世帯) 869.8ha 41箇所、904.9ha 18箇所 100箇所	2,889,522			所要の修正
大雨・洪水 (9/9)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																												
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
平成28年 8.26	全 県	1 住家の床下浸水 2 農業被害	1棟(1世帯) 18箇所	76,678	天災融資 法																																													
平成29年 7.16～ 7.17	県北部 県中央部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 農業被害(畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害	2棟(2世帯) 21棟(21世帯) 81.1ha 18箇所、81.3ha 1箇所 34箇所	391,959	激甚災害 報																																													
平成29年 7.22～ 7.25	全 県	1 住家の全壊 2 " 半壊 3 " 一部破損 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 田畑の流失・冠水 8 農業被害(水産・ 畜産含) 9 林業被害 10 公共土木被害 (公園・下水道含) 11 文教被害	3棟(3世帯) 44棟(45世帯) 1棟(1世帯) 612棟(626世帯) 1,481棟(1,538世 帯) 23棟 4430.67ha 583箇所 (4,569.7ha) 277箇所 538箇所 2箇所	31,137,969	災害救助 法 激甚災害 法	○災害救 助法 —大仙市																																												
平成29年 8.24～ 8.26	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流出・冠水 4 農業被害(水産・ 畜産含) 5 林業被害 6 公共土木被害	12棟(14世帯) 85棟(89世帯) 869.8ha 41箇所、904.9ha 18箇所 100箇所	2,889,522																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																
404	504	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (9/9)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">平成30年 5.18～ 5.20</td> <td rowspan="11">全県</td> <td>1 住家の全壊</td> <td>2棟(4世帯)</td> <td rowspan="11">6,208,461</td> <td rowspan="11">激甚災害 法</td> <td rowspan="11"></td> </tr> <tr> <td>2 " 一部破損</td> <td>3棟(3世帯)</td> </tr> <tr> <td>3 " 床上浸水</td> <td>193棟(211世帯)</td> </tr> <tr> <td>4 " 床下浸水</td> <td>447棟(474世帯)</td> </tr> <tr> <td>5 非住家の全・半壊</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>6 田畑の流失・冠水</td> <td>96.83ha</td> </tr> <tr> <td>7 農業被害(水産・畜産含)</td> <td>99箇所、0.21ha</td> </tr> <tr> <td>8 林業被害</td> <td>28箇所</td> </tr> <tr> <td>9 公共土木被害</td> <td>118箇所</td> </tr> <tr> <td>10 重要文化財</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>11 ブロック塀</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table>	大雨・洪水 (9/9)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	平成30年 5.18～ 5.20	全県	1 住家の全壊	2棟(4世帯)	6,208,461	激甚災害 法		2 " 一部破損	3棟(3世帯)	3 " 床上浸水	193棟(211世帯)	4 " 床下浸水	447棟(474世帯)	5 非住家の全・半壊	2棟	6 田畑の流失・冠水	96.83ha	7 農業被害(水産・畜産含)	99箇所、0.21ha	8 林業被害	28箇所	9 公共土木被害	118箇所	10 重要文化財	1箇所	11 ブロック塀	2箇所	所要の修正																																																																																																										
大雨・洪水 (9/9)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																														
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																	
平成30年 5.18～ 5.20	全県	1 住家の全壊	2棟(4世帯)	6,208,461	激甚災害 法																																																																																																																																															
		2 " 一部破損	3棟(3世帯)																																																																																																																																																	
		3 " 床上浸水	193棟(211世帯)																																																																																																																																																	
		4 " 床下浸水	447棟(474世帯)																																																																																																																																																	
		5 非住家の全・半壊	2棟																																																																																																																																																	
		6 田畑の流失・冠水	96.83ha																																																																																																																																																	
		7 農業被害(水産・畜産含)	99箇所、0.21ha																																																																																																																																																	
		8 林業被害	28箇所																																																																																																																																																	
		9 公共土木被害	118箇所																																																																																																																																																	
		10 重要文化財	1箇所																																																																																																																																																	
		11 ブロック塀	2箇所																																																																																																																																																	
405	505	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">風害 (1/3)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和30年 9.29～10.1 (台風22号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和33年 9.26 (台風22号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和34年 9.18 (台風14号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和35年 8.12 (台風14号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和36年 9.15～9.17 (台風15号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和38年 8.12～8.13 (台風9号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (1/3)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和30年 9.29～10.1 (台風22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和33年 9.26 (台風22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和34年 9.18 (台風14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和35年 8.12 (台風14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和36年 9.15～9.17 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和38年 8.12～8.13 (台風9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">風害 (1/4)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和30年 9.29～10.1 (台風第22号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和33年 9.26 (台風第22号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和34年 9.18 (台風第14号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和35年 8.12 (台風第14号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和36年 9.15～9.17 (台風第15号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和38年 8.12～8.13 (台風第9号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (1/4)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和30年 9.29～10.1 (台風第22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和33年 9.26 (台風第22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和34年 9.18 (台風第14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和35年 8.12 (台風第14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和36年 9.15～9.17 (台風第15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和38年 8.12～8.13 (台風第9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
風害 (1/3)																																																																																																																																																				
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																														
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和30年 9.29～10.1 (台風22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和33年 9.26 (台風22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和34年 9.18 (台風14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和35年 8.12 (台風14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和36年 9.15～9.17 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和38年 8.12～8.13 (台風9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
風害 (1/4)																																																																																																																																																				
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																														
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和30年 9.29～10.1 (台風第22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和33年 9.26 (台風第22号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和34年 9.18 (台風第14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和35年 8.12 (台風第14号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和36年 9.15～9.17 (台風第15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														
昭和38年 8.12～8.13 (台風第9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前						修正後						修正理由				
		年月日	地域	被害の記録		被害額(千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の記録		被害額(千円)		法の適用	備考		
		風害(2/3)		被害の名称	被害の大きさ			風害(2/4)		被害の名称	被害の大きさ							
406	506	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正			
		昭和40年 9.10 (台風23号)	(略)	(略)	(略)		(略)		昭和40年 9.10 (台風第23号)	(略)	(略)	(略)		(略)				
		昭和40年 9.18 (台風24号)	(略)	(略)	(略)		(略)		昭和40年 9.18 (台風第24号)	(略)	(略)	(略)		(略)				
		昭和44年 8.23~8.25 (台風9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和44年 8.23~8.25 (台風第9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
		昭和45年 8.15~8.16 (台風9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和45年 8.15~8.16 (台風第9号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
		昭和56年 8.21~8.24 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和56年 8.21~8.24 (台風第15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
		昭和57年 8.2 (台風10号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和57年 8.2 (台風第10号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																								
407	507	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">風害 (3/4)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成2年 9.19～9.20 (台風19号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成3年 9.28 (台風19号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成11年 9.24～9.25 (台風18号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成14年 7.10～7.12 (台風6号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 8.19～8.29 (台風15号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 9.7～9.8 (台風18号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 9.29～9.30 (台風21号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (3/4)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成2年 9.19～9.20 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成3年 9.28 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成11年 9.24～9.25 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成14年 7.10～7.12 (台風6号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 8.19～8.29 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 9.7～9.8 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 9.29～9.30 (台風21号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">風害 (3/4)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成2年 9.19～9.20 (台風19号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成3年 9.28 (台風19号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成11年 9.24～9.25 (台風18号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成14年 7.10～7.12 (台風6号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 8.19～8.29 (台風15号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 9.7～9.8 (台風18号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成16年 9.29～9.30 (台風21号)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (3/4)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成2年 9.19～9.20 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成3年 9.28 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成11年 9.24～9.25 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成14年 7.10～7.12 (台風6号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 8.19～8.29 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 9.7～9.8 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成16年 9.29～9.30 (台風21号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
風害 (3/4)																																																																																																																																																																																																												
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成2年 9.19～9.20 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成3年 9.28 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成11年 9.24～9.25 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成14年 7.10～7.12 (台風6号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 8.19～8.29 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 9.7～9.8 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 9.29～9.30 (台風21号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
風害 (3/4)																																																																																																																																																																																																												
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成2年 9.19～9.20 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成3年 9.28 (台風19号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成11年 9.24～9.25 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成14年 7.10～7.12 (台風6号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 8.19～8.29 (台風15号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 9.7～9.8 (台風18号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
平成16年 9.29～9.30 (台風21号)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																												
408	508	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">風害 (4/4)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平成28年 8.17 (台風第7号)</td> <td rowspan="4">全 県</td> <td>1 住家の 床下浸水</td> <td>1棟(1世帯)</td> <td rowspan="4">18,615</td> <td rowspan="4">天災融資 法</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 田畑の 流失・冠水</td> <td>3.01ha</td> </tr> <tr> <td>3 農業被 害</td> <td>17箇所 3箇所</td> </tr> <tr> <td>4 公共土 木被害</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成28年 8.22~8.23 (台風第9号)</td> <td rowspan="3">県中央部 県南部</td> <td>1 住家の 床下浸水</td> <td>3棟(3世帯)</td> <td rowspan="3">5,080</td> <td rowspan="3">天災融資 法</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2 田畑の 流失・冠水</td> <td>0.42ha</td> </tr> <tr> <td>3 農業被 害</td> <td>18箇所</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (4/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	平成28年 8.17 (台風第7号)	全 県	1 住家の 床下浸水	1棟(1世帯)	18,615	天災融資 法		2 田畑の 流失・冠水	3.01ha	3 農業被 害	17箇所 3箇所	4 公共土 木被害		平成28年 8.22~8.23 (台風第9号)	県中央部 県南部	1 住家の 床下浸水	3棟(3世帯)	5,080	天災融資 法		2 田畑の 流失・冠水	0.42ha	3 農業被 害	18箇所	所要の修正																																																									
風害 (4/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																										
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																													
平成28年 8.17 (台風第7号)	全 県	1 住家の 床下浸水	1棟(1世帯)	18,615	天災融資 法																																																																																											
		2 田畑の 流失・冠水	3.01ha																																																																																													
		3 農業被 害	17箇所 3箇所																																																																																													
		4 公共土 木被害																																																																																														
平成28年 8.22~8.23 (台風第9号)	県中央部 県南部	1 住家の 床下浸水	3棟(3世帯)	5,080	天災融資 法																																																																																											
		2 田畑の 流失・冠水	0.42ha																																																																																													
		3 農業被 害	18箇所																																																																																													
409	510	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雪害 (2/3)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月上 旬から平成18年 2月下旬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月中 旬から平成23年 4月上旬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年12月中 旬から平成24年 4月上旬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年12月中 旬から平成25年 4月上旬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (2/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成17年12月上 旬から平成18年 2月下旬	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	平成22年12月中 旬から平成23年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)			平成23年12月中 旬から平成24年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)			平成24年12月中 旬から平成25年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">雪害 (2/3)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成17年12月～ 平成18年2月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月～ 平成23年4月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年12月～ 平成24年4月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年12月～ 平成25年4月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (2/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成17年12月～ 平成18年2月	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	平成22年12月～ 平成23年4月	(略)	(略)	(略)	(略)			平成23年12月～ 平成24年4月	(略)	(略)	(略)	(略)			平成24年12月～ 平成25年4月	(略)	(略)	(略)	(略)			所要の修正
雪害 (2/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																										
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																										
平成17年12月上 旬から平成18年 2月下旬	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																																																																										
平成22年12月中 旬から平成23年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
平成23年12月中 旬から平成24年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
平成24年12月中 旬から平成25年 4月上旬	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
雪害 (2/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																										
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																										
平成17年12月～ 平成18年2月	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																																																																										
平成22年12月～ 平成23年4月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
平成23年12月～ 平成24年4月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												
平成24年12月～ 平成25年4月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																				
410	511	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">雪害 (3/3)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年11月中旬から平成26年5月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年12月から平成27年4月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (3/3)						年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	平成25年11月中旬から平成26年5月	(略)	(略)	(略)	(略)			平成26年12月から平成27年4月	(略)	(略)	(略)	(略)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">雪害 (3/3)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年11月～平成26年5月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年12月～平成27年4月</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年12月～平成28年4月</td> <td>全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 非住家の全・半壊</td> <td>3人 66人 1棟 4棟</td> <td>3,778</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年12月～平成29年4月</td> <td>全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 // 5 床上浸水 6 床下浸水 7 非住家の全・半壊 8 農業被害(畜産舎) 9 公共土木被害</td> <td>5人 97人 2棟 1棟 7棟 11棟 354箇所、 0.4ha 5箇所</td> <td>3,109,732</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年11月～平成30年3月</td> <td>全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 // 5 非住家の全・半壊 6 農業被害(畜産舎) 7 林業被害</td> <td>7人 166人 1棟 10棟 73箇所 89箇所、 65.56ha 1箇所</td> <td>527,273</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (3/3)						年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	平成25年11月～平成26年5月	(略)	(略)	(略)	(略)			平成26年12月～平成27年4月	(略)	(略)	(略)	(略)			平成27年12月～平成28年4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 非住家の全・半壊	3人 66人 1棟 4棟	3,778			平成28年12月～平成29年4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 // 5 床上浸水 6 床下浸水 7 非住家の全・半壊 8 農業被害(畜産舎) 9 公共土木被害	5人 97人 2棟 1棟 7棟 11棟 354箇所、 0.4ha 5箇所	3,109,732			平成29年11月～平成30年3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 // 5 非住家の全・半壊 6 農業被害(畜産舎) 7 林業被害	7人 166人 1棟 10棟 73箇所 89箇所、 65.56ha 1箇所	527,273			<p>所要の修正</p>
雪害 (3/3)																																																																																																								
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																		
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																					
平成25年11月中旬から平成26年5月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				
平成26年12月から平成27年4月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)																																																																																																				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)																																																																																																				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)																																																																																																				
雪害 (3/3)																																																																																																								
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																		
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																					
平成25年11月～平成26年5月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				
平成26年12月～平成27年4月	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				
平成27年12月～平成28年4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 非住家の全・半壊	3人 66人 1棟 4棟	3,778																																																																																																				
平成28年12月～平成29年4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部破損 4 // 5 床上浸水 6 床下浸水 7 非住家の全・半壊 8 農業被害(畜産舎) 9 公共土木被害	5人 97人 2棟 1棟 7棟 11棟 354箇所、 0.4ha 5箇所	3,109,732																																																																																																				
平成29年11月～平成30年3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 // 5 非住家の全・半壊 6 農業被害(畜産舎) 7 林業被害	7人 166人 1棟 10棟 73箇所 89箇所、 65.56ha 1箇所	527,273																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																						
411	515	<table border="1"> <tr> <th colspan="7">土砂災害 (2/2)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	土砂災害 (2/2)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	<table border="1"> <tr> <th colspan="7">土砂災害 (2/2)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成25年8.9</td> <td>仙北市</td> <td>1 死者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 半壊 5 非住家の全・半壊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>田沢湖田沢供養佛地区土石流災害</td> </tr> </table>	土砂災害 (2/2)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	平成25年8.9	仙北市	1 死者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 半壊 5 非住家の全・半壊	(略)	(略)		田沢湖田沢供養佛地区土石流災害	所要の修正																																																																																																										
土砂災害 (2/2)																																																																																																																																																																										
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																																				
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																																																																																																																																																				
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)																																																																																																																																																																				
土砂災害 (2/2)																																																																																																																																																																										
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																																				
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																																																																																																																																																				
平成25年8.9	仙北市	1 死者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 半壊 5 非住家の全・半壊	(略)	(略)		田沢湖田沢供養佛地区土石流災害																																																																																																																																																																				
412	517	<p>第2 被害地震 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="4" rowspan="2">発生年月日</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">地震の規模 (M)</th> <th rowspan="2">被害</th> </tr> <tr> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>140.1</td> <td>39.2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>久保田地震</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全潰住家3,295</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	発生年月日				震央		地震の規模 (M)	被害	経度	緯度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)	140.1	39.2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	久保田地震	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全潰住家3,295	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2 被害地震 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="4" rowspan="2">発生年月日</th> <th colspan="2">震央</th> <th rowspan="2">地震の規模 (M)</th> <th rowspan="2">被害</th> </tr> <tr> <th>経度</th> <th>緯度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>140.5</td> <td>39.5</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>秋田で地震被害あり</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全壊家屋4,444</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>強首地震(仙北地震) 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	発生年月日				震央		地震の規模 (M)	被害	経度	緯度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)	140.5	39.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	秋田で地震被害あり	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全壊家屋4,444	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	強首地震(仙北地震) 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
番号	発生年月日							震央				地震の規模 (M)	被害																																																																																																																																																													
					経度	緯度																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
4	(略)	(略)	(略)	140.1	39.2	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	久保田地震																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全潰住家3,295																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
番号	発生年月日				震央		地震の規模 (M)	被害																																																																																																																																																																		
					経度	緯度																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
4	(略)	(略)	(略)	140.5	39.5	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	秋田で地震被害あり																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全壊家屋4,444																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	強首地震(仙北地震) 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表 (案)

No.	計画案ページ	修正前								修正後								修正理由	
		番号	発生年月日				震 央		地震の規模 (M)	被 害	番号	発生年月日				震 央			地震の規模 (M)
		(略)	(略)	(略)	(略)	経度	緯度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	経度	緯度	(略)	(略)	
413	518	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	42	2011年	4月	19日	140.4	39.6	4.9	秋田県内陸南部を震源。大仙市での工場の天井板とシャッターの一部破損、高校の支柱破損、温泉施設の貯水槽破損		
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	43	2017年	9月	8日	140.6	39.5	5.2	秋田県内陸南部を震源。住家一部破損6棟(6世帯)		
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	44	2019年	6月	18日	139.5	38.6	6.7	山形県沖を震源。負傷者2名、住家一部破損1棟(1世帯)、非住家全・半壊1棟		
414	519	日本海中部地震について (略) ・震源の深さ … 約14km ・最大震度 … 5 (秋田市、能代市)								日本海中部地震について (略) ・震源の深さ … 14km ・最大震度 … 5 (秋田市)								所要の修正	